

# 状 況 書

(常任委員会説明資料)

令和5年5月

島 根 県



# 目 次

1. 島根県行政機構図	1
2. 島根県職員数一覧表	5
3. 令和5年度当初予算一覧表	6
(1) 令和5年度島根県一般会計予算	6
(2) 令和5年度島根県特別会計予算	9
(3) 令和5年度島根県企業会計予算	9
4. 部局別内訳	
(1) 政策企画局	
1. 各課別予算額	11
2. 人員配置表	11
3. 各課別分掌事務	12
4. 主要施策の概要	13
5. 課題	17
(2) 総務部	
1. 各課別予算額	19
2. 人員配置表	20
3. 各課別分掌事務	21
4. 主要施策の概要	25
5. 課題	26
(3) 防災部	
1. 各課別予算額	31
2. 人員配置表	31
3. 各課別分掌事務	32
4. 主要施策の概要	33
5. 課題	35
(4) 地域振興部	
1. 各課別予算額	39
2. 人員配置表	40
3. 各課別分掌事務	41
4. 主要施策の概要	43
5. 課題	50
(5) 環境生活部	
1. 各課別予算額	59

2. 人員配置表	60
3. 各課別分掌事務	61
4. 主要施策の概要	64
5. 課題	73
(6) 健康福祉部	
1. 各課別予算額	81
2. 人員配置表	82
3. 各課別分掌事務	83
4. 主要施策の概要	87
5. 課題	104
(7) 農林水産部	
1. 各課別予算額	115
2. 人員配置表	116
3. 各課別分掌事務	117
4. 主要施策の概要	124
5. 課題	147
(8) 商工労働部	
1. 各課別予算額	153
2. 人員配置表	154
3. 各課別分掌事務	155
4. 主要施策の概要	158
5. 課題	173
(9) 土木部	
1. 各課別予算額	177
2. 人員配置表	178
3. 各課別分掌事務	179
4. 主要施策の概要	186
5. 課題	195
(10) 出納局	
1. 各課別予算額	205
2. 人員配置表	205
3. 各課別分掌事務	206
(11) 企業局	
1. 各課別予算額	207
2. 人員配置表	207
3. 各課別分掌事務	208
4. 主要施策の概要	209
5. 課題	215
(12) 病院局	
1. 人員配置表	217
2. 各課別分掌事務	218

3. 課題	219
(13) 議会事務局	
1. 各課別予算額	221
2. 人員配置表	221
3. 各課別分掌事務	222
(14) 教育委員会	
1. 各課別予算額	225
2. 人員配置表	226
3. 各課別分掌事務	227
4. 主要施策の概要	232
5. 課題	242
(15) 警察本部	
1. 各課別予算額	245
2. 人員配置表	245
3. 各課別分掌事務	246
4. 主要施策の概要	255
5. 課題	256
(16) 人事委員会事務局	
1. 各課別予算額	257
2. 人員配置表	257
3. 各課別分掌事務	258
(17) 監査委員事務局	
1. 各課別予算額	259
2. 人員配置表	259
3. 各課別分掌事務	260
(18) 労働委員会事務局	
1. 各課別予算額	261
2. 人員配置表	261
3. 各課別分掌事務	262

**【 補 足 】**

4. 部局別内訳「主要施策の概要 事業費」について

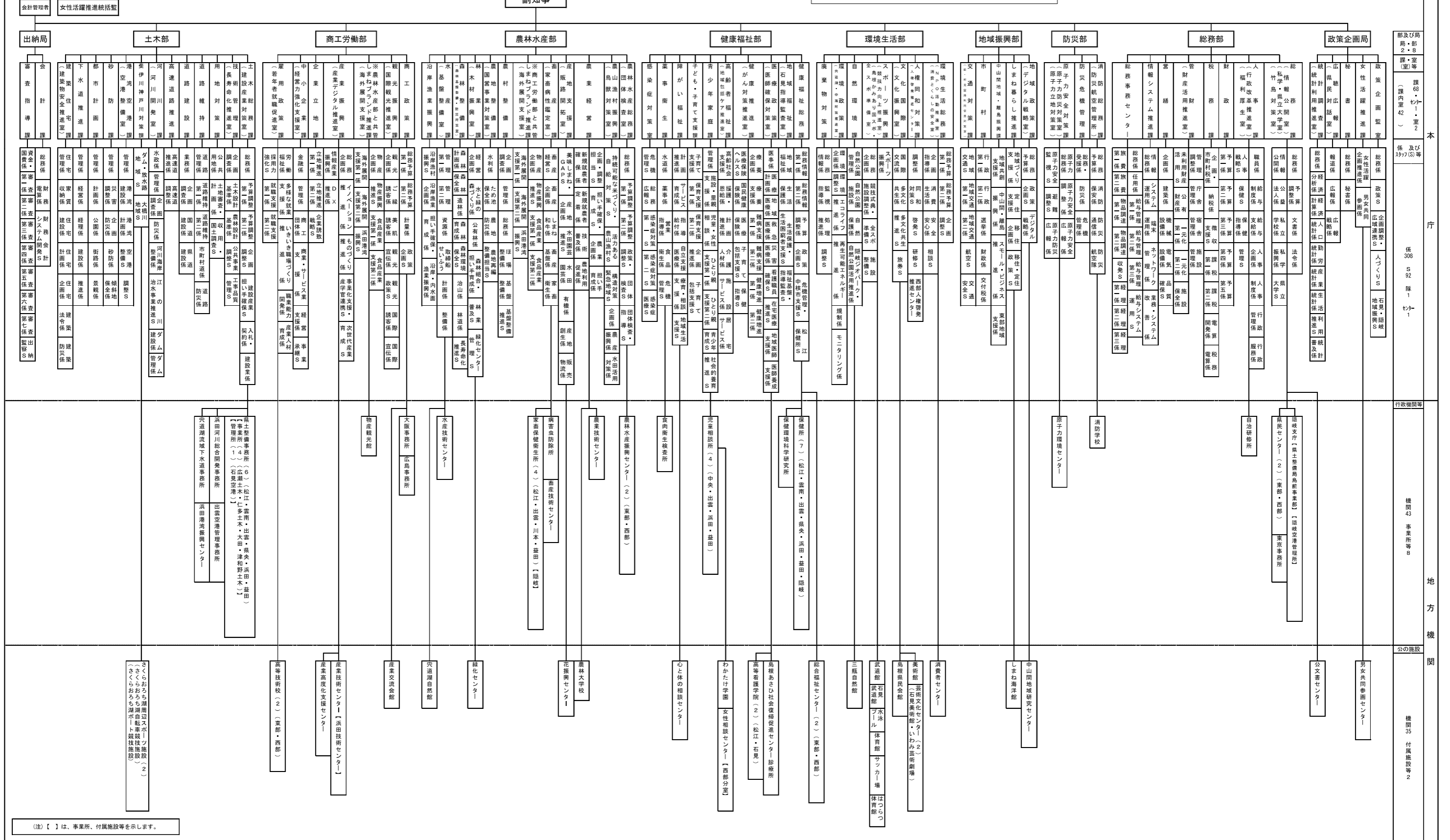
- ・ R 5 年度当初予算と、R 4 年度 1 1 月補正において繰越明許費を設定し R 5 年度にかけて執行する予算及び 2 月補正予算（2 月 13 日提案分）の合計額としています。



島根県行政機構図

令和5年4月1日 現在

(1) 知事部局

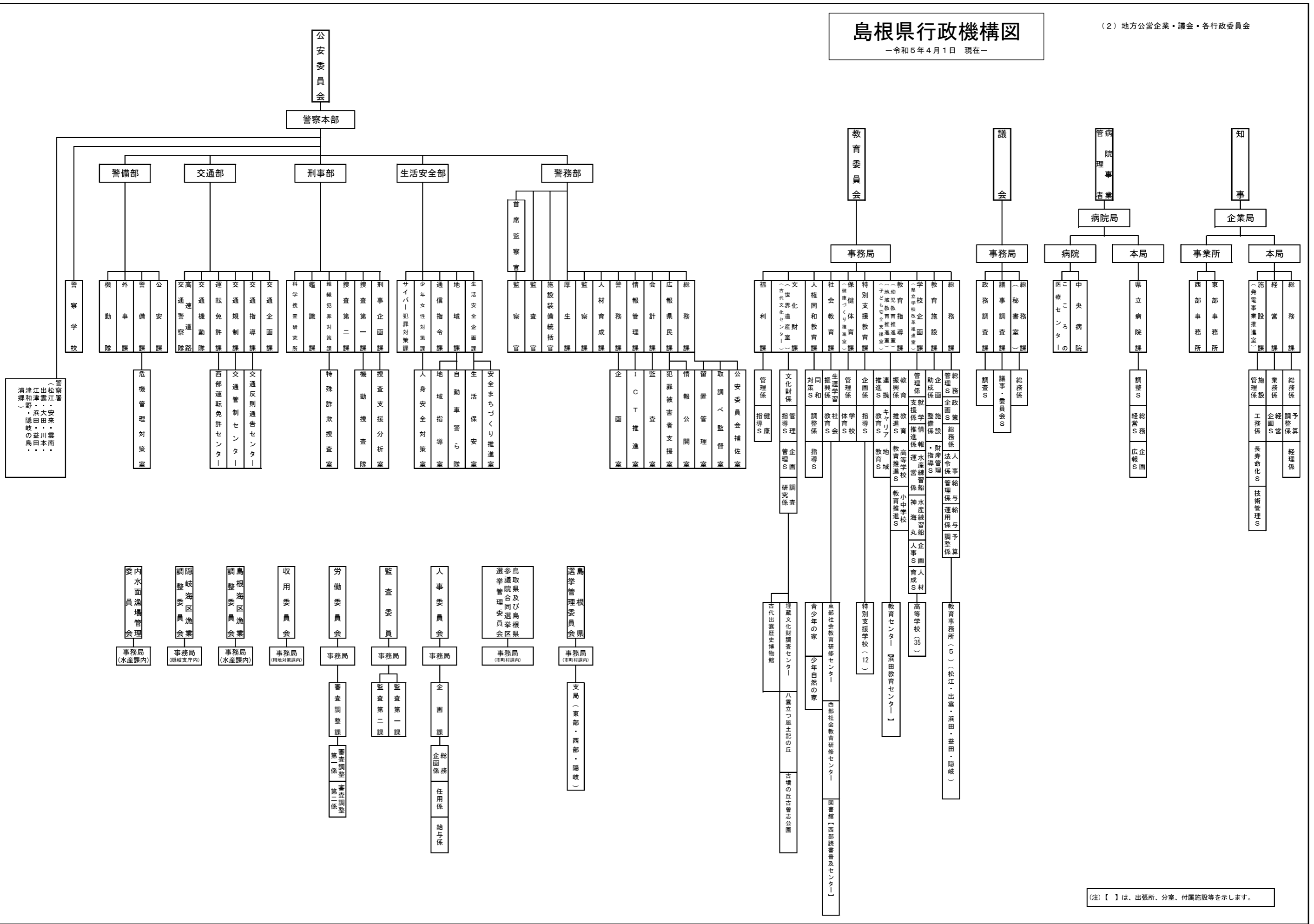


(注)【】は、事業所、付属施設等を示します。

# 島根県行政機構図

—令和5年4月1日 現在—

(2) 地方公営企業・議会・各行政委員会



(注) 【 】は、出張所、分室、付属施設等を示します。



## 2. 島根県職員数一覧表

(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

部 局 名		一 般 職 員			教 育 公 務 員	警 察 官	合 計
		事 務	技 術	計			
知 事 部 局	政 策 企 画 局	82	4	86			86
	総 務 部	393	170	563			563
	防 災 部	45	18	63			63
	地 域 振 興 部	81	18	99			99
	環 境 生 活 部	100	24	124			124
	健 康 福 祉 部	326	378	704			704
	農 林 水 産 部	109	562	671			671
		19	1	20			20
	商 工 労 働 部	136	66	202			202
		[再掲] 19	1	20			20
		土 木 部	251	619	870		
	出 納 局	32		32			32
	計	1,574	1,860	3,434			3,434
	企 業 局	22	67	89			89
	病 院 局	47	1,144	1,191			1,191
	議 会 事 務 局	18	3	21			21
	教 育 委 員 会	353	43	396	2,127		2,523
	警 察 本 部	255	36	291		1,499	1,790
	人 事 委 員 会 事 務 局	14		14			14
	監 査 委 員 事 務 局	13		13			13
	労 働 委 員 会 事 務 局	7		7			7
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	3	3	6			6
合 計		2,306	3,156	5,462	2,127	1,499	9,088

※女性活躍推進統括監は政策企画局に記載。

※農林水産部及び商工労働部の下段数字は、両部の共管である「しまねブランド推進課」分（外数）。

### 3. 令和5年度当初予算一覧表

#### (1) 令和5年度島根県一般会計予算

##### ①歳入内訳

(単位 千円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)	(A) の構成比 (%)
1. 県 税	73,959,690	73,003,879	955,811	101.3	15.3
2. 地方消費税清算金	33,858,952	30,638,505	3,220,447	110.5	7.0
3. 地方譲与税	13,941,000	14,114,000	△ 173,000	98.8	2.9
4. 地方特例交付金	359,000	374,000	△ 15,000	96.0	0.1
5. 地方交付税	182,836,901	183,859,000	△ 1,022,099	99.4	37.9
6. 交通安全対策特別交付金	179,000	186,000	△ 7,000	96.2	0.0
7. 分担金及び負担金	1,689,657	1,643,283	46,374	102.8	0.4
8. 使用料及び手数料	4,151,252	4,218,654	△ 67,402	98.4	0.9
9. 国庫支出金	99,031,184	99,458,625	△ 427,441	99.6	20.5
10. 財産収入	1,628,831	1,705,467	△ 76,636	95.5	0.3
11. 寄附金	88,459	62,884	25,575	140.7	0.0
12. 繰入金	11,955,606	11,410,531	545,075	104.8	2.5
13. 繰越金	5,833,024	4,500,000	1,333,024	129.6	1.2
14. 諸収入	12,919,793	10,842,888	2,076,905	119.2	2.7
15. 県債	39,928,400	46,092,100	△ 6,163,700	86.6	8.3
歳入合計	482,360,749	482,109,816	250,933	100.1	100.0

※構成比については、それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものがある。以下同じ。

②歳出内訳（性質別）

（単位 千円）

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)	(A) の構成比 (%)
1	1. 人 件 費	120,156,454	120,829,962	△ 673,508	99.4	24.9
2	(1) 特 別 職	898,385	830,200	68,185	108.2	0.2
3	ア、長 等	80,780	38,354	42,426	210.6	0.0
4	イ、議 員	504,861	477,806	27,055	105.7	0.1
5	ウ、委 員 等	312,744	314,040	△ 1,296	99.6	0.1
6	(2) 一 般 職	118,280,302	119,008,735	△ 728,433	99.4	24.5
7	ア、一 般 職 員	34,420,216	34,687,208	△ 266,992	99.2	7.1
8	イ、教 育 公 務 員	63,542,288	64,412,397	△ 870,109	98.6	13.2
9	ウ、警 察 官	12,882,221	12,804,399	77,822	100.6	2.7
10	エ、会 計 年 度 任 用 職 員	7,435,577	7,104,731	330,846	104.7	1.5
11	(3) 児 童 手 当	822,321	818,095	4,226	100.5	0.2
12	(4) 恩 給 及 び 退 職 年 金	45,555	57,076	△ 11,521	79.8	0.0
13	(5) 災 害 補 償 費	109,891	115,856	△ 5,965	94.9	0.0
14	2. 公 債 費	59,569,030	66,144,196	△ 6,575,166	90.1	12.3
15	3. 扶 助 費	42,887,211	41,858,722	1,028,489	102.5	8.9
16	4. 物 件 費	26,826,089	21,976,215	4,849,874	122.1	5.6
17	5. 補 助 費 等	105,109,060	99,981,378	5,127,682	105.1	21.8
18	6. 維 持 補 修 費	11,608,402	11,276,932	331,470	102.9	2.4
19	7. 普 通 建 設 事 業 費	89,208,505	90,936,919	△ 1,728,414	98.1	18.5
20	(1) 補 助 事 業 費	51,659,359	53,808,005	△ 2,148,646	96.0	10.7
21	(2) 単 独 事 業 費	29,126,019	28,871,830	254,189	100.9	6.0
22	(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金	7,612,230	7,497,587	114,643	101.5	1.6
23	(4) 同 級 他 団 体 施 行 事 業 負 担 金	10,000	10,000	0	100.0	0.0
24	(5) 受 託 事 業 費	800,897	749,497	51,400	106.9	0.2
25	8. 災 害 復 旧 事 業 費	8,731,099	12,095,970	△ 3,364,871	72.2	1.8
26	(1) 補 助 事 業 費	8,377,099	11,534,303	△ 3,157,204	72.6	1.7
27	(2) 単 独 事 業 費	354,000	354,000	0	100.0	0.1
28	(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金		186,667	△ 186,667	皆減	
29	(4) 受 託 事 業 費		21,000	△ 21,000	皆減	
30	9. 失 業 対 策 事 業 費					
31	(1) 補 助 事 業 費					
32	(2) 単 独 事 業 費					
33	10. 積 立 金	2,797,549	2,878,371	△ 80,822	97.2	0.6
34	11. 出 資 金	564	707	△ 143	79.8	0.0
35	12. 貸 付 金	9,000,139	7,169,056	1,831,083	125.5	1.9
36	13. 繰 出 金	6,166,647	6,661,388	△ 494,741	92.6	1.3
37	14. 予 備 費	300,000	300,000	0	100.0	0.1
合 計		482,360,749	482,109,816	250,933	100.1	100.0

③歳出内訳（部別）

（単位 千円）

部 別	予 算 額	財 源 内 訳					
		国 庫	使 ・ 手	寄 ・ 分	県 債	そ の 他	一 般 財 源
政策企画局	1,700,878	290,794	12,285	43,202	4,200	2,393	1,348,004
総 務 部	121,255,997	1,352,993	38,559		1,313,900	558,446	117,992,099
防 災 部	4,420,417	1,638,379	17,701		549,400	388,773	1,826,164
地域振興部	5,732,636	611,414	1,897		433,100	387,592	4,298,633
環境生活部	5,636,553	564,552	197,284	34,376	225,200	715,653	3,899,488
健康福祉部	100,686,155	28,194,583	130,202	13,101	372,200	3,630,335	68,345,734
農林水産部	49,336,196	20,384,620	115,786	1,091,125	7,094,900	5,644,708	15,005,057
	724,326	186,914			5,400	14,684	517,328
商工労働部	14,635,683	2,443,215	70,881	3,000	369,000	1,596,854	10,152,733
	<small>〔再掲〕</small> 724,326	186,914			5,400	14,684	517,328
土 木 部	73,227,038	21,241,562	1,050,796	591,758	26,003,600	4,240,515	20,098,807
教育委員会	81,497,324	14,355,514	1,650,766		489,100	559,539	64,442,405
警 察 本 部	21,414,514	716,116	821,257		904,400	159,312	18,813,429
そ の 他	2,093,032					7,704	2,085,328
計	482,360,749	91,980,656	4,107,414	1,776,562	37,764,400	17,906,508	328,825,209

※農林水産部及び商工労働部の下段数字は、両部の共管である「しまねブランド推進課」分（外数）。

## (2) 令和5年度島根県特別会計予算

(単位 千円)

会 計 名	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
島根県公債管理特別会計	84,404,423	93,592,736	△ 9,188,313	90.2
島根県証紙特別会計	1,860,323	2,051,801	△ 191,478	90.7
島根県総務事務集中処理特別会計	10,092,078	9,278,204	813,874	108.8
島根県市町村振興資金特別会計	7,140,813	7,180,283	△ 39,470	99.5
島根県立島根あさひ社会復帰 促進センター診療所特別会計	321,156	310,481	10,675	103.4
島根県国民健康保険特別会計	61,648,099	63,173,067	△ 1,524,968	97.6
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	334,643	378,211	△ 43,568	88.5
島根県農林漁業改善資金特別会計	395,394	407,340	△ 11,946	97.1
島根県中小企業近代化資金特別会計	827,886	762,704	65,182	108.5
島根県中小企業制度融資等特別会計	47,622,062	53,762,617	△ 6,140,555	88.6
島根県立中海水中貯木場特別会計	17,046	17,068	△ 22	99.9
島根県臨港地域整備特別会計	1,116,230	1,425,123	△ 308,893	78.3
島根県営住宅特別会計	4,711,314	3,185,028	1,526,286	147.9
合 計	220,491,467	235,524,663	△ 15,033,196	93.6

## (3) 令和5年度島根県企業会計予算 (歳出ベース)

(単位 千円)

会 計 名	収 益 的 支 出			
	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
島根県病院事業会計	23,738,047	22,624,588	1,113,459	104.9
島根県電気事業会計	3,116,305	2,853,243	263,062	109.2
島根県工業用水道事業会計	277,667	224,677	52,990	123.6
島根県水道事業会計	2,321,220	2,131,722	189,498	108.9
島根県宅地造成事業会計	453,398	329,002	124,396	137.8
島根県流域下水道事業会計	4,870,932	4,481,950	388,982	108.7
合 計	34,777,569	32,645,182	2,132,387	106.5

(単位 千円)

会 計 名	資 本 的 支 出			
	令和5年度 (C)	令和4年度 (D)	比 較 (C) - (D)	(C) / (D) (%)
島根県病院事業会計	5,001,890	4,597,371	404,519	108.8
島根県電気事業会計	2,640,794	4,048,159	△ 1,407,365	65.2
島根県工業用水道事業会計	372,293	255,494	116,799	145.7
島根県水道事業会計	1,878,875	1,139,553	739,322	164.9
島根県宅地造成事業会計	386,843	203,188	183,655	190.4
島根県流域下水道事業会計	2,706,177	3,002,911	△ 296,734	90.1
合 計	12,986,872	13,246,676	△ 259,804	98.0



## 4. 部局別内訳





# (1) 政策企画局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
政 策 企 画 監 室	321,421	322,246	△ 825	99.7
女 性 活 躍 推 進 課	437,088	421,480	15,608	103.7
秘 書 課	127,510	125,424	2,086	101.7
広 聴 広 報 課	480,831	680,545	△ 199,714	70.7
統 計 調 査 課	334,028	346,981	△ 12,953	96.3
政策企画局 合計	1,700,878	1,896,676	△ 195,798	89.7

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
政 策 企 画 監 室	22	2	24		24
女 性 活 躍 推 進 課	10		10		10
秘 書 課	6	2	8		8
広 聴 広 報 課	14		14		14
統 計 調 査 課	30		30		30
計	82	4	86		86

※女性活躍推進統括監は女性活躍推進課に記載。

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 政策企画監室

- ① 県政の総合的な計画及びその調整に関すること。
- ② 重要施策の企画及び調整に関すること。
- ③ 石見地域及び隠岐地域振興に関すること。
- ④ 政策企画会議に関すること。
- ⑤ 知事会に関すること。
- ⑥ 中国地方開発に関すること。
- ⑦ 行政評価の推進に関すること。
- ⑧ 地方分権に関すること。
- ⑨ 広域連携の推進に関すること。
- ⑩ 島根を創る人づくりに関すること。

#### (2) 女性活躍推進課

- ① 女性の活躍に係る施策の推進及び総合調整に関すること。
- ② 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること。
- ③ 男女共同参画センターに関すること。
- ④ 公益財団法人しまね女性センターの業務運営の指導に関すること。

#### (3) 秘書課

- ① 秘書に関すること。
- ② 栄典及び表彰（職員に関するものを除く。）に関すること。

#### (4) 広聴広報課

- ① 広報に関すること。
- ② 報道に関すること。
- ③ 広聴に関すること（県民対話室）。

#### (5) 統計調査課

- ① 統計調査及び統計の公表に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ② 統計の分析に関すること。
- ③ 統計事務の指導及び調整に関すること。
- ④ 統計の利用推進に関すること（統計利用推進室）。
- ⑤ 統計資料の整備及び刊行に関すること（統計利用推進室）。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 島根創生計画の推進	—	<p>県では、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、令和2年3月に、今後の施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」(2020～2024年度)を策定した。</p> <p>2035年までに合計特殊出生率2.07、2030年までに人口の社会移動均衡を目標に掲げ、その達成に向け、オール島根で取り組んでいる。</p> <p>新型コロナへの対応や物価高騰対策など喫緊の課題への対応と並行して「島根創生」の取組を進めており、引き続き状況の変化に柔軟かつ機動的に対応し、着実に施策を推進していく。</p> <p>1. 計画の概要</p> <p>第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 活力ある産業をつくる</li> <li>II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</li> <li>III 地域を守り、のばす</li> <li>IV 島根を創る人をふやす</li> </ul> <p>第2編 生活を支えるサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>V 健やかな暮らしを支える</li> <li>VI 心豊かな社会をつくる</li> </ul> <p>第3編 安全安心な県土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VII 暮らしの基盤を支える</li> <li>VIII 安全安心な暮らしを守る</li> </ul> <p>2. 計画の進行管理</p> <p>重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施。評価結果や、それに対する意見は翌年度当初予算編成作業に活用。</p>	政策企画監室

<p>2. 島根を創る人づくりの推進</p> <p>〔IV-1-(1)〕 〔IV-1-(3)〕 〔IV-2-(1)〕 〔IV-2-(2)〕 〔IV-2-(3)〕 〔IV-2-(4)〕</p>	<p>—</p>	<p>県では、「島根創生計画」に基づき、「島根を創る人づくり」を部局横断で進めている。</p> <p>島根県の人口流出の主な原因は、若者の進学・就職による転出であり、子どもの世代から地域への愛着や誇りを育むふるさと教育や島根の魅力発信などにより、若者に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらい新しい人の流れづくりを今後一層加速させていく必要がある。</p> <p>引き続き、若者のライフステージごとに各種取組の実効性がより高まるよう部局間の調整連携を進め、「島根を創る人づくりプラン」として、県内の高等教育機関、産業界、市町村などの関係機関と共有したうえで、切れ目のない対策を行い、島根の次代を担う若者の一層の県内定着等に取り組んでいく。</p>	<p>政策企画監室</p>
<p>3. 女性活躍の推進</p> <p>〔I-3-(1)〕 〔I-3-(2)〕 〔II-1-(2)〕 〔IV-3-(1)〕 〔IV-3-(2)〕</p>	<p>266,533</p>	<p>県では、「島根創生計画」に基づき策定した「しまね女性活躍推進プラン」を踏まえ、知事が直接様々な分野の女性からの意見を伺いながら、「しまね女性活躍推進」を部局横断で進めている。</p> <p>女性がライフステージに応じて、職場、家庭、地域でいきいきと活躍でき、誰もが家庭と仕事のバランスの取れた充実した生活が送れるよう、社会全体として取組を推進していく。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>1. あらゆる分野での女性の活躍推進事業</p> <p>キャリア形成の支援やロールモデルの普及啓発、女性が進出しにくかった分野における就業や起業の実現のための支援を行う。</p> <p>また、企業等において、女性が多様な職種での能力の向上や、管理職等としての活躍、キャリアアップを実現することができるよう支援する。</p> <p>(1)働く女性のためのスキルアップセミナー (2)女性を対象とした起業支援セミナー (3)しまね働く女性きらめき大賞（表彰） (4)女性を対象とした就職相談窓口を設置</p> <p>2. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業</p> <p>男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識の向上を図るためのセミナー等を通じて意識啓発を行う。</p> <p>また、従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者等の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援する。</p> <p>(1)男性の家事・育児参加の促進 (2)イクボスネットワーク</p>	<p>女性活躍推進課</p>

		<p>(3) こころカンパニー認定事業及びしまね女性活躍応援企業の普及</p> <p>(4) 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金</p> <p>(5) 出産後職場復帰奨励金及び子育てしやすい職場づくり奨励金</p>	
<p>4. 男女共同参画の理解促進事業</p> <p>[IV-3-(1)]</p> <p>[IV-3-(2)]</p> <p>[VI-3-(2)]</p>	100,073	<p>「第4次島根県男女共同参画計画」（令和4～8年度）に基づき、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会が実現するよう、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で、性別による固定的な役割分担意識の解消や政策・方針決定過程等における男女共同参画を推進するための啓発事業を推進していく。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県審議会等への女性委員の参画の推進</li> <li>2. 地域や若者に向けた男女共同参画の啓発</li> <li>3. 男女共同参画サポーターの養成、活動支援</li> <li>4. 政治分野における男女共同参画の啓発</li> <li>5. 防災部局と連携した女性の視点からの防災研修</li> <li>6. 島根県立男女共同参画センターの運営 (公財) しまね女性センターに指定管理委託 (R2～6)</li> </ol>	女性活躍推進課

<p>5. しまねのイメージ 発信事業 〔IV-2-(1)〕</p>	<p>69,966</p>	<p>島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するためには、移住・定住に繋がる新しい人の流れづくりが必要であることから、県内外に向け、島根の「人」や「暮らし」の魅力の発信に取り組んでいる。</p> <p>令和5年度も引き続き、県内の中高生や、子どもの進路選択に影響を与える親世代に向けて、島根の暮らしの良さを肯定的に捉えられるようなイメージを発信し、将来の定住やUターンにつなげていく。</p> <p>また、都市部の若者に向けて、「人間らしい、温もりのある暮らし」ができる島根のイメージを引き続き発信し、移住の検討につなげていく。</p> <p>そのほか、島根創生に係る施策への理解や関心を深めるための発信を行う。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内向け事業 ラジオ番組、テレビ・ラジオCM、新聞広告など</li> <li>2. 県外向け事業 ウェブ広告など</li> <li>3. 島根創生に係る広報 新聞広告、SNS広告</li> </ol>	<p>広聴広報課</p>
--	---------------	---	--------------



## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
女性活躍推進課	<p>1. 女性活躍の推進 〔I-3-(1)〕 〔I-3-(2)〕 〔II-1-(2)〕 〔IV-3-(1)〕 〔IV-3-(2)〕</p> <p>2. 男女共同参画の推進 〔IV-3-(1)〕 〔IV-3-(2)〕 〔VI-3-(2)〕</p>	<p>1. 概要 生産年齢人口(15～64歳)における女性の労働力率が78.7% (令和2年国勢調査)と全国1位であり、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、家庭における家事・育児・介護時間は男性の133分に対し女性は357分 (令和3年社会生活基本調査)でその負担は女性に偏っており、また「働き続けにくい」と感じる女性の割合は59.2% (令和4年度県政世論調査)と高い状況にある。</p> <p>2. 今後の課題 経済団体や女性団体等と連携して、企業に対し女性が活躍できる環境づくりを働きかける必要がある。 また、子育てしやすく、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりの取組が一層進むよう、従業員への子育て支援に取り組む企業を支援し、また、男性の家事・育児参加を促進して、働きながら安心して子育てできる環境づくりを進めていく必要がある。</p> <p>1. 概要 「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的な性別による役割分担意識にとらわれない人の割合は82.1% (令和4年度県政世論調査)となり、男女共同参画社会についての理解が進んでいる。一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、行動においては、まだ性別による偏りがある。 また、政策・方針決定過程への女性の参画率について、県の審議会では47.6% (令和4年度島根県女性活躍推進課調査)となったが、市町村審議会や、地域、学校、事業所等における参画率については、まだ十分でない。</p> <p>2. 今後の課題 固定的な性別役割分担意識や、地域や家庭などでの役割において性別による偏りが解消されるよう、市町村や男女共同参画サポーターと連携し、引き続き意識啓発に取り組む必要がある。 また、市町村等に政策・方針決定過程への女性参画を働きかけ、具体的な取組を促す必要がある。</p>



## (2) 総務部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
総務課	6,479,041	6,335,184	143,857	102.3
人事課	4,513,882	4,992,636	△ 478,754	90.4
財政課	61,960,789	68,568,487	△ 6,607,698	90.4
税務課	38,714,414	36,437,640	2,276,774	106.2
管財課	6,166,390	6,152,438	13,952	100.2
営繕課	361,027	356,472	4,555	101.3
情報システム推進課	2,165,520	1,624,730	540,790	133.3
総務事務センター	894,934	881,596	13,338	101.5
総務部 合計	121,255,997	125,349,183	△ 4,093,186	96.7

(特別会計)

(単位 千円)

課名	会計名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
財政課	公債管理 特別会計	84,404,423	93,592,736	△ 9,188,313	90.2
税務課	証紙特別会計	671,644	884,564	△ 212,920	75.9
総務事務 センター	総務事務集中 処理特別会計	10,092,078	9,278,204	813,874	108.8

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
総務課	47	1	48		48
人事課	34	5	39		39
財政課	21	1	22		22
税務課	19		19		19
管財課	13	13	26		26
営繕課	1	14	15		15
情報システム推進課	18		18		18
総務事務センター	38		38		38
計	191	34	225		225

### (2) 地方機関

機関名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
隠岐支庁	42	97	139		139
( 県民局 )	11	4	15		15
( 保健所 )	6	17	23		23
( 農林水産局 )	5	37	42		42
( 県土整備局 )	20	39	59		59
東部県民センター	77	18	95		95
西部県民センター	59	18	77		77
公文書センター					
東京事務所	18	3	21		21
自治研修所	6		6		6
計	202	136	338		338

合計	393	170	563		563
----	-----	-----	-----	--	-----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 総務課

- ① 公文書及び公印の管理に関する事。
- ② 条例、規則その他規程の審査及び公布並びに法令に関する総合調整に関する事。
- ③ 県報発行及び官報報告に関する事。
- ④ 行政手続に関する事。
- ⑤ 行政書士に関する事。
- ⑥ 隠岐支庁及び県民センターに関する事。
- ⑦ 公文書センターに関する事。
- ⑧ 東京事務所に関する事。
- ⑨ 宗教法人に関する事（情報公開室）。
- ⑩ 公益社団法人及び公益財団法人、移行法人並びに知事が所管する特例民法法人に係る総合調整に関する事（情報公開室）。
- ⑪ 情報公開、個人情報保護及び知事の資産公開に関する事（情報公開室）。
- ⑫ 私立学校に関する事（私学・県立大学室）。
- ⑬ 公立大学法人島根県立大学に関する事（私学・県立大学室）。
- ⑭ 竹島に関する事（竹島対策室）。

#### (2) 人事課

- ① 地方職員共済組合に関する事。
- ② 職員互助会に関する事。
- ③ 庁中儀式に関する事。
- ④ 職員の旅費に関する事。
- ⑤ 恩給及び退隠料に関する事。
- ⑥ 職員の公務災害補償に関する事。
- ⑦ 地方公務員災害補償基金に関する事。
- ⑧ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- ⑨ 職員の定数に関する事。
- ⑩ 職員の表彰に関する事。
- ⑪ 職員の進退及び身分並びに服務及び監察に関する事。
- ⑫ 職員の研修及び勤務成績の評定に関する事。
- ⑬ 職員の賠償責任に関する事。
- ⑭ 行政考査及び能率に関する事。

- ⑮ 職員団体に関する事。
- ⑯ 外部監査に関する事。
- ⑰ 自治研修所に関する事。
- ⑱ 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の職員の定数及び身分取扱いについての連絡調整に関する事。
- ⑲ 内部統制に関する事。
- ⑳ 行政改革の推進に関する事（行政改革推進室）。
- ㉑ 県の公社、事業団等に係る総合調整に関する事（行政改革推進室）。
- ㉒ 行政組織に関する事（行政改革推進室）。
- ㉓ 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の組織についての連絡調整に関する事（行政改革推進室）。
- ㉔ 職員被服等の貸与に関する事（福利厚生室）。
- ㉕ ライフプランに関する事（福利厚生室）。
- ㉖ コラム南青山の底地に関する事（福利厚生室）。
- ㉗ 職員の厚生に関する事（福利厚生室）。
- ㉘ 職員の労働安全衛生に関する事（福利厚生室）。
- ㉙ 職員の勤労者財産形成貯蓄に関する事（福利厚生室）。

### (3) 財政課

- ① 予算及び財政に関する事。
- ② 県議会に関する事。
- ③ 県の公社、事業団等の業務運営に対する財政的関与に関する事。

### (4) 税務課

- ① 県税に関する事。
- ② 県税の賦課徴収に関する資料の作成に関する事。
- ③ 課税自主権の活用に関する事。
- ④ 市町村の税務行政に係る支援に関する事。

### (5) 管財課

- ① 県庁舎（県議会議事堂を含む。以下同じ。）及び県庁舎内諸施設の維持管理に関する事。
- ② 県庁舎内及び県庁構内の秩序維持に関する事。
- ③ 職員宿舎に関する事。
- ④ 土地開発基金に関する事。
- ⑤ 公有財産の取得、管理及び処分に関する事（財産活用推進室）。



- ⑥ 県有財産の有効活用の推進に関する事（財産活用推進室）。
- ⑦ 県有施設の維持管理及び保全に関する事（財産活用推進室）。
- ⑧ 県有施設の長寿命化に関する事（財産活用推進室）。
- ⑨ 国有資産等所在市町村交付金に関する事（財産活用推進室）。
- ⑩ 県有財産の火災共済に関する事（財産活用推進室）。

#### (6) 営繕課

- ① 県有建物の建築及び修繕に関する事。
- ② 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部並びに病院局等からの受託による建築工事に関する事。
- ③ 建築工事に係る設計施工基準及び積算基準に関する事。
- ④ 市町村等が行う建築の技術支援に関する事。

#### (7) 情報システム推進課

- ① 行政情報化の推進に関する事。
- ② 業務・システムの改善に関する事。
- ③ 電子自治体の推進に関する事。
- ④ 情報セキュリティ対策に関する事。
- ⑤ 情報通信システムの全体最適化に関する事。
- ⑥ 情報通信システムの整備及び管理運営に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑦ 情報通信ネットワークの整備及び管理運営に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### (8) 総務事務センター

- ① 総務事務の集中処理化に関する事。
- ② 給与の支給に関する事。
- ③ 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する事。
- ④ 職員の児童手当に関する事。
- ⑤ 会計年度任用職員の報酬の支給に関する事（非常勤職員システムにより支給するものに限る。）。
- ⑥ 特別職職員の報酬の支給に関する事（非常勤職員システムにより支給するものに限る。）。
- ⑦ 旅費の支給に関する事。
- ⑧ 支出事務に関する事。

- ⑨ 物品等の調達に関すること。
- ⑩ 県有自動車の調達及び管理に関すること。
- ⑪ 遡送に関すること。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 竹島領土権確立対策事業 〔VII-1-(5)〕	34,288	「竹島の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、問題解決に向けた国民世論の喚起を促す取組を実施。 【事業概要】 ○竹島問題研究会及び学校教育分科会の開催 ○竹島の日記念行事の実施 ○啓発パンフレットの作成や竹島資料室の運営など広報啓発活動の実施	総務課 (竹島対策室)
2. 公立大学法人島根県立大学運営支援事業 〔III-2-(1)〕 〔IV-1-(3)〕 〔VI-1-(5)〕	2,198,417	公立大学法人島根県立大学の運営の支援を図るため、必要な経費を交付。 【事業概要】 ○経常経費に係る大学運営費交付金 ○出雲キャンパスのLED化改修経費等	総務課 (私学・県立大学室)
3. 私学振興事業 〔IV-1-(1)〕 〔IV-2-(2)〕 〔VI-1-(1)〕 〔VI-1-(3)〕 〔VI-1-(5)〕	2,928,880	私立学校の教育水準の維持向上を図るため、私立学校運営費の助成を実施するとともに、すべての高校生等が安心して学校活動に専念できるよう、家庭の教育費負担軽減のための支援を実施。 【事業概要】 ○中学、高校、専修学校への経常費助成 ○就学支援金の給付、私立高等学校授業料減免補助、奨学のための給付金の給付	総務課 (私学・県立大学室)
4. 県有施設長寿命化推進事業	3,789,459	計画的に修繕を実施することにより、県有施設の長寿命化を図る。 【事業概要】 ○各財産部局で実施していた修繕を管財課で一元的に執行管理 ○劣化度調査による優先度判定を行い、維持保全計画を作成した上で修繕を実施 ○修繕を計画的に実施することにより、年度ごとの事業費を平準化 ○対象施設 知事部局施設 H27～ 警察本部施設 H28～ 教育委員会施設 H29～ 職員宿舎 H30～	管財課

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
総務課 (竹島対策室)	1. 竹島問題について 〔VII-1-(5)〕	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 17 年 3 月、議員提案により「竹島の日を定める条例」を制定</li> <li>○条例の趣旨を踏まえ、県では次の活動を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国への要望活動</li> <li>・ 広報啓発</li> <li>・ 調査研究</li> <li>・ 県内学校における竹島学習</li> </ul> </li> <li>○最近の主な動き               <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成 24 年 8 月の韓国大統領の竹島上陸以降、政府組織の設置や学習指導要領の改訂、領土・主権展示館の開館など国において動きあり)</li> <li>・ 政府が国際司法裁判所の共同提訴を韓国政府へ提案 (平成 24 年 8 月)</li> <li>・ 内閣官房への「領土・主権対策企画調整室」の設置 (平成 25 年 2 月)</li> <li>・ 第 8 回「竹島の日」式典に初めて内閣府大臣政務官が出席 (平成 25 年 2 月)</li> <li>・ 島根県「総務課竹島対策室」設置 (平成 25 年 4 月)</li> <li>・ 小・中学校の新学習指導要領で竹島を固有の領土と明記 (平成 29 年 3 月)</li> <li>・ 内閣官房「領土・主権展示館」の開館 (平成 30 年 1 月)</li> <li>・ 高等学校の新学習指導要領で竹島を固有の領土と明記 (平成 30 年 3 月)</li> <li>・ 4 回目の「竹島問題の早期解決を求める東京集会」開催 (平成 30 年 11 月)</li> <li>・ 「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」提言 (令和元年 7 月)</li> <li>・ 内閣官房「領土・主権展示館」の拡張移転 (令和 2 年 1 月)</li> <li>・ 内閣官房「領土・主権展示館」の地方巡回展実施 (令和 2 年 10 月～)</li> <li>・ 竹島問題を含む領土・主権教育が全国の小・中・高等学校において順次実施 (令和 2 年～令和 4 年)</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 国への要望活動</p> <p>次の事項を中心に、粘り強く要望活動を継続する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民世論の啓発や国際社会への情報発信</li> <li>② 竹島に関する国の研究機関の設置など研究体制の強化、若手研究者の育成や県が実施する調査・研究への支援</li> <li>③ 国際司法裁判所への単独提訴を含めた外交交渉の新たな展開</li> </ul>

		<p>④政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定</p> <p>⑤隠岐の島町への国の啓発施設の設置</p> <p>(2)県の取組</p> <p>引き続き、竹島問題に関する客観的な研究を行うとともに、県民及び国民全体の理解や世論の盛り上げを図るため、関係団体等とも連携し工夫しながら啓発活動を進める。</p>
<p>(私学・県立大学室)</p>	<p>2. 公立大学法人島根県立大学の改革</p> <p>[Ⅲ-2-(1)]</p> <p>[Ⅳ-1-(3)]</p> <p>[Ⅵ-1-(5)]</p>	<p>1. 概要</p> <p>県は、平成 30 年 10 月に大学の達成すべき業務運営に関する 6 年間の目標である第 3 期中期目標を策定し、大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ。</p> <p>これを受け、大学では、中期目標達成のための中期計画を策定し、改革を推進。</p> <p>[これまでの取組]</p> <p>(1)県内入学の促進</p> <p>①県内高校生のみを対象とした「学校推薦型選抜」を新設し、原則として共通テストを課さない入試制度改革を実施</p> <p>②県内高校における探求活動の支援や大学教員による講演会の開催など、県内高校生が県立大学のことを知る機会を創出</p> <p><b>【入学者に占める県内出身者比率】</b></p> <p>令和 5 年 4 月入学者実績 52.6%</p> <p>(目標：令和 7 年 4 月入学者 50%以上)</p> <p>(2)学部・学科の改編</p> <p>①令和 3 年 4 月に、浜田キャンパスの総合政策学部を地域政策学部及び国際関係学部の 2 学部 2 学科 5 コースに改編</p> <p>②令和 5 年 4 月に、松江キャンパス短期大学部総合文化学科を文化情報学科に変更</p> <p>(3)県内就職の促進</p> <p>①令和 2 年 3 月に県内大学と経済団体及び県等で設立した「しまね産学官人材育成コンソーシアム」において、低学年次から学生と県内企業との交流機会等を創出</p> <p>②県商工労働部に配置された人材確保育成コーディネーターと連携し、学生の県内企業への就職活動を支援</p> <p>③令和 3 年度に県内企業からの寄附金を原資とした県内就職希望者を対象とする給付型奨学金を創設</p> <p><b>【卒業生の県内就職率】</b></p> <p>令和 4 年度実績 43.7%</p> <p>(目標：令和 6 年度 50%以上)</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>県内高校からの入学者を確保するため、入試制度改革や県内高校と連携した取組を進めるとともに、受験生、保護者や高校関係者に対し、入試制度や学びの特色などの情報提供を強化していく。</p> <p>また、県内就職を促進するため、県立大学の学びの特色を県内企業に理解してもらおう取組や、学生が県内企業を知るためのインターンシップや企業説明会などの取組を強化していく。</p>
財 政 課	1. 財政運営について	<p>1. 概要</p> <p>島根創生を推進するための施策の充実と健全な財政運営の両立に取り組んでいくため、令和元年11月に「中期財政運営方針」を策定し、財政運営に取り組んでいるところである。</p> <p>【中期財政運営方針の概要】</p> <p>(1)目標（令和6年度末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①財政調整のための基金を220億円程度確保</li> <li>②通常県債残高を5,400億円程度に縮減</li> </ul> <p>(2)取組の柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スクラップ・アンド・ビルドの徹底</li> <li>②行政の効率化・最適化の推進</li> <li>③県有財産の売却などによる財源の確保</li> <li>④決算剰余金等を活用した財政基盤の強化</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <p>県財政は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しており、財政基盤が脆弱な一方で、高齢化の進展等に伴う社会保障経費の増加や、国民スポーツ大会の準備経費など、新たな財政需要への対応も必要となっている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰による県内経済等への影響を踏まえた対応も必要となっている。</p> <p>そのため、新型コロナウイルス感染症対策及びエネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営に引き続き取り組んでいく。</p>

<p>管 財 課</p>	<p>1. 県有財産の利活用推進</p>	<p>1. 概要</p> <p>県が保有する財産の一層の有効活用を推進するため、基本的な方針及び実施計画を策定。</p> <p>この方針等に基づき、全庁的な共通認識のもと、各事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 26 年 4 月「県有財産利活用方針」</li> <li>○平成 26 年 10 月「県有財産利活用推進計画」 (平成 26 年度～29 年度)</li> <li>○平成 30 年 4 月「第 2 次県有財産利活用推進計画」 (平成 30 年度～令和 4 年度)</li> <li>○令和 5 年 4 月「第 3 次県有財産利活用推進計画」 (令和 5 年度～9 年度)</li> </ul> <p>(1) 計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県有財産の有効活用 建物性能、利用度等による現況評価を行い、施設を集約化</li> <li>② 施設の長寿命化 一元的な執行管理により、施設を計画的に保全</li> <li>③ 保有財産の適正化 不動産関係団体との連携等による売却促進 等</li> </ul> <p>(2) 取組の成果（平成 26 年度～令和 3 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県庁執務室の適正配置による民間ビルの借上げ解消 (年間約 800 万円) と災害本部スペースの確保</li> <li>② 公募による自動販売機設置による貸付収入の増 (年間約 3,200 万円)</li> <li>③ 未利用財産の売却（総額約 39 億円）</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の継続、集約又は廃止を検討するにあたり、策定した評価指標を利用し、県有財産の総量を削減</li> <li>(2) 学校の施設管理業務の専門業者への委託を進め、一元的な管理を順次導入</li> <li>(3) 庁内での未利用財産の情報収集及び売却時の不動産関係団体との連携等により、保有財産を一層縮減</li> </ul>
--------------	----------------------	--





### (3) 防 災 部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (機構改革後) (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
消 防 総 務 課	1,658,230	1,221,860	436,370	135.7
防 災 危 機 管 理 課	523,816	528,140	△ 4,324	99.2
原 子 力 安 全 対 策 課	2,238,371	1,668,938	569,433	134.1
防災部 合計	4,420,417	3,418,938	1,001,479	129.3

(参考：機構改革による令和5年度当初予算の移管状況)

(単位 千円)

課 名	当初の額	移管額	計 (A)	概 要
消 防 総 務 課	1,658,230		1,658,230	
防 災 危 機 管 理 課	523,816		523,816	
原 子 力 安 全 対 策 課	1,816,950	421,421	2,238,371	地域政策課より移管
防災部 合計	3,998,996	421,421	4,420,417	

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
消 防 総 務 課	14	4	18		18
防 災 危 機 管 理 課	12	2	14		14
原 子 力 安 全 対 策 課	16	4	20		20
計	42	10	52		52

(2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
消 防 学 校	2	1	3		3
原 子 力 環 境 セ ン タ ー	1	7	8		8
計	3	8	11		11

合 計	45	18	63		63
-----	----	----	----	--	----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 消防総務課

- ① 消防に関すること。
- ② 高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。
- ③ 防災行政無線に関すること。
- ④ 総合防災情報システムに関すること。
- ⑤ 防災ヘリコプターの運航に関すること。
- ⑥ 消防学校に関すること。

#### (2) 防災危機管理課

- ① 危機管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。第3号において同じ。)
- ② 国民の保護に関すること。
- ③ 災害対策に関すること。
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の施行に関すること。
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑥ 自衛官の募集及び自衛隊委託事業に関すること。

#### (3) 原子力安全対策課

- ① 原子力安全対策に関すること。
- ② 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視及び広報に関すること。
- ③ 原子力防災対策に関すること(原子力防災対策室)。
- ④ 電源立地対策に関すること(原子力立地対策室)。
- ⑤ 原子力環境センターに関すること。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 防災情報システム整備事業 〔Ⅷ-1-(3)〕	686,599	災害時の情報伝達、情報収集体制を確保し、防災体制の強化を図るため、防災関係機関における各種システムの更新及び整備を実施。 【事業概要】 ・次期島根県総合防災情報システムの調達 ・防災行政無線中継局舎及び通信鉄塔耐震化工事の実施 ・地域衛星通信ネットワーク更新に向けた設計業務の実施	消防総務課
2. 消防職員・消防団員活動強化事業 〔Ⅷ-1-(3)〕	125,087	消防活動の充実強化や地域防災力の向上を図るため、消防職員や消防団員の教育訓練、消防操法大会等を実施。 【事業概要】 ・消防団は年々団員数が減少し、新型コロナにより活動も低調になっていることから、団員の技能・実践力の向上及び消防団活動の活性化を図るため、研修を拡充・強化するとともに、各消防団の創意工夫による訓練等の活動経費を助成 ・消防学校グラウンドの一部舗装により、災害時の活動拠点としての機能を強化	消防総務課
3. 震災・風水害等災害対策事業 〔Ⅷ-1-(3)〕	54,966	地域防災計画等の実効性を高め、地域の防災力向上を図るため、市町村や地域住民と一体となって災害に備えた対策を実施。 【事業概要】 ①防災訓練の実施（情報伝達、避難訓練、応急対策等） ・住民が主体となった避難所運営や防災関係機関等と連携した応急活動の実施を想定した実働訓練 ・中国5県共同防災訓練 ②防災研修等の開催 ・地域防災人材育成研修 ・自主防災組織のリーダー等への研修や防災安全講習 ・市町村と連携した防災士養成講座 ③防災備蓄物資の更新・補充 ・防災備蓄物資整備計画で想定する備蓄物資の更新・補充を実施	防災危機管理課

		<p>④市町村等の防災力向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における住家被害の認定に関する研修の実施</li> <li>・三瓶山の情報共有のための連絡会議やフィールドワークの開催</li> <li>・被災地に派遣する職員等を対象に、避難所運営等の実践的な研修を実施</li> </ul> <p>⑤被災世帯の生活再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援</li> </ul>	
4. 原子力防災・安全対策事業 〔Ⅷ-1-(4)〕	1, 535, 263	<p>万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の更新、環境放射線等監視、住民避難体制等を充実。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①原子力防災資機材の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に備え、防護服、防護マスク等の防災資機材を更新</li> </ul> <p>②モニタリング機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線・放射性物質測定機器の更新</li> </ul> <p>③2県6市による防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応、住民避難、緊急時モニタリング等</li> </ul> <p>④普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やパンフレット等の作成配布、講演会の開催等</li> </ul> <p>⑤原子力災害応急対応体制の実効性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時の業務継続計画に基づき確実に業務を実施するため、職員向け研修を拡充するほか、県庁機能の移転先となる県立浜山公園体育館（カミアリーナ）の環境整備を実施</li> </ul>	原子力安全対策課
5. 電源立地対策事業	399, 490	<p>電源立地地域・周辺地域の振興を図るため、発電用施設の立地地域・周辺地域における公共用施設の整備や住民福祉の向上などに資する事業を実施。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①原子力立地給付金交付事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市鹿島町の住民・企業を対象とする実質的な電気料金の割引となる原子力立地給付金交付事業に係る補助金を交付</li> </ul> <p>②水力発電施設周辺地域交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水力発電施設の立地及び周辺市町が行う地域振興事業に交付金を交付</li> </ul> <p>③原子力防災安全等対策交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災安全対策等のため、原子力発電施設の立地市及び周辺市に対し、核燃料税収入額の一定割合に相当する額を交付</li> </ul>	原子力安全対策課

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
防災危機管理課	1. 防災・減災対策の推進 〔Ⅷ-1-(3)〕	<p>1. 概要</p> <p>県地域防災計画の実効性を高めるため、市町村や県民とともに、地域防災力の向上に取り組んでいる。</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合防災訓練</li> <li>② 中国 5 県共同防災訓練</li> </ul> <p>(2) 防災研修等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主防災組織リーダー研修会</li> <li>② 防災安全講演会</li> <li>③ 防災士養成研修</li> <li>④ 個別避難計画の研修</li> </ul> <p>(3) 防災備蓄物資の整備</p> <p>防災備蓄物資整備計画に基づく非常用食料や資機材の整備</p> <p>(4) 広域連携の体制整備</p> <p>中国 5 県広域支援協定に基づき策定した支援・受援マニュアルの検証と見直し</p> <p>(5) 被災者の生活再建支援</p> <p>島根県被災者生活再建支援制度による支援</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>県地域防災計画等をより実効的なものとするため、次のような取組を進めていく必要がある。</p> <p>(1) 総合防災訓練の実施</p> <p>大規模災害にも対応し得る即応体制を整備するため、地域住民や防災関係機関、行政が相互連携する訓練を実施し、連携の強化を図る。</p> <p>(2) 地域における防災力の強化</p> <p>県民の防災活動を促進するため、地域防災リーダーの育成や県民に対する防災意識の普及・啓発の取組など、市町村等と協力して実施する。</p> <p>また、災害時に特に避難に配慮が必要な高齢者、障がい者等の個別避難計画の作成を促進するため、関係部局、専門職等が連携した研修の実施など市町村の取組を支援する。</p> <p>(3) 災害対応の充実強化</p> <p>発災時に迅速な応急対策を実施するため、県から被災市町村に派遣する情報収集員（リエゾン）制度の検証・見直しや総合防災情報システムの操作訓練等により、市町村との情報共有の更なる円滑化を図る。</p> <p>(4) 広域防災への連携強化</p> <p>広域的な大規模災害の発生に備え、中国 5 県等の共同訓練を通じて広域連携体制の充実・強化を図る。</p>

<p>原子力安全対策課</p>	<p>1. 原子力安全・防災対策の充実・強化〔Ⅷ-1-(4)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>島根原子力発電所については、原子力規制委員会（以下「規制委」）が行う法律上の規制とは別に、島根県、松江市、中国電力の間で「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）を締結しており、それに基づき中国電力は、設置変更許可申請などを行う場合には、事前に島根県及び松江市の了解を得ることとなっている。</p> <p>島根原子力発電所2号機については、平成25年7月8日に規制委が福島第一原子力発電所事故を踏まえた新規制基準を施行したことに伴い、中国電力から新規制基準適合性申請に係る事前了解願いが、安全協定に基づき提出された。</p> <p>これに対し島根県は、規制委の審査を受けるため申請することのみを了解し、中国電力は平成25年12月25日に規制委に申請を行い、その後規制委で審査が行われ、令和3年9月15日に設置変更許可が出され、改めて中国電力から事前了解を求められた。</p> <p>また、同日、経済産業大臣から島根県知事に対し、原発再稼働を進める政府の方針に基づき2号機の再稼働を進めることについて理解要請があった。</p> <p>一方、避難対策については、島根地域全体の避難計画である「緊急時対応」が、令和3年9月7日に政府の原子力防災会議において了承された。</p> <p>これらを受け、政府等から安全性や避難対策、再稼働の必要性等について説明を受けたほか、安全対策協議会、原子力安全顧問においても同様に政府等から説明を受け、意見を聴いた。</p> <p>また、県内周辺自治体の出雲市、安来市、雲南市については、島根県知事として再稼働の可否の判断に当たり、それぞれの考えをよく理解し、意見をくみ取るために、令和3年9月に新たに「島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議」を設け、3市長から直接意見等を伺った。</p> <p>このほか、松江市を含む県内関係4市との共催により住民説明会を計7回開催し、同様に政府等から説明し、住民の方々から直接意見を聴いた。</p> <p>県議会では、島根原子力発電所対策特別委員会が設置され、同様に政府等から説明を受けられ、島根県からは住民説明会等で出された意見やそれに対する島根県の認識等を報告し、慎重に調査が行われた。</p> <p>その結果、周辺3市、県議会からは再稼働を容認する旨の意見をいただいた。</p> <p>このような手続きを経て、島根県知事は、再稼働は現状においては、やむを得ないと判断し、令和4年6月2日に、県議会において2号機の再稼働を容認する旨を表明した。</p> <p>3号機については、現在設置変更許可に係る審査が行われている。</p> <p>1号機については、平成29年4月19日に規制委から廃止措置計画の認可を受け、現在廃止措置が実施されている。</p> <p>このほか、2号機のテロ対策等のバックアップ施設である特定重大事故等対処施設等について、現在設置変更許可に係る審査が行われている。</p>
-----------------	-------------------------------------	--



	<p>2. 電源立地対策</p>	<p>2. 今後の課題</p> <p>(1)安全対策</p> <p>2号機については、現在、設計及び工事計画認可と保安規定変更認可の審査が継続中であるが、今後の再稼働に向けて、中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックしていく。</p> <p>(2)避難対策</p> <p>避難計画については、引き続き、住民等への事前周知に努めるとともに、訓練等を通じた改善点の確認等を行い、実効性の向上に取り組んでいく。</p> <p>国に対しては、災害時における人的・物的支援の確実な実施のほか、資機材の確保や原子力防災の体制整備に必要な財政支援を要請していく。</p> <p>1. 概要</p> <p>電源立地地域・周辺地域の振興を図るため、電源立地地域対策交付金等を活用し、発電用施設の立地地域・周辺地域における公共用施設の整備や住民福祉の向上などに資する事業を行っている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>原子力発電所立地地域の関係自治体が、原子力災害時の避難をより円滑に実施するための取組等を十分に行えるよう、財政支援の拡充について、国の対応を求めていく。</p>
--	------------------	--



## (4) 地域振興部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (機構改革後) (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
地 域 政 策 課	487,088	958,719	△ 471,631	50.8
しまね暮らし推進課	1,216,793	1,384,078	△ 167,285	87.9
中山間地域・離島振興課	369,622	352,564	17,058	104.8
市 町 村 課	1,170,974	1,510,408	△ 339,434	77.5
交 通 対 策 課	2,488,159	1,785,363	702,796	139.4
地域振興部 合計	5,732,636	5,991,132	△ 258,496	95.7

(参考：機構改革による令和5年度当初予算の移管状況)

(単位 千円)

課 名	当初の額	移管額	計 (A)	概 要
地 域 政 策 課	1,056,063	△ 568,975	487,088	原子力安全対策課、環境政策課へ移管
しまね暮らし推進課	1,216,793		1,216,793	
中山間地域・離島振興課	369,622		369,622	
市 町 村 課	1,170,974		1,170,974	
交 通 対 策 課	2,488,159		2,488,159	
地域振興部 合計	6,301,611	△ 568,975	5,732,636	

(特別会計)

(単位 千円)

課 名	会 計 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
市町村課	市町村振興資金 特別会計	7,140,813	7,180,283	△ 39,470	99.5

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
地 域 政 策 課	13		13		13
しまね暮らし推進課	12		12		12
中山間地域・離島振興課	11	1	12		12
市 町 村 課	20		20		20
交 通 対 策 課	16		16		16
計	72	1	73		73

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
中山間地域研究センター	9	17	26		26

合 計	81	18	99		99
-----	----	----	----	--	----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 地域政策課

- ① 中山間地域研究センターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ② デジタル化の推進に関すること（デジタル戦略室）。
- ③ 情報通信技術の利活用の促進に関すること（デジタル戦略室）。
- ④ 携帯電話不感地域対策に関すること（デジタル戦略室）。
- ⑤ 市町村の情報化施策の支援に関すること（デジタル戦略室）。

#### (2) しまね暮らし推進課

- ① 市町村の施策の支援に係る総合調整に関すること。
- ② 市町村の広域的な地域振興に関すること。
- ③ 地方拠点都市地域の整備に関すること。
- ④ 定住施策の企画立案に関すること。
- ⑤ 公益財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること。
- ⑥ しまね海洋館に関すること。
- ⑦ 公益財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関すること。

#### (3) 中山間地域・離島振興課

- ① 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関すること。
- ② 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること。
- ③ 中山間地域の研究に関すること。

#### (4) 市町村課

- ① 法令に基づく市町村等の行財政に関する権限の行使に関すること。
- ② 市町村等の行財政運営の支援に関すること。
- ③ 選挙管理委員会に関すること。
- ④ 広域連合・一部事務組合に関すること。
- ⑤ 市町村への権限移譲に関すること。
- ⑥ 市町村合併に関すること。

#### (5) 交通対策課

- ① 交通対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- ② 高速交通体系の整備促進に関すること。
- ③ 地域交通体系の整備促進に関すること。

- ④ 交通安全対策の総合調整に関する事。
- ⑤ 交通安全運動の推進に関する事。
- ⑥ 交通事故相談に関する事。
- ⑦ 航空対策の総合的な企画及び調整に関する事。
- ⑧ 萩・石見空港の利用促進対策に関する事（萩・石見空港利用促進対策室）。



#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. デジタル戦略推進事業 〔VII-1-(4)〕	59,457	<p>ICTを活用した地域課題の解決に向けた取組の支援や、市町村の自治体DXを円滑に進めるための体制整備を行うなど、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル活用支援事業 市町村が行うデジタルを活用した実証の取組を支援</li> <li>○自治体DXの支援体制整備 市町村の自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況の把握や助言のための体制を整備</li> <li>○自治体職員DX研修事業 市町村職員等に対して自治体DXを推進するための研修を実施</li> <li>○デジタル活用研修講師育成事業 高齢者等に対するICT機器利用講習会の講師人材を育成するための研修を実施</li> <li>○オープンデータ普及促進事業 オープンデータの普及促進のためのワークショップ等を実施</li> <li>○マイナンバーカード利用促進事業 マイナンバーカードの利便性や利用に関する広報等を実施</li> </ul>	地域政策課 (デジタル戦略室)
2. ふるさと島根定住推進事業 〔IV-2-(3)〕	511,337	<p>ふるさと島根定住財団を中心に、市町村や関係団体と連携し、地域別、年代別、性別など属性に応じたUターン・Iターン施策を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定住情報の発信               <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住支援ポータルサイト「くらしまねっと」による情報発信</li> <li>・若者や女性に向けた県内外の情報発信の強化</li> </ul> </li> <li>○県外等での情報提供・相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県単独の移住イベントの開催</li> <li>・若年層をターゲットとしてUターン呼びかけ広報を実施</li> <li>・Uターン者をターゲットとした転職マッチングイベントの開催</li> <li>・日比谷しまね館・ふるさと回帰支援センターにおける情報提供・相談</li> <li>・移住支援コーディネーターの配置（大阪、広島）</li> </ul> </li> </ul>	しまね暮らし推進課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県出身者等の潜在的な移住希望や興味の喚起醸成に取り組む移住企画プランナーの配置（大阪）</li> <li>・若年層への発信力が高い民間大手転職フェアに島根県ブースを出展（大阪、広島）</li> </ul> <p>○産業体験・職業紹介等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業等での体験を行う場合の費用の一部を助成</li> <li>・無料職業紹介の実施</li> <li>・県外の方が、島根でテレワークをするための費用の一部を助成</li> <li>・移住希望者のニーズに応じた県内企業の求人情報の掘り起こしを実施</li> <li>・島根県建築住宅センターと連携したUターン・Iターン希望者の住まい相談の実施</li> </ul> <p>○受入体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う受入や定着の取組を支援</li> <li>・移住者と地域とを結ぶ交流プログラムを実施する団体を支援</li> <li>・移住者や移住検討層を対象とした意識調査</li> </ul>	
<p>3. しまね関係人口・移住促進事業 〔IV-2-(4)〕</p>	<p>92,414</p>	<p>ふるさと島根定住財団や市町村、関係団体と連携し、関係人口の拡大を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○関係人口の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決型連続講座「しまコトアカデミー」やセミナーの開催</li> <li>・市町村と連携し、県内各地域で関係人口の受入意識の醸成を図る説明会を開催</li> <li>・県外学生の島根への関心向上に向けた大学講座やイベント等の開催</li> </ul> <p>○関係人口の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」の運営</li> <li>・セミナーを通じて島根への関心が高まった方々等の関係人口化を促す地域活動体験ツアーの実施</li> <li>・県外へ進学した学生を対象とした地元情報の発信やイベントの開催等、学生と地元とのつながりを創出するための市町村のモデル的な取組を支援</li> </ul> <p>○しまね田舎ツーリズムの推進</p>	<p>しまね暮らし推進課</p>

<p>4. わくわく島根生活 実現支援事業 〔IV-2-(3)〕</p>	<p>107,628</p>	<p>東京圏からのUターン・Iターンを促進するため、東京23区在住者・通勤者が島根県に移住した場合の移住に要する経費等助成を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>〔対象〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等に就職又は起業した者</li> <li>・ 専門人材として就業した者</li> <li>・ 移住元での業務をテレワークで実施する者</li> <li>・ 関係人口として移住先の市町村が認めた者</li> </ul> <p>〔上限額〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2人以上世帯の場合 100万円 (さらに、子ども一人につき最大100万円を加算)</li> <li>・ 単身世帯の場合 60万円</li> </ul>	<p>しまね暮らし推進課</p>
<p>5. 中山間地域総合対策推進事業（「小さな拠点づくり」の推進） 〔III-1-(1)〕</p>	<p>157,756</p>	<p>公民館エリアを基本単位として住民の合意形成を進めつつ、より広いエリアを念頭に、買い物や交通など住民生活に必要な機能の確保に取り組む「小さな拠点づくり」を推進。</p> <p>特に人口減少の進んだ複数のエリアにわたる取組や、課題解決に向けた活動の着手、活動の内容や範囲の拡大、継続を図る市町村を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民主体の議論の喚起 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「しまねの郷づくり応援サイト」の運用</li> </ul> </li> <li>○ 地域づくり人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落支援員等のスキルアップのための研修会の実施</li> </ul> </li> <li>○ 生活機能の確保に向けた具体的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の充実や継続に向けた人材配置や活動を支援</li> <li>・ 複数のエリアにわたる取組については、県の助成率を高めし、取組を推進</li> <li>・ 取組の拠点となる施設の整備を支援</li> </ul> </li> <li>○ モデル地区による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模の小さい複数の公民館エリアが連携して「小さな拠点づくり」に取り組む地域をモデル地区に選定し、取組を重点的に支援</li> <li>・ モデル地区推進事業総合補助金 〔既選定市町村〕 安来市、江津市、邑南町、大田市</li> <li>・ 情報発信事業 モデル地区をはじめとした「小さな拠点づくり」に取り組む地区の事例報告会の実施</li> </ul> </li> <li>○ 空き家対策モデルの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家流通の新たな仕組みづくりや地域運営組織との連携による空き家活用の取組を支援</li> </ul> </li> <li>○ 第6期中山間地域活性化計画策定に向けた地域</li> </ul>	<p>中山間地域・離島振興課</p>

		<p>実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の人口や活動状況、「小さな拠点づくり」の進捗状況、日常生活に必要な施設の設置状況等の、第6期中山間地域活性化計画の策定に向け必要な基礎資料とするための地域実態調査を実施</li> </ul>	
<p>6. 中山間地域総合対策推進事業（スモール・ビジネスの推進） 〔Ⅲ-3-(1)〕</p>	58,843	<p>「小さな拠点づくり」の推進に加え、中山間地域・離島の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用した事業（スモール・ビジネス）を推進し、雇用の確保と所得向上を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門家による経営指導や技術指導を実施</li> <li>○専門的な講座の実施や個別の課題に対する伴走支援</li> <li>○商品力向上や認知度向上のための取組に係る経費を支援</li> <li>○産直市等の機能強化に向けた研修</li> </ul>	中山間地域・離島振興課
<p>7. 市町村振興資金</p>	800,000	<p>市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るとともに財政の効率的な運営に資するため、資金貸付を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題対策事業（無利子～財政融資資金利率）</li> <li>・保健衛生施設、厚生福祉施設、観光・産業施設、土木施設、文教施設に係る整備事業（財政融資資金利率）</li> </ul> </li> </ul>	市町村課
<p>8. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業 〔Ⅶ-1-(2)〕</p>	359,275	<p>隠岐地域の住民等が継続的に居住できるよう、利用する航路及び航空路の運賃引き下げを支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○航路運賃低廉化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐航路の現行住民運賃をJR運賃並みに引き下げ（ジェットfoilは特急指定席並み）</li> </ul> </li> <li>○航空路運賃低廉化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐－出雲間の現行住民航空路運賃を新幹線並みに引き下げ</li> </ul> </li> </ul>	交通対策課

<p>9. 県内航空路線の維持・充実事業 〔Ⅲ-4-(2)〕</p>	<p>211, 382</p>	<p>県内航空路線の維持・充実を図るため、各空港の利用促進協議会と連携した利用促進活動や航空会社への要望活動を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○出雲縁結び空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市圏等からの団体旅行客向け旅行商品の造成支援</li> <li>・ビジネス利用への助成</li> <li>・利用情報の発信（HP、時刻表等）や企業等への利用働きかけ、PR</li> <li>・成田空港からのLCC誘致</li> </ul> <p>○萩・石見空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏発、地元発の団体旅行客向け旅行商品の造成支援</li> <li>・空港と圏域市町を結ぶ乗合タクシーの運行支援</li> <li>・閑散期や早期予約等の個人への利用助成</li> <li>・経済・教育分野等における都市間交流の推進</li> </ul> <p>○隠岐世界ジオパーク空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西圏（首都圏）からの団体旅行商品等の造成支援</li> <li>・地元発旅行商品の造成支援</li> <li>・関西圏（首都圏）でのPR、利用情報の発信（HP等）</li> </ul>	<p>交通対策課</p>
<p>10. 隠岐航路運航維持事業 〔Ⅶ-1-(2)〕</p>	<p>101, 583</p>	<p>隠岐島民の生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐の海上交通確保を図るため、船舶の導入や運航に要した経費の一部を助成。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○船舶の導入に対する支援</p> <p>超高速船及び島前内航船整備に要する財源として、隠岐4町村が借り入れた過疎対策事業債の元利償還金の一部を助成</p> <p>○船舶の運航に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島前内航船運航支援</li> <p>島前町村組合が運航する島前内航船の運航費にかかる毎年度の欠損額の一部を助成</p> <li>・超高速船運航支援</li> <p>超高速船レインボーjetsの安定的な運航を図るため、指定管理料の一部を助成</p> </ul> <p>○船舶の建造に対する支援【制度創設】</p> <p>フェリーしらしま後継船の建造に要する財源として、隠岐4町村が借り入れる過疎対策事業債の元利償還金の一部を支援</p>	<p>交通対策課</p>

<p>11. 生活交通ネットワーク総合支援事業 〔VII-1-(2)〕</p>	<p>442,002</p>	<p>幹線交通から集落間交通まで、バス事業者・市町村・NPO等による地域生活交通を確保する取組を総合的に支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域間幹線系統確保維持費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス事業者による広域的・基幹的なバス路線の維持に対して、国庫補助と協調して、県・市町村が運行経費等を助成</li> </ul> </li> <li>○地域間準幹線系統確保維持費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス事業者による複数市町村に跨り、一定の輸送量があるバス路線の維持に対して、県・市町村が運行経費を助成</li> </ul> </li> <li>○生活交通確保対策交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者や市町村が運行するバス路線等に対し、運行経費の一部を助成</li> <li>・NPO等が行う公共交通空白地有償運送に対し、運行経費の一部を助成</li> <li>・市町村が行う乗用タクシー利用助成のうち、県が定めた要件を満たすものに対し、市町村が負担する額の一部を助成</li> </ul> </li> <li>○地域生活交通再構築実証事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小さな拠点づくり」に向けて、輸送需要に応じた最適な交通手段の組み合わせによる地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>交通対策課</p>
<p>12. 一畑電車運行維持事業 〔VII-1-(2)〕</p>	<p>184,918</p>	<p>沿線住民の日常生活に必要不可欠な一畑電車の運行を維持するため、インフラ所有権を移転しない「上下分離方式」により、線路・電路・車両の維持、修繕、更新経費を松江市、出雲市と共同で支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基盤設備維持費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路・電路・車両の維持、修繕、更新に対する助成</li> </ul> </li> <li>○安全輸送設備等整備事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性向上に資する設備の整備に対する助成</li> </ul> </li> </ul>	<p>交通対策課</p>
<p>13. JR木次線利用促進事業 〔VII-1-(2)〕</p>	<p>3,733</p>	<p>人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による鉄道利用者減少に歯止めをかけるため、地元協議会が実施する利用助成などの取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○木次線乗車を伴う移動への助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や町内会などの団体が木次線乗車を伴う移動をした場合のJR運賃、貸切バス運賃等を助成</li> </ul> </li> </ul>	<p>交通対策課</p>

<p>14. J R線利用促進事業 〔VII-1-(2)〕</p>	<p>1,980</p>	<p>ビジネスにおける J R 路線の利用促進を図るため、駅近辺での会議開催に取り組む企業や団体を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○鉄道利用に率先して取り組む企業・団体が会議や研修等の際に利用する、会場借上費用等の一部を助成</p>	<p>交通対策課</p>
---------------------------------------	--------------	--	--------------

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
<p>地域政策課 (デジタル戦略室)</p>	<p>1. デジタル戦略推進事業 〔VII-1-(4)〕</p>	<p>1. 概要 島根県 I C T総合戦略に基づき、I C Tを活用した地域課題の解決に向けた取組の支援や、市町村の自治体D Xを円滑に進めるための体制整備を行うなど、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進。</p> <p>○島根県 I C T総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 令和4～8年度(5年間)</li> <li>・基本方針 ① 県民の利便性向上と行政の効率化 ② I C Tの利活用による島根創生の推進 ③ デジタルデバйд対策</li> </ul> <p>2. 今後の課題 デジタルにより県民が利便性向上を実感できるよう、部局連携のもと、県全体で確実に取り組む必要がある。</p> <p>また、国からは令和7年度末までに国が示す仕様書に準拠したシステムに移行することが求められているが、小規模自治体においても限られた人員で期限内に標準準拠システムへ移行することができるよう、市町村支援を行う必要がある。</p>
	<p>2. 携帯電話不感地域対策及び5 G基地局整備の促進 〔VII-1-(4)〕</p>	<p>1. 概要 携帯電話が全く利用できない「不感地域」について、市町村や携帯電話事業者と連携し、国庫補助制度を活用し移動通信用鉄塔の整備を促進するとともに、5 G基地局の整備を国や携帯電話事業者に働きかけを行い、県内移動通信網の整備を促進。</p> <p>○デジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標 (携帯電話不感地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度末に居住エリアの不感地域は解消(5 G基地局の整備)</li> <li>・2023年度末に人口カバー率を95%</li> <li>・2025年度末に全国97%及び各都道府県90%程度以上</li> <li>・2030年度末に全国・各都道府県99%</li> </ul> <p>○県内の携帯電話不感地域は、36地区、89世帯、219人(令和3年度末)</p> <p>○携帯電話不感地域対策として、鉄塔整備にあたっては、国庫補助制度及び過疎債等を活用することで市町村の負担を軽減しており、令和5年度は1市1地区で整備予定</p> <p>○5 Gの人口カバー率は、全国平均93.2%、島根県72.3%(令和3年度末)</p> <p>2. 今後の課題 残された携帯電話不感地域は、いずれも数世帯の小規模で地理的に条件不利な地区が多く事業参画が困難な状況にある</p>



		<p>ため、県、市町村、携帯電話事業者が定期的な意見交換を行うなど、より一層連携し、地域の実情に応じた対応を進めていく必要がある。</p> <p>また、2020年春から商用サービスがスタートした5Gの人口カバー率は全国平均の93.2%を下回っており、都市部に遅れることなく整備が進むよう国や携帯電話事業者に働きかけを行う必要がある。</p>
<p>しまね暮らし推進課</p>	<p>1. 定住対策 〔IV-2-(3)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>本県では、平成4年を「定住元年」と位置付け、定住施策を強力に推進してきた。</p> <p>平成4年 ふるさと島根定住財団を設立 平成7年 国勢調査で老年人口と年少人口の割合が逆転 平成8年 Uターン施策（産業体験ほか）を開始 平成18年 Uターン希望者向け無料職業紹介事業を開始 平成22年 Uターンポータルサイト「くらしまねっと」の開設、市町村定住支援員の配置、Uターンフェアの開始 平成24年 関係人口獲得のためのしまコトアカデミー開始 令和元年 ふるさと島根定住財団サテライト東京を開設 令和2年 オンライン移住相談会を開始</p> <p>〔産業体験〕 （累計）体験終了者：2,216人、定着者：1,199人、 定着率：54%（R5.3.31現在） （R4年度）体験終了者：99人、定着者：88人、 定着率：89%（R5.3.31現在）</p> <p>〔無料職業紹介〕 （累計）就職決定者数：3,237人（R5.3.31現在） （R4年度）就職決定者数：295人（R5.3.31現在）</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>近年、テレワークの普及等を機に地方移住者は増加傾向にあるとされているが、島根県のUターン・Iターン者数は減少傾向にある。地方移住希望者に対して、地域や年代に応じた情報を届けることで、島根県への移住意識を醸成し、具体的な検討・行動へ促していく必要がある。</p>
	<p>2. 関係人口の拡大 〔IV-2-(4)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>令和3年度以降本格的に、以下のとおり関係人口の拡大に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部での拡大セミナー・しまコトアカデミー開催等による関係人口の掘り起こし</li> <li>・関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」等による関係人口と地域のマッチング</li> <li>・県外へ進学した学生を将来的にUターンにつなげること</li> </ul>

		<p>を目的とした「県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業」の実施</p> <p>〈移住支援東京拠点等での関係人口拡大セミナー〉  累計受講者数 1,657人 (R5.3.31現在)  (R4年度) 495人 (R5.3.31現在)</p> <p>〈しまコトアカデミー〉  累計受講者数 299人 (R5.3.31現在)  (R4年度) 41人 (R5.3.31現在)</p> <p>〈関係人口マッチング・交流サイト「しまっち!」〉  累計マッチング件数 64件 (R5.3.31現在)  (R4年度) 48件 (R5.3.31現在)</p> <p>〈県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業〉  モデル市町村 6市町村  松江市、出雲市、益田市、雲南市、川本町、津和野町  (R4年度) 情報を把握している学生(生徒)数 957人</p> <p>2. 今後の課題  各種セミナーの開催や地域活動へ参画の機会を提供することで関係人口を掘り起こし、中長期的に地域づくりに関わる意思を形づくる方策を引き続き進める必要がある。  また、これまでの取組を通じて、相当数の関係人口が創出できており、つながりをより深化して将来的な移住・定住につなげていくよう、関係者間で議論を深めていく必要がある。</p>
中山間地域・離島振興課	1. 中山間地域対策 (小さな拠点づくり、スモール・ビジネス) 〔Ⅲ-1-(1)〕 〔Ⅲ-3-(1)〕	1. 概要 県土の約9割を占める中山間地域は、住民の生活の場であるとともに、水や食料の供給、国土の保全、多様な生態系の維持など多面的な機能を担っているが、人口減少や高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や買い物などの日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難な集落が増えている。 このため、第5期島根県中山間地域活性化計画(令和2～6年度)においては、「生活機能(生活交通を含む)の確保」に重点をおいた「小さな拠点づくり」を推進するとともに、中山間地域の産業振興による雇用の確保と所得向上に取り組んでいる。  平成11年3月 島根県中山間地域活性化基本条例(議員提案) 平成11～13年度 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業(集落100万円事業) 平成13年2月 島根県中山間地域活性化計画策定第1期計画(平成13～16年度)延長(平成17～19年度)

		<p>平成20年3月 第2期計画（平成20～23年度）  平成24年3月 第3期計画（平成24～27年度）  平成28年5月 第4期計画（平成28～31年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館エリアを基本とした住民同士の話し合いによる地域運営の仕組みづくり「小さな拠点づくり」を推進</li> </ul> <p>令和2年3月 第5期計画（令和2～6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能の確保が急務な複数の公民館エリアの連携による「モデル地区」を選定し、重点的に支援</li> <li>・中山間地域の地域資源を活用し、小規模であっても継続的に収入を得ることができる「スモール・ビジネス」の取組を支援</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <p>人口減少や高齢化が進む中山間地域では、一部の地域において、医療、買い物、燃油等の生活機能が失われつつあり、日常生活に必要な機能・サービスの確保が急務となっている。</p> <p>このため、第6期中山間地域活性化計画を見据えながら、必要な生活機能を将来にわたり維持し、住民がサービスを利用できるよう、市町村と連携・協力して、旧市町村単位の生活機能の維持・確保を図るための対策を検討していく必要がある。</p>
	<p>2. 中山間地域対策  （特定地域づくり事業）  〔Ⅲ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が、令和2年6月に施行された。</p> <p>これは、人口急減地域において、地域全体の仕事を組み合わせる新たな雇用の場を創出し、地域の担い手を確保し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るために設けられたものであり、地域の事業者が「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、派遣事業を行うものである。</p> <p>〔組合の設立状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度末時点で、12組合を認定</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <p>幅広い業種の事業者に参加を促すため、市町村や関係団体と連携して、制度を周知していくとともに、組合の運営状況や課題等を適宜把握し、必要な助言や情報提供を行うなど、制度の円滑な運用に努めていく必要がある。</p> <p>また、国への支援拡充の要望等を引き続き行う必要がある。</p>

	<p>3. 離島対策</p>	<p>1. 概要</p> <p>「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が、平成29年4月に施行された。同法では、有人国境離島地域に将来にわたって人が住み続けていくことができるよう、必要な施策を策定、実施することが国の責務とされ、特定有人国境離島地域の離島航路・航空路運賃の低廉化など、特別の支援措置が講じられている。</p> <p>本県においても、平成29年8月に「島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の前期計画（平成29年度～令和3年度）を、令和4年3月に後期計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、主に次の事業に取り組んでいる。</p> <p>(1) 航路・航空路に係る運賃の低廉化  (2) 物資の輸送に係る費用負担の軽減  (3) 雇用機会の拡充  (4) 滞在型観光の促進</p> <p>また、「離島振興法」が、令和4年11月に改正され、法期限が10年延長されるとともに、離島に対する配慮規定の充実等が図られた。本県においても、令和5年3月に「島根県離島振興計画」を策定し、生活条件の改善や、産業基盤の整備等を図るため、隠岐4町村と連携して、取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>国の支援の充実に向け、令和3年1月に関係8都道県で設立した「特定有人国境離島地域関係都道県協議会」により、引き続き要望を行う必要がある。</p> <p>また、県で実施した物価・物流の実態調査の結果等を、関係者とも共有しながら、国に対して、離島地域の現状を伝え、今後の効果的な施策や、制度の拡充に向けた提案をする必要がある。</p>									
<p>市町村課</p>	<p>1. 市町村の行財政運営の支援</p>	<p>1. 概要</p> <p>○令和4年度の給与水準</p> <p>ラスパイレス指数は、市平均は全国市平均と同じで、町村平均は全国町村平均を上回っている。</p> <table border="1" data-bbox="766 1545 1085 1657"> <thead> <tr> <th></th> <th>市平均</th> <th>町村平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>98.7</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>98.7</td> <td>96.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3年度の健全化判断比率</p> <p>令和3年度の健全化判断比率は、繰上償還や新規地方債の発行抑制などにより前年度比で改善。ただし、全国平均に比べると高い状況が続いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率：11.6%（▲0.4ポイント）  ※全国平均 5.5%</li> <li>・将来負担比率：92.6%（▲10.0ポイント）  ※全国平均 15.4%</li> </ul>		市平均	町村平均	県内	98.7	97.3	全国	98.7	96.3
	市平均	町村平均									
県内	98.7	97.3									
全国	98.7	96.3									

		<p>2. 今後の課題</p> <p>○水道事業の広域化</p> <p>県内の水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加、耐震化への対応などにより、今後、経営環境は更に厳しさを増すことが予想され、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、水道事業の広域的な連携の推進が求められている。</p> <p>このため、国の要請を踏まえ、経営基盤強化のため、市町村境を超えた施設の統廃合や効果が見込まれる取組等の水道事業の広域化の推進方針を定めた「島根県水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定・公表した。</p> <p>今後、令和5年4月に設置した、水道事業体や関係部局（健康福祉部、企業局）で構成する「島根県水道広域化推進協議会」により、プランのフォローアップや広域化の取組を推進していく。</p>
<p>交通対策課</p>	<p>1. 県内3空港の航空路線の維持・充実 〔Ⅲ-4-(2)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>高速交通網の整備が遅れている島根県において、県内3空港は地方創生の取組を進め、地域の活性化を図る上で必要不可欠なインフラであることから、利用促進と利便性向上に努め、航空路線の維持・拡大に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>県外からの観光客の集客や地元からの利用拡大などに取り組み、新規路線の誘致・定着、既存路線の維持・充実につなげていくことが必要である。</p> <p>また、利便性の向上に向け、航空会社に対して航空運賃の低廉化、旅客需要に応じた機材の運用、利用しやすいダイヤへの改善など引き続き働きかけていく必要がある。</p> <p>[当面の目標]</p> <p>○出雲縁結び空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港の運用時間の延長と発着便数の拡大</li> <li>・ 東京線の機材の大型化（全便中型機化）</li> <li>・ L C Cなどの新たな定期路線の誘致</li> <li>・ 国際線の誘致</li> </ul> <p>○萩・石見空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京線の2便運航継続</li> <li>・ 大阪線の運航期間拡大</li> </ul> <p>○隠岐世界ジオパーク空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪線夏季大型便の運航継続</li> <li>・ 東京線の開設</li> <li>・ 国内チャーター便の運航回数の拡大</li> </ul> <p>○航空運賃の低廉化</p>

	<p>2. 出雲縁結び空港周辺対策 〔Ⅲ-4-(2)〕</p>	<p>1. 概要 出雲縁結び空港の運用時間の1時間延長及び1日当たりの発着便数の10便拡大について、令和4年5月に地元と合意に至った。 今後、滑走路に近接する家屋の移転、空港周辺地域の地域振興策など、誠意を持って対応し、令和8年度を目途に運用時間の延長等を開始する。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○滑走路に近隣する家屋の移転 現在、令和8年度中の移転を目途に出雲市とともに移転先地の整備に向けて集団移転者と協議を重ねており、今後も家屋移転が円滑に進むよう、誠意を持って対応する必要がある。</li> <li>○空港周辺地域の地域振興策の実施 県及び出雲市として地元に対応を約束している地域振興策について、着実に実施する必要がある。</li> <li>○空港に隣接する農地等の取得 空港に隣接する農地等の取得を着実に進める必要がある。</li> </ul>
	<p>3. 隠岐航路の維持 〔Ⅶ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 隠岐航路は、島民の日常生活や観光振興に必要不可欠な交通基盤であるが、島民人口や旅客需要が減少傾向にあり、県・地元町村では、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○隠岐汽船のサービス向上 隠岐汽船では、インターネット予約、船内のWi-Fi設置や、キッズスペースの整備などのサービス向上策に取り組んでいるが、乗客の利便性向上や業務の効率化のため、窓口等のシステム化に向けた取組を推進する必要がある。</li> <li>○船隻体制 今後、フェリー及び超高速船の更新時期を順次迎えることから、将来の隠岐航路のあり方について、船隻体制を含め、関係者による検討を促していく必要がある。</li> </ul>
	<p>4. 生活交通確保対策 〔Ⅶ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、路線バスの利用者数は減少傾向にあり、県内の生活交通路線のほとんどが赤字となっている。 国・県・市町村で運行欠損補てんを行い路線の維持に取り組んでいるが、行政負担は増加傾向にある。 また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バスを始め公共交通機関の利用者数が減少した。</p>

		<p>県は、地域公共交通の維持・継続を図るため、市町村と共同で県内の路線バス（高速バス、空港連絡バスを含む）・地方鉄道・離島航路の運行（運航）事業者への支援を実施している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>路線バスなどの生活交通については、令和3年度に県の支援制度を大きく見直したところである。今後、県内各地域で実情に応じた運行サービスへの転換が進むよう市町村とともに取り組んでいく。</p>
	<p>5. JR路線の維持 〔VII-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>県内のJR路線については、利用者数が減少するなど厳しい状況にある。</p> <p>令和4年4月、JR西日本は、輸送密度2,000人未満の線区の収支率等を公表し、関係自治体との経費負担のあり方を含め、旅客運送サービスの確保について、地域とともに議論や検討を行う考えを示した。</p> <p>また、国において、地方路線に関して協議を行う場として、国土交通大臣が、沿線自治体や鉄道事業者で構成される協議会を設置する「再構築協議会制度」の創設が進められている。 ※当該制度の創設を内容に含む「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が第211回国会（常会）において成立</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>国における再構築協議会制度の施行（令和5年秋頃予定）に向けた準備状況、JRや他路線の動向を注視するとともに、利用客増加を図るため、沿線自治体や関係者と連携して、県内路線の利用促進に積極的に取り組む必要がある。</p>





## (5) 環境生活部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (機構改革後) (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
環 境 生 活 総 務 課	351,491	305,597	45,894	115.0
人 権 同 和 対 策 課	195,528	190,648	4,880	102.6
文 化 国 際 課	1,737,623	3,180,060	△ 1,442,437	54.6
ス ポ ー ツ 振 興 課	1,555,301	1,150,938	404,363	135.1
自 然 環 境 課	830,124	811,177	18,947	102.3
環 境 政 策 課	760,926	651,145	109,781	116.9
廃 棄 物 対 策 課	205,560	473,477	△ 267,917	43.4
環境生活部 合計	5,636,553	6,763,042	△ 1,126,489	83.3

(参考：機構改革による令和5年度当初予算の移管状況)

(単位 千円)

課 名	当初の額	移管額	計 (A)	概 要
環 境 生 活 総 務 課	351,491		351,491	
人 権 同 和 対 策 課	195,528		195,528	
文 化 国 際 課	1,737,623		1,737,623	
ス ポ ー ツ 振 興 課	1,555,301		1,555,301	
自 然 環 境 課	830,124		830,124	
環 境 政 策 課	613,372	147,554	760,926	地域政策課より移管
廃 棄 物 対 策 課	205,560		205,560	
環境生活部 合計	5,488,999	147,554	5,636,553	

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
環境生活総務課	19	1	20		20
人権同和対策課	11		11		11
文化国際課	13		13		13
スポーツ振興課	17	1	18		18
自然環境課	7	5	12		12
環境政策課	12	9	21		21
廃棄物対策課	4	8	12		12
計	83	24	107		107

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
美 術 館	10		10		10
芸術文化センター	7		7		7
計	17		17		17

合 計	100	24	124		124
-----	-----	----	-----	--	-----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 環境生活総務課

- ① 社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること（NPO活動推進室）。
- ② 特定非営利活動法人に関すること（NPO活動推進室）。
- ③ 消費者行政の推進及び連絡調整に関すること（消費とくらしの安全室）。
- ④ 消費生活協同組合に関すること（消費とくらしの安全室）。
- ⑤ 物資及び物価対策の調整に関すること（消費とくらしの安全室）。
- ⑥ 金融の広報に関すること（消費とくらしの安全室）。
- ⑦ 消費者センターに関すること（消費とくらしの安全室）。
- ⑧ 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関すること（消費とくらしの安全室）。

#### (2) 人権同和対策課

- ① 人権施策の推進及び調整に関すること。
- ② 同和対策の推進及び連絡調整に関すること。
- ③ 人権啓発に関すること（人権啓発推進センター）。

#### (3) 文化国際課

- ① 国際交流・協力の企画及び調整に関すること。
- ② 渉外に関すること。
- ③ 旅券に関すること。
- ④ 外国人住民及び海外移住者に関すること。
- ⑤ 国際交流・協力事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 公益財団法人しまね国際センターの業務運営の指導に関すること。
- ⑦ 文化行政に関する企画及び調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）（文化振興室）。
- ⑧ 芸術及び文化の振興に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）（文化振興室）。
- ⑨ 美術館に関すること（文化振興室）。
- ⑩ 芸術文化センターに関すること（文化振興室）。
- ⑪ 島根県民会館に関すること（文化振興室）。
- ⑫ 公益財団法人しまね文化振興財団の業務運営の指導に関すること（文化振興室）。
- ⑬ 公益信託しまね文化ファンドの運営の指導に関すること（文化振興室）。

#### (4) スポーツ振興課

- ① スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- ② 生涯スポーツの振興に関すること。
- ③ 障がい者スポーツの振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ④ 武道施設、体育施設及びはつらつ体育館に関すること。
- ⑤ 公益財団法人島根県スポーツ協会の業務運営の指導に関すること。
- ⑥ 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会の業務運営の指導に関すること。
- ⑦ スポーツの競技力向上に関すること（競技力向上推進室）。
- ⑧ 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の準備に関すること（島根かみあり国スポ・全スポ準備室）。

#### (5) 自然環境課

- ① 自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。
- ② 自然保護の普及啓発に関すること。
- ③ 自然公園に関すること。
- ④ 中国自然歩道に関すること。
- ⑤ 自然環境保全地域に関すること。
- ⑥ 生物多様性及び希少野生動植物種の保護に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑦ 三瓶自然館に関すること。
- ⑧ 公益財団法人しまね自然と環境財団の業務運営の指導に関すること。
- ⑨ 公益財団法人ホシザキグリーン財団の業務運営の指導に関すること。
- ⑩ 隠岐ユネスコ世界ジオパークの支援及び活用推進に関すること。

#### (6) 環境政策課

- ① 環境保全施策の総合的な計画及び調整に関すること。
- ② 地球環境の保全に関すること。
- ③ 地球温暖化対策に関すること。
- ④ 再生可能エネルギーの利活用の推進に関すること。
- ⑤ 環境保全意識の啓発に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 環境影響評価に関すること。
- ⑦ 環境マネジメントシステムに関すること。
- ⑧ 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること（廃棄物対策課の所掌に属

するものを除く。)

- ⑨ アスベスト対策に関する事。
- ⑩ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関する事。
- ⑪ 水質汚濁の防止に関する事。
- ⑫ 土壌汚染対策に関する事。
- ⑬ 温泉に関する事。
- ⑭ 湖沼水質保全計画に関する事（宍道湖・中海対策推進室）。
- ⑮ 宍道湖・中海に係る資源の保護及び活用についての調整に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）（宍道湖・中海対策推進室）。
- ⑯ 宍道湖・中海のラムサール条約に関する事（宍道湖・中海対策推進室）。

#### (7) 廃棄物対策課

- ① 廃棄物の適正処理に関する事。
- ② 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事（環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- ③ 浄化槽の適正管理の推進に関する事。
- ④ 化学物質対策に関する事。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 県民いきいき活動 促進事業 〔IV-1-(2)〕	91,752	<p>「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、県民・企業・NPOなど多様な主体による地域社会貢献活動を「県民いきいき活動」と位置付け、県民がこの活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、NPO等との協働の取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しまね社会貢献推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人や企業等からの寄附金と県の拠出金で造成する基金を活用し、NPO等の活動を支援</li> </ul> </li> <li>○活動団体の自立促進と活性化事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決に取り組む団体に対し、人材育成や資金調達の支援等を行い、団体の活動基盤を整備</li> </ul> </li> <li>○県民との協働のための環境づくり事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOや企業など多様な主体との協働を進めるための気運を醸成</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 (NPO活動推進室)
2. 消費者対策推進事業 〔IV-1-(2)〕 〔VIII-2-(2)〕	59,279	<p>県民の消費生活の安全・安心を確保するため、消費者相談体制の充実、消費者被害の防止、消費者の自立に向けた教育・啓発事業を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者相談・苦情処理事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの商品購入やサービス提供等に関する相談・苦情に応じ、その解決と消費者被害の救済</li> </ul> </li> <li>○消費者行政推進・強化事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年年齢引下げに対応するため、学校と連携した若年者への消費者教育の推進</li> <li>・高齢者等の消費者被害未然防止と早期救済に向けた地域見守りネットワークの構築推進</li> <li>・地域で消費者活動を行う団体の活性化を図るための支援等</li> <li>・市町村の取組に対する支援（指定消費生活相談員の配置、補助金の交付による相談体制の充実・強化、消費者教育の推進等）</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 (消費とくらしの安全室)



<p>3. 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 〔Ⅷ-2-(4)〕</p>	<p>3, 196</p>	<p>「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す取組を進めるとともに「島根県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援や県民等への啓発を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯に係る広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発ポスターの募集・表彰</li> <li>・犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間（10/11～10/20）街頭活動等</li> </ul> </li> <li>○防犯活動団体の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防犯ボランティア交流会の開催</li> <li>・優良防犯団体の表彰等</li> </ul> </li> <li>○犯罪被害者等支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等見舞金の制度運用及び広報</li> <li>・犯罪被害者週間（11/25～12/1）啓発広報</li> <li>・市町村担当者研修等</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境生活総務課 （消費とくらしの安全室）</p>
<p>4. 人権啓発事業 〔Ⅵ-3-(1)〕</p>	<p>16, 107</p>	<p>県民の人権課題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、各種の人権啓発事業を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しまね人権フェスティバル 2023</li> <li>○人権啓発ポスターコンクール</li> <li>○地域別人権啓発活動</li> <li>○みんなで学ぶ人権事業</li> <li>○人権ユニバーサル事業</li> <li>○ハンセン病問題に関する研修</li> </ul>	<p>人権同和対策課</p>
<p>5. パートナシップ宣誓制度啓発事業 〔Ⅵ-3-(1)〕</p>	<p>1, 200</p>	<p>令和5年10月1日の制度導入に向けて、パートナーシップ宣誓制度の周知と、LGBT等に関する県民や企業等の理解を深めるための啓発を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポスター作成</li> <li>○動画作成</li> <li>○SNS広告</li> <li>○LGBT等に関する研修への講師派遣</li> </ul>	<p>人権同和対策課</p>

<p>6. 多文化共生推進事業</p> <p>〔I-3-(1)〕 〔IV-1-(2)〕 〔VI-3-(3)〕</p>	<p>44, 836</p>	<p>外国人住民が安心して暮らすことができる生活環境づくり、外国人住民と日本人住民が共に支え合う地域づくり等を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語学習の機会を提供するため、地域・企業訪問型、オンライン型の日本語教室を開催</li> <li>○地域の日本語教室の維持、活性化等に取り組む市町村を支援</li> <li>○多言語によるワンストップ型相談窓口を設置</li> <li>○多様化する相談に対応するため、弁護士・臨床心理士と連携した相談体制を整備</li> <li>○医療機関での診療や手続き等の支援を強化するため、医療通訳を養成・確保</li> <li>○行政・支援団体等との橋渡し役として外国人地域サポーターを配置</li> <li>○SNSを活用した外国人住民への情報伝達を実施</li> <li>○多文化共生意識を醸成するため、市町村と連携し、外国人住民向けイベントや日本人住民向けセミナーを開催</li> </ul>	<p>文化国際課</p>
<p>7. 県立美術館事業</p> <p>〔III-2-(1)〕 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(2)〕</p>	<p>448, 954</p>	<p>県の文化芸術の振興や地域振興、観光振興を図る拠点施設として、展覧会を中心とした各種事業を実施。令和4年度から葛飾北斎コレクションを活用した北斎プロジェクトを展開。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○展覧事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展 <ul style="list-style-type: none"> <li>森山大道 光の記憶</li> <li>テオ・ヤンセン展</li> <li>住友コレクション名品選</li> <li>第56回島根県総合美術展（県展）</li> <li>第70回日本伝統工芸展</li> <li>THE 新版画 版元・渡邊庄三郎の挑戦</li> </ul> </li> <li>・常設展 <ul style="list-style-type: none"> <li>所蔵コレクション展（日本画、西洋絵画、版画、工芸、写真など）の開催</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○教育普及事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>企画展関連講演会、ワークショップ、ギャラリートークなどの開催</li> </ul> </li> </ul>	<p>文化国際課 （文化振興室）</p>

<p>8. 芸術文化センター事業 〔Ⅲ-2-(1)〕 〔Ⅳ-1-(2)〕 〔Ⅵ-2-(2)〕</p>	<p>474,706</p>	<p>県の文化芸術や石見地域の振興を図る拠点施設として、ホール及び美術館において、地域住民の交流や観光客の集客が図れるよう、特色を生かした事業を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石見美術館事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展 イッタラ展フィンランドガラスのきらめき 没後150年 山本栞谷と津和野藩の絵師たち 建築課・内藤廣/BuiltとUnbuilt 北斎―「春朗期」・「宗理期」編</li> <li>・常設展 所蔵コレクション展（日本画、ファッション、彫刻など）の開催</li> <li>・教育普及事業 企画展関連講演会、ワークショップ、ギャラリートークなどの開催</li> </ul> </li> <li>○いわみ芸術劇場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による劇場を活用した各種文化事業の実施</li> <li>・市町等と連携して、県内各地で文化に触れる機会の提供・文化芸術活動の担い手育成</li> </ul> </li> </ul>	<p>文化国際課 (文化振興室)</p>
<p>9. 島根県民会館事業 〔Ⅳ-1-(2)〕 〔Ⅵ-2-(2)〕</p>	<p>265,026</p>	<p>県民文化活動の拠点として、県民に音楽や演劇などの優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術活動を支援する事業を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者によるホールを活用した各種文化事業の実施</li> <li>○市町村等とも連携して、県内各地で文化に触れる機会の提供・文化芸術活動の担い手育成</li> </ul>	<p>文化国際課 (文化振興室)</p>
<p>10. 生涯スポーツ推進事業 〔Ⅳ-1-(2)〕 〔Ⅵ-2-(1)〕</p>	<p>31,038</p>	<p>県民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツをする機会の提供などを実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域スポーツセンターの運営</li> <li>○健常者と障がい者が交流するスポーツ・レクリエーション活動や地域団体と連携し運動好きな子どもを育てる取組を推進</li> </ul>	<p>スポーツ振興課</p>

<p>11. 国民スポーツ大会 競技力向上対策事業 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>531,072</p>	<p>令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会での天皇杯（男女総合優勝）及び皇后杯（女子総合優勝）の獲得並びに大会終了後も継続する競技力の定着に向けた取組を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体の組織体制の強化を図るため、先催県から組織作りに関する情報収集や中央競技団体との交流や連携を促進</li> </ul> </li> <li>○選手の発掘・育成・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動能力に優れた小学生を選抜し、様々な競技スポーツを体験してもらい、適性のある競技を選択できるようなタレント発掘事業を実施</li> <li>・競技団体が行う小中学生の合同練習会や県外遠征を支援</li> <li>・スポーツ推進重点校等の県外遠征や県外強豪校との合同練習会を支援</li> <li>・国体入賞競技の拡充を図るため、県外遠征などの選手強化の取組を支援</li> <li>・県外の優秀な指導者をアドバイザーとして招聘し、トレーニング方法、戦術、振り付け等の指導を受ける取組を支援</li> <li>・優れた選手、指導者を県内企業が雇用した場合に奨励金を支給</li> </ul> </li> <li>○指導者の養成・資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な指導ができる地域指導者をスポーツ推進重点校等に配置し、部活動の指導を強化</li> <li>・選手強化の中心となる指導者の更なる指導力向上を図るため、県外研修経費を支援</li> </ul> </li> <li>○選手・指導者を支える環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及・強化活動の際に必要な高額な競技用具及び練習拠点施設を計画的に整備</li> <li>・競技団体やスポーツ推進重点校等に対して、スポーツトレーナーやスポーツ栄養士などを派遣</li> <li>・アスレチックトレーナーの資格取得のための研修経費を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>スポーツ振興課 （競技力向上推進室）</p>
---	----------------	---	-------------------------------

<p>12. 国民スポーツ大会 開催準備事業 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>56,224</p>	<p>令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、準備委員会総会等の開催、県民向け広報を実施するとともに、競技団体の競技役員等を養成する取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民スポーツ大会の開催予定施設を選定</li> <li>○全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を進めるための専門委員会を設置</li> <li>○大会開催の機運を高めるため、愛称・スローガン及びマスコットキャラクターを活用した広報グッズの作成・配布や、新聞広告などの県民向け広報を実施</li> <li>○競技運営に必要な審判員等を養成するため、競技団体が行う取組を支援</li> </ul>	<p>スポーツ振興課 (島根かみあり 国スポ・全スポ 準備室)</p>
<p>13. 国民スポーツ大会 競技施設整備事業 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>227,982</p>	<p>令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、競技施設の整備支援等を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が行う競技施設の整備に要する経費を支援</li> <li>○出雲市内の斐伊川放水路残土処理場跡地に新たな自転車競技場を整備</li> </ul>	<p>スポーツ振興課 (島根かみあり 国スポ・全スポ 準備室)</p>
<p>14. しまねの自然公園 満喫プロジェクト 推進事業 〔I-2-(2)〕 〔III-2-(2)〕 〔III-3-(1)〕 〔VI-4-(1)〕</p>	<p>132,412 [うち補正 10,000]</p>	<p>大山隠岐国立公園をはじめ、県内の自然公園において、国や市町村等と連携し、快適な利用環境の整備や体験プログラムの造成、情報発信を行い、観光誘客を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○体験プログラム開発等を行う民間事業者・団体等の取組への支援（自然公園を活用した誘客促進補助金）</li> <li>○快適な滞在環境の整備（遊歩道・案内看板・標識等）</li> <li>○県内の自然公園の魅力発信</li> <li>○連絡会議や研修会等による推進体制の構築</li> </ul>	<p>自然環境課</p>

<p>15. 隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業 〔Ⅰ-2-(2)〕 〔Ⅲ-2-(2)〕 〔Ⅵ-4-(1)〕</p>	<p>212,564 [うち補正 14,000]</p>	<p>隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した隠岐地域の観光振興・産業振興のため、(一社)隠岐ジオパーク推進機構や地元町村等と連携して、ジオパークの認知度向上や来島者を増やすための情報発信、受入体制の整備を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(一社)隠岐ジオパーク推進機構による魅力向上のための活動、広報等を支援</li> <li>○世界ジオパーク認定継続支援のため、施設整備等を実施</li> <li>○隠岐の島町、海士町のジオパーク拠点施設、中核施設の整備を支援</li> </ul>	<p>自然環境課</p>
<p>16. エコライフ推進事業 〔Ⅶ-2-(2)〕</p>	<p>104,432</p>	<p>脱炭素・循環型社会の実現に向け、持続可能なライフスタイルを啓発するための施策を総合的に推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に関わる人づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高等学校等における脱炭素・循環型社会に関する環境教育を支援</li> <li>・学生や地域づくり団体等が取り組む環境保全活動を支援</li> <li>・専門的知識や経験を持った「しまね環境アドバイザー」を学校、自治会、企業等へ派遣</li> <li>・気候変動等をテーマとした環境教育プログラムの作成及び活用</li> </ul> </li> <li>○社会全体での取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ経営相談やエコアドバイザーの派遣により、企業の環境配慮型経営を促進</li> <li>・県内の優れたリサイクル製品(しまねグリーン製品プラス)の利活用を促進</li> <li>・住宅の省エネルギー化をテーマとしたセミナー等を開催</li> <li>・環境に配慮した活動に取り組む「しまエコショップ」と連携し、環境に配慮した消費行動への転換を促進</li> <li>・市町村地球温暖化対策協議会の活動を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境政策課</p>

<p>17. 再生可能エネルギー利活用総合推進事業 〔Ⅲ-3-(2)〕 〔Ⅶ-2-(2)〕</p>	<p>124,628</p>	<p>「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に基づき、市町村、県民、事業者等と連携し、太陽光、木質バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの導入を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギー事業化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー導入のための事業化に向けた可能性調査等への助成</li> </ul> </li> <li>○再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等が地域活性化を目的として導入する設備費の一部を助成</li> <li>・民間事業者が雇用創出や地域貢献に併せて売電事業に取り組む場合に設備費の一部を助成</li> </ul> </li> <li>○再生可能エネルギー設備等導入支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電等の設備導入費を助成した市町村に対して経費を助成</li> </ul> </li> <li>○再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池（エネファーム）の普及を図るため、モデル的に設備導入した経費を助成</li> </ul> </li> <li>○再生可能エネルギー普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校でのエネルギー教室や、事業者や県民向けの再生可能エネルギーに関するセミナー等を実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境政策課</p>
<p>18. 宍道湖・中海賢明利用推進事業 〔Ⅲ-2-(2)〕 〔Ⅵ-4-(1)〕</p>	<p>9,015</p>	<p>ラムサール条約湿地である宍道湖・中海の水環境保全・再生・賢明利用の推進のため、島根・鳥取両県連携により普及啓発活動を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水辺に親しむ環境教育・普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生を対象とした中海や宍道湖に流入する身近な川の調査や湖沼環境モニターによる湖沼環境の評価を実施</li> </ul> </li> <li>○ラムサール・大型水鳥啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県と連携し、こどもラムサール交流会等を実施</li> <li>・大型水鳥の観察イベント等を実施</li> </ul> </li> <li>○トキやコウノトリの生態系保全に向けた広域ネットワーク支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体、地元自治体及び県で構成する協議会による、トキやコウノトリの生態系保全の取組等を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境政策課 (宍道湖・中海対策推進室)</p>

<p>19. 宍道湖・中海水質保全事業 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>29, 932</p>	<p>宍道湖・中海の水質保全を図るため、「第7期湖沼水質保全計画（令和元年度～令和5年度）」の進行を管理するとともに、効果的な水質保全対策を検討するための調査・研究等を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水草対策等推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水草の異常繁茂による環境への影響調査と水質改善策による効果検証を実施</li> </ul> </li> <li>○アオコ等プランクトン調査事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アオコ発生のプロセス等を解明するためのデータ収集と調査分析を実施</li> </ul> </li> <li>○水質汚濁メカニズム調査事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メカニズム解明に必要な調査・研究、専門家や国等による検討会を実施</li> </ul> </li> <li>○湖沼水質保全活動促進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域住民、団体等と協働して環境学習会や清掃活動を実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境政策課 (宍道湖・中海対策推進室)</p>
<p>20. 産業廃棄物の適正処理対策事業 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>46, 731</p>	<p>環境負荷を低減するためには、廃棄物の適正処理が不可欠であり、不法投棄等の防止、産業廃棄物処理施設の監視・指導、公共関与最終処分場の確保に取り組む。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物に係る排出事業者、処理業者、処理施設に対する監視、指導</li> <li>○廃棄物の不法投棄等対策強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点監視地域におけるパトロールの実施</li> <li>・陸上、海上、空からの合同パトロールの実施</li> <li>・監視カメラ設置による24時間連続監視</li> </ul> </li> <li>○公共関与産業廃棄物最終処分場整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財) 島根県環境管理センターの経営安定化</li> </ul> </li> </ul>	<p>廃棄物対策課</p>



## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
環境生活総務課 (NPO活動推進室)	1. 県民いきいき活動の促進と協働の推進 〔IV-1-(2)〕	<p>1. 概要 「島根県県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、県民いきいき活動への参加の促進やNPOの活動基盤の強化、協働を進めるための気運醸成に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 県民いきいき活動の主な担い手の一つであるNPOは、団体数も増加してきており、福祉・まちづくり・災害支援など幅広い分野で活躍の場が広がっている。 一方で、資金難のために活動の縮小や解散に追い込まれる団体もあり、資金調達のためのセミナーや専門相談、しまね社会貢献基金を活用したクラウドファンディング事業を充実させ、NPOが自らの力で資金を確保し、活動の質を高めていけるよう支援を強化していく必要がある。</p>
(消費とくらしの安全室)	2. 消費者行政の推進 〔IV-1-(2)〕 〔VIII-2-(2)〕	<p>1. 概要 「第5期島根県消費者基本計画」(令和2年度～令和6年度)に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談体制の充実・強化、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害防止等消費生活の安全・安心の確保に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 (1) 民法の成年年齢引下げによる若年者の消費者被害を防止・救済するため、また、全ての世代を対象に自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するため、消費者教育コーディネーターを中心として、ライフステージを通じた実践的な消費者教育を推進する必要がある。 (2) 県内のどこの地域に住んでいても質の高い消費生活相談を受けられる体制を整備するため、消費生活相談員の研修機会の確保や指定消費生活相談員による市町村相談窓口支援などを通して、相談機能の充実・強化を図る必要がある。 (3) 60代以上の高齢者の相談件数が依然高水準にあることから、地域の消費者団体や関係機関が連携して情報共有や高齢者等の見守りなどを行う「消費者安全確保地域協議会(地域見守りネットワーク)」の全市町村での設立を進め、高齢者等の消費者被害を防止する必要がある。</p>

	<p>3. 犯罪のない安全で安心なまちづくり 〔Ⅷ-2-(4)〕</p>	<p>1. 概要 県民、観光旅行者等が安心して暮らし、滞在することができる社会の実現に向けて、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、各種施策に取り組んでいる。 また、「島根県犯罪被害者等支援条例」及び「島根県犯罪被害者等支援計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、犯罪被害者等への見舞金支給や広報・啓発に取り組んでいく。</p> <p>2. 今後の課題 (1) 県内の刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、特殊詐欺やサイバー犯罪などの被害件数は高止まりの状態にあるため、被害未然防止に向け、効果的な啓発に一層取り組む必要がある。 また、子どもや女性への声かけ・つきまとい事案も依然として多発しており、警察や事業者等と連携し、防犯ボランティア活動や「子ども・女性みまもり運動」の充実を図る必要がある。 (2) 犯罪被害者等支援について、県民、事業所、市町村等への広報・啓発を強化する必要がある。</p>
<p>人権同和対策課</p>	<p>1. 人権施策の推進 〔Ⅵ-3-(1)〕</p>	<p>1. 概要 「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指して、「島根県人権施策推進基本方針」に基づき、関係部局と連携し県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な取組を推進している。</p> <p>2. 今後の課題 学校でのいじめ、女性や子ども、高齢者・障がい者などに対する暴行・虐待などの人権侵害やインターネットによる誹謗中傷対策、性の多様性が理解され性的マイノリティの方が自分らしく暮らすことのできる社会づくり、災害時における外国人や障がい者等への配慮など、人権課題は多岐にわたり、複雑化している。 また、同和問題については、国が令和2年6月に公表した部落差別の実態に係る調査の結果や、本県が令和3年度に実施した人権問題県民意識調査の結果からも、依然として偏見や差別が残存しており、引き続き部落差別の解消に努める必要がある。 今後とも「島根県人権施策推進基本方針」に基づき、関係部局や国、市町村等と連携し、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発等に取り組むことが必要である。</p>

<p>文化国際課</p>	<p>1. 多文化共生の推進 〔I-3-(1)〕 〔IV-1-(2)〕 〔VI-3-(3)〕</p>	<p>1. 概要 令和4年12月末現在の県内外国人住民人口は9,117人であり、平成26年以降、増加傾向にある。今後も企業の人手不足などを背景として外国人住民の増加が見込まれることから、外国人住民を一時的な滞在者としてとらえるのではなく、地域における生活者として、必要な情報の多言語化や相談体制の整備をはじめ、教育・子育てや、医療・福祉、防災、雇用など生活全般や定住にかかる支援を行い、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進めている。</p> <p>2. 今後の課題 外国人住民の増加・定住化により、国籍や家族構成も多様化しており、生活全般や定住にかかる支援をより一層充実させていく必要がある。</p> <p>また、外国人住民が自立した生活を送り、地域と共生するためには、一定の日本語能力を必要とすることから、日常生活に必要なレベルの日本語を学習できる環境を充実させていく必要がある。</p> <p>引き続き、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進し、多文化が共生する地域づくりを、市町村、(公財)しまね国際センター等と連携して取り組む必要がある。</p>
<p>(文化振興室)</p>	<p>2. 県立文化施設の機能強化 〔III-2-(1)〕 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要 県立美術館、芸術文化センター、島根県民会館の文化施設については、美術館企画展をはじめ、地域伝統芸能公演、コンサートなどの多様な企画に取り組むことにより、県内外から多くの利用者に親しまれており、県の文化振興を図る上で、中核的な拠点施設として重要な役割を果たしている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 県立美術館 来館者増を図るため、国内外有数の葛飾北斎コレクションを活用した誘客対策や、美術愛好者の裾野を広げるため、美術館の立地を活かし、家族連れや観光客を取り込む必要がある。</p> <p>(2) 芸術文化センター 県西部の地域振興の拠点として、市町等と連携した取組や、石見美術館が多数の作品を有している澄川喜一氏や森英恵氏の知名度を活かした取組を行い、来館者の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 島根県民会館 施設・設備の老朽化により、県民に対し上質な舞台芸術の鑑賞機会を提供することが困難になっているため、設備の更新やデジタル化、施設のバリアフリー化など、時代に合わせた機能強化の必要がある。</p>

<p>スポーツ振興課</p>	<p>1. スポーツの振興 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 「第2期島根県スポーツ推進計画」に基づき、「すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で楽しく健康で生き生きと暮らせる島根」を目指し、生涯スポーツ、障がい者スポーツ及び競技スポーツの推進に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 気軽に参加できるスポーツの機会、健康づくりを目的としたスポーツの機会を提供し、スポーツ教室・イベント等を周知し、多くの参加者を確保していく必要がある。</p>
<p>(競技力向上推進室)</p>	<p>2. 国民スポーツ大会 競技力向上対策 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会での天皇杯(男女総合優勝)及び皇后杯(女子総合優勝)の獲得並びに大会終了後も継続する競技力の定着に向けて、競技団体、県教育委員会、県スポーツ協会、市町村等の関係機関・団体と連携しながら競技力向上の取組を進めていく必要がある。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1)組織体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各競技団体が長期計画に基づき行う競技力向上の取組の支援</li> </ul> <p>(2)選手の発掘・育成・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生選手の発掘・育成</li> <li>・各競技において小学生から高校生まで一貫した強化を行う体制整備</li> <li>・大学生のUターンやふるさと選手等による成年選手の確保</li> </ul> <p>(3)指導者の養成・資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選手強化の中心となる指導者の確保(教員、民間企業など)</li> </ul> <p>(4)選手・指導者を支える環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生の育成や選手強化に必要となる競技用具や練習拠点の整備</li> </ul>

<p>(島根かみあり 国スポ・全スポ 準備室)</p>	<p>3. 国民スポーツ大会・ 全国障害者スポー ツ大会開催準備 〔IV-1-(2)〕 〔VI-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、県関係各課、市町村、競技団体等の関係機関と連携しながら、準備を進めていく必要がある。</p> <p>2. 今後の課題 (1)国民スポーツ大会 ・競技会場施設及び練習拠点施設の整備（県有施設） ・審判員等の競技役員の養成（競技団体の取組を支援） ・会場地市町村が行う大会運営に係る取組の促進 ・宿泊先、輸送交通、駐車場等の確保 (2)全国障害者スポーツ大会 ・選手・役員、ボランティアの確保・養成 (3)両大会共通 ・県民向け広報活動による大会の機運醸成</p>
<p>自然環境課</p>	<p>1. しまねの自然公園 満喫プロジェクト の推進 〔I-2-(2)〕 〔III-2-(2)〕 〔III-3-(1)〕 〔VI-4-(1)〕</p>	<p>1. 概要 「国立公園満喫プロジェクト」の先進的な取組を県内に水平展開するため、令和3年度以降、国立公園及び県立自然公園においても、快適な利用環境の整備や体験プログラムの造成支援、情報発信を行い、誘客を促進している。</p> <p>2. 今後の課題 来訪者に楽しんでもらえるよう、引き続き各地域の遊歩道等の整備を進めるとともに、民間事業者等による活用を推進していく必要がある。 また、効果的な情報発信を行い、県内自然公園の魅力発信や認知度向上を図る必要がある。</p>
	<p>2. 隠岐ユネスコ世界 ジオパークの活用 推進 〔I-2-(2)〕 〔III-2-(2)〕 〔VI-4-(1)〕</p>	<p>1. 概要 隠岐地域は、平成21年10月に日本ジオパークに認定され、平成25年に世界ジオパークに認定されている。 4年に1回再認定審査があり、ジオパークを活用した取組の継続と改善状況を確認される。 直近では令和4年12月に再認定されており、次回再認定審査は令和7年の予定。</p> <p>2. 今後の課題 今後も世界ジオパークとして活用していくため、ユネスコから対応すべきと推奨された事項について、地元町村、国、（一社）隠岐ジオパーク推進機構と連携して着実に対応する必要がある。また、ユネスコ世界ジオパークの魅力向上のため、引き続き地元町村等と連携して取り組んでいく必要がある。</p>

<p>環境政策課</p>	<p>1. 2050年カーボンニュートラルの実現 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要 長期目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向け、製造業の脱炭素化支援、再生可能エネルギーの導入支援、吸収源対策となる県産木材の利用促進等、各部局において脱炭素に関連した取組を進めている。</p> <p>2. 今後の課題 地球温暖化対策については、これまで県民、事業者、行政が協力して取り組んできているが、令和3年度の地球温暖化対策推進法改正により、対策の主体に「国民」が追加された。県内においてもエネルギー消費量の約4割を占めるのが民生部門（家庭部門・業務部門）であることから、県民に脱炭素につながる主体的な行動を促すための意識啓発に一層力を入れていく必要がある。 また、再生可能エネルギーの導入については、地域の実情に応じて、県民、事業者、市町村等と一体となって推進していく必要がある。</p>
<p>(宍道湖・中海対策推進室)</p>	<p>2. 宍道湖・中海賢明利用の推進 〔III-2-(2)〕 〔VI-4-(1)〕</p>	<p>1. 概要 ラムサール条約湿地に登録されている宍道湖・中海の「環境保全」と「賢明利用（ワイズユース）」の推進のため、島根・鳥取両県連携により普及啓発活動を実施している。</p> <p>2. 今後の課題 令和7年にラムサール条約湿地登録20周年を迎える宍道湖・中海については環境教育の場として活用するほか、世界に認められた両湖の豊かな自然の恵みを次世代に引き継いでいくための啓発事業等を一層推進していく必要がある。 また、トキ・コウノトリなどの大型水鳥について、流域の地域資源として認知・活用が進むように、関係市や地域住民と協働し、取組の根幹である生きものを育む農業の推進を図る必要がある。</p>

	<p>3. 宍道湖・中海水質保全事業 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要 宍道湖・中海の水質保全を図るため、平成元年には湖沼水質保全特別措置法の指定を受け、湖沼水質保全計画を7期にわたり策定し、工場等の排水規制強化、下水道等の施設整備など、水質保全対策に総合的かつ計画的に取り組んでいる。 これらの対策により改善傾向がみられる地点もあるが、両湖の水質は環境基準（COD、全窒素、全りん）の達成には至っていない。</p> <p>2. 今後の課題 これまでの生活排水対策の進捗（普及率9割超）により、両湖への流入負荷は減少しているが、引き続き関係機関及び地域住民の継続的な取組を促進する必要がある。 なお、国土交通省による湖内対策（浅場造成等：国直轄負担金事業）は令和11年度までであるが、新たに令和5年度から自然再生を目的とした事業（浅場造成等：国直轄負担金事業）が令和18年度まで実施されることになり、両事業の完遂及び水質保全に資する事業の継続について様々な機会において要望する必要がある。 また、宍道湖では、近年、水草が急速に繁茂拡大し、沿岸に打ち上げられた水草の腐敗に伴う悪臭が発生し生活環境に影響を及ぼしている。河川管理者である国土交通省による適切な対応を要望するほか、水質への影響の把握や利活用の検討等を行う必要がある。</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>1. 海岸漂着ごみ対策の推進 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要 海岸漂着ごみ対策については、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、海岸管理者等による海岸漂着ごみの回収、処理及び海岸漂着ごみの発生抑制対策に取り組んでいる。</p> <p>2. 課題 当該補助金については平成27年度から地方負担が生じており、必要な事業費の確保や地方負担の廃止など、国に対して必要な財政措置を要望する必要がある。 また、漂着物の多くが韓国など対岸諸国に由来するものであり、国に対し、引き続き外交ルートを通じた対応を求めていくとともに、国内発生由来を抑制するために啓発活動などに取り組む必要がある。</p>

	<p>2. 公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要  公益財団法人島根県環境管理センターが設置・運営する「クリーンパークいずも」(出雲市宇那手町)は、県が関与して行う公共性の高い産業廃棄物最終処分場として平成14年4月に開業し、県内事業者から排出される産業廃棄物を受け入れ、廃棄物の適正処理と地域産業の振興に貢献してきた。</p> <p>管理型最終処分場(遮水シートや汚水処理を備えた最終処分場)として現在供用中の第3期処分場区画は、令和10年度頃には満杯となることを見込まれる。</p> <p>そのため、財団では、場内で、現在未利用の安定型最終処分場(汚水を生じない廃コンクリート等の受け入れを行う最終処分場)区画を管理型に用途を変更して整備する第4期処分場計画を策定し、令和11年度供用開始を目途に、令和4年3月から地元説明を始めている。</p> <p>2. 課題  廃棄物の適正処理と地域産業の振興のため、引き続き、公共関与最終処分場を確保する必要があり、第4期処分場の整備に対する支援策を検討していく必要がある。</p>
--	--	---



## (6) 健康福祉部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
健康福祉総務課	3,112,363	2,471,560	640,803	125.9
地域福祉課	1,132,907	1,103,707	29,200	102.6
医療政策課	11,097,088	11,178,224	△ 81,136	99.3
健康推進課	21,155,136	20,901,295	253,841	101.2
高齢者福祉課	15,849,448	17,416,550	△ 1,567,102	91.0
青少年家庭課	3,202,565	3,518,357	△ 315,792	91.0
子ども・子育て支援課	9,514,739	9,490,382	24,357	100.3
障がい福祉課	10,783,702	10,885,372	△ 101,670	99.1
薬事衛生課	1,650,170	1,443,211	206,959	114.3
感染症対策室	23,188,037	15,133,750	8,054,287	153.2
健康福祉部 合計	100,686,155	93,542,408	7,143,747	107.6

(特別会計)

(単位 千円)

課 名	会 計 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
医療政策課	島根あさひ社会 復帰促進センター 診療所特別会計	321,156	310,481	10,675	103.4
健康推進課	国民健康保険 特別会計	61,648,099	63,173,067	△ 1,524,968	97.6
青少年家庭課	母子父子寡婦福祉 資金特別会計	334,643	378,211	△ 43,568	88.5

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
健康福祉総務課	26	4	30		30
地域福祉課	23		23		23
医療政策課	26	52	78		78
健康推進課	21	10	31		31
高齢者福祉課	28	2	30		30
青少年家庭課	17	1	18		18
子ども・子育て支援課	17		17		17
障がい福祉課	18	2	20		20
薬事衛生課	6	11	17		17
感染症対策室	24	7	31		31
計	206	89	295		295

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
松江保健所	13	14	27		27
雲南保健所	11	19	30		30
出雲保健所	15	35	50		50
県央保健所	11	25	36		36
浜田保健所	15	34	49		49
益田保健所	11	24	35		35
保健環境科学研究所	4	26	30		30
島根あさひ社会復帰 促進センター診療所	2	8	10		10
中央児童相談所	6	21	27		27
出雲児童相談所	7	16	23		23
浜田児童相談所	4	15	19		19
益田児童相談所	5	11	16		16
わかたけ学園	2	19	21		21
女性相談センター	6	4	10		10
心と体の相談センター	7	8	15		15
食肉衛生検査所	1	10	11		11
計	120	289	409		409

合 計	326	378	704		704
-----	-----	-----	-----	--	-----

※健康福祉総務課松江保健所スタッフの人数は松江保健所に計上している。

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 健康福祉総務課

- ① 保健所及び保健環境科学研究所に関すること。
- ② 保健福祉統計に関すること。
- ③ 社会福祉法人島根県社会福祉事業団の業務運営の指導に関すること。
- ④ 総合福祉センターに関すること。
- ⑤ 原子力災害時における要配慮者の避難対策に関すること（他部所管に関するものを除く。）。

#### (2) 地域福祉課

- ① 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関すること。
- ② 社会福祉連携推進法人に関すること。
- ③ 地域福祉の推進に関すること。
- ④ 民生委員に関すること。
- ⑤ 生活保護に関すること。
- ⑥ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ⑦ 生活困窮者の自立支援に関すること。

#### (3) 医療政策課

- ① 病院、診療所その他の医療施設に関すること。
- ② 保健医療提供体制の整備に関すること。
- ③ 救急医療対策及びへき地医療対策に関すること。
- ④ 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関すること。
- ⑤ 高等看護学院に関すること。
- ⑥ 公益財団法人島根県環境保健公社の業務運営の指導に関すること。
- ⑦ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関すること。
- ⑧ 医師の確保に関すること（医師確保対策室）。
- ⑨ 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に関すること。

#### (4) 健康推進課

- ① 難病・小児慢性特定疾病に関すること。
- ② 原爆被爆者の健康管理に関すること。
- ③ 栄養の改善及び指導に関すること。
- ④ 栄養士及び調理師に関すること。
- ⑤ 健康増進に関すること。

- ⑥ 歯科保健に関すること。
- ⑦ 母子保健に関すること。
- ⑧ 生活習慣病の予防に関すること。
- ⑨ 保健指導に関すること。
- ⑩ 保健師の指導に関すること。
- ⑪ 衛生教育に関すること。
- ⑫ 高齢者の医療の確保に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑬ 国民健康保険に関すること。
- ⑭ 保険医療機関及び保険薬局の指導に関すること（国民健康保険、後期高齢者医療及び老人保健に係るものに限る。）。
- ⑮ 食育に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑯ 育成医療及び肝炎医療費助成に関すること。
- ⑰ 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の業務運営の指導に関すること。
- ⑱ がん対策の推進及び総合調整に関すること（がん対策推進室）。

#### (5) 高齢者福祉課

- ① 高齢社会対策の総合調整に関すること。
- ② 介護保険に関すること。
- ③ 老人福祉に関すること。
- ④ 介護保険事業支援計画の進行管理に関すること。
- ⑤ 高齢者対策の推進に関すること。
- ⑥ 未帰還者及び引揚者の援護に関すること。
- ⑦ 旧軍人軍属及びその遺族の援護に関すること。
- ⑧ 包括ケアの推進に関すること（地域包括ケア推進室）。

#### (6) 青少年家庭課

- ① 児童福祉に関すること（保育、障がい児の福祉及び母子保健に関するものを除く。）。
- ② 児童虐待の防止等に関すること。
- ③ 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること。
- ④ 青少年の健全育成の推進及び総合調整に関すること。
- ⑤ 要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- ⑥ 児童扶養手当に関すること。
- ⑦ 児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターに関すること。

## (7) 子ども・子育て支援課

- ① 少子化対策の推進及び総合調整に関すること。
- ② 児童福祉に関すること（保育に関するものに限る。）。
- ③ 児童手当及び子ども手当に関すること。

## (8) 障がい福祉課

- ① 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的支援に関すること。
- ② 身体障がい者福祉に関すること。
- ③ 知的障がい者福祉に関すること。
- ④ 精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- ⑤ 発達障がい者の支援に関すること。
- ⑥ 自死総合対策の総合調整に関すること。
- ⑦ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑧ 心と体の相談センターに関すること。

## (9) 薬事衛生課

- ① 薬剤師、登録販売者、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- ② 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の衛生に関すること。
- ③ 墓地、火葬場等に関すること。
- ④ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- ⑤ 薬事及び毒物劇物に関すること。
- ⑥ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること。
- ⑦ 血液事業に関すること。
- ⑧ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- ⑨ 薬物乱用防止に関すること。
- ⑩ 薬剤師の確保に関すること。
- ⑪ 水道及び飲料水に関すること。
- ⑫ 食の安全に関すること。
- ⑬ 食品衛生に関すること。
- ⑭ と畜場及びと畜に関すること。
- ⑮ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- ⑯ 化製場等に関すること。

- ⑰ 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関する事。
- ⑱ 動物の愛護及び管理に関する事。
- ⑲ 食肉衛生検査所に関する事。
- ⑳ 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する事。
- ㉑ 建築物の衛生管理に関する事。
- ㉒ ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関する事。
- ㉓ 住宅宿泊事業に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

**(10) 感染症対策室**

- ① 結核その他の感染症の予防及び医療の提供に関する事。
- ② 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関する事。



#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 生活困窮者の支援 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅴ-2-(5)〕	121,697	<p>生活困窮者への適切な自立支援や保護の実施に向け、市町村等での相談・支援体制の充実が図られるよう支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費の給付事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活扶助、医療扶助等の扶助費の支給（居住地が明らかでない者）</li> <li>・生活保護の適正実施のため、福祉事務所に対する指導、監査、研修等を実施</li> </ul> </li> <li>○生活困窮者支援体制推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の支援員に対し、研修を実施</li> </ul> </li> <li>○生活困窮者支援体制の強化に向けた市町村支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍や物価高騰等により生活に困窮する方に必要な支援を行うため、自立相談支援機関の体制強化及びスキルアップを支援</li> </ul> </li> <li>○子どものセーフティネット推進費               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策について、島根県子どものセーフティネット推進計画に規定する有識者会議等を開催</li> </ul> </li> <li>○SNSによる支援体制構築事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS（LINE）を活用し、子どもの貧困対策に関する支援制度の周知や相談支援へのつながりを促進</li> </ul> </li> <li>○子どもの居場所創出等支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂の開設支援や県内のネットワーク形成を図る</li> </ul> </li> </ul>	地域福祉課
2. 地域医療を支える医師確保養成対策事業（一部国基金事業） 〔Ⅴ-1-(2)〕	1,179,579	<p>依然続く医師不足の状況を踏まえ、即戦力となる医師の確保や、総合診療医をはじめとする地域医療を担う医師の養成対策を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国補助・県単独事業分               <ul style="list-style-type: none"> <li>①現役の医師を「呼ぶ」対策                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国からの医師招へいに向けた情報収集や県外医師との出張面談</li> <li>・地域医療機関での勤務を前提に県立病院等での専門研修</li> <li>・病院総合医を目指す医師を採用し、県立中央病院で研修後、地域医療機関へ派遣</li> </ul> </li> <li>②地域医療を担う医師を「育てる」対策                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の地域医療に携わる意志のある医学生向け奨学金</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	医療政策課 （医師確保対策室）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治医科大学運営費の負担</li> <li>③地域勤務医師を「助ける」対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立産科病院に対する支援</li> <li>・県立病院から代診医を派遣</li> </ul> </li> <li>○医療介護総合確保促進事業（医療分） <ul style="list-style-type: none"> <li>①全国から医師を呼び県内医療機関視察ツアーを実施</li> <li>②医学生向け奨学金の貸与</li> <li>③産婦人科等研修医向け研修資金の貸与</li> <li>④島根大学医学部等における医師の養成を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根大学医学部に寄附講座を設置</li> <li>・鳥取大学医学部の研修・教育環境整備</li> </ul> </li> <li>⑤しまね地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成や診療科単位のネットワーク形成等を支援</li> <li>⑥医師確保計画の推進のため、各圏域の医療機関等が実施する事業に係る経費の一部を支援</li> <li>⑦産科医師に分娩業務手当を支給する医療機関を支援</li> </ul> </li> </ul>	
3. 看護職員等確保対策事業（一部国基金事業） 〔V-1-(2)〕	682,469	<p>必要な医療提供体制を確保するため、看護職員の確保対策を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国補助・県単独事業分 <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内進学促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等看護学院（松江・石見）の運営</li> </ul> </li> <li>②県内就業促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の看護学生のUターン・Iターン者を対象に奨学金を貸与</li> <li>・過疎地域・離島の病院等に就職する看護学生を対象に奨学金を貸与</li> </ul> </li> <li>③離職防止・再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員向けの研修や離職防止の取組への支援</li> <li>・県ナースセンターにより潜在看護師等を対象とした無料職業紹介を実施</li> <li>・再就業支援講習会等を開催</li> </ul> </li> <li>④資質向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人職員から管理者まで様々な段階において看護師等への研修を実施</li> <li>・医療施設間における期間限定での助産師出向・受入れを支援</li> <li>・医師等の判断を待たずに一定の診療の補助ができる看護師の研修を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	医療政策課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療介護総合確保促進事業（医療分） <ul style="list-style-type: none"> <li>①各病院の看護職員の研修受講経費を支援</li> <li>②病院の院内保育所運営費を支援</li> <li>③民間看護師等養成所の運営費を支援</li> <li>④感染管理認定看護師教育課程の運営</li> </ul> </li> </ul>	
<p>4. 医療介護総合確保促進事業（医療分） （国基金事業） 〔V-1-(2)〕</p>	1,710,945	<p>医療介護総合確保促進基金を活用し、医療従事者の確保対策等の取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>①全国から医師を呼び県内医療機関視察ツアーを実施</li> <li>②医学生向け奨学金の貸与</li> <li>③産婦人科等研修医向け研修資金の貸与</li> <li>④島根大学医学部等における医師の養成を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根大学医学部に寄附講座を設置</li> <li>・鳥取大学医学部の研修・教育環境整備</li> </ul> </li> <li>⑤しまね地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成や診療科単位のネットワーク形成等を支援</li> <li>⑥医師確保計画の推進のため、各圏域の医療機関等が実施する事業に係る経費の一部を支援</li> <li>⑦産科医師に分娩業務手当を支給する医療機関を支援</li> </ul> </li> <li>○看護師確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>①看護職員の研修受講経費を支援</li> <li>②病院の院内保育所運営費を支援</li> <li>③民間看護師等養成所の運営費を支援</li> <li>④感染管理認定看護師教育課程の運営</li> <li>⑤「訪問看護支援センター（仮称）」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施</li> </ul> </li> <li>○在宅医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>①条件不利地域で在宅医療を行う病院や訪問看護ステーション等の運営を支援</li> <li>②訪問診療用機器・車両等の整備を行う診療所等を支援</li> </ul> </li> <li>○病床の機能転換に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療機関の施設整備を支援</li> <li>②病床機能の転換や在宅医療推進の課題解決に向けて、病院等との調整を担う人材を配置</li> </ul> </li> <li>○医療従事者の勤務環境の改善を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>医療政策課 健康推進課 高齢者福祉課 薬事衛生課</p>

<p>5. 健康長寿しまねの推進 〔V-1-(1)〕</p>	<p>26, 170</p>	<p>「健康長寿しまね推進計画（第二次）」（平成 25 年度～令和 5 年度）に基づき、健康寿命の延伸を目指し、子どもの頃からの適切な生活習慣の確立、青壮年期の生活習慣病の一次予防、疾病の早期発見、合併症予防や重症化の防止、高齢者の社会参加等の生涯を通じた総合的な対策を、県民・関係期間・団体、行政が一体となり、地域ぐるみで推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区ごとの健康づくり活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ・職場ぐるみの健康づくり活動の推進（健康寿命延伸プロジェクト事業と連携した取組の推進）</li> </ul> </li> <li>○生涯を通じた健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「+1（プラスワン）活動」の推進（減塩・野菜摂取・運動の促進）</li> <li>・働き盛り世代が健康づくりを実践しやすい環境づくりの支援（まめなカンパニーの登録推進・チャレンジ月間の実施等）</li> <li>・フレイル（虚弱）予防対策の推進</li> </ul> </li> <li>○疾病の早期発見、合併症予防や重症化予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き盛り世代の循環器病の発症予防、再発予防の支援</li> <li>・糖尿病患者の合併症予防の支援</li> <li>・国保ヘルスアップ支援事業と連携し、医療関係者のオンデマンド研修の構築やメディアを活用した啓発</li> </ul> </li> <li>○多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なところで得られる健康づくり情報を発信</li> <li>・多様な分野と連携した健康なまちづくりの取組の推進</li> <li>・「望まない受動喫煙」の防止に向けた周知啓発</li> </ul> </li> </ul>	<p>健康推進課</p>
<p>6. しまね産前・産後安心サポート事業 〔II-1-(2)〕</p>	<p>31, 714</p>	<p>産前・産後の母子へのきめ細やかな支援を県内どこでも受けられる環境づくりのため、産前・産後の一時的な育児・家事援助や、産後の専門的なケアを実施する市町村の取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産前・産後訪問サポート事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に家事・育児の援助が必要な家庭に有償で家事・育児を支援</li> </ul> </li> <li>○産後のケア事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援な産婦などを産後 1 か月までに早期に発見し、産後の専門的なケアを受けられる体制を充実</li> </ul> </li> </ul>	<p>健康推進課</p>

		<p>○子育て世帯訪問支援臨時特例事業交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に有償で家事・育児を支援</li> </ul>	
<p>7. しまねがん対策強化事業 〔V-1-(2)〕</p>	70,964	<p>第3期島根県がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、がん予防、がん医療、がんを取り巻く社会環境が、全ての県民にとってあるべき姿となることを目指し、総合的かつ効果的ながん対策を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○がん予防・がん検診の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡率低減が実証されているがん検診を適切な精度管理の下で実施</li> <li>・対策型胃内視鏡検診の広域実施に向けた読影体制の構築</li> <li>・関係団体や事業所等と連携し、働き盛り世代のがん検診の実態把握に努め、課題を分析</li> </ul> <p>○がん医療水準の向上・緩和ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院を核としたがん診療ネットワーク体制の維持</li> <li>・がん医療の東西格差の是正</li> <li>・地域の病院でも薬物療法や緩和ケアなどのがん医療が受けられる体制の構築</li> </ul> <p>○患者家族支援・がん教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者のライフステージごとの課題に対応できる相談支援等の充実</li> <li>・がんに関する学校教育及び社会教育に対する支援</li> </ul>	<p>健康推進課 (がん対策推進室)</p>
<p>8. 介護人材確保対策事業 〔V-1-(3)〕</p>	342,107	<p>介護の仕事のイメージアップ、多様な人材の確保、離職の防止を柱に取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○介護や介護の仕事に関する普及啓発イベントを関係機関と共同で実施</p> <p>○介護人材の確保、定着に取組む市町村及び保険者支援</p> <p>○中高年齢層等への入門的研修会を実施</p> <p>○訪問看護ステーションが潜在看護師を雇用した場合の支援、病院から訪問看護ステーションへの出向研修支援</p> <p>○「訪問看護支援センター」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施</p> <p>○在宅医療・介護連携を進めるための研修会や圏域ごとの検討会を実施</p> <p>○労働環境改善のための介護ロボット導入等への支援</p>	<p>高齢者福祉課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の人材育成や就労環境の改善につながる認証評価制度をスタート</li> <li>○介護助手の導入に向け研修、普及を実施</li> <li>○介護施設等が行う外国人介護人材への日本語学習等を支援</li> </ul>	
9. 地域包括ケア推進事業 〔V-1-(3)〕	8,200	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、県内各圏域において、市町村の取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所による市町村の取組支援</li> <li>○県全体の体制整備（関係機関連絡会議、担当者会議、研修会等の開催）</li> </ul>	高齢者福祉課 （地域包括ケア推進室）
10. 介護施設等整備事業 〔V-1-(3)〕	328,320	<p>第8期介護保険事業支援計画に基づき実施される地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対する支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護小規模多機能型居宅介護事業所等の創設</li> <li>○特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修</li> <li>○小規模多機能型居宅介護事業所の改築</li> <li>○介護老人保健施設の創設に併せて行う既存施設の大型改修</li> </ul>	高齢者福祉課
11. 介護施設等整備推進事業 〔V-1-(3)〕	180,554	<p>養護老人ホーム等の円滑な開設を支援するため、施設の開設準備に要する経費の一部を助成。</p>	高齢者福祉課
12. 療養病床再編推進事業 〔V-1-(3)〕	47,100	<p>医療機関が医療療養病床を介護施設等へ転換する場合の整備費の一部を助成。</p>	高齢者福祉課

<p>13. 認知症施策推進事業 〔V-1-(3)〕</p>	<p>71, 204</p>	<p>認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援につながるよう、総合的かつ継続的な支援体制の確立。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における認知症の方への支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの運営</li> <li>・早期診断・早期対応のための人材育成</li> <li>・認知症コールセンター、若年性認知症相談支援センターの設置・運営</li> </ul> </li> <li>○介護指導者及び介護従事者を対象とした認知症研修の実施</li> </ul>	<p>高齢者福祉課 (地域包括ケア推進室)</p>
<p>14. 高齢者の活躍推進 〔V-2-(2)〕</p>	<p>51, 976</p>	<p>元気な高齢者が地域の担い手となって、積極的に活動できる仕組みづくりを進める。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者大学校（くにびき学園）の運営や全国ねんりんピックへの選手派遣を支援</li> <li>○老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会の活動を支援</li> </ul>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>15. 子どもと家庭の相談事業 〔II-1-(2)〕 〔V-2-(4)〕</p>	<p>48, 521</p>	<p>児童及び児童のいる家庭が身近なところで相談できる体制を整備。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電話相談事業</li> <li>○児童福祉法改正に伴う体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所への弁護士、保健師の配置</li> <li>・研修受講による児童福祉司、児童心理司の専門性強化</li> <li>・児童虐待防止対策強化のための広報啓発</li> </ul> </li> <li>○市町村相談体制強化のための研修</li> <li>○子どもの相談・支援機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや家庭に関する相談・支援機関の連絡会議の設置</li> </ul> </li> <li>○ヤングケアラー支援体制強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関職員を対象とした研修会の開催</li> <li>・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有するオンラインサロンを運営する民間団体の活動を支援</li> </ul> </li> <li>○母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健と児童福祉双方の業務を一体的に行うための人員配置や事業を導入する市町村を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>青少年家庭課</p>

<p>16. 出雲児童相談所移転・新築事業 〔V-2-(4)〕</p>	<p>40,996</p>	<p>児童の処遇環境の改善、施設の狭隘化の解消のため、施設の移転・新築を実施。 【事業概要】 〔事業期間〕 R 5～9 〔総事業費〕 約 13.6 億円 〔R 5 事業内容〕 ・地質調査 ・基本設計</p>	<p>青少年家庭課</p>
<p>17. ひとり親家庭自立支援事業 〔V-2-(4)〕</p>	<p>20,164</p>	<p>ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活への支援や、就業・経済的な支援等を実施。 【事業概要】 ○ひとり親家庭の子どもに対し、ボランティア等による学習支援事業を実施する市町村を支援 ○ひとり親家庭等を対象とした就業、養育費等の相談、日常生活支援、就業につながる技能を習得するための講習会、修業機関での資格取得費用や住宅資金等に係る返還免除付き貸付を実施</p>	<p>青少年家庭課</p>
<p>18. 女性保護事業 〔VI-3-(2)〕</p>	<p>97,786</p>	<p>日常生活に様々な問題を抱える女性への相談活動やDV（配偶者等からの暴力）被害者等を一時保護し、問題解決に向けて支援。 【事業概要】 ○女性相談事業 ・女性相談センターに女性相談員等を配置し広く女性相談を実施 ・県民への啓発活動や適切な相談実施のための研修会等を開催 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施 ○性暴力被害者支援センター事業 ・女性相談センターが中心となり、関係機関と連携して被害者を支援 ・民間支援団体と連携し、夜間休日の支援体制を強化 ○DV被害者等保護事業 ・DV被害者等を一時保護所等において保護 ・DV被害者が一時保護所を退所する際に必要な生活資金や住宅資金を貸付</p>	<p>青少年家庭課</p>



<p>19. 子ども（小学生） 医療費助成制度 〔Ⅱ-1-(2)〕</p>	<p>241,850</p>	<p>「しまね結婚・子育て市町村交付金」により、小学6年生までの子ども医療費助成を支援し、子育て世帯の経済的負担軽減を促進。 【事業概要】 自己負担上限額（1医療機関当たり） ・入院 2,000円／月 ・通院 1,000円／月 ※市町村の独自の支援により無償化の場合あり</p>	<p>子ども・子育て支援課</p>
<p>20. 結婚支援事業 〔Ⅱ-1-(1)〕</p>	<p>132,073</p>	<p>縁結びボランティア「はぴこ」、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」による結婚支援や市町村と連携した総合的な結婚支援を実施。 【事業概要】 ①市町村の結婚支援の取組支援 市町村の結婚支援の充実・広域化に加え、しまね縁結びサポートセンター事業への登録、活用等に向けた取組を支援 ②しまね縁結びサポートセンター事業 県内2か所に設置した「しまね縁結びサポートセンター」で、男女の縁結びをサポート ・結婚の相談や情報発信 ・縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援 ・「しまコ」の利用拡大に向け、登録料を女性は無料、男性は半額に期間限定で引き下げ ・身だしなみに関するセミナーを実施 ・婚活イベントなどの実施 ・ふるさと島根定住財団と連携した、県外在住者への結婚支援 ③県が実施する結婚支援事業 市町村等の連携強化や事業の広域展開を実施（県、市町村及び企業等が行う結婚支援に係る連携を強化する「結婚コンシェルジュ事業」を実施） ・しまね結婚支援施策推進会議の設置 ・社会人向けライフプラン設計講座の開催（子どもの未来デザイン事業として実施） ・県内広域イベントの開催 ・市町村、企業等の取組のフォローアップ</p>	<p>子ども・子育て支援課</p>
<p>21. 結婚・妊娠・出産 ・子育ての切れ目ない支援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-3-(2)〕</p>	<p>340,996 [うち補正 4,308]</p>	<p>結婚・妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育て出来るよう妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築。</p>	<p>子ども・子育て支援課</p>

		<p><b>【事業概要】</b></p> <p>①しまね結婚・子育て市町村交付金事業 出生数を増やすために市町村が取り組む「結婚支援」「妊娠・出産支援」「子育て支援」「医療費助成」等の経費の一部を助成 [基準額] 子どもや女性の数に応じて市町村ごとに基準額を設定 [助成率] 1/2</p> <p>②「島根みんなで子育て応援賞」事業 子育て応援に尽力されたボランティア等に感謝の意を表すための顕彰</p> <p>③「こっころメッセージ」贈呈事業 子どもが誕生した家庭に祝意や敬意を表すため、お祝いメッセージと記念品を贈呈</p> <p>④子どもの未来デザイン事業 児童生徒等に対し、助産師・専門講師による妊娠・出産やライフプランに関する講座を実施</p>	
22. 第1子・第2子に係る保育料軽減事業 〔Ⅱ-1-(2)〕	233,199	<p>子育て世帯における3歳未満の第1子・第2子に係る保育料を軽減する市町村を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b> [基準額] 国が定める保育料の基準額 [交付率] 基準額の1/3 [対象とする所得階層] 第3～4階層 (所得割課税額97,000円未満) [負担割合] 県10/10</p>	子ども・子育て支援課
23. 第3子以降保育料軽減事業 〔Ⅱ-1-(2)〕	149,588	<p>子育て世帯における3歳未満の第3子以降の児童に係る保育料を軽減する市町村を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b> [基準額] 国が定める保育料の基準額 [助成率] ・第4階層 基準額の2/3 ・第5～8階層 基準額の1/2 [負担割合] 県1/2・市町村1/2</p>	子ども・子育て支援課
24. 待機児童ゼロ化事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-3-(2)〕	10,285	<p>年度途中の入所希望に対応するため、保育定員を増やして受入体制を拡充する私立保育所等を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b> [対象] 待機児童又は潜在的待機児童が発生している市町村に所在する私立保育所等</p>	子ども・子育て支援課

		<p>[基準額]</p> <p>受入可能な0・1歳児の数に応じて人件費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3人の受入可能 200,000円/月</li> <li>・2人の受入可能 132,000円/月</li> <li>・1人の受入可能 66,000円/月</li> </ul> <p>[負担割合] 県1/2・市町村1/2</p>	
<p>25. 病児保育推進事業</p> <p>[Ⅱ-1-(2)]</p> <p>[Ⅳ-3-(2)]</p>	13,000	<p>病児・病後児保育の開設を促進するため、施設・設備の整備費の一部を国制度として連携して助成。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①国制度</p> <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が整備する場合 国1/3・県1/3・市町村1/3</li> <li>・社会福祉法人等が整備する場合 国3/10・県3/10・市町村3/10・事業者1/10</li> </ul> <p>②県制度（国制度に該当しない場合）</p> <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が整備する場合 県1/2・市町村1/2</li> <li>・社会福祉法人等が整備する場合 県1/3・市町村1/3・事業者1/3</li> </ul>	子ども・子育て支援課
<p>26. 小規模民間保育所運営対策事業</p> <p>[Ⅱ-1-(2)]</p>	62,454	<p>中山間地域・離島の保育環境を維持するため、小規模な保育所の運営費を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>[対象]</p> <p>定員割れが生じている利用定員20人の民間の小規模保育所</p> <p>[実施主体]</p> <p>市町村</p> <p>[助成額]</p> <p>平均在籍児童数に応じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11人未満 3,185,000円</li> <li>・11人以上～13人未満 2,772,000円 等</li> </ul>	子ども・子育て支援課

<p>27. 保育所等運営支援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕</p>	<p>5,120,951</p>	<p>新子育て安心プラン推進のため、待機児童を解消するとともに、多様な保育・教育を受けることができるよう「量の拡充」と「質の向上」に向け、保育所等へ運営費を給付。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立保育所等の運営に要する経費の県負担分を市町村へ給付</li> </ul> <p>[負担割合]</p> <p style="text-align: center;">国 1/2・県 1/4・市町村 1/4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の処遇を改善</li> </ul>	<p>子ども・子育て支援課</p>
<p>28. 保育士の確保・定着支援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕</p>	<p>500,079 [うち補正 164,142]</p>	<p>新子育て安心プランを推進し、保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①保育士の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターに保育士バンクを設置し、潜在保育士に対し復職に関する情報を提供</li> <li>・保育士養成施設の学生等を対象とした就職説明会等を実施</li> <li>・県外の学生が、県内の保育所を実習先とする場合、実習等に係る旅費の一部を助成</li> <li>・保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、保育士等の人材確保を推進</li> <li>・保育士養成施設の学生を対象に修学資金を貸付</li> <li>・石見・隠岐地域等の出身学生が県内の保育士養成施設に進学する際の家賃等を貸付</li> </ul> <p>②保育士等の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や認定こども園等の勤務者が必要とする資格の取得のための受講経費等を支援</li> <li>・保育士の負担軽減、離職防止を図るため、保育補助者等を雇用する経費を助成</li> <li>・保育所等の管理職等を対象とした、働き方改革に関するセミナー等の実施</li> <li>・保育所等の職員を対象に安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会・説明会を実施</li> </ul>	<p>子ども・子育て支援課</p>

<p>29. 地域の子育て支援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕</p>	<p>536, 558</p>	<p>新子育て安心プラン推進のため、保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とした支援を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①地域の子育て支援事業 一時預かり事業、延長保育事業等に要する経費の県負担分を市町村へ助成 〔負担割合〕 国 1/3・県 1/3・市町村 1/3 他</p> <p>②しまねすくすく子育て支援事業 交付金（メニュー方式）により、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取組を支援 〔負担割合〕 県 10/10</p> <p>③子育て支援員の研修 子育て支援員等を対象に必要な知識や技能の習得を目的とした研修を実施</p>	<p>子ども・子育て支援課</p>
<p>30. 放課後児童クラブ支援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-3-(2)〕</p>	<p>860, 168</p>	<p>子育てしやすい環境整備を推進するため、放課後児童クラブの待機児童解消や利用時間延長に向けた取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①運営支援 放課後児童クラブの運営や環境整備、支援員等の処遇改善などに要する経費の県負担分を市町村へ助成</p> <p>②待機児童対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員を増やす場合に必要な運営費や改修費等の経費の一部を助成 ※利用時間延長を実施する場合の改修費等の補助基準額を加算</li> <li>・国の補助制度と協調し、市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの施設整備費の一部を助成</li> <li>・保育所等による放課後児童預かりに必要な経費の一部を助成 ※開所日数に応じて運営費を段階的に加算、開設準備の補助基準額を加算・対象期間を拡大</li> <li>・保育所整備に併せて、放課後児童クラブを一体的に整備する保育所に対して、施設整備費の一部を助成</li> </ul>	<p>子ども・子育て支援課</p>

		<p>③利用時間延長対策 放課後児童クラブが閉所する時間を平日 19 時以降、夏休み期間中等の長期休業中に開所する時間を 7 時 30 分以前とするために必要な人件費の一部を助成</p> <p>④放課後児童支援員等確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員認定資格研修の拡充を継続</li> <li>・放課後児童クラブの従事経験 2 年未満の職員等を対象とした初任者研修を実施</li> <li>・放課後児童クラブへの巡回支援や、児童クラブの充実に向けた施策の企画、調整等を行う「放課後児童クラブスーパーバイザー」を配置</li> <li>・人材派遣会社や市町村、大学、シルバー人材センター等と連携し、不足している放課後児童支援員等の確保対策を実施</li> </ul>	
<p>31. みんなで子育て応援事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-3-(2)〕</p>	17,852	<p>こっころパスポートの普及や協賛店の登録促進など、家庭、地域、団体、企業等が一体となり、県全体で子育てを支援。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こっころパスポートの普及やスマートフォンアプリの利用拡大を促進</li> <li>・こっころパスポートの特典を提供する協賛店の登録を促進</li> <li>・「こっころ講師」を派遣し、子育て支援に取り組む民間団体（こっころ隊）の活動を支援</li> </ul>	子ども・子育て支援課
<p>32. 幼児教育推進事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	5,738	<p>幼稚園教諭・保育士等及び市町村担当者の研修支援の拡充やアドバイザー等による訪問指導等により、全県的に幼児教育の質を向上。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育担当指導主事及び幼児教育アドバイザーによる訪問指導の実施</li> <li>・幼児教育施設と小学校の連携に向けた取組を推進</li> <li>・県主催研修の実施や市町村が実施する研修の支援</li> <li>・未就学児への体力向上や読み聞かせの取組を支援</li> </ul>	子ども・子育て支援課

<p>33. 障がい者施設等整備事業 〔V-2-(3)〕</p>	<p>396,970 〔うち補正 178,500〕</p>	<p>障がい者の施設入所から地域生活への移行を推進するために、グループホーム等の施設整備を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○施設整備に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの施設整備</li> <li>・就労支援・生活介護等の日中活動系サービスの充実のための施設整備</li> <li>・施設入所支援等のサービスの充実のための施設整備</li> <li>・放課後等デイサービス等の障がい児支援の充実のための施設整備</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>34. 障がい者就労支援事業 〔V-2-(3)〕</p>	<p>173,979</p>	<p>障がい者の就労を通じた自立支援のため、支援拠点を中心に支援ネットワークを構築して就労移行の促進を図るとともに、就労継続支援事業所の工賃向上に向けた支援を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○障がい者就労移行・定着の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就業・生活支援センターに生活支援や就労支援を行う職員を配置し、実習機会の提供や研修会等の開催により一般就労を支援</li> </ul> <p>○障がい者就労事業振興センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の共同販売、人材育成、アドバイザー派遣、農福連携事業等を実施し、福祉サービス事業所等の工賃向上に向けた取組を支援</li> </ul> <p>○事業所設備整備費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が行う工賃向上のための取組に必要な設備整備費を助成</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>35. 発達障がい者支援体制整備事業 〔II-1-(2)〕 〔V-2-(3)〕</p>	<p>90,749</p>	<p>ライフステージに応じた発達障がい者の支援を行うため、発達障害者支援センターを中心に家族支援、市町村支援、人材育成などの事業を実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○本人及び家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等への専門的な相談支援、家族の相談相手となるペアレントメンターの養成、成人期の自立や就労支援のための研修を実施</li> </ul> <p>○市町村を中心とした体制整備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への専門的な指導・助言を行う地域支援マネジャーを配置</li> </ul> <p>○人材育成及び県民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診従事者や保育士等への専門研修を実施するとともに、啓発フォーラムを開催</li> </ul> <p>○初診前アセスメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期支援のため、初診前に心理職による事前問診・検査を実施</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>

<p>36. 障がい者を理由とする差別解消推進事業 〔V-2-(3)〕</p>	<p>9,943</p>	<p>障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、必要な体制整備を図るとともに、障がいに関する知識や理解を深めるための普及啓発活動を実施。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいサポート運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な障がいの特性や必要な配慮などを正しく理解し、障がいのある人が困っているときに手助けを行うあいサポート運動を推進</li> </ul> </li> <li>○相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉課に相談窓口を設置し、相談員を配置</li> <li>・関係機関が相談事案等を共有し、相談への対応力の強化を図る障がい者差別解消支援地域協議会を開催</li> </ul> </li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>37. ひきこもり支援地域体制整備事業 〔V-2-(3)〕</p>	<p>23,870</p>	<p>身近な地域で相談支援を受ける体制づくりを推進。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひきこもり支援センター地域拠点の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の開設</li> <li>・家族教室の開催</li> <li>・市町村の支援（精神科医療機関との連携）</li> </ul> </li> <li>○市町村の立ち上げ支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに「ひきこもり地域支援センター」または「ひきこもり支援ステーション」を実施する市町村に対して、事業に要する経費の一部を助成</li> </ul> </li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>38. 食品衛生対策の推進 〔VIII-2-(1)〕</p>	<p>67,817</p>	<p>食品衛生法に基づき、許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成、及び消費者に対する食品衛生知識の普及・啓発を実施。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品衛生に関する啓発・情報発信事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や講習会の開催</li> <li>・リスクコミュニケーション等を通じた県民への情報発信</li> </ul> </li> <li>○食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導を実施</li> <li>・県内で製造・流通・販売している食品等の食品添加物や残留農薬の検査を実施</li> </ul> </li> <li>○食品衛生関係指導・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係営業施設への巡回指導を実施</li> <li>・食品衛生責任者講習会等を実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>薬事衛生課</p>



<p>39. 動物管理等対策事業 〔Ⅷ-2-(1)〕</p>	<p>33,169</p>	<p>動物愛護思想の普及啓発や保健所に収容された動物の譲渡等を実施。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民への動物愛護思想や適正飼育の普及啓発事業</li> <li>○ボランティアと連携して保健所に収容された動物の譲渡等を実施</li> <li>○譲渡猫不妊去勢手術業務委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所から譲渡される猫を対象に不妊去勢手術にかかる費用を助成</li> </ul> </li> </ul> <p>[助成額] 雄 5,000 円、雌 10,000 円</p>	<p>薬事衛生課</p>
<p>40. 感染症対策の推進 〔Ⅴ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(2)〕</p>	<p>22,739,068</p>	<p>感染症患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための医療体制を整備する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の対策として、検査体制や医療提供体制を整備する。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者等の病床の確保</li> <li>・感染症指定医療機関等の設備整備の支援</li> <li>・相談体制の整備</li> <li>・新型コロナウイルスワクチンの接種支援</li> </ul> </li> <li>○感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者情報や病原体情報の収集分析と情報提供</li> </ul> </li> <li>○予防接種事故対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種による健康被害者に対する給付費の負担</li> </ul> </li> </ul>	<p>感染症対策室</p>

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
地域福祉課	1. 生活援護の確保 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅴ-2-(5)〕	<p>1. 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮する方が増加している。</p> <p>コロナ禍における支援策であった生活福祉資金の特例貸付については、令和4年9月末まで申請が受け付けられ、住民税非課税等の免除要件に該当しない方については、令和5年1月以降、順次、返済が始まっている。</p> <p>生活保護の新規申請件数については、令和2年度に9年ぶりに増加に転じ、令和3年度は令和元年度と同水準に落ち着いたものの、コロナ禍において、これまで行われてきた様々な支援策が縮小・廃止されれば、再び増加に転じる可能性がある。</p> <p>また、貧困を抱える子どもや世帯へ支援が必要な状況が続いている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>コロナ禍や物価高騰等により生活に困窮する方に加え、生活福祉資金特例貸付の返済が始まったことに伴い、生活が安定せず返済が困難な方はもとより、返済免除となったものの支援が必要な方への対応も必要となる。</p> <p>こうした方々に寄り添った、よりきめ細やかな支援が行えるよう、自立相談支援機関の支援員の増員や資質向上など、引き続き、地域の実情に合わせた支援体制の拡充を図る必要がある。</p> <p>また、自立相談支援制度と生活保護制度の連携が図られ、生活保護の利用が必要な方へ確実に支援が行き届くよう、引き続き、市町村への働きかけが必要である。</p> <p>このほか、「第2期島根県子どものセーフティネット推進計画（令和3～7年度）」に基づき、子どもの居場所創出や相談支援につなぐための取組などを関係機関、市町村等と連携して、引き続き進めていく必要がある。</p>

<p>医療政策課</p>	<p>1. 医師の確保 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 県内に勤務する医師は着実に増加しているが、精神科や産科、小児科の医師不足による診療科の偏在や医師の高齢化、病院間偏在などの課題があり、地域医療の確保や医療機能の低下が懸念される状況にある。</p> <p>2. 今後の課題 医師を「呼ぶ」、「育てる」、「助ける」の3本柱による医師確保対策を引き続き推進する。 島根大学の地域枠出身や奨学金の貸与を受けた医師が増加しており、早期の地域勤務に繋がるよう、しまね地域医療支援センターを中心に大学、地域医療機関、市町村などの関係者と連携し、若手医師のキャリア形成等の支援により、医師の県内定着を図る必要がある。 大学、関係医療機関と連携し、患者を幅広く診察する総合診療医の養成に取り組む。 また、医師確保計画に基づき、医療・行政関係者一体となって医師の養成・確保対策に取り組む。</p>
	<p>2. 看護職員の確保 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 就業看護職員数は横ばいの傾向であり、離島・中山間地域や中小病院においては、看護職員の確保が困難な状況がある。 また、地域包括ケアの推進により、在宅医療、訪問看護、介護施設等における看護職員の需要が増える見込みである。</p> <p>2. 今後の課題 「県内進学促進」、「県内就業促進」、「離職防止・再就業促進」、「資質の向上」の4本柱による看護職員確保対策を引き続き推進する必要がある。 過疎・離島枠の奨学金貸与により、充足率が低い地域への就業を促進するため、Uターン・Iターン者向け奨学金により、県外からの人材確保を図る。 また、地域の限られた医療人材により、質の高い看護が効率的、効果的に提供されるよう、高度かつ専門的な知識と看護技術を持つ特定行為ができる看護師、水準の高い看護の実践とチーム医療の中心的な役割を担う認定看護師の養成とその活用の推進を図る。</p>

	<p>3. 地域医療の確保 (保健医療計画・地域医療構想) 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 人口減少による患者数の減少に加え、医師・看護師不足により、地域によっては、病床の維持が困難な状況が生じているほか、診療所においても、患者数の減少、開業医の高齢化・後継者不足により、今後も閉院する診療所がでてくる見込みである。 このため、次期「保健医療計画」や「公立病院経営強化プラン」の策定等を通じ、地域の実情にあった持続可能な医療提供体制について議論を進めていく。</p> <p>2. 今後の課題 地域医療において大きな役割を果たしている拠点病院やへき地診療所に対する支援を強化していくとともに、まめネットなどデジタル情報技術を活用した診療支援に取り組む。 また、地域の限られた医療資源を有効かつ効果的に活用するため、医療機関同士の連携や役割分担を進めていく。</p>
<p>健康推進課</p>	<p>1. 健康長寿しまねの推進 〔V-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 「健康長寿しまね推進計画（第二次）」（平成25年度～令和5年度）に基づき、健康寿命の延伸を目指し、子どもの頃からの適切な生活習慣の確立、青壮年期の生活習慣病の一次予防、疾病の早期発見、合併症予防や重症化の防止、高齢者の社会参加等の生涯を通じた総合的な対策を、県民・関係期間・団体、行政が一体となり、地域ぐるみで進めている。</p> <p>2. 今後の課題 県民1人1人の生活習慣改善の意識向上に向け、「しまね健康寿命延伸プロジェクト」の取組で作成した3つのキャッチコピー「減塩」「野菜摂取」「運動促進」及び、これまでより一つでも多くの健康づくりに取り組む「+1（プラスワン）活動」を、あらゆる機会を通じて周知・啓発する必要がある。 また、働き盛り世代をターゲットとした生活習慣改善の働きかけとして、「しまね★まめなカンパニー事業」、「ヘルスマネジメント認定制度」、「しまね★健康づくりチャレンジ月間」等の取組を関係団体等と連携し、効果的な広報・啓発を図る必要がある。</p>
	<p>2. 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制づくり 〔II-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 核家族化、一人親家庭の増加、地域との人間関係の希薄化などにより、子育て期の親子が抱える様々な不安、負担を解消し、安心して子育てができる施策の充実が必要である。</p> <p>2. 今後の課題 市町村における妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援や、妊産婦への家事・育児援助や産後の専門的ケアなどの産前・産後のサポート体制について、地域の実情に応じた取組が進むよう、市町村に対し働きかけと支援を行う。</p>

	<p>3. 国民健康保険制度の安定運営 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。「島根県国民健康保険運営方針」（平成 30 年度～令和 5 年度）に基づき、安定的かつ効率的な運営の確保を目指している。</p> <p>2. 今後の課題 国保制度改革後も、国保が抱える構造的な課題（高齢者の割合が高く 1 人当たりの医療費が高い。低所得者の割合が高く保険料の負担割合が重い等）は解消されていない。 制度の安定的な運営を行っていくため、国に対して、国重点要望や全国知事会を通じ、持続可能な制度を構築すること等を要望していく。</p>
	<p>4. がん対策の推進 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 平成 30 年 3 月に第 3 期島根県がん対策推進計画（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定し、がん対策の推進に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 がんの罹患・死亡状況等が地域によって異なることから、圏域ごとに重点的に取り組むがんの種類を定め、そのリスクとなる生活習慣の改善やワクチン接種等にかかる啓発に取り組む。 また、がん患者の身体的・精神的・社会的な問題は、それぞれのライフステージにより異なるため、「小児・AYA 世代」「働き盛り世代」「高齢世代」に対応した対策を検討していく。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>1. 福祉・介護人材確保対策 〔V-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要 介護職員数は増加傾向にあるものの、全国的な労働力人口の減少や高齢化を背景に、慢性的な人材不足がある。 令和 4 年度に実施した介護人材の実態調査によると、人材確保が容易ではなく、中山間地域や離島での専門職の確保が厳しい状況にあることや、早期離職の割合が高いことが確認された。 このため、介護の仕事の情報発信、多様な人材の確保や育成、介護福祉士の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、介護ロボットや ICT の導入等による介護職場の環境の改善を支援している。</p> <p>2. 今後の課題 介護保険事業者団体や関係機関（労働、教育、定着など）、市町村等と情報共有や意見交換をしながら、連携して効果的な人材確保対策を推進する。 また、限られた人材、サービス等の地域資源をいかに活用するかについて、地域での協議を促しながら、第 9 期介護保険事業支援計画（令和 6～8 年度）の策定を行う。</p>

	<p>2. 地域包括ケアの推進 〔V-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>団塊の世代が、医療・介護ニーズの高まる75歳以上となる2025年を目標に、更には「団塊ジュニア世代」が65歳となる2040年を見据え、介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終まで続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築する必要がある。</p> <p>このため、令和3年3月に策定した「第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画(令和3～5年度)」では、次の6分野の推進を重点推進事項と定め、取組を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防の推進と高齢者の社会参加</li> <li>②生活支援の充実</li> <li>③適正な介護サービスと住まいの確保</li> <li>④介護人材の確保・介護現場革新</li> <li>⑤医療との連携</li> <li>⑥認知症施策の推進</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <p>地域の将来像を市町村(保険者)と共有しつつ、医療と介護の連携を図り、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を進めるため、次のような取組に対する支援が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域課題や住民ニーズを踏まえた、市町村による効果的な介護予防の体制整備</li> <li>②多様な主体による生活支援サービスの提供体制づくり</li> <li>③地域包括ケアを支える人材の確保や介護施設等での医療的ケアにかかる体制整備</li> <li>④医療と介護の結節点である訪問看護ステーションや地域包括支援センターの機能強化</li> <li>⑤高齢者が住み慣れた地域で状況に応じた住まいが選択できるような環境づくり</li> <li>⑥認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう地域での支援体制の整備</li> </ul>
	<p>3. 介護の充実 〔V-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>介護保険制度施行から22年が経過し、県内各地域にも様々な介護サービス事業所や施設が整備されている。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、今後も必要なサービス基盤の整備を継続して行く必要があるが、一方では、既に高齢者人口が減少に転じている地域もあり、人材不足等の影響も相まって、必要なサービスを維持していくことが困難となっている状況もうかがえる。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>市町村が置かれている高齢者人口の減少や人材確保の困難性といった現状把握と、将来にわたり必要なサービスは何か、どのようにサービスを維持していくのかについて、市町村が次期「介護保険事業計画」を策定するにあたって、地域での議論が進められていくよう支援していく必要がある。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実態把握</li> <li>・ 市町村・圏域単位での検討会の実施</li> <li>・ 県の支援のあり方検討</li> </ul>
青少年家庭課	<p>1. 児童虐待防止対策 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅴ-2-(4)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>令和3年度における県内児童相談所及び市町村の新規虐待相談対応件数は、あわせて456件であり、年度ごとの変動はあるものの、高い水準で推移している。</p> <p>児童虐待防止対策の強化等を目的とする改正児童福祉法等に基づき、児童相談所の専門性向上と相談支援充実にむけた職員配置を行い、通告を受けた児童の安全確認の徹底や市町村における要保護児童対策地域協議会を中心とした、学校や警察、医療機関等関係機関との連携強化をはかり、子どもとその家庭に対する支援を行っている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>深刻化している児童虐待に適切に対応するため、次のような対策を確実に継続していく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童相談所の、保健師及び市町村支援児童福祉司の働きかけ等による、市町村における児童虐待の予防的な対応力強化の促進</li> <li>②市町村における母子保健と児童福祉の包括的な相談支援体制強化の促進</li> <li>③児童の権利擁護の体制の充実</li> </ol>
	<p>2. 女性相談（DV・性暴力被害者支援） 〔Ⅵ-3-(2)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>「島根県DV対策基本計画」第4次改訂版（令和3～7年度）に基づき、DV防止、被害者の保護及び自立支援等総合的対策を行っている。</p> <p>令和3年度の女性相談件数は、面接及び電話相談を合わせて4,230件あった。そのうち夫等からの暴力を主訴とする相談は、615件で14.5%を占めている。</p> <p>女性相談センターの機能に、平成14年4月に配偶者暴力相談支援センターを附設したのに加え、平成27年3月には性暴力被害者支援センターを附設し、DV被害者及び性暴力被害者に対する相談支援体制を強化している。</p> <p>女性を巡る課題が複雑化、多様化、複合化する中、コロナ禍により顕在化した女性をめぐる課題への支援強化を図るため、令和4年5月、国において「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立した。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>DV・性暴力に関する理解の促進と相談窓口の周知、若年層に向けた予防啓発活動を継続し、DV防止及び性暴力防止対策を推進する必要がある。</p> <p>DV被害者及び性暴力被害者の相談支援については、専門的な知識や対応を要することから、専門研修等の実施により対応する職員の専門性の向上を図るとともに、住民にとって最も身近な行政機関である市町村や民間団体など、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される令和6年4月までに、県基本計画の策定を通じて、県・市町村・民間団体による新たな支援体制の構築を進める必要がある。</p>
<p>子ども・子育て支援課</p>	<p>1. 放課後児童クラブの充実 〔II-1-(2)〕 〔IV-3-(2)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>利用定員の大幅な増加など受入環境の整備は順調に進んでおり、さらに令和4年度からは保育所での小規模な児童預かりに対する支援を創設し、受け皿の拡大が図られている。</p> <p>一方で、申請をあきらめていたような潜在的な需要が掘り起こされ、引き続き一定数の待機児童が発生している。</p> <p>また、不規則な勤務形態や処遇の問題、児童対応の困難さによる離職等から、放課後児童支援員等の人材確保・定着が課題となっている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>待機児童の解消に向け、引き続き受入環境の充実に取り組む必要がある。</p> <p>市部では新たな施設整備による待機解消が見込まれる一方で、地域によっては小規模な預かり需要が点在している状況であり、保育所による小規模な児童預かりの有効性を活かしたきめ細かな対応も必要となる。</p> <p>研修機会の充実等による支援員の確保定着支援はもとより、長期休暇期間中や朝夕時間の人手不足解消、児童対応以外を担う補助者など、多様な人材を確保してクラブを支えていく必要がある。</p>



	<p>2. 保育環境の充実 〔Ⅱ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 保育所等の利用児童数が減少する中、地域によっては、地域に必要な保育機能の充実・維持が困難となっており、老朽化に伴う施設改修等に併せて、施設の再編や定員見直し等の検討が必要な状況にある。</p> <p>また、人材不足や離職率の高さにより、保育士の確保と定着が課題となる中、感染症や災害の対応、園児の安全確保など、より一層人員配置が必要な状況にある。くわえて、全国的に現場の多忙感や相次ぐ不適切保育などが問題となっており、保育現場のイメージが悪化している。</p> <p>2. 今後の課題 地域における保育の在り方等について、引き続き現状分析や市町村との意見交換を行っていく必要がある。</p> <p>保育人材の確保に向けて、修学資金等の貸付や中高生に向けた保育士の魅力発信を行うとともに、保育士定着に向けて、ICT化推進など働き方改革の取組を推進する必要がある。</p> <p>本県では、保育士が配置基準を上回って配置されている実態があり、配置基準の充実について引き続き国に対して要望していく必要がある。</p>
	<p>3. 結婚支援の充実 〔Ⅱ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 婚姻件数や出生数が過去最少を更新する中、出生数を増加させるためには婚姻件数を増加させていく必要があるが、「出会いの少なさ」「経済的不安」「結婚に対する意識の多様化」などを理由に結婚希望者が婚活をしている割合は低い状況にある。</p> <p>これまでは、市町村による出会いの場の創出を支援し、これらの参加者等にしまね縁結びサポートセンターを紹介することで、「はぴこ」「しまコ」へつなげる取組を実施している。</p> <p>2. 今後の課題 結婚を希望する独身者の希望が叶う環境づくりのため、官民一体となった実効性のある取組を展開する必要がある。</p> <p>そのため、市町村と連携したより参加しやすい広域的な出会いの場や、企業等と連携した将来の結婚生活を自ら考える機会を創出するほか、市町村や企業等が取り組む結婚支援をフォローアップすることで、地域における婚活の活性化や結婚に対する意識醸成を図る必要がある。</p> <p>また、これら様々な取組の中で、しまね縁結びサポートセンター（はぴこ、しまコ）を紹介することで、実際のお相手探しへつないでいく必要がある。</p>

<p>障がい福祉課</p>	<p>1. 医療的ケア児への支援の充実 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅴ-2-(3)〕</p>	<p>1. 概要 医療技術の進歩等を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童は増加しており、ケアを行う家族の負担が大きいことや、保育所や学校での受け入れ体制などが課題となっている中で、支援の拠点となる医療的ケア児支援センターを、令和4年11月島根大学医学部附属病院内に開設した。 医療的ケア児やその家族への相談・支援を行うとともに、保健所、市町村、学校、相談支援事業所など関係機関からの相談に対しても専門的な助言、支援、情報提供、研修を行うこととしている。</p> <p>2. 今後の課題 医療的ケア児支援センターを拠点として、これまで医療的ケア児支援に携わっている各圏域の関係機関と連携しながら、個別ケースに応じた支援を行うなど、医療的ケア児及びその家族への支援の更なる充実を図る必要がある。</p>
	<p>2. 障がい者の就労支援 〔Ⅴ-2-(3)〕</p>	<p>1. 概要 障がい者への就労支援については、障害者就業・生活支援センターや障がい者就労事業振興センターを中心に、企業等との連携強化や就労継続支援事業所への支援などにより、平均工賃月額が年々増加し、全国の中でも上位で推移している。 特に、近年強化をしている農福連携については、障がい者の就労機会の拡大や工賃水準の向上、農家の繁忙期における労働力確保に寄与するとともに、利用者のやりがいや、地域への障がい理解の促進など良い影響を与えている。</p> <p>2. 今後の課題 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度以降、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額の実績額は、令和元年度の実績額を下回っており、さらに原油をはじめとするエネルギー価格、物価高騰による影響も懸念される。 農福連携など、異なる業種・形態への新規参入や販路拡大、地域産業との連携強化など、引き続き、就労継続支援事業所の取組を支援しながら工賃向上を図る必要がある。</p>
<p>薬事衛生課</p>	<p>1. 水道事業の基盤強化 〔Ⅶ-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要 人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化に伴う更新設備の増大等、水道事業を取り巻く状況が厳しくなっており、経営基盤の強化が求められている。 このような状況を受け、県と水道事業者が一体となって現状把握や課題の整理、連携に関する検討を行い、「島根県水道広域化推進プラン」を作成した。</p> <p>2. 今後の課題 県は、事業者間の連携の推進役として引き続き検討の場を設置し、連携に向けた取り組みを推進する必要がある。</p>

	<p>2. 薬剤師確保対策 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要  従業地による人口 10 万人あたりの薬局・医療施設従事薬剤師数をみると、島根県は全国 30 位であり、全国平均を大きく下回っており、地域偏在もみられる。  本県には大学薬学部がないことから、大学と連携した進学への誘導が難しく、薬剤師（特に、病院薬剤師）の確保は厳しい状況にある。</p> <p>2. 今後の課題  地域包括ケアシステムにおいて、薬剤師が地域住民の一元的かつ高度な薬学管理を行うことが期待されており、今後、薬剤師の確保及び資質向上に向けた取り組みを一層強化する必要がある。</p>
<p>感染症対策室</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策 〔VIII-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要  新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5 月 8 日から 5 類感染症に変更された。これに伴い、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことになる。</p> <p>2. 今後の課題  現在は、経過措置として病床確保や入院調整、健康相談などを実施しているが、経過措置の終了を見据えて、季節性インフルエンザと同様に、広く一般的な医療機関における外来診療の対応や医療機関間による入院調整を進めるよう取り組む必要がある。</p> <p>また、重症化リスクの高い方が入所・通所される高齢者施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を進め、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化する必要がある。</p>



## (7) 農林水産部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (機構改革後) (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
農 林 水 産 総 務 課	700,789	4,149,257	△ 3,448,468	16.9
農 山 漁 村 振 興 課	4,216,333		4,216,333	皆増
農 業 経 営 課	6,539,262	4,956,091	1,583,171	131.9
産 地 支 援 課	2,697,729	2,750,840	△ 53,111	98.1
畜 産 課	3,948,999		3,948,999	皆増
しまねブランド推進課	724,326	772,620	△ 48,294	93.7
農 村 整 備 課	5,460,334	4,243,284	1,217,050	128.7
農 地 整 備 課	8,479,945	9,119,213	△ 639,268	93.0
林 業 課	4,466,149	4,259,728	206,421	104.8
森 林 整 備 課	6,891,561	7,993,396	△ 1,101,835	86.2
水 産 課	4,128,947	3,742,590	386,357	110.3
沿 岸 漁 業 振 興 課	1,806,148	1,461,335	344,813	123.6
旧 農 畜 産 課		3,246,326	△ 3,246,326	皆減
農林水産部 合計	50,060,522	46,694,680	3,365,842	107.2

(参考：機構改革による令和5年度当初予算の移管状況)

(単位 千円)

課 名	当初の額	移管額	計 (A)	概 要
農 林 水 産 総 務 課	4,288,684	△ 3,587,895	700,789	農山漁村振興課へ移管
農 山 漁 村 振 興 課		4,216,333	4,216,333	農林水産総務課、旧農畜産課より移管
農 業 経 営 課	6,539,262		6,539,262	
産 地 支 援 課	2,697,729		2,697,729	
畜 産 課		3,948,999	3,948,999	旧農畜産課より移管
しまねブランド推進課	724,326		724,326	
農 村 整 備 課	4,015,388	1,444,946	5,460,334	農地整備課より移管
農 地 整 備 課	9,924,891	△ 1,444,946	8,479,945	農村整備課へ移管
林 業 課	4,466,149		4,466,149	
森 林 整 備 課	6,891,561		6,891,561	
水 産 課	4,128,947		4,128,947	
沿 岸 漁 業 振 興 課	1,806,148		1,806,148	
旧 農 畜 産 課	4,577,437	△ 4,577,437		農山漁村振興課、畜産課へ移管
農林水産部 合計	50,060,522	0	50,060,522	

※合計には農林水産部、商工労働部の共管である「しまねブランド推進課」分を含む(内数)。

(特別会計)

(単位 千円)

課名	会計名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
農林漁業改善資金特別会計		395,394	407,340	△ 11,946	97.1
農業経営課	農業改良資金	31,753	34,776	△ 3,023	91.3
林業課	林業改善資金	243,359	218,078	25,281	111.6
	林業就業促進資金	92,473	94,331	△ 1,858	98.0
沿岸漁業振興課	沿岸漁業改善資金	27,809	60,155	△ 32,346	46.2
林業課	中海水中貯木場特別会計	17,046	17,068	△ 22	99.9

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課名	一般職員			教育公務員	合計
	事務	技術	計		
農林水産総務課	25	9	34		34
農山漁村振興課	9	10	19		19
農業経営課	12	15	27		27
産地支援課	5	28	33		33
畜産課	4	19	23		23
しまねブランド推進課	19	1	20		20
農村整備課	2	14	16		16
農地整備課	2	16	18		18
林業課	3	27	30		30
森林整備課	3	21	24		24
水産課	5	19	24		24
沿岸漁業振興課	4	9	13		13
計	74	187	261		261
	19	1	20		20

(2) 地方機関

機関名	一般職員			教育公務員	合計
	事務	技術	計		
東部農林水産振興センター	12	112	124		124
西部農林水産振興センター	11	111	122		122
農業技術センター	5	73	78		78
農林大学校	3	24	27		27
畜産技術センター	1	20	21		21
水産技術センター	3	35	38		38
計	35	375	410		410

合計	109	562	671		671
	19	1	20		20

※合計下段数字は農林水産部、商工労働部の共管である「しまねブランド推進課」分(外数)。



### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 農林水産総務課

- ① 農林水産部所管の土木工事に係る入札に関すること。
- ② 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の検査に関すること（団体検査室）。
- ③ 農業協同組合等の指導に関すること（団体検査室）。
- ④ 農業者年金に関すること（団体検査室）。
- ⑤ 農業共済団体及び農業保険に関すること（団体検査室）。
- ⑥ 農林水産振興センターに関すること。
- ⑦ 農林水産業に関する重要計画の策定並びに重要施策の企画及び立案に関すること。
- ⑧ 農林水産部所管の試験研究機関の連携強化施策及び効率的な研究施策に関すること。

#### (2) 農山漁村振興課

- ① 耕畜連携による堆肥・飼料の自給対策に関すること。
- ② 農山漁村の担い手不在集落対策に関すること。
- ③ 日本型直払制度（中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業）に関すること。
- ④ 主要農作物等の生産計画及び流通に関すること。
- ⑤ 経営所得安定対策の推進及び米の需給調整に関すること。
- ⑥ 農作物の種苗に関すること。
- ⑦ 農作物の病虫害の防除及び農薬に関すること。
- ⑧ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。
- ⑨ 農業気象及び農業復旧対策に関すること。
- ⑩ 農業機械に関すること。
- ⑪ 肥料の品質確保及び適正な使用に関すること。
- ⑫ 病虫害防除所に関すること。
- ⑬ 農産物検査に関すること。
- ⑭ 野生鳥獣の保護管理に関すること（鳥獣対策室）。
- ⑮ 狩猟に関すること（鳥獣対策室）。
- ⑯ 野生鳥獣による農林作物等への被害防止対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（鳥獣対策室）。

### (3) 農業経営課

- ① 農業の担い手の確保・育成対策に関する事。
- ② 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- ③ 地域けん引経営体の誘致・育成に関する事。
- ④ 農地の集積及び集約化の促進に関する事。
- ⑤ 農業の改良普及に関する事。
- ⑥ 農業普及員の指導及び研修に関する事。
- ⑦ 農業及び畜産に関する試験研究成果の普及に関する事。
- ⑧ 農業振興地域の整備に関する事。
- ⑨ 農地の調整に関する事。
- ⑩ 自作農財産の取得、管理及び処分に関する事。
- ⑪ 島根県農業会議及び農業委員会に関する事。
- ⑫ 農業金融（土地改良資金及び畜産特別対策資金を除く。）に関する事。
- ⑬ 農業技術センター及び農林大学校に関する事。
- ⑭ 公益財団法人しまね農業振興公社の業務運営の指導に関する事。

### (4) 産地支援課

- ① 農産物（農山漁村振興課の所掌に属するものを除く。）の生産計画、奨励及び流通に関する事。
- ② 有機農業の推進に関する事。
- ③ 環境にやさしい農業の推進に関する事。
- ④ 家畜排せつ物等の利活用に関する事。
- ⑤ 安全で美味しい島根の県産品認証制度の推進に関する事。
- ⑥ 青果物及び花きの卸売市場に関する事。
- ⑦ 産地育成に関する事。
- ⑧ 農産物の販路拡大に関する事（販路開拓室）。
- ⑨ 地産地消の推進に関する事（販路開拓室）。
- ⑩ 農業競争力強化対策に関する事。
- ⑪ 花振興センターに関する事。

### (5) 畜産課

- ① 畜産特別対策資金に関する事。
- ② 家畜市場及び家畜商に関する事。
- ③ 株式会社島根県食肉公社に関する事。
- ④ 畜産技術センターに関する事。
- ⑤ 畜産物の生産計画、奨励及び流通に関する事。

- ⑥ 家畜の改良増殖に関する事。
- ⑦ 家畜の飼料対策に関する事。
- ⑧ 家畜排せつ物の管理に関する事。
- ⑨ 家畜保健衛生所に関する事。
- ⑩ 家畜の伝染病予防及び衛生に関する事。
- ⑪ 動物薬事に関する事。
- ⑫ 獣医師、家畜人工授精師等に関する事。
- ⑬ 畜産物の安全性の確保に関する事。
- ⑭ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する事。
- ⑮ 土地改良財産（畜産業に係るものに限る。）の管理及び処理に関する事。
- ⑯ 土地改良事業（畜産業に係るものに限る。）の実施及び指導に関する事。
- ⑰ 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関する事（家畜病性鑑定室）。
- ⑱ 畜産公害の検査に関する事（家畜病性鑑定室）。
- ⑲ 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関する事（家畜病性鑑定室）。

農林水産部・商工労働部

**(6) しまねブランド推進課**

- ① 県産品の紹介、あっせん及び販路拡大に関する事。
- ② 農商工連携の推進に関する事。
- ③ 伝統的工芸品産業に関する事。
- ④ 日比谷しまね館に関する事。
- ⑤ 物産観光館に関する事。
- ⑥ 一般社団法人島根県物産協会の業務運営の指導に関する事。
- ⑦ 貿易の振興に関する事（海外展開支援室）。
- ⑧ 海外ビジネス展開に関する事（海外展開支援室）。
- ⑨ 食品製造業の振興に関する事。

**(7) 農村整備課**

- ① 農業農村整備事業に係る企画及び調査に関する事。
- ② 農業水利の調整に関する事。
- ③ 土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。
- ④ 土地改良財産の管理及び処分に関する事（畜産課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑤ 農地等の換地及び交換分合に関する事。

- ⑥ 土地改良資金に関すること。
- ⑦ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく認可並びに土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑧ 農業農村整備事業の実施及び指導に関すること（畜産課及び農地整備課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑨ 土地改良施設等の長寿命化対策に関すること。
- ⑩ 海岸保全区域の指定及び管理等に関すること（農地に係るものに限る。）。

#### (8) 農地整備課

- ① 農業農村整備事業（かんがい排水事業及び農地防災事業等に係るものに限る。）の実施及び指導に関すること。
- ② 地すべり防止区域の指定及び管理等に関すること（農地に係るものに限る。）。
- ③ 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。
- ⑤ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）に基づく手続に関すること。
- ⑥ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づく手続に関すること。
- ⑦ 国営緊急農地再編整備事業の調整及び換地に関すること。
- ⑧ 国営土地改良事業に関すること（国営事業対策室）。
- ⑨ 国営干拓地域及び国営農地開発地域の営農推進に関すること（国営事業対策室）。
- ⑩ 国営造成施設の管理事業に関すること（国営事業対策室）。

#### (9) 林業課

- ① 森林の流域管理システムの推進に関すること。
- ② 森林環境譲与税に関すること。
- ③ 森林組合等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- ④ 入会林野整備に関すること。
- ⑤ 林業労働力対策に関すること。

- ⑥ 公有林に関する事。
- ⑦ 分収林に関する事。
- ⑧ 林業技術の普及指導に関する事。
- ⑨ 林業普及員の研修及び指導に関する事。
- ⑩ 林業に関する試験研究成果の普及に関する事。
- ⑪ 中山間地域研究センターに関する事（農林技術部の所掌に属する研究に関する事に限る。）。
- ⑫ 環境緑化技術の指導及び普及に関する事。
- ⑬ 林木育種事業に関する事。
- ⑭ 優良種苗の生産に関する事。
- ⑮ ふるさと森林公園の管理に関する事。
- ⑯ 緑化センターの管理に関する事。
- ⑰ 水と緑の森づくりの推進に関する事。
- ⑱ 森林に対する県民理解の促進に関する事。
- ⑲ 緑化の推進に関する事。
- ⑳ ふるさとの森に関する事。
- ㉑ 島根県水と緑の森づくり基金条例（平成16年島根県条例第84号）に関する事。
- ㉒ 公益社団法人島根県林業公社の業務運営の指導に関する事。
- ㉓ 林業金融に関する事。
- ㉔ 特用林産物の振興対策に関する事。
- ㉕ 木質資源の活用対策に関する事（木材振興室）。
- ㉖ 中海水中貯木場の管理運営に関する事（木材振興室）。
- ㉗ 林業・木材産業構造改革に関する事（木材振興室）。
- ㉘ 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）の規定に基づく立地計画の認定及び助成金の交付に関する事（企業立地課の所掌に属するものを除く。）（木材振興室）。

#### (10) 森林整備課

- ① 森林吸収源対策に関する事。
- ② 森林計画に関する事。
- ③ 森林整備地域活動支援交付金に関する事。
- ④ 森林経営管理法に関する事。
- ⑤ 保安林に関する事。
- ⑥ 林地の開発許可に関する事。
- ⑦ 林業種苗に関する事。

- ⑧ 森林病虫害の防除に関する事。
- ⑨ 森林の火災予防に関する事。
- ⑩ 造林及び間伐に関する事。
- ⑪ 治山事業に関する事（森林基盤整備・防災対策室）。
- ⑫ 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関する事（林地に係るものに限る。）（森林基盤整備・防災対策室）。
- ⑬ 林道事業に関する事（森林基盤整備・防災対策室）。
- ⑭ 林地荒廃防止施設、林地及び林道の災害復旧事業に関する事（森林基盤整備・防災対策室）。

## (11) 水産課

- ① 水産業協同組合等に関する事（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- ② 水産物卸売市場に関する事。
- ③ 宍道湖自然館に関する事。
- ④ 水産技術センターに関する事。
- ⑤ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
- ⑥ 漁業の免許及び許可に関する事。
- ⑦ 漁業の調整及び取締りに関する事。
- ⑧ 漁船に関する事。
- ⑨ 遊漁船業に関する事。
- ⑩ 漁業無線に関する事。
- ⑪ 漁港の利用計画及び管理に関する事。
- ⑫ 海岸保全区域の指定及び管理に関する事（漁港に係るものに限る。）。
- ⑬ 漁港漁場整備事業（関連事業を含む。）及び海岸整備事業の計画、実施及び指導に関する事（基盤整備室）。
- ⑭ 漁港の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事（基盤整備室）。
- ⑮ 農林水産省所管の国有海浜地等の管理及び処分に関する事（漁港に係るものに限る。）。
- ⑯ 公有水面の埋立てに関する事（漁港に係るものに限る。）。
- ⑰ 県管理漁港区域内の航路標識の整備に関する事。
- ⑱ 砂利採取計画の認可に関する事（漁港に係るものに限る。）。

## (12) 沿岸漁業振興課

- ① 水産業の担い手に関する事。

- ② 水産業の改良普及に関する事。
- ③ 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- ④ 漁業共済に関する事。
- ⑤ 水産金融に関する事。
- ⑥ 漁業経営構造改善に関する事。
- ⑦ 離島漁業再生支援交付金事業に関する事。
- ⑧ 内水面漁業の振興に関する事。
- ⑨ 栽培漁業の振興に関する事。
- ⑩ 公益社団法人島根県水産振興協会の指導に関する事。
- ⑪ 港勢調査に関する事。
- ⑫ 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- ⑬ 漁場の利用調整に関する事。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 水田園芸拠点づくり事業 [I-1-(1)]	211,680	<p>水田を活用した園芸の産地化を加速するため、新たに水田園芸に取り組む意欲のある農業者への支援や拠点産地の計画づくりから本格的な取組までを支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①水田園芸チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模でも新たに県推進6品目の生産に取り組む担い手に対する支援(20a未満の取組を優先採択)</li> <li>[助成率] 1/2</li> <li>・水田園芸の推進、高度化に向けた研修の開催</li> <li>・販路拡大に向けたテスト販売の実効性調査等を実施</li> </ul> <p>②水田園芸拠点づくり計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地化に向けた地域課題の抽出や合意形成を支援</li> <li>[助成率] 定額 50万円/地域</li> <li>・計画策定に必要な試行的取組支援</li> <li>[助成率] 1/2</li> </ul> <p>③水田園芸拠点の体制整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画実行に必要な取り組み支援</li> <li>[助成率] 1/2</li> <li>・機械レンタルや作業受託に必要な機械整備支援</li> <li>[助成率] 1/3</li> <li>・諸作業を受託する法人等の人材育成に必要な研修経費を支援</li> <li>[助成率] 10万円/月・人</li> </ul> <p>④ハウス等整備支援</p> <p>県推進品目のハウスを整備する場合に施設整備費等を支援</p> <p>[助成率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業活用の場合 1/4</li> <li>・国事業活用しない場合 1/3</li> </ul> <p>⑤取組の加速化</p> <p>本格的な生産拡大に取り組む経営体に必要な機械施設等整備支援</p> <p>[助成率] 1/3</p> <p>⑥拠点産地の広域展開</p> <p>国事業を活用して生産機械・調製・保管施設等を広域的に導入する場合に必要な経費の一部を支援</p> <p>[助成率] 1/6</p>	農山漁村振興課 産地支援課



		<p>⑦水田園芸への転換支援          県推進品目に取り組む生産者に対して面積に応じて支援</p>	
<p>2. 持続可能な米づくりへの構造転換対策事業          [ I-1-(1) ]</p>	<p>88,306</p>	<p>将来にわたって持続的な米生産が可能となるよう、担い手が米生産コストの削減を図りながら、経営規模拡大を進める取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①米づくりの生産構造の転換          集落営農の広域連携組織、認定農業者等が、ICT技術等を活用して米の生産コスト削減を図りながら、農地集積により経営規模拡大を進める取組を支援          [助成対象者]          広域連携組織、認定農業者 等          [助成率] 1/3</p> <p>②持続可能な米づくりに向けた低コスト生産対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト生産技術・多収穫品種の組み合わせによるコスト削減モデルの分析・実証</li> <li>・個別の低コスト生産技術のコスト削減効果の分析・実証</li> <li>・実証地区を活用した現地検討会等により、担い手等の低コスト生産の取組を推進</li> </ul>	<p>農山漁村振興課          農業経営課</p>
<p>3. 風雪害等による農業施設等復旧対策事業          [ I-1-(1) ]</p>	<p>400,000</p>	<p>風雪害等に備え、農業施設等の復旧費に対する助成額を計上。</p>	<p>農山漁村振興課</p>
<p>4. 水田農業経営安定推進対策          [ I-1-(1) ]</p>	<p>28,100          [うち補正          28,100]</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、稲作経営の継続・安定のための取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①需要に応じた生産の仕組みづくり          セーフティネット加入や収益性の高い水田園芸等の他作物への転換に取り組む地域農業再生協議会の活動を支援          [助成率] 1/2          [助成上限額] 50万円</p> <p>②主食用米からの作付転換支援          加工用米や麦・大豆等の転換作物の作付、飼料用米の作付面積の拡大を支援</p>	<p>農山漁村振興課</p>

		<p>[助成額]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換作物の作付 <ul style="list-style-type: none"> <li>加工用米 5,000 円/10a</li> <li>米粉用米 5,000 円/10a</li> <li>麦・大豆 2,500 円/10a</li> <li>高収益作物 10,000 円/10a 等</li> </ul> </li> <li>・ 飼料用米の作付面積拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>3,000 円/10a</li> </ul> </li> </ul>	
5. 多様な担い手確保・育成支援事業 〔Ⅲ-1-(2)〕	75,588	<p>県内の農業の担い手不在集落を解消するため、集落営農組織の新規設立や新たな地域の担い手となる者の経営確立を総合的に支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>1 担い手不在集落解消支援</p> <p>①組織化等支援 担い手不在集落での組織化に向かう活動や農地を維持できる仕組みづくりを支援（ソフト・ハード） [助成率] 市町村負担額の 1/2 [助成上限額] 事業費の 1/3</p> <p>②定年等帰農者営農開始・定着支援 担い手不在集落で新たに営農を開始する者等の経営確立を支援 [助成率] 6 万円/月、最長 2 年 機械整備 1/3</p> <p>③近隣の担い手による営農支援 近隣の担い手による担い手不在集落での営農のかかり増し経費や営農機械の購入を支援 [助成率] 50 万円/集落 機械整備 1/3</p> <p>④複数集落での担い手確保支援 担い手不在集落の解消に向けた複数集落のエリアでの活動費等を支援 [助成率] 1/2 [上限額] 20 万円/地区</p> <p>2 地域農業人材育成支援</p> <p>①集落営農雇用支援 50 歳以上 65 歳未満の者を雇用する集落営農法人での現場研修を支援 [助成額] 5 万円/月、最長 2 年</p> <p>②半農半集落営農支援 集落営農組織のオペレーターと自営のトータルで担い手としての活動を行う者への経営確立を支援 [助成額] 6 万円/月、最長 2 年</p>	農山漁村振興課

		<p>③半農半Xの活動を支援 半農半Xの活動を支援 〔助成率〕 就農前研修 12万円/月 定住定着 6万円/月 いずれも最長1年 機械整備 1/3</p>	
6. 日本型直接支払制度 〔Ⅲ-1-(2)〕	2,953,118	<p>中山間地域等の多面的機能を確保するため、農業生産活動等の維持に取り組む地域を支援。 【事業概要】 ①中山間地域等直接支払制度 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落協定に従い農業生産活動を行う農業者等を支援 ②多面的機能支払交付金 農地の維持、水路や農道の補修等の地域資源の向上等により、多面的機能の維持・発揮を図る農業者等を支援</p>	農山漁村振興課
7. 野生鳥獣被害対策事業 〔Ⅲ-1-(2)〕	346,898	<p>鳥獣被害対策に関する国交付金を市町等に配分するとともに、県として地域ぐるみで鳥獣被害対策やニホンジカ対策を実施。 【事業概要】 ①地域ぐるみでの被害対策 被害削減に意欲のある集落等を指定し、県が直接対策・指導を実施 〔対象者〕 被害対策に意欲ある集落等 ②中国山地のニホンジカ対策 生息頭数が増加し、今後、被害拡大の可能性がある中国山地のニホンジカの捕獲事業を実施 ③ジビエ活用や新たな鳥獣被害対策 市町村が実施する有害鳥獣のジビエ活用やニホンジカ・サルなどの新たな鳥獣被害対策を支援 ④野生鳥獣の大量出没に備え、県民の安全確保、被害防止対策、捕獲強化等を実施</p>	農山漁村振興課
8. 新規就農者確保推進事業 〔Ⅰ-1-(1)〕	93,908	<p>農業の持続的発展に向け、自営就農希望者の確保を推進。 【事業概要】 ①Uターン・Iターン希望者に対し、県と市町村で協力し就農条件と生活環境をパッケージで提案</p>	農業経営課

		<p>②農林大学校を中心とした農業高校との縦の連携、農業高校間の横の連携を強化し、意欲ある農業高校生が自営就農を目指して農林大学校へ進学する環境を整備</p> <p>③自営就農支援コーディネーターを設置し、中核的経営体と連携した雇用就農から自営就農へ移行する就農希望者の確保を加速</p> <p>④農業経営者として必要な知識や技術について、農林大学校のカリキュラムと一体化した研修を実施</p> <p>⑤農林大学校によるリモート座学と地域の受入経営体による実習を組み合わせた研修を実施し、水田園芸、有機農業による就農希望者の確保を加速</p>	
<p>9. 新規就農者定着促進事業 〔I-1-(1)〕</p>	309,720	<p>農業の持続的発展に向け、自営就農希望者の定着を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①50歳未満で就農する者に対して、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための資金を交付（国制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農前研修 最大150万円／年、最長2年</li> <li>・自営就農後 最大150万円／年、最長5年</li> </ul> <p>②50歳以上で就農する者に対して、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための資金を交付（県制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農前研修 最大144万円／年、最長1年</li> <li>・自営就農後 最大72万円／年、最長2年</li> </ul>	農業経営課
<p>10. 農林大学校再編拡充事業 〔I-1-(1)〕 〔I-1-(2)〕</p>	41,861	<p>農業・林業における担い手を確保・育成するため、農林大学校の教育研修機能強化を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育内容の充実のための外部講師の招へい</li> <li>②学生増、施設機能向上に対応した管理運営費等</li> </ul>	農業経営課 林業課

<p>11. 農業経営発展支援事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>397,244</p>	<p>地域や産地を支える中核的な経営体（販売額1,000万円以上）を確保・育成するため、認定農業者等の規模拡大、経営の改善・発展及び誘致経営体の経営開始に必要な機械・施設整備等を支援。</p> <p>【事業概要】</p> <p>〔助成対象者〕 集落営農法人、認定農業者、認定新規就農者等</p> <p>〔助成率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業活用の場合 1/4</li> <li>・国事業活用しない場合 1/3</li> </ul>	<p>農業経営課 産地支援課</p>
<p>12. 集落営農体制強化推進事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>14,479</p>	<p>中山間地域をはじめとする農地の維持と経営基盤の強化を図るため、集落営農の法人化、広域連携による経営の継続及び効率化の取組を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①個別集落営農法人活動支援 集落営農法人設立・運営に必要な活動を支援 〔助成率〕 1/2</p> <p>②広域連携組織活動支援 広域連携組織が経営の効率化、収益向上のために行う活動を支援 〔助成率〕 1/2</p> <p>③推進活動支援 農業再生協議会等が実施する集落営農の法人化・広域連携等の推進活動を支援</p>	<p>農業経営課</p>
<p>13. 地域をけん引する経営体確保対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>29,947</p>	<p>高い生産技術や独自の販路を持ち、地域の農業者とともに産地づくりを進める意欲のある「地域をけん引する経営体」を確保し、この経営体を核とした地域の農業法人・農業者を巻き込んだ産地づくりを推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①誘致パッケージの作成 県の概要、農地、支援策等をまとめた誘致ガイドを作成</p> <p>②誘致活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の発掘・マッチングの強化を図るためのコンサルタント企業への委託</li> <li>・誘致候補となる経営体が行う現地調査を支援</li> </ul> <p>③経営開始期の活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営開始期初期費用である登記・雇用・賃貸費用を支援</li> </ul> <p>〔助成率〕 登記・雇用・独立 定額 賃貸 1/2</p>	<p>農業経営課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地を解消し、水田園芸又は有機農業を開始する場合の整備費を支援</li> <li>・自社の技術や販路を活かした島根県の生産環境や流通環境に沿った経営確立に必要なソフト経費を支援</li> </ul> <p>[助成率] 1/2</p>	
14. 農地利用集積促進事業 〔I-1-(1)〕	351,088	<p>担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の出し手・受け手や農地中間管理機構の活動を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①農地の「出し手」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構集積協力金を交付</li> </ul> <p>②農地の「受け手」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地をまとめて借り入れる中山間地域の認定農業者等に対し、交付金を交付</li> </ul> <p>[交付単価] 2万円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手不在集落に出向き、農地維持や農業生産を支援する取組を行う中山間地域の担い手に対して、交付金を交付</li> </ul> <p>[交付単価] 1.5万円/10a</p> <p>③農地中間管理機構運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を運営する（公財）しまね農業振興公社に対し運営費を支援</li> </ul>	農業経営課
15. 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策資金（農業者、漁業者向け） 〔I-1-(1)〕 〔I-1-(3)〕	3,886	<p>令和4年6月に創設した「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策資金」について、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格・物価高騰の影響の長期化を踏まえ、引き続き実施し、農業者、漁業者の資金繰りを支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>[融資枠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者10億円、漁業者2.5億円</li> </ul> <p>[資金使途] 運転資金</p> <p>[融資期間]</p> <p>15年以内 (据置期間3年以内を含む)</p> <p>[融資限度額]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による売上減及びエネルギー価格・物価高騰の両方の影響を受けている場合</li> </ul> <p>年間経営費の18/12または粗収益の18/12のいずれか低い額（簿記記帳を行っていない場合は1,800万円まで）</p>	農業経営課 沿岸漁業振興課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による売上減またはエネルギー価格・物価高騰のいずれか一方のみの影響を受けている場合</li> <li>年間経営費の12/12または粗収益の12/12のいずれか低い額（簿記記帳を行っていない場合は1,200万円まで）</li> </ul> <p>[融資利率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者 年0.1%</li> <li>・漁業者 年0.1%</li> </ul> <p>[保証料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既に日本政策金融公庫から借入している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者、漁業者とも 年0%</li> </ul> </li> <li>②上記①以外の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者 年0.2%</li> <li>・漁業者 年0.71～1.09%</li> </ul> </li> </ul>	
16. 産地創生事業 〔Ⅰ-1-(1)〕 〔Ⅲ-3-(1)〕	170,000	<p>地域の資源や強みを活かした、特色ある産地を育成するため、生産・販売の拡大や、新たな担い手が安定的に加わるようマーケットインを意識した産地構想の策定や6次産業化、スマート農業、労働力確保、輸出等の取組を集中的に支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産地構想作成・ブラッシュアップ支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>[事業実施主体] 産地協議会又はその構成員</li> <li>[助成対象経費] 市場調査、専門家招へい等に要する経費</li> <li>[補助額] 定額 50万円</li> </ul> </li> <li>②産地構想実行支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>[事業実施主体] 産地協議会又はその構成員</li> <li>[助成対象経費] 商品開発、施設整備等に要する経費</li> <li>[助成金額算定対象] 総事業費のうちの産地の負担となる額（総事業費） 産地構想の実行に要する経費の合計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業費</li> <li>・他の県補助事業の対象とならない事業費（県補助事業は対象外）</li> </ul> </li> <li>[助成率] 補助対象経費の1/2を基本とし、市町村が連携加算補助を行う場合、県も同額を追加補助することで最大で産地の負担を総事業費の25%まで圧縮可能</li> <li>[助成上限額] 5,000万円／3年度／産地協議会</li> </ul> </li> </ul>	産地支援課

		<p>③産地構想発展支援事業</p> <p>[事業の概要]</p> <p>②を深化・高度化する取組を支援</p> <p>[助成対象者]</p> <p>②に取り組んだ者のうち以下の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②の計画の目標達成が見込まれること</li> <li>・取組の深化・高度化を図ること</li> <li>・既存計画の目標の2倍以上の目標を設定すること</li> </ul> <p>[助成率]</p> <p>補助対象経費の1/3を基本とし、市町村が連携加算補助を行う場合、県も同額を追加補助することで最大で産地の負担を総事業費の1/3まで圧縮可能</p> <p>[助成上限額]</p> <p>2,500万円／2年度／産地協議会</p>	
17. 有機農業推進事業 〔I-1-(1)〕	21,622	<p>生産者が意欲的に有機農業の生産や拡大に取り組めるよう、販売力を高める取組や有機JAS認証取得等を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①有機JAS認証取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機JAS認証取得経費の一部を支援</li> </ul> <p>[助成率] 定額又は1/2 [助成上限額] 50万円</p> <p>②有機JAS認証取得支援体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機JAS講習会の実施</li> <li>・有機JAS認証アドバイザーの設置</li> <li>・有機JAS適合資材リストの整備 等</li> </ul> <p>③有機農業産地づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業の産地形成に必要な取組を支援</li> </ul> <p>[助成率] 1/2 [助成上限額] 50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業の産地形成に必要な機械施設の取得等を支援</li> </ul> <p>[助成率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業活用の場合 1/6</li> <li>・国事業活用しない場合 1/3</li> </ul> <p>④販路と結びついた生産力強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「マーケットイン」による有機栽培技術支援</li> <li>・販路拡大、物流改善に向けた生産者組織の活動支援</li> <li>・実需者への商品提案、マッチング機会の創出</li> </ul>	産地支援課



<p>18. 美味しまね認証制度を核としたGAP推進事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>57,906</p>	<p>県産農林水産物の安全の確保と消費者の信頼づくりを促進し、市場競争力を強化するため、国際水準GAP（美味しまねゴールド含む）を推進。 【事業概要】 ①美味しまね認証の審査・認証 ②GAPの推進     GAP指導體制の強化、生産者向け研修の実施、GAP生産者協議会の活動支援によるGAPの推進活動の実施 ③美味しまね認証運営     認証マークの管理、専用ホームページの運用 ④美味しまね認証産品検査     認証品の残留農薬検査の実施</p>	<p>産地支援課</p>
<p>19. しまねの農産物販路拡大支援事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>51,364</p>	<p>有機農産物、美味しまね認証産品等の特徴ある島根県産農産物の販路拡大を支援。 【事業概要】 ①美味しまね認証産品・有機農産物の販売強化 ②農産物の物流改善に向けた研修会の開催及び物流実証 ③農産物の販路拡大に向けた商談会参加支援 ④アドバイザー派遣や商品開発支援などによる6次産業化の推進 ⑤農産物の学校給食等での活用拡大を推進</p>	<p>産地支援課</p>
<p>20. 農業の競争力強化対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>2,032,629</p>	<p>農業の競争力強化や経営安定などの取組を支援。 【事業概要】 ①農業競争力強化対策事業     農産物生産の収益力向上に計画的に取り組む農業者に対し、高収益な作物等への転換や低コスト・安定生産に必要な施設整備、機械・機器の導入を支援 ②みどりの食料システム戦略推進事業     環境負荷軽減と持続的発展に向けた有機農業のモデル的先進地区の創出や、スマート農業の産地展開を支援 ③畜産競争力強化対策事業     畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力の強化や家畜環境問題への対応に必要な施設の整備、家畜導入を支援</p>	<p>産地支援課 畜産課</p>

<p>21. 燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>100,000 [うち補正 100,000]</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、エネルギー効率の高い施設園芸や肥料低減につながる有機農業、省力化効果の高いスマート農業を進めるため、農業用ハウス等の整備を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b>  [助成対象者]  認定新規就農者、認定農業者、集落営農法人等  [助成率]  ・国事業活用の場合 1/4  ・国事業活用しない場合 1/3</p>	<p>産地支援課</p>
<p>22. 省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>218,495 [うち補正 218,495]</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、低コスト型の農業経営への転換を促進するため、省エネルギー化や肥料コスト低減に必要な機器等の導入を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b>  [助成対象者]  農業者、農業者の組織する団体  [助成率] 1/2</p>	<p>産地支援課</p>
<p>23. 簡易・小規模なほ場整備の促進 〔III-4-(3)〕</p>	<p>37,275</p>	<p>水田園芸に取り組む意欲のある農業者に対し排水対策などの支援を行うとともに、担い手不在集落において担い手を確保するため、区画整理、暗渠排水等を実施し耕作条件の改善を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b>  ①水田園芸推進支援  ・新たに水田園芸に取り組むための排水対策等の実証に係る経費を支援  [助成率] 1/2  ・水田園芸の推進を目的として市町村等が実施する基盤整備事業を支援するとともに、同事業に係る地元負担を実質無償化するための支援  [助成率]  ハード 対象事業費の 15.0%  ソフト 対象事業費の 12.5%  ②担い手不在集落解消支援  担い手不在集落の解消を目的として市町村等が実施する基盤整備事業を支援するとともに、同事業に係る地元負担を実質無償化するための支援  [助成率]  ハード 対象事業費の 15.0%  ソフト 対象事業費の 12.5%</p>	<p>産地支援課 農村整備課</p>

<p>24. しまね和牛生産振興事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>61,114</p>	<p>子牛価格や枝肉成績を主要産地レベルまで向上させることにより、肉用牛の生産拡大を推進。 【事業概要】 ①繁殖雌牛の更新促進 市場に評価される子牛生産に必要な早期の繁殖雌牛の更新・増頭を支援（300頭） 〔助成額〕更新農家 10万円/頭 増頭農家 15万円/頭 ②購買者ニーズに応える子牛づくり ③しまね和牛の特徴を活かした牛肉生産と販売力の強化 ④第13回全国和牛能力共進会出品対策 肥育候補牛の出品対策を実施</p>	<p>畜産課</p>
<p>25. 「しまね和牛」認知度向上・販路拡大緊急対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>15,000</p>	<p>第12回全国和牛能力共進会において肉質が全国1位に評価された「しまね和牛」の認知度向上及び販路拡大の取組を実施。</p>	<p>畜産課</p>
<p>26. 「しまね和牛」評価向上対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>20,000</p>	<p>第13回全国和牛能力共進会（令和9年）に向けて、評価・ブランド力向上と担い手確保を図るため、「しまね和牛」の改良技術対策や子牛生産・育成技術対策を実施。</p>	<p>畜産課</p>
<p>27. 種雄牛造成強化事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>44,473</p>	<p>超優秀雌牛の導入や先端技術であるゲノミック評価（遺伝子解析技術による評価）の活用により、市場価格をリードするスーパー種雄牛を造成。 【事業概要】 ①超優秀雌牛の導入 生産者等が実施する全国の産地からの超高性能雌牛の導入に対し支援 〔助成率〕1/2 〔助成上限額〕180万円/頭 ②ゲノミック評価を活用した超高性能雌牛の選抜 ゲノミック評価の活用を研究レベルから、和牛繁殖農家に拡大し、農家で更新・保留する雌牛の選抜に本格活用 〔助成額〕定額1万円/頭 ③後代検定協力農家への価格補償 〔交配協力金〕1.5万円/頭 〔産子価格補償〕上限8万円/頭</p>	<p>畜産課</p>

<p>28. 放牧再生支援事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>11,308</p>	<p>畜産の担い手確保及び特徴ある子牛や畜産物の生産を拡大するため、既存の公共放牧場等の再整備や放牧を活用した畜産物の生産等を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b>          [助成対象者] クラスター協議会等          [助成内容]          ・雑灌木の除去、シバや牧草の再播種          ・牧柵の修繕・整備、簡易牛舎の整備          ・地域資源を活用した畜産物生産の取組          ・放牧場を管理する仕組みづくりの構築          [助成率] 1/2、1/3          [助成上限額] 330万円</p>	<p>畜産課</p>
<p>29. 島根県獣医師確保 緊急対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>41,985</p>	<p>県職員獣医師及び県内産業動物臨床獣医師の安定確保を図るために、修学資金の貸与等に加え、職場の魅力化と他県との差別化を図る取組を実施し、その発信を強化。</p> <p><b>【事業概要】</b>          ①修学資金の貸与等          [対象者]          ・県職員及び県内の産業動物臨床獣医師等を目指す獣医系大学生          ・県職員獣医師へ転職する獣医師          [貸与額] 国公立大 月額10万円          私立大 月額18万円等          ②獣医系大学生の農場実習受入れ          学生の宿泊費と旅費、協定農場の受入経費を支援          ③獣医系大学との共同研究          研究テーマに沿った協定農場をマッチングし、調査やサンプリングを行う学生・教師をサポート          ④出前講座の実施 等</p>	<p>畜産課</p>
<p>30. 家畜疾病危機管理 対策事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>200,000</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の家畜疾病発生に備えた初動防疫活動や農家への損失補償経費を計上。</p> <p><b>【事業概要】</b>          ①初動防疫経費          消毒資材、焼埋却経費等          ②農家への損失補償          殺処分や移動制限に伴う損失補償          ③風評被害対策経費          消費者への情報提供や安全性のPR等</p>	<p>畜産課</p>

<p>31. 畜産技術センター種雄牛造成施設整備事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>835,600</p>	<p>繁殖雌牛の改良や種雄牛造成を効果的に行うため、昭和44年に整備された既存施設（雲南市）を本場（出雲市）へ移転。 〔事業期間〕 R4～5</p>	<p>畜産課</p>
<p>32. 畜産経営緊急支援事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>1,359,734</p>	<p>飼料価格が高止まりしている状況を踏まえ、配合飼料及び粗飼料価格高騰に対する補てん金について、制度を見直した上で支援を継続。 【事業概要】 ①配合飼料高騰支援 令和3年10月～12月の配合飼料価格安定制度適用後の農家負担額を基準に、これを超える同制度適用後の農家負担額の9割の1/2を交付単価として、配合飼料の利用量に応じて定額で交付 〔対象者〕 配合飼料（自家配合を含む）を500kg/月以上利用する畜産農家 〔事業実施主体〕 JAしまね ②粗飼料確保支援 令和3年10月～12月の乾牧草輸入価格を基準に、これを超える額の乾牧草輸入価格の9割の1/2を交付単価として、輸入粗飼料の購入量に応じて定額で交付 〔対象者〕 輸入粗飼料を500kg/月以上購入する畜産農家 〔事業実施主体〕 （公社）島根県畜産振興協会 〔事業対象期間〕 R5.4～R6.3 〔事業要件〕 ・飼料の国産率を5%以上向上させる計画があること ・国の経営安定対策（マルキン）が措置されている肥育牛と養豚は除く ・酪農、繁殖牛、養鶏のうち、四半期毎（令和5年4月、7月、10月、令和6年1月時点）で、対象期間の粗収益が生産費を上回ることが見込まれる畜種は除く</p>	<p>畜産課</p>

<p>33. 県内飼料・堆肥生産流通緊急支援事業 〔I-1-(1)〕</p>	<p>90,000 [うち補正 90,000]</p>	<p>輸入飼料・肥料の価格高騰に対応し、飼料と堆肥の県内生産及び流通を促進する取組を支援。 【事業概要】 ①飼料生産機械の導入 [助成率] 1/2 [事業実施主体] 市町村、農業公社、農作業受託組織、農業法人等 ②飼料・堆肥ストックヤードの整備 [助成率] 1/2 [事業実施主体] 市町村、農業公社、農作業受託組織、農業法人等</p>	<p>畜産課</p>
<p>34. 意欲と能力のある林業経営者育成・就業者確保総合対策事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>157,961</p>	<p>「意欲と能力のある林業経営者」の育成・強化及び林業就業者の確保を推進する総合的な対策を実施。 【事業概要】 ①意欲と能力のある林業経営者の育成・強化対策 ・林業理解の促進、広報活動強化、林業事業体が行うインターンシップを支援 ・週休二日制の導入などの労働条件、若者や女性が働きやすい就労環境の改善、林業新規就業者の資格取得と林業機械操作の技術習得を支援 ・キャリアアップ制度導入や経営体質強化を専門家により指導 ②技術力のある人材の確保・育成 農林大学校林業科の学生に給付金を支給し、就学を支援 [給付上限額] 年間 142 万円/人 [給付期間] 最大 2 年間 [給付枠] 30 人</p>	<p>林業課</p>
<p>35. 循環型林業に向けた森林経営の収益力向上対策事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>93,216</p>	<p>利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木を増産するために、伐採後の運搬経費や高性能林業機械等の導入による低コスト原木生産の取組を支援。 【事業概要】 ①林業事業体の原木搬送経費支援 [助成対象] 主伐と跡地の植栽等を行う林業事業体 [助成額] ・ A材出荷割合が 18%以上の場合 定額 620 円/m<sup>3</sup> ・ 上記を満たさない場合 定額 310 円/m<sup>3</sup></p>	<p>林業課</p>

		<p>②原木生産低コスト化への支援  [助成対象]  高性能林業機械等の導入により、原木を低コストで生産する林業事業体  [助成額] 定額 380 円/m<sup>3</sup></p>	
36. 合板向け原木の一時的な供給先転換支援 〔I-1-(2)〕	26,419	<p>(株)日新本社工場火災の影響による原木受入量の減少に伴い、燃料用チップへの用途変更や他工場への運搬経費など掛かり増し経費を支援。</p>	林業課
37. 林業・木材産業循環成長対策事業 〔I-1-(2)〕	1,574,320	<p>循環型林業の実現に向けて、森林整備から木材の伐採・搬出・利用までの一体的な取組を支援。  【事業概要】  木材の増産、生産コストの低減に取り組む林業事業体等が行う作業道整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設整備、木質バイオマス関連施設整備等</p>	林業課 森林整備課
38. 製材力強化事業 〔I-1-(2)〕	29,169	<p>地域ごとに原木の生産・流通・加工をネットワーク化するウッドコンビナートの基盤整備を支援。  【事業概要】  ①製材工場の新設や既存工場の規模拡大支援  ・製材工場の新設等が見込まれる地域の環境影響調査等を実施  ・製材工場が行う原木確保や流通等の調査及び調査の代行や相談に対応するアドバイザーの活動支援  [助成額] 調査費 250 万円以内  ・実施設計、施設移転費の支援  [助成率] 1/2、3/10  ・用地取得、土地造成の支援  [助成率]  増加固定経費の最大 30%  ・雇用への支援  [助成額]  増加雇用従業員数×100 万円/人  (中山間地域等は 130 万円/人)  ②製材工場の施設改良等機能強化  ・既存製材工場の施設改良等  [助成率] 1/3  ・高品質・高付加価値な製品づくりに不可欠な J A S 認定取得の支援  [助成率] 1/2</p>	林業課

<p>39. 県産木材利用促進事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>92,100</p>	<p>県産木材の需要拡大を図るため、県産木材を積極的に使用した住宅・非住宅建築への支援や、県外への販路拡大に向けての取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>1 県産木材利用促進事業</p> <p>①「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度 県産木材を積極的に使用する建築士や工務店を「『しまねの木』活用建築士・工務店」として認定する制度の運用</p> <p>②県産木材建築利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定工務店が建築した住宅・非住宅建築物について、県産木材総使用量に応じて段階的に支援</li> </ul> <p>〔助成額〕</p> <p>県産木材使用割合</p> <p>60～70%の部分 2万円/m<sup>3</sup></p> <p>70～80%の部分 3万円/m<sup>3</sup></p> <p>80～100%の部分 5万円/m<sup>3</sup></p> <p>〔助成上限額〕</p> <p>新築 37.5万円/戸、改築 20万円/戸、非住宅建築物 100万円/戸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に比べ県産木材使用割合を5%以上引き上げる認定工務店に対して、その取組を支援</li> </ul> <p>〔助成額〕 取組に係る経費の1/2</p> <p>〔助成上限額〕 100万円/社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非住宅建築物を認定建築士が設計する場合に木造設計費の掛かり増し経費に対して支援</li> </ul> <p>〔助成率〕 木工事費の8.75%</p> <p>〔助成上限額〕 100万円/棟</p> <p>2 「しまねの木」県外販路拡大対策事業 県内の製材工場等が都市圏等の建材展示会へ出展・商談等をする際に要する経費を支援</p> <p>〔助成率〕 定額、1/2</p> <p>3 県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策</p> <p>①新商品開発支援 県内製材工場等が行う高品質・高付加価値県産木材製品の新商品開発と試験出荷に要する経費を支援</p> <p>〔助成率〕 1/2（上限250万円）</p> <p>②展示商談会開催 県外需要を喚起し、新商品等の県外販路を拡大するため、展示商談会等を開催</p>	<p>林業課</p>
-------------------------------------	---------------	--	------------



<p>40. 水と緑の森づくり事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>195,000</p>	<p>水と緑の森づくり税を財源とし、県民と協働して緑豊かな森を保全し次世代に引き継いでいく取組を支援。  <b>【事業概要】</b>          [事業期間] R 2～6          ①県民参加・生活環境を守る森づくり          集落周辺の里山林や水源機能の高い奥地の森林整備による生活環境の維持や、県民自らのアイデアと参加による森林づくりの活動を支援          ②森づくり推進事業          水と緑の森づくり税・事業の周知や情報発信、普及啓発の実施          ③森と木を未来につなぐ取組          次世代を担う人材の育成、健全な森林を育む優良苗木の供給体制機能の強化、しまねの森と木の魅力の県内外への情報発信</p>	<p>林業課 森林整備課</p>
<p>41. 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業 (合板製材事業) 〔I-1-(2)〕</p>	<p>360,312 [うち補正 360,312]</p>	<p>合板・製材・集成材等の競争力及び建築用木材等の供給力の強化を図るため、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組を支援。  <b>【事業概要】</b>          ①間伐材生産          ・間伐材の生産 55.7万円/ha以内          ・関連条件整備 2千円/m以内          ②路網整備・機能強化          ・林業専用道(規格相当)整備          3.8万円/m以内          ・森林作業道整備 2千円/m以内          ・航空レーザー計測 5千円/ha以内          ③コンテナ苗生産基盤施設等の整備          [助成率] 1/2以内</p>	<p>林業課 森林整備課</p>
<p>42. 林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>150,000 [うち補正 150,000]</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、安定した木材生産体制を整備するため、省エネルギー・省コスト機器等の導入を支援。  <b>【事業概要】</b>          [助成対象者]          林業事業者、木材流通加工業者、苗木生産者等          [助成率] 1/2</p>	<p>林業課</p>

<p>43. 特用林産生産資材 高騰緊急対策事業 〔I-1-(2)〕</p>	<p>40,050 〔うち補正 40,050〕</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、低コスト型のきのこ生産への転換を促進するため、省エネ化やコスト低減等に向けた施設整備や次期生産に必要な生産資材導入費の一部を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b> 〔助成対象者〕 林業者等の組織する団体、森林組合、農業協同組合等 〔助成率〕 ・ハウス整備 3/4 (国 1/2・県 1/4) ・上記以外 1/2 (全額国費)</p>	<p>林業課</p>
<p>44. 林内路網整備事業 〔III-4-(3)〕</p>	<p>171,000</p>	<p>利用期を迎えた森林の主伐を促進し、製材・合板・燃料用の原木を増産するため、森林作業道（新たな規格を追加）及び作業ヤードの整備を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b> ①森林作業道整備 〔事業実施主体〕 林業事業体 〔助成額〕 2,000円/m、1,000円/m ②作業ヤード整備 〔事業実施主体〕 市町村等、林業事業体 〔助成額〕50万円/箇所 ③排水施設整備 〔事業実施主体〕 市町村等、林業事業体 〔助成額〕2万円/箇所 ④中規格森林作業道整備 〔事業実施主体〕 林業事業体 〔助成額〕5,000円/m</p>	<p>森林整備課</p>
<p>45. しまねの漁業担い 手づくり事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>92,616</p>	<p>漁業の担い手を確保・育成するため、新規就業者の定着支援を強化。</p> <p><b>【事業概要】</b> ①新規自営漁業者育成研修（自営型） 自営漁業を目指して、漁業の専門知識や基本的漁労技術を習得する研修を支援 〔助成額〕1人あたり94万円以内 ②沿岸漁業就業型技術習得研修（就業型） 定置網等の漁業経営体で雇用されながら、自営漁業の技術を習得する研修を支援 〔助成額〕1人あたり171万円以内</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>

		<p>③沿岸漁業スタートアップ事業 認定新規漁業者に対し、漁業を開始する際に必要な機材等の導入を支援 [助成率] 県 1/3・市町村 1/3 [県上限額] 100 万円</p> <p>④自営漁業者自立給付金 新規漁業就業者の漁業への定着を支援するための給付金 ・50 歳未満 120 万円以内×最長 5 年 ・50 歳以上 65 歳未満 60 万円以内×最長 2 年 [負担割合] 県 1/2・市町村 1/2</p> <p>⑤沿岸自営漁業所得向上支援 地域の漁業者グループ（認定漁業者等が構成員）等が行う、新たな沿岸漁業モデルづくり、販売戦略策定、種苗放流等の意欲的な取組を支援 [助成率] 1/2、1/3</p> <p>⑥沿岸自営漁業技術向上対策 沿岸自営漁業者が所得向上を目指し、新たな漁業を導入するための実地研修、試験操業を支援</p> <p>⑦沿岸自営漁業就業者確保促進 就業者フェアへの参加等による相談対応や就業アドバイザーによる現地指導を実施</p> <p>⑧自営漁業就業希望者向けワンストップ相談窓口設置</p>	
<p>46. 企業的漁業経営体と連携した担い手育成事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>10,000</p>	<p>地域の担い手育成に協力的な定置網、底びき網等の漁業経営体と連携をして、自営漁業就業希望者の就業を支援する体制を整備し、新規自営漁業者の確保・育成を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b> [事業内容] 県と「担い手育成協定」を締結した企業的漁業経営体が、研修生を受け入れる際に必要な機械等の導入経費を助成 [助成率] 1/3 [上限額] 500 万円</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>

<p>47. 水産業競争力強化 漁船導入促進事 業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>30,000</p>	<p>漁業の構造改革を図るため、国補助事業を活用してリース事業者が高性能な漁船を導入し、漁業者にリースする場合、導入経費の一部を支援。 【事業概要】 〔助成率〕 漁船取得費の1/20以内 〔助成上限額〕 1隻あたり2,500万円 〔リース事業の対象となる漁業者〕 沖合漁業や沿岸漁業を行う中核的な漁業者</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>48. 離島漁業再生支援 事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>140,546</p>	<p>漁業集落における、漁場の生産力の向上や漁業再生に関する活動を支援。 〔助成率〕国1/2・県1/4・町村1/4</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>49. 栽培漁業所得向上 対策推進事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>10,000</p>	<p>沿岸自営漁業者の所得向上のため、イワガキ養殖の生産性を高める先進的な研究開発を実施。</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>50. 浜田地域基幹漁 業・関連産業継続 緊急支援事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>28,800</p>	<p>県下最大の水産拠点である浜田地域の基幹漁業における高性能漁船への更新等を通じた収益性向上の取組を緊急的に進める浜田市を支援。 〔事業期間〕R5～8</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>51. 漁業試験船「島根 丸」の代船建造 〔I-1-(3)〕</p>	<p>10,248</p>	<p>老朽化が顕著な漁業試験船「島根丸」を代船建造し、資源管理や海洋環境に関する調査研究の実施体制を整備。 〔事業期間〕R5～7</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>52. 水産省エネ機器 等導入緊急支援 事業 〔I-1-(3)〕</p>	<p>83,000 〔うち補正 83,000〕</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、漁業経営の強化を図るため、省エネルギー・省コスト機器等の導入を支援。 【事業概要】 〔助成対象者〕 認定漁業者、認定新規漁業者等 〔助成率〕1/2</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>
<p>53. 地魚消費拡大対策 事業 〔III-3-(2)〕</p>	<p>4,800</p>	<p>全国的に評価が高いにもかかわらず、県内での認知度が低い県産水産物の県内飲食店での提供を促すことで、県民・観光客の認知度向上と消費拡大を推進。</p>	<p>沿岸漁業振興課</p>

<p>54. 農林水産業を支える基盤整備 〔Ⅲ-4-(3)〕</p>	<p>11, 581, 516</p>	<p>農林水産業の生産力の強化や生産コストの低減のため、農林水産業の基盤整備事業を推進。 【事業概要】 ○主な事業 ①農地等の整備（ほ場整備等） ②農業水利施設の整備 ③農道、農道施設の整備 ④造林事業 ⑤林道の整備 ⑥漁港漁場の整備</p>	<p>畜産課 農村整備課 農地整備課 森林整備課 水産課</p>
<p>55. 居住環境づくり 〔Ⅶ-1-(3)〕</p>	<p>270, 663</p>	<p>農村や漁村の生活環境の向上のため、農業集落排水・漁業集落排水の汚水処理施設の整備・更新を推進。 【事業概要】 ①農業集落排水事業 ②漁村環境整備事業</p>	<p>農村整備課 水産課</p>
<p>56. 災害に強い県土づくり 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>6, 807, 806</p>	<p>県民の生命、身体及び財産への被害の発生の未然防止や被害の最小限化を図る。 【事業概要】 ①ため池等整備事業 ②地すべり対策事業 ③治山事業 ④漁港海岸保全事業</p>	<p>農地整備課 森林整備課 水産課</p>

## 令和5年度当初予算 農林水産部公共事業費総括表

### □補助公共事業費

(単位：百万円)

区 分	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較増減 (A)－(B)	比率(%) (A)／(B)
農 業 農 村	8,443	7,724	719	109.3%
林 道	1,695	1,684	11	100.7%
造 林	597	614	▲ 17	97.2%
治 山	1,775	1,888	▲ 113	94.0%
漁 港	2,082	1,756	326	118.6%
そ の 他	509	458	51	111.1%
合 計	15,101	14,124	977	106.9%

### □県単独事業費

農 業 農 村	1,325	902	423	146.9%
林 道	112	95	17	117.9%
造 林	281	263	18	106.8%
治 山	1,016	1,478	▲ 462	68.7%
漁 港	292	327	▲ 35	89.3%
合 計	3,026	3,065	▲ 39	98.7%

### □国直轄事業負担金

国直轄事業負担金合計	459	437	22	105.0%
------------	-----	-----	----	--------

### □維持修繕費

維持修繕費合計	53	53	0	100.0%
---------	----	----	---	--------

### □受託事業費

受託事業費合計	20	86	▲ 66	23.3%
---------	----	----	------	-------

### □災害復旧事業費

災害復旧事業費合計	3,731	4,746	▲ 1,015	78.6%
-----------	-------	-------	---------	-------

### ■以上合計

公共事業合計	22,391	22,511	▲ 120	99.5%
--------	--------	--------	-------	-------

※それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものがある。

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
農業経営課	1. 新規自営就農者の確保 〔I-1-(1)〕	<p>1. 概要</p> <p>島根県の農業就業人口が大きく減少する中、県農業が維持・発展していくためには、認定新規就農者を毎年 60 人以上確保するとともに、認定新規就農者の 8 割が就農後 5 年以内に販売額 1,000 万円を達成することが必要。</p> <p>そのためにも、Uターン・Iターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに、就農後の経営発展に向けた支援を強化することが不可欠。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 新規自営就農者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田園芸や有機農業などの産地づくりに必要な担い手を確保するため、就農希望者が安心して就農できるような研修体制と経営モデルや農地がセットになった「包括的就農パッケージ」を作成・活用し、就農希望者に積極的にセールスしていくことが必要。</li> <li>・地域計画に基づき、地域が必要とする担い手の明確化や、その就農希望者の受入に必要な農地確保、基盤整備、研修体制等の仕組みづくりを支援していくことが必要。</li> </ul> <p>(2) 新規自営就農者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林大学校に設置した短期養成コースにおいて、就農ビジョンが明確で速やかな就農を希望する社会人などにあつたサポートを充実していくことが必要。</li> <li>・担い手育成に意欲のある農業法人と連携し、就農希望者が雇用就農を経て独立自営就農できるよう支援が必要。</li> <li>・農林大学校によるリモート授業と地域の受入経営体による実習を組み合わせた研修を実施し、水田園芸、有機農業による就農希望者の確保を加速していくことが必要。</li> </ul>

	<p>2. 中核的な担い手の育成 〔I-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 本県の農業を維持・発展させていくためには、産地の中核となって、安定して販売していくことができる担い手の確保が必要。このため、他産業並みの所得確保を目指し、経営改善を進める経営体の取組を支援（目安として1,000万円以上の販売額を目標）。</p> <p>2. 今後の課題 経営改善を進めていくためには、栽培技術だけでなく、販路や農地の確保、資金の調達など多岐にわたって解決していく課題があることから、目標達成に向けて、それぞれの課題と対応を整理しながら計画的に取り組むことが必要。 経営改善に意欲ある農業者を重点指導対象に位置づけ、普及組織を中心に関係機関と連携しながら支援を行っていく。</p>
<p>産地支援課</p>	<p>1. 水田園芸の推進 〔I-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 米の消費減少や価格低迷が続く中、米作を中心とする経営体が安定した収入を確保し、経営を継続していくためには、水田を活用した収益性の高い農業経営を行っていくことが必要。 このため、米農家でも取り組みやすく、今後も需要が期待される、キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガスの6品目を選定し導入を進めている。 これらの品目の導入にあたっては、農業者が機械投資や労力確保などに不安なく取り組めるよう、育苗・収穫・調製・販売や機械利用について地域での共同化・分業化による産地化（拠点方式）を推進。</p> <p>2. 今後の課題 (1) 拠点産地の形成・拡大の促進 約20の地域では機械の共同利用や調製施設の整備などが行われ産地化が進展。拡大している加工・業務用需要に対応するため、産地化が進んでいる地域では規模拡大を図るとともに、県内の他の地域においても共同利用施設の整備や作業受託など共同化・分業化を行う仕組みを構築していくことが必要。 (2) 確実な販路の確保 農業経営の継続性確保のため、市況の影響を受けず、安定した価格で取引ができる加工・業務用の販売を推進。 現在、キャベツ、タマネギでは加工・業務用の取引が約半分まで拡大しており、他の品目でも安定した取引に繋がる販路を確保していくことが必要。 (3) 生産性の向上 県内の水田園芸は排水対策が不十分なほ場等もあり、全国平均に比べて反収が低いことから、収益を確保するには新規栽培者等を中心にほ場選定や排水対策の取組などの指導を徹底していくことが必要。</p>



		<p>また、エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、エネルギー効率の高い施設園芸やスマート農業の導入により生産性を高め、コスト低減を図ることが必要。</p>
	<p>2. 有機農業の拡大 〔I-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 有機農産物に対する消費者ニーズが高まる中、米・野菜を中心とした有機農産物の生産拡大・産地化を推進。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 有機米の生産拡大 有機米については、小規模な農業者の取組が中心であるため、米卸等の実需者が求めるロットを確保できない状況。乾燥調製施設の共同化などによる生産の拡大・産地化が必要。</p> <p>(2) 有機野菜の生産拡大 野菜ではハウレンソウやコマツナなどの葉物類が中心となっているが、販売店等からはブロッコリー、サトイモ、ニンジンなどが求められている。これらのニーズに対応した生産技術の確立・普及や輸送コストの削減が必要。</p>
畜産課	<p>1. 肉用牛の生産振興 〔I-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 子牛価格の変動にも耐えられる特色ある子牛の生産を進め、安定した畜産経営を目指す将来の担い手を継続的に確保することで、県内に古くから根付いている肉用牛生産を拡大する。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国和牛能力共進会鹿児島大会（令和4年10月）での好成績を活かした「しまね和牛」の認知度向上。</li> <li>・繁殖専業の新規就農者の育成。</li> <li>・北海道全共（令和9年）に向けた候補牛づくりの強化（高能力雌牛の活用による改良の推進）。</li> <li>・自給飼料生産や放牧活用の拡大による低コスト生産の推進。</li> <li>・畜産技術センターの種雄牛造成体制の強化。</li> </ul>

<p>農山漁村振興課 (鳥獣対策室)</p>	<p>1. 鳥獣対策 〔Ⅲ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組もうとする集落を支援し、鳥獣被害を減少させる取組を推進。 地域ぐるみの被害対策で有害捕獲の中心の担い手となる農業者等の狩猟免許取得を推進。</p> <p>2. 今後の課題 中国山地沿いの市町では、ニホンジカによる農作物被害が発生していることや、県内の造林地が主伐期を迎え、今後、新規植林地でのニホンジカの食害発生が予想されることから、捕獲対策及び防除対策を推進することが必要。 また、ニホンザルも生息頭数が増加し生息域が拡大しており、農業被害が発生していることから、有効な対策をわかりやすく普及することが必要。</p>
<p>林業課 森林整備課</p>	<p>1. 林業のコスト低減 〔Ⅰ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 原木生産と再造林の低コスト化により、林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを、従来(平成30年度)の作業モデルから15%以上低減(令和6年度)させる。</p> <p>2. 今後の課題 路網の整備や林業機械の導入、低密度植栽や一貫作業の定着等による原木生産や再造林の低コスト化が進み、平成30年度比で11.4%(令和4年度)のコスト低減。 引き続き、林業の低コスト化と更なる増産体制づくりを進めるため、路網整備と高性能林業機械導入に加えICT機器の導入やコンテナ苗の価格低減も進めることが必要。</p>
	<p>2. 原木が高値で取引される環境整備 〔Ⅰ-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要 製材用原木の需要増と林業事業者の供給体制の整備により、県内原木生産のうち製材用として取引される割合を12%(平成30年度)から17%以上(令和6年度)に増加させる。</p> <p>2. 今後の課題 製材用原木の供給量は増加したが、合板や燃料用チップの需要も増加しており、製材用原木の出荷割合は平成30年度の12.0%に対して令和4年度は12.4%(目標令和4年度15%、令和6年度17%)と横ばい。 高品質・高付加価値に向けた施設整備や認定工務店の増加等により、木材製品の県外出荷額は平成30年度の21.8億円から令和4年度の22.5億円に、製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合は平成30年度の44.3%から令和4年度の48.2%に拡大・増加傾向。</p>

		<p>引き続き、増産に対応した円滑な木材流通のための市場機能の強化や規模の拡大、製材工場の新設・規模拡大による製材用原木の出荷割合増、また既存工場のグループ化による高品質・高付加価値加工体制の強化、大都市圏での販路拡大による高付加価値木材製品の県外出荷量増を図ることが必要。</p>
	<p>3. 林業就業者の確保 〔I-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要  原木生産と伐採後の適切な再生林を円滑に実現するため、新規林業就業者の確保と林業事業体の魅力向上等を通じて、林業就業者を953人（平成30年度）から1,072人（令和6年度）に増加させる。</p> <p>2. 今後の課題  林業事業体自らが「島根県林業魅力向上プログラム」の活用による就労環境改善、初任給引上げ、給与水準の向上等に取り組んでおり、新規就業者数は目標を上回る年間80人以上（令和2年度90人、令和3年度83人、令和4年度83人（見込））を確保。林業就業者数全体は平成30年度の953人から令和4年度の988人（見込）へと増加、また、5年定着率は平成30年度60%から令和4年度64%（目標68%）と目標を下回るも着実に上昇。  引き続き、効果的な新規就業者確保の取組を継続しつつ、林業就業者の定着率向上に向けて、林業事業体が行う労働条件・就労環境の改善を更に促すことが必要。</p>
沿岸漁業振興課	<p>1. 沿岸漁業の担い手の確保・育成 〔I-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要  沿岸自営漁業の就業希望者が必要とする情報を入手できる相談窓口の設置及びSNS等の活用による情報発信。  新規就業者が安定的に参入し、県内他産業と同水準の所得を確保する持続可能な沿岸漁業の確立に向け、漁業技術の習得から自立、その後の経営発展までを一貫支援。</p> <p>2. 今後の課題  SNS等の活用による情報発信の強化、就業者フェア等への積極的な参加により、就業希望者からの相談数を増やす必要。  研修事業の拡充等による受入態勢の充実及び就業希望者のニーズにあった受入先とのマッチング。</p>
	<p>2. 沿岸自営漁業者の所得向上 〔I-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要  新規就業者や意欲ある沿岸漁業者の所得水準を向上させるため、操業の効率化や新たな漁法の導入、漁業技術のスキルアップによる生産性の向上を支援し、生産性を高めるため、操業モデルの策定、実践により所得向上を目指す。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>所得向上を目指すため、「問題点、課題の明確化」、「改善の提案」を繰り返し、漁獲状況等に応じてモデルを見直し、イカなどの対象魚種が不漁等の中でも安定した水揚げを確保するため、意欲ある漁業者が策定した単一の魚種や漁法に頼らない複合的な操業モデル（年間操業計画）の導入、実践が必要。</p>
--	--	---

## (8) 商工労働部



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
商 工 政 策 課	718,640	597,543	121,097	120.3
観 光 振 興 課	1,185,271	1,278,762	△ 93,491	92.7
しまねブランド推進課(再掲)	724,326	772,620	△ 48,294	93.7
産 業 振 興 課	3,261,922	2,873,324	388,598	113.5
企 業 立 地 課	3,022,509	3,503,175	△ 480,666	86.3
中 小 企 業 課	4,321,847	4,827,765	△ 505,918	89.5
雇 用 政 策 課	2,125,494	2,104,120	21,374	101.0
商工労働部 合計	14,635,683	15,184,689	△ 549,006	96.4

※農林水産部、商工労働部の共管である「しまねブランド推進課」分は合計には含まない(外数)。

(特別会計)

(単位 千円)

課 名	会 計 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
中 小 企 業 課	中小企業近代化 資金特別会計	827,886	762,704	65,182	108.5
中 小 企 業 課	中小企業制度 融資等特別会計	47,622,062	53,762,617	△ 6,140,555	88.6

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公務員	合 計
	事務	技術	計		
商 工 政 策 課	18		18		18
観 光 振 興 課	24		24		24
しまねブランド推進課	19	1	20		20
産 業 振 興 課	26	1	27		27
企 業 立 地 課	10		10		10
中 小 企 業 課	16		16		16
雇 用 政 策 課	16		16		16
計	110	1	111		111
	19	1	20		20

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公務員	合 計
	事務	技術	計		
大 阪 事 務 所	7	2	9		9
広 島 事 務 所	4	1	5		5
産業技術センター	5	48	53		53
東 部 高 等 技 術 校	6	10	16		16
西 部 高 等 技 術 校	4	4	8		8
計	26	65	91		91

合 計	136	66	202		202
	19	1	20		20

※合計下段数字は農林水産部、商工労働部の共管である「しまねブランド推進課」分（外数）。



### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 商工政策課

- ① コンベンションの振興に関すること。
- ② 適正な計量の実施の確保に関すること。
- ③ 計量器の検定及び検査に関すること。
- ④ 計量関係事業者等の指導及び育成に関すること。
- ⑤ 大阪事務所、広島事務所及び産業交流会館に関すること。
- ⑥ 一般財団法人くにびきメッセの業務運営の指導に関すること。

#### (2) 観光振興課

- ① 観光の振興に関すること。
- ② 観光情報の発信に関すること。
- ③ 外国人観光客誘致の推進に関すること（国際観光推進室）。
- ④ 観光施設の管理及び運営に関すること。
- ⑤ 観光事業団体との連絡・調整に関すること。
- ⑥ 旅行業及び通訳案内士に関すること。
- ⑦ 公益社団法人島根県観光連盟の業務運営の指導に関すること。

農林水産部・商工労働部

#### (3) しまねブランド推進課

- ① 県産品の紹介、あっせん及び販路拡大に関すること。
- ② 農商工連携の推進に関すること。
- ③ 伝統的工芸品産業に関すること。
- ④ 日比谷しまね館に関すること。
- ⑤ 物産観光館に関すること。
- ⑥ 一般社団法人島根県物産協会の業務運営の指導に関すること。
- ⑦ 貿易の振興に関すること（海外展開支援室）。
- ⑧ 海外ビジネス展開に関すること（海外展開支援室）。
- ⑨ 食品製造業の振興に関すること。

#### (4) 産業振興課

- ① 製造業の振興に関すること。
- ② ソフト系情報産業の振興に関すること（産業デジタル推進室）。
- ③ 産業のデジタル化の推進に関すること（産業デジタル推進室）。
- ④ 新産業の創出に関すること。

- ⑤ 産業技術の振興及び産学官の連携に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 産業財産権の普及啓発に関すること。
- ⑦ 産業技術センターに関すること。
- ⑧ 公益財団法人しまね産業振興財団の業務運営の指導に関すること。
- ⑨ 産業高度化支援センターに関すること。
- ⑩ 電気工事業等に関すること。
- ⑪ 鉱業等に関すること。

#### (5) 企業立地課

- ① 企業立地の促進に関すること。
- ② 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）の規定に基づく立地計画の認定及び助成金の交付に関すること（林業課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- ④ 工業立地基盤の整備に関すること。
- ⑤ 農村地域への産業の導入促進に関すること。

#### (6) 中小企業課

- ① 中小企業の金融支援に関すること。
- ② 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会に関すること。
- ③ 商業及びサービス業の振興に関すること。
- ④ 起業及び創業に関すること。
- ⑤ 中小企業の経営力強化等に係る診断助言に関すること（経営力強化支援室）。
- ⑥ 中小企業の経営革新等の支援に関すること（経営力強化支援室）。
- ⑦ 中小企業の事業承継の支援に関すること（経営力強化支援室）。

#### (7) 雇用政策課

- ① 労働関係の調整に関すること。
- ② 労働関係の安定促進に関すること。
- ③ 労働教育に関すること。
- ④ 労働情報に関すること。
- ⑤ 労働組合に関すること。
- ⑥ 労働福祉の向上に関すること。

- ⑦ 労働金庫に関すること。
- ⑧ 若年者の就業促進に関すること。
- ⑨ 職業訓練に関すること。
- ⑩ 技能検定に関すること。
- ⑪ 高等技術校に関すること。
- ⑫ 産業人材の確保及び育成に関すること。
- ⑬ 公益財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること  
(しまね暮らし推進課の所掌に属するものを除く。)
- ⑭ 雇用環境の整備に関すること。
- ⑮ 多様な人材の就業促進に関すること。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. “美肌県しまね” 観光総合対策事業 〔I-2-(2)〕	152,778	<p>“美肌”をキーワードに、温泉や食などを素材とした観光地域づくりや、イメージ定着のための情報発信を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ご縁も、美肌も、しまねから。」プロモーションの展開</li> <li>○「美肌観光」コンテンツの造成・販売</li> <li>○ウェルネス市場に向けたプロモーションの強化</li> </ul>	観光振興課
2. “ご縁の国しまね” 観光総合対策事業 〔I-2-(2)〕	335,020	<p>“ご縁の国しまね”をキーワードに豊かな自然や歴史・文化など、島根の魅力ある資源を活かした観光地域づくりや情報発信を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○メディア等を活用した情報発信</li> <li>○地域主導の魅力づくり</li> <li>○石見地域の誘客対策</li> <li>○隠岐地域の誘客対策</li> <li>○閑散期の誘客対策</li> <li>○交通機関と連携した誘客対策</li> </ul>	観光振興課
3. 外国人観光客誘致推進事業 〔I-2-(2)〕	219,629	<p>国際航空路線の誘致による、海外からの直接的なゲートウェイの開設をはじめとして、訪日外国人観光客の回復にあわせてターゲットとする国や地域に向けた観光誘客を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インバウンド受入環境整備の加速</li> <li>○市場分析・マーケティングの推進</li> <li>○重点市場（台湾・韓国・タイ・フランス・中国・香港）別海外プロモーションの展開</li> </ul>	観光振興課 (国際観光推進室)

<p>4. 観光需要喚起促進事業 〔I-2-(2)〕</p>	<p>3,416,042 〔うち補正 3,416,042〕</p>	<p>国による全国旅行支援（全額国費）を実施。 【事業概要】 ○対象地域 全国 ○事業期間 令和5年1月10日～ 令和5年6月30日（予定） ○割引上限額（割引率） ・交通付旅行商品 5,000円（20%） ・上記以外 3,000円（20%） ○地域限定電子クーポン配布 ・平日 2,000円 ・休日 1,000円</p>	<p>観光振興課 （国際観光推進室）</p>
<p>5. 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業 〔I-2-(2)〕</p>	<p>348,000 〔うち補正 348,000〕</p>	<p>国の補助事業を活用して、地域一体となった面的な整備事業に取り組む事業者に対し、市町村と協調して支援。 【事業概要】 ○国庫補助事業の採択を受けた事業者に対し、市町村と協調して助成額を上乗せ ○負担割合 国 1/2・県 1/6・市町村 1/6・事業者 1/6 など ○助成上限額 令和3～5年度累計額で設定 ・松江市・出雲市 4億円 ・その他の市 2億円 ・町村 1億円</p>	<p>観光振興課</p>
<p>6. しまね海外ビジネス展開支援事業 〔I-2-(1)〕</p>	<p>91,811</p>	<p>県内雇用の維持・拡大等に向けて、海外への事業展開や輸出等により海外需要を取り込もうとする企業を支援。 【事業概要】 ○島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ・バンコク）の運営 ○グローバル戦略構築支援事業 現地情報セミナー、勉強会、現地ミッション、展示会出展、オンライン活用によるマッチング等を実施 ○しまね海外展開支援助成事業 県内企業に対して、市場調査、進出計画策定や、海外販路開拓、海外展開に必要な社内グローバル人材の確保、現地での事業運営に必要なローカル人材の確保・育成に要する費用を助成 〔助成率〕 1/2 〔上限額〕 100万円 進出計画策定は 300万円 ○タイへの職員派遣 アセアンの海外展開支援強化のため、タイへ職員を派遣</p>	<p>しまねブランド推進課 （海外展開支援室）</p>

		<p>○支援機関の共同事務所設置運営 J E T R O 島根、しまね産業振興財団の海外展開支援部門及び県の3機関を共同事務所化し、効果的な海外展開支援を実施</p>	
<p>7. 強くしなやかな食品産業づくり事業 〔I-2-(3)〕</p>	64,835	<p>食品製造事業者の経営基盤強化と地域経済を牽引する事業者の育成に向けて、生産性向上や販路開拓・拡大等の取組を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○生産性向上、商品開発、技術開発、ECサイト活用による販路開拓等の課題解決のために専門家を派遣</p> <p>○食品表示・衛生の相談窓口の設置</p> <p>○食品安全に係る国際規格やH A C C P 認証の取得を支援 〔助成率〕 1/2 〔上限額〕 100 万円</p> <p>○地域経済を牽引する中核的な事業者の育成のため、県外等への販路開拓・拡大に向けた取組を支援 〔助成率〕 1/2 〔上限額〕 1,000 万円</p> <p>○複数の県内事業者の商品を取りまとめて販路開拓・拡大を進める事業者の取組を支援 〔助成率〕 1/2 〔上限額〕 100 万円</p>	しまねブランド推進課
<p>8. 加工食品外貨獲得支援事業 〔I-2-(3)〕</p>	77,919	<p>県産品を積極的に取り扱う「しまね県産品販売パートナー店」等との連携や卸売・小売業のバイヤーからのニーズ収集、一般消費者への訴求、展示・商談会への出展支援を通じ、事業者の商談力、商品力向上を図ることで販路拡大を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○パートナー店のバイヤーを招聘した商談会実施、パートナー店での「島根フェア」の開催</p> <p>○県外事務所等によるバイヤー招聘の実施や、石見地域における商談会開催を支援</p> <p>○県内外のバイヤー向けに県産品を紹介するWEBサイト「しまね食品バイヤーズカタログ」を運営</p> <p>○民間卸等への業務委託により、商品の斡旋、認知度向上、商品開発・改良へのアドバイスを実施</p> <p>○県外の展示・商談会への出展支援や、県内で展示・商談会を開催</p>	しまねブランド推進課

<p>9. 海外展開促進支援事業 〔I-2-(3)〕</p>	<p>54,049</p>	<p>海外取引に意欲のある県内食品製造事業者等の自主的な取組を支援。 【事業概要】 ○貿易投資相談会、経済情報収集発信、企業フォローアップ ○現地コーディネーターへの業務委託、バイヤー招聘、現地フェアの実施、英語版WEBサイトの構築 ○県内企業の海外展開状況を調査 ○非日系市場に参入する企業を対象に座学、実践を通じた人材育成を実施 ○海外向けオンラインストアと連携した商品認知度向上を支援 ○食品専門展示会に島根ブースを設置し、海外販路拡大を支援</p>	<p>しまねブランド推進課 (海外展開支援室)</p>
<p>10. 首都圏情報発信・県産品販路開拓事業 〔I-2-(3)〕</p>	<p>117,818</p>	<p>県産品の認知度の向上による売上促進を図るため、「日比谷しまね館」等を活用した、物産、食、観光等の総合的な情報発信等を推進。 【事業概要】 ○日比谷しまね館（店舗・事務所）の管理運営 ○日比谷しまね館事務所の移転 ○県の食と工芸の魅力、作り手の想い等が伝わる総合的な情報発信を実施 ○日比谷しまね館を活用し、首都圏での県産品の情報発信、販売促進イベント等を実施</p>	<p>しまねブランド推進課</p>
<p>11. 飲食需要回復・拡大支援事業 〔I-2-(3)〕</p>	<p>617,524 [うち補正 617,524]</p>	<p>県内の飲食業やその関連事業者の経営を下支えするため、特典付き飲食券を発行し、飲食需要の喚起を実施。 【事業概要】 ○特典 1組あたり券面額6,000円分を5,000円で販売(20%(1組1,000円)の特典を上乘せ) ○発行組数 40万組(券面額:24億円) ○販売期間 3月15日～7月31日 ○利用期間 3月20日～8月10日 ※今後の感染状況等により変更の可能性あり</p>	<p>しまねブランド推進課</p>

<p>12. 次世代産業振興プロジェクト 〔I-2-(1)〕</p>	<p>461,662</p>	<p>県内ものづくり産業の経営基盤を強化し、従来の産業構造からの変革に対応するため、イノベーションの創出を支援し、成長分野への参入や事業拡大を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○ものづくり産業総合支援事業</p> <p>①ものづくり産業販路拡大支援事業 新たな手法によって効果的に営業活動を行う取組を支援 〔補助率〕 1/2 〔補助上限額〕 ・ウェブを活用した展示会、営業代行事業者等の活用等 100万円 ・専門商社等の活用 300万円</p> <p>②事業転換・企業連携推進事業 提案型企業や研究開発型企業への転換を図るため、県内企業のヒアリング、先行事例の調査・分析、セミナーを実施</p> <p>○しまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業 次世代産業分野（グリーン、次世代モビリティ、ヘルスケア）への進出を産学官連携により支援</p> <p>①オープンイノベーション体制構築 大学等と連携して「しまねオープンイノベーションプラットフォーム」を構築し、新技術・新製品開発等を支援</p> <p>②戦略構築支援 グリーン産業への参入に向けた普及啓発や戦略構築等を支援するイベント等を実施するフォーラムを開催</p> <p>③事業化支援 次世代産業の技術や製品を開発するために必要な経費を支援 〔補助金総額〕 59,000 千円 〔補助率〕 1/2 〔補助額〕 100～1,000 万円</p> <p>○次世代産業推進技術イノベーション事業 産業技術センターにおいて、県内企業への新技術の普及・導入や先進製品・技術の研究・開発支援のため、共同研究やセミナー・研修会等を実施</p> <p>○ものづくり産業脱炭素化促進事業 県内ものづくり産業が脱炭素化に的確に対応するために実施する取組を支援</p> <p>①専門家派遣 企業の脱炭素化の取組に向けた助言を実施</p> <p>②新分野参入等支援 脱炭素化による産業構造の変化に対応する戦略の策定や設備導入等を支援 〔補助率〕 1/2 〔補助上限額〕 1,000 万円</p>	<p>産業振興課</p>
--	----------------	---	--------------



		<p>③CO2削減取組支援 脱炭素化に向けた製造工程の見直し等の取組を支援 [補助金総額] 1,000 千円 [補助率] 1/2 [補助上限額] 100 万円</p>	
<p>13. 島根大学材料エネルギー学部・県内産業連携強化促進事業 〔I-2-(1)〕</p>	152,144	<p>令和5年4月に島根大学に設置された「材料エネルギー学部」と県内企業との連携や県内進学、県内就職を促進する取組を支援。 【事業概要】 ○施設整備支援 企業と大学の交流や共同研究を促進するための拠点整備を支援 ○研究機器整備支援 企業との共同研究を行うための研究機器等の整備を支援 ○研究等支援 企業との共同研究や交流会、高校生等へのPR活動等の取組を支援</p>	産業振興課
<p>14. 先端金属素材グローバル拠点創出事業 〔I-2-(1)〕</p>	455,256	<p>国の地方大学・地域産業創生交付金「展開枠」を活用して、特殊鋼など素材分野での強みを活かし、島根大学に設置した次世代たたら協創センター(NEXTA)を中心に、英国オックスフォード大学など国内外の大学と連携しながら、航空機産業、モーター産業をターゲットとした世界最先端の金属素材の研究開発と地域産業に必要とされる高度専門人材の育成を推進(事業期間:平成30年度~令和9年度)。 【事業概要】 ○研究開発及び人材育成の拠点となる次世代たたら協創センターにおける研究機器の整備 ○島根大学が国内外の大学等と連携し行う高度専門人材育成プログラムを推進 ○次世代航空機・エネルギー産業、次世代モーター産業への参入、事業拡大を図るため、産学官連携による共同研究開発を推進 ○国際競争力のある地域産業を創生するため、事業拡大・技術力向上を目指す企業の取組を支援</p>	産業振興課

<p>15. 石州瓦産業経営 基盤強化支援事業 〔I-2-(1)〕</p>	<p>42,000</p>	<p>県西部を代表する地場産業である石州瓦産業の振興を図るため、業界が策定した中期計画に基づく取組の着実な実施に向けて、経営力・生産力・販売力の強化を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石州瓦メーカーが行う、工務店や瓦工事店などと連携した石州瓦の採用増に寄与する取組や、石州瓦の魅力発信の取組に対して補助</li> <li>○石州瓦工業組合と産業技術センターとの共同研究による新たな屋根材の開発</li> <li>○第2、第3の経営の柱となる事業の創出に向けた異分野参入の取組などを支援</li> </ul>	<p>産業振興課</p>
<p>16. しまねIT産業振興事業 〔I-2-(1)〕</p>	<p>299,779</p>	<p>県内のIT産業の持続的発展を目指し、人材集積と収益力向上を図るため、人材育成・確保、技術力・商品力強化、販路開拓等を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○IT産業を担う人材の育成や確保を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象としたプログラミング体験会を開催</li> <li>・高校、高専、専門学校、島根大学で県内IT企業と連携し実践的な授業を実施</li> <li>・県内出身の県外学生と県内IT企業との交流機会を提供</li> <li>・文系学生を対象にプログラミング等を学ぶ機会を提供</li> <li>・IT技術者を対象に実践的な講座を開催</li> <li>・新事業を創出する人材を育成するための連続講座を開催</li> <li>・UIターン転職サービス「IT WORKS@島根」を運営し、求人情報の提供から移住サポートまでワンストップサービスを提供</li> </ul> </li> <li>○企業の技術力・商品力等の強化を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>①しまねソフト研究開発センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI、IoTなどの研究開発</li> <li>・島根の産業と県内IT企業を結びつけ、新ビジネスの創出を目指す「X-Techラボ」事業の実施</li> <li>・技術検証、市場調査、プロトタイプ製作、サービス創出、販路拡大までステージに応じて一気通貫で支援</li> <li>・IT企業の進むべき方向性、データを活用した課題解決のビジネスの方向性を重点的に調査し実証事業を実施</li> <li>・先進技術・人材育成セミナーの開催、個別相談対応</li> </ul> </li> <li>②プログラミング言語Rubyを活用して優れた新ビジネス等を生み出した企業を表彰する</li> </ul> </li> </ul>	<p>産業振興課 (産業デジタル推進室)</p>

		<p>「Ruby biz グランプリ」の開催を支援</p> <p>③Rubyの最新動向やビジネス利用に関する国際イベント「RubyWorld Conference」の開催を支援</p>	
<p>17. しまねデジタルイノベーション推進事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>154,730</p>	<p>県内産業の生産性向上や新ビジネス創出に向けたデジタル化の推進を図るため、各企業の状況に応じて継続的なデジタル導入に向けた動きを支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○デジタル導入支援</p> <p>①デジタル導入支援者（ITコーディネーター等）による伴走支援</p> <p>②しまねソフト研究開発センターにおいて、デジタル化推進アドバイザーによる相談、IT経営相談会、デジタル導入の専門家派遣を実施</p> <p>○デジタル活用・新ビジネス創出支援</p> <p>①デジタル技術の活用や社内人材の育成を目的としたセミナーや勉強会を開催</p> <p>②テクノアーク2Fのオープンスペースを活用し、体験や実証イベント、企画展示を実施</p> <p>③ビジネスプラン創出・育成の場の提供</p> <p>事業アイデア創出やビジネスプラン育成スキルを習得する講座を開催</p> <p>○デジタル導入加速化補助金</p> <p>IT専門家の助言（導入計画書等の作成支援）を踏まえた、デジタルツールを導入する取組を支援</p> <p>○デジタル導入実証支援補助金</p> <p>デジタル技術を活用した生産性の向上や新ビジネス創出を図る取組を支援</p>	<p>産業振興課 （産業デジタル推進室）</p>
<p>18. ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>578,000 〔うち補正578,000〕</p>	<p>エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業者が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資等を支援。</p> <p>〔補助率〕 1/2 〔補助額〕 40～500万円 〔補助対象〕 高効率空調機器、高効率変圧器、高効率工作機械、産業用ヒートポンプ、電力見える化システム等</p>	<p>産業振興課</p>

<p>19. ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（原油価格・物価高騰対策分） 〔I-2-(4)〕</p>	<p>255,000 〔うち補正 255,000〕</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援。 〔補助率〕 1/2（小規模事業者は 2/3） 〔補助額〕 50～1,000 万円 〔補助対象〕 設備導入費、改修費、システム開発費、技術導入費等</p>	<p>産業振興課</p>
<p>20. 企業誘致のための各種助成事業 〔I-2-(5)〕</p>	<p>2,711,478</p>	<p>各種助成制度により、県内企業の再投資や県外からの新規立地を推進。 【事業概要】 ○企業立地促進助成金 立地認定企業に対して、立地に伴う投資や増加雇用人数に応じて助成金を交付 ○家賃補助金等の各種補助金 立地認定企業に対し、立地に伴い発生する家賃や人材確保・育成経費等を支援 ○専門系事務職場の誘致 中山間地域等で専門系事務職場の誘致に取り組む市町村の取組を支援 ○スタートアップ企業の立地支援 将来的な立地計画認定に向けて、成長が期待できるスタートアップ企業を支援</p>	<p>企業立地課</p>
<p>21. 企業誘致活動と情報収集事務 〔I-2-(5)〕</p>	<p>104,168</p>	<p>企業の情報収集及び企業訪問活動等を行い、企業誘致を推進。 【事業概要】 ○企業誘致専門員の配置 各県外事務所及び企業立地課に企業誘致専門員を配置し、企業訪問活動等を展開 ○ソフト系企業の誘致活動 WEB広告、オンラインイベント及び視察ツアー等の実施により誘致候補企業を発掘 ○情報収集等 企業信用調査会社を活用した企業情報の収集・分析等を実施</p>	<p>企業立地課</p>

<p>22. 事業承継総合支援事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>199,069</p>	<p>経営者の高齢化や後継者不在による休廃業が生じないように、円滑な事業承継を進めるため、案件の掘り起こしから、後継者の確保、事業承継計画の策定、経営の改善、フォローまで関係機関と一体となって総合的に支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業承継支援体制整備事業 事業承継を専任で支援する「事業承継推進員」を配置し、商工団体等との連携による伴走型の支援を実施</li> <li>○事業継続力強化アドバイザー派遣事業 (事業承継枠) 商工会議所及び商工会を通じて、事業承継等により事業の継続を図る県内中小企業に専門的知見を有する外部アドバイザーを派遣</li> <li>○新事業活動等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者支援型 事業承継を契機に後継者が行う新事業展開など新たな取組等を支援</li> <li>・第三者承継・統合型事業 地域に必要な事業を引き継ぎ、後継者不在の廃業を未然に防いだ事業者の設備投資を支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>中小企業課</p>
<p>23. 地域課題解決型しまね起業支援事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>37,726</p>	<p>県内移住者や県内在住者による地域課題の解決を図る起業を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>地域課題の解決を目指し、県が地域再生計画で位置づけた社会的事業の分野で起業する者に対して、起業に要する経費の一部を執行団体を通じて補助</p> <p>〔社会的事業の分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域や離島の生活機能の確保に資するサービス</li> <li>・まちづくりや地域の活性化に資するサービス</li> <li>・教育や子育て環境の充実に資するサービス</li> <li>・高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス</li> </ul> <p>〔補助率〕 1/2 以内 〔上限額〕 200 万円 〔執行団体〕 島根県商工会連合会</p>	<p>中小企業課</p>

<p>24. 地域商業等支援事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>48,000</p>	<p>小売店舗の経営の持続化や買い物不便対策を強化するため、開業・事業継承の取組や移動販売等を市町村とともに支援(市町村負担額と同額を補助)。 【事業概要】 ○小売店等の開業経費を補助 〔補助率〕 1/4 〔上限額〕 一般枠 100 万円                   特別枠 20 万円 ○買い物不便対策への経費を補助 〔補助率〕 1/4 (中山間地域は 1/3) 〔上限額〕 500 万円 ○移動販売・宅配事業の車両の整備・運営費を補助 〔補助率〕 1/4 (中山間地域は 1/3)                   (運営費は定額補助) 〔補助額〕 100 万円                   (運営費は初年度 5 万円など) ○街路灯、アーケード等共同施設の整備費を補助 〔補助率〕 1/4 〔上限額〕 500 万円 ○仕入共同化のための拠点整備費を補助 〔補助率〕 1/4 〔上限額〕 150 万円</p>	<p>中小企業課</p>
<p>25. 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 〔I-2-(4)〕</p>	<p>700,000 [うち補正 700,000]</p>	<p>エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図る取組の経費の一部を支援。 【事業概要】 〔補助率〕 1/2 以内                   (コロナ融資を受けている場合 2/3 以内) 〔補助額〕 20 万円～200 万円</p>	<p>中小企業課</p>

<p>26. 中小企業制度融資 (特別会計) 〔I-2-(4)〕</p>	<p>47,622,062</p>	<p>信用保証協会の保証制度を活用し、低利で長期の資金提供を金融機関と協調して実施。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資枠 500億円 (通常450億円+コロナ関連50億円)</li> <li>○コロナ対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更支援 据置期間4年以内、融資期間13年以内の範囲内で条件変更をした場合に、追加で必要となる保証料を支援</li> <li>②セーフティネット資金新型コロナウイルス感染症対応枠 保証料率を大幅に引き下げ県内中小企業の資金繰りを支援</li> <li>③収益力改善伴走支援型特別資金 売上や利益率が減少した県内中小企業の資金繰りを支援</li> </ul> </li> <li>○創業者支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>①創業者支援資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資利率の引下げ 1.2又は1.35%→ 1.1又は1.25% (△0.1%)</li> <li>・運転資金の融資期間を延長 7年→10年 (+3年)</li> </ul> </li> <li>②中山間地域の創業者向け小口資金の保証料を全額支援 〔助成率〕 県 1/4、市町村 1/4、 信用保証協会 1/2</li> </ul> </li> </ul>	<p>中小企業課</p>
<p>27. 若年者県内就職促進事業 〔IV-2-(2)〕</p>	<p>461,946</p>	<p>高校生や県内外に進学した学生の県内就職を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高校生等の県内就職促進事業 人材確保育成コーディネーターを配置し、県内高校と連携した企業交流会の開催により在学生及び教職員の県内就職の意識向上や将来の県内企業への就職を促進</li> <li>○県内大学生等の県内就職促進事業 人材確保育成コーディネーターを配置し、県内大学等と連携した企業交流会や企業説明会等を開催</li> <li>○県外大学生等の県内就職促進事業 学生就職アドバイザーを近畿・山陽地方に配置し県外大学等と連携した個別相談や企業交流会、企業説明会等を開催</li> </ul>	<p>雇用政策課</p>

		<p>○女子学生の県内就職の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子学生「しまねジョブガール」が県内企業を取材し、女子の視点で企業情報を発信</li> <li>・大学等を巡回「キャラバン」して文系女子が活躍している職種をPR</li> <li>・県内企業の情報発信の改善「採用ブランディング」に取り組む企業を支援</li> </ul> <p>○企業情報発信力強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用力強化セミナーの開催</li> <li>・採用力強化支援員の配置や専門家の派遣により、県内企業の採用活動の改善に向けた取組を支援</li> <li>・「若者の県内就職の促進に関する業務協定」により連携する(株)マイナビのサイトに島根県のポータルページを開設し、また、県外の合同企業説明会に島根ブースを出展</li> <li>・インターンシップや就職活動にかかる学生の交通費等を支援</li> <li>・「しまね登録」をしている学生にLINEで就職情報等を発信</li> <li>・保護者向けの情報発信や就活セミナーを実施</li> </ul> <p>○ジョブカフェしまねの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者の県内就職促進のため、職業相談から就職までを一貫して支援</li> <li>・ジョブカフェしまねサイトを活用した県内企業の採用活動を支援</li> </ul>	
<p>28. 多様な人材の雇用 ・就業促進事業 〔I-3-(1)〕</p>	<p>165, 278</p>	<p>就職等に向けた寄添い型支援により、高齢者など多様な人材の活躍を促進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○高齢者の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミドル・シニア仕事センターを設置し、企業等での就職を支援</li> <li>・高齢者が地域社会で活躍できるようシルバー人材センターの取組を支援し、多様な就業機会を提供</li> </ul> <p>○障がい者の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等技術校や企業で職業訓練を実施</li> <li>・特例子会社の設立支援や障がい者雇用に関するフォーラムの開催</li> </ul> <p>○若年無業者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね若者サポートステーションを設置し、若年無業者の職業的自立に向け、職業相談から就労後のフォローアップまで一貫して支援</li> <li>・就職氷河期世代を含む若年未就業者に就労体験の機会を提供</li> </ul>	<p>雇用政策課</p>



<p>29. 産業人材確保対策事業 〔I-3-(1)〕</p>	<p>49,376</p>	<p>県内企業が求める専門人材のU I J ターン等による確保や外国人材の適正な雇用を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○高度産業人材の確保 プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県外からの専門人材の確保に取り組む中小企業を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部からのU I J ターンにより人材を確保する場合に、人材紹介に係る手数料を助成 〔助成率〕 1/2、2/3 〔助成上限額〕 130 万円、170 万円※</li> <li>・副業・兼業で活用する場合に、人材紹介に係る手数料を助成 〔助成上限額〕 12 万円、24 万円※</li> <li>・副業・兼業人材の移動等に要する経費を助成 〔助成率〕 1/2 〔助成上限額〕 20 万円、40 万円※</li> </ul> <p>※D X 人材の確保及びスタートアップ企業の場合、助成を割増</p> <p>○外国人を雇用する事業者等への支援 外国人雇用に関する企業向けの情報提供窓口を設置</p>	<p>雇用政策課</p>
<p>30. しまねいきいき職場づくり推進事業 〔I-3-(2)〕</p>	<p>44,852</p>	<p>県内企業における「働き方改革」を推進し、ワークライフバランスの実現と職場定着を促進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○経営者向けセミナー 経営者や管理職を対象としたセミナー等を開催</p> <p>○スリーステージ研修 内定者、新入社員、若手社員(入社3年以内)と段階的に研修を実施し、企業の人材育成を支援</p> <p>○いきいき職場づくり支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成や職場環境の改善の取組を支援 〔助成率〕 ソフト 1/2、ハード 1/3 〔助成上限額〕 80 万円</li> <li>・情報発信の改善の取組を支援 〔助成率〕 1/2 〔助成上限額〕 150 万円</li> </ul> <p>○しまねいきいき雇用賞 雇用に関し優れた取組を行う企業を知事表彰し、受賞企業の取組事例を広く周知</p>	<p>雇用政策課</p>

<p>31. しまねいきいき職場づくり推進事業 (賃金アップ支援 枠) 〔I-3-(2)〕</p>	<p>48,000 〔うち補正 48,000〕</p>	<p>エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、中小企業等における賃上げを支援するため、職場環境改善に資する取組に要する経費を助成。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>〔助成対象者〕 県内中小企業等のうち、以下の条件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の最低賃金が 1,000 円以下であり、かつその最低賃金を 33 円以上引き上げる</li> <li>・国の「業務改善助成金」の対象外</li> <li>・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業</li> </ul> <p>〔助成内容〕 業務管理システム、POSレジシステム、セルフオーダーシステムの導入や、業務改善のコンサルティングなど</p> <p>〔助成率〕 ハード 1/2、ソフト 2/3</p> <p>〔助成上限額〕 120 万円</p>	<p>雇用政策課</p>
---	-------------------------------------	--	--------------

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
観光振興課	1. 観光誘客の推進 〔I-2-(2)〕	<p>1. 概要</p> <p>これまでの“ご縁”のイメージに加え、島根県の強みである“美肌”をキーワードに、温泉や食などを素材とした観光地域づくりの推進や認知度向上に取り組むとともに、地域の個別課題に対応する施策を実施し、安定的・継続的な観光誘客を推進。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人旅行に対応した地域主体の観光地域づくり</li> <li>○観光需要の平準化やデジタルを活用した施策等による観光消費額の底上げや広域周遊の促進</li> <li>○県内観光事業者と大学等と連携した、観光地域づくりを担う人材の確保・育成の推進</li> <li>○各地域の特色を活かした観光地域づくりの体制整備</li> </ul>
	2. 外国人観光客の誘致 〔I-2-(2)〕	<p>1. 概要</p> <p>水際措置の緩和による訪日外国人観光客の回復にあわせて、ターゲットとする国や地域に向けた観光誘客を推進。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際航空路線の誘致、訪日外国人の利用が多い主要空港などゲートウェイ別の誘客対策</li> <li>○地方空港の再開による外国人観光客の回復状況に応じたプロモーションの展開 (重点市場：台湾・韓国・タイ・フランス・中国・香港)</li> <li>○観光事業者等による外国人観光客のニーズに対応した受入環境の整備</li> </ul>
しまねブランド推進課	1. 地域商社機能を活用した県産品の販路開拓・拡大支援 〔I-2-(3)〕	<p>1. 概要</p> <p>県内の食品製造事業者及び伝統工芸品事業者の県外への認知度向上及び販路開拓・拡大を推進するため、県産品を製造、販売又は斡旋する事業者が有する地域商社機能（地域の資源をブランド化し、商品の生産・加工や販路開拓等をプロデュースする機能）の創出・強化を図ることが必要。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の県内事業者の商品を取りまとめて販路開拓・拡大を進める事業者の取組を支援（令和5年度新規事業）</li> <li>○上記事業実施の成果・効果を踏まえ、販路開拓・拡大及び物流対策へのさらなる支援策を検討</li> </ul>

	<p>2. 海外展開支援の取組の継続・拡充 〔I-2-(1)〕 〔I-2-(3)〕</p>	<p>1. 概要 国内市場が縮小する中、県内企業の成長を図るため、一層の海外市場獲得に向けた取組を推進。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ものづくり分野では、アセアン・タイを中心とした現地企業とのビジネスマッチングを進め、県内企業の海外展開を推進</li> <li>○食品分野では、商談会や島根フェア等を引き続き実施し、県内企業の輸出拡大を推進</li> <li>○県内唯一の国際貿易港である浜田港においては、官民一体となったポートセールスを実施するなど、港を利用した貿易を拡大</li> </ul>
<p>産業振興課</p>	<p>1. 成長産業への参入 〔I-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 従来の産業構造からの変革に対応し、県内ものづくり産業の経営基盤を強化するため、事業転換などにより、成長産業への参入や事業拡大の促進が必要。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○脱炭素化やデジタル化等の進展による産業構造の変革へ対応する企業の戦略策定や技術力の強化</li> <li>○県内企業の技術力強化に向けた島根大学・産業技術センター等との連携の促進</li> <li>○先端金属素材グローバル拠点創出事業での早期の研究成果の創出と航空機産業等での事業化の実現</li> <li>○県内大学、高専で学んだ高度専門人材の県内就職の促進</li> </ul>
	<p>2. 石州瓦産業の経営基盤強化 〔I-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 厳しい経営環境に置かれた県西部を代表する地場産業である石州瓦産業の経営力・技術力・販売力の強化が必要。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工務店等との連携による石州瓦利用の拡大</li> <li>○瓦以外の新事業の創出に向けた取組の促進</li> <li>○被災により製造が中断しているメーカーの早期再開に向けた取組への支援</li> </ul>
	<p>3. 県内企業のデジタル化の推進 〔I-2-(4)〕</p>	<p>1. 概要 デジタル化に取り組む企業は少数で、その取組内容の多くが業務の効率化にとどまっている。今後、既存事業の利益率向上や新ビジネスの創出に向けた取組を誘発することが必要。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業内でのデジタルに精通した人材の育成・確保</li> <li>○経営者のデジタル化推進の有用性に対する理解促進・知識習得</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなビジネスモデル創出のスキルやノウハウの習得</li> <li>○システムやサービスの導入にかかる高額なコスト</li> </ul>
企業立地課	<p>1. 産業の高度化の推進 〔I-2-(5)〕</p>	<p>1. 概要 各種助成制度や誘致活動の展開により、県内企業の再投資や県外からの新規立地を推進。</p> <p>2. 今後の課題 ○企業立地が県東部の都市部に偏在する傾向にあるため、地元市町村と連携し、県内全体に企業立地が広がるよう取組を実施 ○中山間地域等では事務系職場が不足しているため、こうした雇用を生み出す企業立地を推進</p>
中小企業課	<p>1. 事業承継の促進と起業・創業の支援 〔I-2-(4)〕</p>	<p>1. 概要 経営者の高齢化や後継者不在により休廃業の増加が懸念されることや、廃業率が開業率を上回っている状況にあることから、地域経済の維持・拡大のため、円滑な事業承継と新たなビジネスの創出をさらに推進していくことが必要。</p> <p>2. 今後の課題 事業承継では、スピード感をもって支援対象を把握し、関係機関と一体となった総合的な支援をさらに促進 また、起業意欲を喚起し、地域ごとの起業支援体制を強化。 ○後継者確保のための事業承継計画策定の支援と、後継者不在の事業者に対する第三者承継の検討促進 ○経営者にとって身近な士業との連携強化による円滑な事業承継の促進 ○経営指導員や士業等の専門家から、きめ細やかで実践的な伴走型支援を受けることができる環境整備 ○事業承継と起業・創業の支援を一体的に推進できる体制の整備</p>
	<p>2. エネルギー価格・物価高騰対策 〔I-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要 エネルギー価格や物価高騰を受け、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資の導入や、生産プロセスの変革・サプライチェーン再構築による収益確保を進めることが必要。</p> <p>2. 今後の課題 ○電力料金等のエネルギー価格等の高騰が続く厳しい状況に対応する企業のコスト削減に向けた取組の促進</p>

<p>雇用政策課</p>	<p>1. 多様な就業の支援 〔I-3-(1)〕</p>	<p>1. 概要 生産年齢人口の減少や全国的な人手不足の状況により、人材の確保において困難な状況が続いていることから、若者、女性、高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され、経験や能力を活かして県内企業等で活躍できる環境が求められる。</p> <p>2. 今後の課題 若者、女性、高齢者、障がい者などへの魅力ある情報発信や就業機会の提供などにより、それぞれの能力や経験などを活かせる県内就業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な人材の活躍促進に向けて、ミスマッチが起こらないよう、きめ細かな寄り添い型の支援を実施 障がい者雇用については、県内企業への理解促進を図るとともに、実践型の訓練を実施</li> <li>○県外からの人材の確保に向けて、首都圏等で働く人材にPRを進めて転職を促すと同時に副業・兼業の活用を促進</li> </ul>
	<p>2. 若者の県内就職の促進 〔IV-2-(2)〕</p>	<p>1. 概要 少子高齢化や全国的な人手不足、進学・就職に伴う若者の人口流出等により、県内企業の人材確保は困難な状況。</p> <p>2. 今後の課題 高校生や県内外に進学した学生に、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進</p> <p>加えて、企業の情報発信力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各高校の実情に応じ、生徒と企業とをつなぐ機会や、教員、保護者への啓発の充実</li> <li>○産学官人材育成コンソーシアムとの連携や、学生就職アドバイザーが低学年時からつながっていくことで、大学生等への情報発信を強化</li> <li>○インターンシップ等や大手就活サイトの活用、保護者向けセミナーなどにより県内企業や就活に関する情報を広く発信</li> <li>○専門家の派遣や採用力強化支援員の配置による、県内企業の採用活動の改善</li> </ul>

## (9) 土 木 部





## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
土木総務課	2,639,300	2,662,136	△ 22,836	99.1
技術管理課	457,839	487,798	△ 29,959	93.9
用地対策課	4,025,412	4,064,533	△ 39,121	99.0
道路維持課	13,624,140	13,739,783	△ 115,643	99.2
道路建設課	14,650,189	15,215,213	△ 565,024	96.3
高速道路推進課	5,351,309	5,313,415	37,894	100.7
河川課	11,492,353	12,314,148	△ 821,795	93.3
斐伊川神戸川対策課	690,918	649,008	41,910	106.5
港湾空港課	6,366,596	6,764,801	△ 398,205	94.1
砂防課	8,832,961	11,482,784	△ 2,649,823	76.9
都市計画課	3,211,057	3,277,255	△ 66,198	98.0
下水道推進課	718,350	739,883	△ 21,533	97.1
建築住宅課	1,166,614	1,110,521	56,093	105.1
土木部 合計	73,227,038	77,821,278	△ 4,594,240	94.1

(特別会計)

(単位 千円)

課名	会計名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
港湾 空港課	臨港地域整備 特別会計	1,116,230	1,425,123	△ 308,893	78.3
建築 住宅課	県営住宅 特別会計	4,711,314	3,185,028	1,526,286	147.9

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
土木総務課	21	13	34		34
技術管理課		24	24		24
用地対策課	12	1	13		13
道路維持課	3	13	16		16
道路建設課	4	12	16		16
高速道路推進課	1	6	7		7
河川課	5	22	27		27
斐伊川神戸川対策課	5	3	8		8
港湾空港課	4	12	16		16
砂防課	5	12	17		17
都市計画課	5	13	18		18
下水道推進課	6	6	12		12
建築住宅課	5	16	21		21
計	76	153	229		229

### (2) 地方機関

機関名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
松江県土整備事務所	38	102	140		140
雲南県土整備事務所	22	68	90		90
出雲県土整備事務所	29	72	101		101
県央県土整備事務所	21	62	83		83
浜田県土整備事務所	20	65	85		85
益田県土整備事務所	27	65	92		92
浜田河川総合開発事務所	1	15	16		16
出雲空港管理事務所	9	7	16		16
宍道湖流域下水道管理事務所	4	6	10		10
浜田港湾振興センター	4	4	8		8
計	175	466	641		641

合計	251	619	870		870
----	-----	-----	-----	--	-----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 土木総務課

- ① 県土整備事務所、河川総合開発事務所、空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所及び浜田港湾振興センターに関すること。
- ② 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関すること。
- ③ 公益財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関すること。
- ④ 建設産業対策に関すること（建設産業対策室）。
- ⑤ 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関すること（建設産業対策室）。
- ⑥ 土木部（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）所属の工事に係る入札及び契約に関すること（建設産業対策室）。
- ⑦ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に係る調整に関すること（建設産業対策室）。
- ⑧ 浄化槽工事業に係る登録に関すること（建設産業対策室）。
- ⑨ 解体工事業者の登録に関すること（建設産業対策室）。
- ⑩ 建設統計に関すること（建設産業対策室）。
- ⑪ 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること（建設産業対策室）。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく届出事務（建設業許可業者に係るものに限る。）に関すること（建設産業対策室）。

#### (2) 技術管理課

- ① 公共土木工事に係る設計積算基準及び施工管理に関すること。
- ② 公共土木工事及び建築工事に係る検査に関すること。
- ③ 公共土木工事に係る技術の総合調整に関すること。
- ④ 建設副産物対策に関すること。
- ⑤ 建設リサイクルの推進に関すること。
- ⑥ 公共工事の品質確保に関すること。
- ⑦ 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。
- ⑧ 公共土木施設の長寿命化の推進に関すること（長寿命化推進室）。

#### (3) 用地対策課

- ① 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
- ② 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関

すること。

- ③ 土地利用対策の総合調整に関すること。
- ④ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- ⑤ 土地取引の規制に関すること。
- ⑥ 地価調査に関すること。
- ⑦ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。
- ⑧ 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。
- ⑨ 収用委員会に関すること。
- ⑩ 事業認定審議会に関すること。
- ⑪ 国土交通省所管の国有財産（他課の所掌に属するものを除く。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
- ⑫ 土木部の所掌する公物の管理事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑬ 国土調査に関すること。
- ⑭ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。
- ⑮ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

#### (4) 道路維持課

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく一般国道（県が管理する区間に限る。以下同じ。）及び県道（第3号において「県道等」という。）に係る新設、改築及び維持修繕工事（新設又は改築にあつては、道路建設課の所掌に属するものを除く。）の執行に関すること。
- ② 公共土木施設（道路維持課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 県道等の管理（前2号の規定による所掌事務及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ④ 道路法に基づく市町村道に係る工事の指導及び監督に関すること。
- ⑤ 道路法に基づく市町村道の管理に係る勧告、助言及び援助に関すること。
- ⑥ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
  - ア 一般国道、県道若しくは市町村道の用に供するもの又はこれらの不用物件

イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第6項に規定する会社等が道路の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）

#### (5) 道路建設課

- ① 一般国道及び県道の新設及び改築に関すること。
- ② 交通安全事業（歩道設置及び交差点改良に係るものに限る。）に関すること。
- ③ 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

#### (6) 高速道路推進課

- ① 高速道路の整備促進及びその調整に関すること。
- ② 高速道路の利用促進に関すること。

#### (7) 河川課

- ① 河川の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第10号において同じ。）。
- ③ 公共土木施設（河川課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ④ 河川関係市町村工事の指導及び監督に関すること。
- ⑤ 公有水面の埋立てに関すること（港湾及び漁港に係るもの（河川区域に係るものを除く。）を除く。）。
- ⑥ 水防に関すること。
- ⑦ 砂利採取計画の認可に関すること（河川課の所掌に属するものに限る。）。
- ⑧ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること。
- ⑨ 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関すること。
- ⑩ 河川に係る水資源の開発及び利用計画並びにこれらの調整に関すること。
- ⑪ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
  - ア 一級河川（県の管理する区間に限る。）、二級河川若しくは準用河川の用に供するもの又はこれらの廃川敷地等
  - イ 海岸保全施設（港湾空港課の所掌に属するものを除く。）又は公共海岸（土地に限る。）であるもの（当該用途の廃止により生じる普通財産

を含む。)

ウ 海域（港湾空港課の所掌に属する海域を除く。）に所在するもの

- ⑫ 江の川およびその支川の治水対策の推進に関する事。
- ⑬ ダムの管理及び工事の執行に関する事（河川開発室）。

#### (8) 斐伊川神戸川対策課

- ① 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関する事。
- ② 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関する事。
- ③ 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関する事。
- ④ 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地補償に関する事。
- ⑤ 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関する事。

#### (9) 港湾空港課

- ① 港湾の管理及び工事の執行に関する事。
- ② 海岸保全区域（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の指定及び管理並びに工事の執行に関する事。
- ③ 公共土木施設（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
- ④ 公有水面の埋立てに関する事（港湾区域に係るものに限る。）。
- ⑤ 砂利採取計画の認可に関する事（港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。）。
- ⑥ 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関する事。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関する事（港湾区域に係るものに限る。）。
- ⑧ 港湾区域内又は港湾隣接地内に所在する国土交通省所管の国有財産（公共空地であるものを除く。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
- ⑨ 境港管理組合との連絡調整に関する事。
- ⑩ 空港の管理及び工事の執行に関する事（空港整備室）。

#### (10) 砂防課

- ① 砂防指定地の管理及び工事の執行に関する事。
- ② 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- ④ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び

処分に関すること。

- ア 砂防設備の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
- イ 地すべり防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
- ウ 急傾斜地崩壊防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
- ⑤ 公共土木施設(砂防課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ⑥ 公共土木施設(国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。)災害復旧事業の総合調整に関すること。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関すること(技術に関するものを除く。)
- ⑧ 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定に関すること。
- ⑨ 砂利採取計画(砂防課の所掌に属するものに限る。)の認可に関すること。
- ⑩ 総合的な土砂災害対策に関すること。
- ⑪ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に関すること。
- ⑫ 大規模土砂災害の緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

## (11) 都市計画課

- ① 都市計画に関すること。
- ② 街路事業に関すること。
- ③ 都市公園に関すること。
- ④ 土地区画整理に関すること。
- ⑤ 市街地再開発事業に関すること(建築住宅課の所掌に属するものを除く。)
- ⑥ 都市災害復旧工事の執行に関すること(下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第8号において同じ。)
- ⑦ 市町村の都市計画の協議、同意及び都市計画事業の認可に関すること。
- ⑧ 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。
- ⑨ 駐車場法(昭和32年法律第106号)の施行に関すること。
- ⑩ 優良宅地の認定に関すること。
- ⑪ 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。
- ⑫ 屋外広告物に関すること。

- ⑬ 景観に関すること。

## (12) 下水道推進課

- ① 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 公共土木施設（下水道推進課の所掌に係るものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 職員の給与支給に関すること（流域下水道事業支弁者に限る。）。
- ④ 企業債に関すること（流域下水道事業に限る。）。
- ⑤ 流域下水道事業の経営に関すること。
- ⑥ 決算に関すること（流域下水道事業に限る。）。
- ⑦ 資産の取得、管理及び処分に関すること（流域下水道事業に限る。）。
- ⑧ 出納その他会計事務に関すること（流域下水道事業に限る。）。
- ⑨ 汚水処理施設整備の推進に関すること。
- ⑩ 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関すること。
- ⑪ 下水道の計画及び調査に関すること。
- ⑫ 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関すること。
- ⑬ 浄化槽の整備促進に関すること。
- ⑭ 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国土交通省所管の国有財産（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。

## (13) 建築住宅課

- ① 県営住宅の整備及び管理に関すること。
- ② 市町村等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 高齢者の居住の安定確保に関すること。
- ④ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。
- ⑤ 空き家対策に関すること。
- ⑥ 住宅市街地総合整備事業等に関すること。
- ⑦ 住環境整備事業等に関すること。
- ⑧ 市街地再開発事業（国土交通省所管の建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関すること。
- ⑨ 地域優良賃貸住宅供給促進事業に関すること。
- ⑩ 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関すること。
- ⑪ 住宅施策に関すること。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第



66号)に基づく届出事務(宅地建物取引業者に係るものに限る。)に関する  
こと。

- ⑬ 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関すること(建築物安全  
推進室)。
- ⑭ 建築士法(昭和25年法律第202号)の施行に関すること(建築物安全推  
進室)。
- ⑮ 建築物の防災及び安全対策に関すること(建築物安全推進室)。
- ⑯ 建築物の耐震改修の促進に関すること(建築物安全推進室)。
- ⑰ 建築物のバリアフリー化に関すること(建築物安全推進室)。
- ⑱ 長期優良住宅に関すること(建築物安全推進室)。
- ⑲ 建築物の省エネルギー対策に関すること(建築物安全推進室)。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. しまねの建設担い手確保・育成事業 [ I -2-(4) ] [ I -3-(1) ] [ I -3-(2) ] [ IV-3-(1) ] [ IV-3-(2) ]	74,989	<p>建設産業の担い手を確保・育成するため、建設産業団体等が行う就職促進等の取組を支援。</p> <p>※ しまねの建設担い手確保・育成へ向けた取組(アクションプラン) 令和5年3月策定</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>[担い手確保]</p> <p>①情報発信事業            合同企業説明会・現場見学会の開催            [助成率] 1/2、1/4            [助成上限額] 50万円、100万円</p> <p>②建設産業入職促進広報事業            若年者等の入職促進を目的とした広報活動を支援            [助成率] 1/2            [助成上限額] 100万円</p> <p>③建設人材確保対策事業            外国人・障がい者雇用等による人材確保支援            [助成率] 1/2            [助成上限額] 20万円、100万円</p> <p>④「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業            建設産業への女性の就職促進や定着、家庭との両立に向けた取組を支援            [助成率] 2/3            [助成上限額] 300万円</p> <p>⑤ICT等建設産業生産性向上事業            生産性向上による労働力不足の解消、処遇改善及び建設産業の魅力向上のため、ICT活用工事の実施に向けた機器等の導入を支援            [助成率] 1/3            [助成上限額]            ・機器等 100万円            ・建機 500万円</p> <p>⑥しまねの建設産業魅力発信事業            将来の担い手となる若年層を含む幅広い層に向けて、建設産業の魅力を発信</p> <p>⑦ICT活用工事導入研修事業            ICT活用工事の導入促進のため、経営者向けの研修を実施            [担い手育成]</p> <p>⑧技能向上事業            新規入職者向け研修会・公的資格取得に関する講習会等の開催を支援            [助成率] 1/2、1/4            [助成上限額] 50万円</p>	土木総務課 技術管理課 道路維持課

		<p>⑨除雪機械運転資格取得支援事業 除雪機械の運転手となる人材の育成のため、資格取得経費を支援 [助成率] 1/3 [助成上限額] 20 万円 [経営基盤強化]</p> <p>⑩経営基盤強化コーディネート事業 担い手確保や生産性向上などの経営基盤強化の取組に対する課題の整理やフォローアップ、関係機関との連携等を支援</p> <p>⑪事業継続力強化アドバイザー派遣事業 経営課題解決のために必要な知識とスキルを有する外部専門家を派遣</p>													
<p>2. 公共土木施設の長寿命化対策 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>7,272,616 [うち補正 1,099,553]</p>	<p>老朽化が進む公共土木施設について、平成 27 年に「島根県公共土木施設長寿命化計画」を策定。定期的な点検や計画的な修繕・更新等、効率的な維持管理を実施することにより、施設の長寿命化と県民の安全・安心を確保。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○主な事業（土木部所管）</p> <table border="0"> <tr> <td>①橋梁</td> <td>1,768,460 千円</td> </tr> <tr> <td>②トンネル</td> <td>103,792 千円</td> </tr> <tr> <td>③河川施設</td> <td>835,203 千円</td> </tr> <tr> <td>④港湾施設</td> <td>810,450 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤空港施設</td> <td>1,020,595 千円</td> </tr> <tr> <td>⑥砂防施設</td> <td>220,500 千円</td> </tr> </table>	①橋梁	1,768,460 千円	②トンネル	103,792 千円	③河川施設	835,203 千円	④港湾施設	810,450 千円	⑤空港施設	1,020,595 千円	⑥砂防施設	220,500 千円	<p>技術管理課</p>
①橋梁	1,768,460 千円														
②トンネル	103,792 千円														
③河川施設	835,203 千円														
④港湾施設	810,450 千円														
⑤空港施設	1,020,595 千円														
⑥砂防施設	220,500 千円														
<p>3. 県単用地先行取得事業</p>	<p>3,000,000</p>	<p>公共事業の円滑な推進を図るため、用地先行取得資金を県土地開発公社に貸し付け、事業用地の先行取得を実施。</p> <p>○再取得期間： 4 年</p>	<p>用地対策課</p>												
<p>4. 国土調査事業 〔Ⅶ-2-(1)〕</p>	<p>937,769 [うち補正 41,205]</p>	<p>国土の開発及び保全並びにその利用の高度化、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき、市町村が実施する地籍調査の経費を負担。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○事業実施市町村数 15（8 市 7 町）</p> <p>○事業の進捗率 53.7%（R5.3.31 見込み）</p>	<p>用地対策課</p>												

<p>5. 道路維持修繕事業 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>14,853,663 〔うち補正 2,259,035〕</p>	<p>道路を安全で快適に利用できる状態に保つとともに、道路施設の防災機能の強化を図り、老朽化した道路施設の修繕を計画的に実施。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①道路の維持管理 4,695,043 千円 ②道路施設の老朽化対策 5,309,087 千円 ③道路の防災対策 4,849,533 千円</p>	<p>道路維持課</p>
<p>6. 道路改築・交通安全事業 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-2-(3)〕</p>	<p>17,553,838 〔うち補正 3,447,080〕</p>	<p>骨格幹線道路をはじめとする幹線道路や生活関連道路の整備を進め、また歩行環境の向上を図るため各種事業を実施。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①骨格幹線道路整備事業 5,973,449 千円 ②幹線道路・生活関連道路整備事業 8,329,762 千円 ③通学路交通安全事業（歩道整備） 3,250,627 千円</p>	<p>道路建設課</p>
<p>7. 高速道路等の整備促進 〔Ⅲ-4-(1)〕</p>	<p>5,812,834 〔うち補正 812,834〕</p>	<p>全国的な幹線道路ネットワークと接続し、県内外の広域的な移動時間を短縮することで全県的な活力と経済発展につなげる高速道路を整備。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○山陰道の直轄事業負担金 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、大田静間道路、静間仁摩道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田道路（久城～高津）、益田西道路、益田田万川道路</p>	<p>高速道路推進課</p>
<p>8. 河川整備事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>7,571,300 〔うち補正 4,229,400〕</p>	<p>豪雨発生時における県民の生命・財産などへの被害を軽減するため、近年被災した河川をはじめとする中小河川の整備を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①大規模特定河川事業 2,544,300 千円 湯谷川 ほか3河川 ②広域河川改修事業 1,677,900 千円 佐陀川 ほか7河川 ③土地利用一体型水防災事業 379,200 千円 矢谷川 ④総合流域防災事業 1,878,200 千円 津和野川 ほか11河川、伐採掘削35河川 ⑤安全な暮らしを守る河川緊急整備事業 911,100 千円 九景川 ほか16河川 ⑥河川メンテナンス事業 180,600 千円 奥田川 ほか1箇所</p>	<p>河川課</p>

<p>9. 海岸侵食対策事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>258,300 〔うち補正 136,500〕</p>	<p>波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設の整備を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①侵食対策事業 184,800千円 和木波子海岸</p> <p>②海岸メンテナンス事業 73,500千円 長寿命化計画策定</p>	<p>河川課</p>
<p>10. 治水ダム建設事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1,340,000 〔うち補正 350,000〕</p>	<p>甚大な被害をもたらした昭和47年、昭和58年、昭和63年等の洪水を踏まえ、抜本的な治水対策を行うためにダム建設事業を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①矢原川ダム建設事業 1,165,000千円 付け替え道路工事、用地買収、地質調査</p> <p>②波積ダム建設事業 175,000千円 周辺環境整備外</p>	<p>河川課</p>
<p>11. 斐伊川・神戸川治水促進事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>601,273</p>	<p>国土交通省の直轄事業により実施されている斐伊川・神戸川治水事業（上流部の志津見ダム・尾原ダム、中流部の斐伊川放水路、下流部の大橋川改修及び中海・宍道湖湖岸堤整備）の推進を図るため、県は治水事業により影響を受ける地域について、生活再建支援や周辺地域整備等に対する財政支援を実施。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○主な事業内容</p> <p>①大橋川改修事業促進事業 66,781千円 朝酌矢田地区生活再建支援事業費補助金・朝酌矢田地区周辺地域整備費補助金、大橋川コミュニティセンター管理運営費ほか</p> <p>②斐伊川放水路事業促進事業 449,879千円 放水路関連用地取得事業費（残土処理用地管理費等）ほか</p> <p>③志津見・尾原ダム事業促進事業 38,470千円 ボート及び自転車競技施設維持管理ほか</p>	<p>斐伊川神戸川対策課</p>
<p>12. 空港・港湾の維持・整備 〔Ⅲ-4-(2)〕</p>	<p>3,797,125 〔うち補正 807,875〕</p>	<p>物流や人の交流を支える空港や港湾の機能維持向上や整備を推進。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①空港機能保持事業 1,019,900千円 出雲縁結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港</p> <p>②港湾整備事業 2,777,225千円 浜田港、河下港、西郷港、別府港 等</p>	<p>港湾空港課</p>

<p>13. 港湾海岸保全事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>334,950 〔うち補正 195,300〕</p>	<p>海岸保全施設を整備し、侵食や高潮による県民生活、財産等への被害を未然に防止。 【事業概要】 ○海岸保全対策 三隅港 等</p>	<p>港湾空港課</p>
<p>14. 地域を守る総合的な土砂災害対策事業 〔Ⅷ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(3)〕</p>	<p>4,376,670 〔うち補正 1,852,950〕</p>	<p>土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土石流対策、地すべり防止対策及びびがけ崩れ対策を推進。 土砂災害のおそれがある区域について危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備などを促進。 【事業概要】 ○砂防事業 2,306,800 千円 63 渓流 ○地すべり対策事業 445,130 千円 10 箇所 ○急傾斜地崩壊対策事業 1,369,740 千円 41 箇所 ○基礎調査ほか 255,000 千円</p>	<p>砂 防 課</p>
<p>15. 都市計画街路事業 〔Ⅶ-1-(1)〕</p>	<p>1,856,906 〔うち補正 105,094〕</p>	<p>地域の魅力向上や観光誘客による経済の活性化等を図るため、交通の円滑化や歩行者等の安全確保に寄与すると共に、地域のまちづくりと連携し都市の活性化に資する街路を整備。 【事業概要】 ○実施箇所 松江熊野線（新大橋・鍛冶橋）、飯島線 神門通り線（2工区）、元町人磨線 ほか3路線</p>	<p>都市計画課</p>
<p>16. 浜山公園整備事業 〔Ⅶ-2-(1)〕</p>	<p>246,750</p>	<p>令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備。 【事業概要】 ・陸上競技場照明の実施設計 ・野球場照明の更新整備 ・野球場改築の実施設計 ・駐車場の増設</p>	<p>都市計画課</p>

<p>17. 生活排水処理普及促進交付金 〔VII-1-(3)〕</p>	<p>173,927</p>	<p>全国に比べ遅れている汚水処理施設の普及を促進し、快適な生活環境を実現するため、施設の整備を行う市町村に対して経費の一部を助成。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○交付対象事業期間 R元～R8</p> <p>①集合処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：前年度末の汚水処理人口普及率が87%未満の市町村</li> <li>・交付率：補助事業 30% 単独事業 12%</li> </ul> <p>②個別処理（公共浄化槽）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：全市町村</li> <li>・交付率：補助事業 50% 単独事業 50%</li> </ul>	<p>下水道推進課</p>
<p>18. 県営住宅整備事業 〔II-1-(2)〕 〔VII-2-(1)〕</p>	<p>2,822,575</p>	<p>老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替や改修を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○主な実施箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田市浜田中央団地（58戸）</li> <li>・（仮称）江津市第二江津中央団地（24戸）</li> <li>・松江市淞北台団地（130戸程度）</li> </ul>	<p>建築住宅課</p>
<p>19. しまね定住推進住宅整備支援事業 〔IV-2-(3)〕</p>	<p>167,262</p>	<p>中山間地域・離島等での定住を推進するための住宅等を新築や空き家の改修により整備する市町村に対し経費の一部を助成。</p> <p>また、空き家バンク登録の推進を図る事業を実施する市町村に対し経費の一部を助成。</p> <p>今年度から空き家の改修について国の補助制度を活用するメニューを新設。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○事業主体：市町村</p> <p>○対象施設</p> <p>①新築、空き家改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住者を受け入れるための賃貸住宅</li> <li>・お試し暮らし体験住宅</li> <li>・冬期間限定住宅</li> <li>・シェアハウス（改修事業に限る）</li> </ul> <p>②空き家バンク登録支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクに登録される物件</li> </ul> <p>○助成率及び上限額</p> <p>①新築 1/5</p> <p>ただし市町村が民間事業者等へ補助する場合は市町村補助額の1/2が上限</p>	<p>建築住宅課</p>

		<p>②空き家改修</p> <table border="1" data-bbox="678 215 1206 564"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">空き家の所有者等</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国補助制度の活用</td> <td>あり</td> <td>1/4</td> <td>1/4 ただし市町村補助額の1/3が上限</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>1/2</td> <td>2/3 ただし市町村補助額の2/3が上限</td> </tr> </table> <p>※①、②とも 350 万円（離島 400 万円）／戸が上限</p> <p>③空き家バンク登録支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残置物処分、ハウスクリーニング 市町村補助額の1/2以内で50千円／件（離島の場合は100千円）が上限</li> <li>・適正管理 市町村補助額の1/2以内で60千円／件が上限</li> <li>・現状調査等 市町村補助額の1/2以内で50千円／件が上限</li> </ul> <p>○施工業者：県内に本店を有する事業者（新築、空き家改修のみ）</p>			空き家の所有者等		市町村	民間事業者	国補助制度の活用	あり	1/4	1/4 ただし市町村補助額の1/3が上限	なし	1/2	2/3 ただし市町村補助額の2/3が上限	
		空き家の所有者等														
		市町村	民間事業者													
国補助制度の活用	あり	1/4	1/4 ただし市町村補助額の1/3が上限													
	なし	1/2	2/3 ただし市町村補助額の2/3が上限													
<p>20. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔V-1-(3)〕 〔Ⅶ-2-(1)〕</p>	<p>171,500</p>	<p>子育てに配慮した住まいづくりや高齢者等にとって安全、安心な住まいづくりを支援するため、既存住宅における一定のリフォーム工事に要する費用の一部を助成。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するためのリフォーム</li> <li>・バリアフリーリフォーム</li> <li>・助成戸数 600 戸（R 5）</li> </ul> <p>○助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の1/4以内、上限25万円</li> <li>・子育て世帯とその親世帯が同居又は近居する場合は上限額の加算あり（+10万円）</li> <li>・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合は上限額の加算あり（+10万円）</li> <li>・一定の耐震改修をおこなう場合は上限額の加算あり（+30万円）</li> </ul> <p>○施工業者：県内に本店を有する事業者</p>	<p>建築住宅課</p>													



<p>21. 老朽危険空き家除却支援事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>17,250</p>	<p>老朽危険空き家の除却を促進するため、除却費用の一部を助成。  <b>【事業概要】</b>  ○実施主体：市町村  ※国の補助事業を活用して行われるものに限る。  ○対象となる空き家  住宅地区改良法による不良住宅であって、倒壊した際に、前面道路又は隣地へ影響を及ぼす恐れがあるもの  ○県助成上限額：30万円</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>22. 特定建築物等耐震化関係事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>82,269</p>	<p>昭和56年5月31日以前に建設され耐震性能が劣る建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成。  <b>【事業概要】</b>  緊急輸送道路沿いの建築物  ○耐震診断 8,596千円  事業期間：H29～R7  対象棟数：66棟  補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4  ○耐震改修等 73,673千円  事業期間：H29～R10  対象棟数：71棟  補助率：国2/5、県1/6、市町村1/6</p>	<p>建築住宅課 (建築物安全推進室)</p>
<p>23. ブロック塀等の安全確保事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>3,168</p>	<p>地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、危険性の高いブロック塀等の撤去に要する経費の一部を助成。  <b>【事業概要】</b>  ○事業期間：R元～  ○対象経費：  県・市町村が指定する避難路等に面している危険性の高いブロック塀等の撤去費（撤去後に安全なフェンス等を設置する経費を含む）  ○補助率：国1/3、県1/6、市町村1/6</p>	<p>建築住宅課 (建築物安全推進室)</p>

## 令和5年度当初予算 土木部公共事業費総括表

### □補助公共事業費

(単位：百万円)

区 分	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比較増減 (A)－(B)	比率(%) (A)／(B)
道 路	16,533	17,458	▲ 925	94.7%
河 川	3,852	5,192	▲ 1,340	74.2%
港 湾	1,816	2,343	▲ 527	77.5%
空 港	880	1,326	▲ 446	66.4%
砂 防	2,048	2,002	46	102.3%
都 市 計 画	2,052	2,204	▲ 152	93.1%
下 水 道	1,181	1,028	153	114.9%
住 宅	1,347	835	512	161.3%
そ の 他	12	11	1	109.1%
合 計	29,721	32,399	▲ 2,678	91.7%

### □県単独事業費

道 路	1,285	1,178	107	109.1%
河 川	2,676	2,164	512	123.7%
港 湾	836	541	295	154.5%
空 港	554	489	65	113.3%
砂 防	1,204	1,561	▲ 357	77.1%
都 市 計 画	393	232	161	169.4%
下 水 道	927	1,221	▲ 294	75.9%
住 宅	900	105	795	857.1%
一 括	468	498	▲ 30	94.0%
合 計	9,242	7,989	1,253	115.7%

### □国直轄事業負担金

道 路	5,262	5,233	29	100.6%
河 川	1,588	1,577	11	100.7%
港 湾	303	250	53	121.2%
合 計	7,153	7,060	93	101.3%

### □維持修繕費

維持修繕費合計	11,838	11,975	▲ 137	98.9%
---------	--------	--------	-------	-------

### □受託事業費

受託事業費合計	577	264	313	218.6%
---------	-----	-----	-----	--------

### □災害復旧事業費

災害復旧事業費合計	5,074	7,481	▲ 2,407	67.8%
-----------	-------	-------	---------	-------

### ■以 上 合 計

公共事業合計	63,606	67,168	▲ 3,562	94.7%
--------	--------	--------	---------	-------

※一般会計、特別会計（臨港地域整備特別会計、県営住宅特別会計）、企業会計（流域下水道事業会計）に計上された公共事業費の合計額である。

※それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものがある。

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
土木総務課	1. 社会資本整備の着実な推進等	<p>1. 概要</p> <p>県内の公共土木施設の整備状況は、整備率等で全国平均を下回っており、県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向け、必要な社会資本の整備を着実に進めていく必要がある。併せて、これまで整備してきた公共土木施設の長寿命化等、維持管理を適切かつ確実に進める必要がある。</p> <p>令和3年3月に「今後10年間の公共土木事業の実施方針」を策定し、道路、河川、砂防、港湾、空港の事業ごとの事業方針及び数値目標を設定した。</p> <p>また、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化に備え、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく国庫補助・交付金事業による対策を進めている。</p> <p>なお、改正品確法（令和元年6月施行）において、発注者の責務として求めている施工時期の平準化について引き続き努める。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・減災、国土強靱化対策を含めた社会資本整備の着実な推進</li> <li>・ 発注時期の平準化等により、建設業者が受注しやすい環境作り</li> </ul>
	2. 建設産業対策 〔I-2-(4)〕 〔I-3-(1)〕 〔I-3-(2)〕	<p>1. 概要</p> <p>建設業就業者の減少や高齢化の進行により、人手不足や技術承継が大きな課題</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>担い手確保には、建設産業全体が『新3K』（「給与」が良い、「休暇」が取れる、「希望」が持てる）へ転換することが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 処遇の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>新3K（給与、休暇、希望）、労働時間規制対応</li> </ul> </li> <li>② 魅力・働き甲斐の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>県民の安心・安全を守り、生き活きと暮らせる地域づくりを支える仕事であることの認知度の向上</li> </ul> </li> <li>③ 生産性の向上（人手不足の改善） <ul style="list-style-type: none"> <li>「旧3K（きつい・汚い・危険）」からの脱却→少人数で生産の質・量を確保できるシステムへの変革、ICTやDXの導入、スマート産業化など</li> </ul> </li> <li>④ 人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>業界共同の取組、資格取得支援</li> </ul> </li> </ul>

		<p>⑤環境づくり やりがいを持って生き活きと働き続けられる環境づくり（会社を超えた同世代や女性などの横のつながり・機会の提供など）</p> <p>⑥経営の持続性の確保 公共事業予算の安定確保、経営基盤の強化</p>
技術管理課	<p>1. 公共工事の品質確保 〔Ⅲ-4-(1)〕 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅶ-1-(2)〕 〔Ⅶ-1-(3)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 改正品確法により、インフラの品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を図るため、適正な工期や予定価格の設定、適切な設計変更、情報通信技術の活用などが発注者責務として示されている。 これを踏まえ、適正な工期設定のため工期に関する特記仕様書の作成を行うこと、また、適正な予定価格設定のため市場における労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととしている。 適切な設計変更を行うため、受発注者間における共通のルールを明確化している。 ダンピング受注の防止等のため、低入札価格調査制度等の活用及び施工体制確認型総合評価の試行を実施している。 また、担い手の確保のため、週休2日工事の取組や、建設現場の生産性向上につながる、情報通信技術を使った工事データ共有（ASP）の本格運用、3Dデータを利用した機械操作の補助工事（ICT活用工事）及びオンラインによる現場監督・検査（遠隔臨場）の試行を行っている。</p> <p>2. 今後の課題 「適切な積算や設計変更、ダンピング受注の防止」など品質確保の取組と、「現場の労働環境改善、生産性の向上」など担い手確保の取組を継続して推進することが必要</p>
	<p>2. 公共土木施設の長寿命化対策 〔Ⅲ-4-(2)〕 〔Ⅶ-1-(1)〕 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 老朽化が進む公共土木施設について、限られた財源・人員の中で、必要な社会資本整備を着実に進めながら、長寿命化対策を行うため、定期的な点検や計画的な修繕・更新等、より効率的な維持管理を行うことが必要である。</p> <p>2. 今後の課題 ・直営点検によるコスト縮減や効率的な維持管理を行うため、点検・診断において、関係機関との連携等により、県職員・市町村職員の技術力向上を図ることが必要 ・県と市町村が一体となり長寿命化対策に取り組むため、技術力向上の外、公共土木施設維持管理システムの共同利用や情報提供等による市町村支援が必要</p>

<p>道路維持課</p>	<p>1. 維持管理の充実 〔VII-1-(1)〕 〔VIII-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要        県管理道路を安全で快適に利用できるよう、道路パトロールを行い、路面の損傷や落下物を発見した場合は速やかな処置を講じている。        道路施設の老朽化が進行する状況の下、通行の安全を確保するため、橋梁、トンネル、舗装、法面、道路附属物等の施設を対象に、計画的な点検と適切な修繕を行っていく必要がある。        平常時の通行の安全に加え、災害発生時における救助、救急、消防活動等を円滑に行えるよう、落石等の通行危険箇所の解消、橋梁耐震化などの防災対策を推進するとともに、冬期に効率的な除雪を行うため、除雪機械の計画的な更新・増強等が必要である。</p> <p>2. 今後の課題        (1) 落石対策工事        県管理道路上に多数ある要対策箇所の安全度を早期に底上げするため、対策工事をスピードアップさせる工夫に加え、対策工事を実施するまでの間は定期点検等による確実な斜面監視が必要である。        (2) 橋梁耐震工事        緊急輸送道路において、ネットワークを構成する一連区間の完成を目指すなど、事業効果を確実に発現させながら整備を進めていくことが必要である。        (3) 道路施設の老朽化対策工事        橋梁、トンネルなど老朽化の進む道路施設については、適切な診断に基づき早期に修繕を実施し、予防保全型への移行を確実にを行い、施設の長寿命化にかかるトータルコストの縮減を図ることが必要である。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>1. 道路事業 〔VII-1-(1)〕 〔VIII-2-(3)〕</p>	<p>1. 概要        (1) 基本方針        「島根の『つなぐ道プラン 2020』」に基づき、重点的で効率的な整備を推進        (2) 具体的な進め方        ① 高速道路と一体となり県土を支える骨格幹線道路ネットワーク等の整備        ・ 高速道路の整備効果を早期に全県に波及させ、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路を「骨格幹線道路」に位置づけ、優先的に整備        ・ 地域の連携を強化する主要な道路等を「幹線道路」、一定規模の集落から幹線道路や市町村中心部を連絡する道路等を「生活関連道路（優先整備区間）」とし、効率的な整備を推進        ② 交通安全対策の推進        ・ 通学路、駅、公共施設周辺のコミュニティ道路や一定の交通量（自動車、歩行者、自転車）がある区間を優先して整備</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路交通安全プログラムに掲載された対策必要箇所について、重点的に整備を推進</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題やニーズを十分に踏まえた効率的・効果的な整備を進めることが必要</li> <li>・通学路交通安全プログラムに基づく対策を継続的に取り組み、安全・安心な通学路の確保が必要</li> </ul>
<p>高速道路推進課</p>	<p>1. 高速道路等の整備促進 〔Ⅲ-4-(1)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>(1) 県内の高速道路</p> <p>島根県の高速道路延長は4路線 289km</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島浜田線 L= 36km 全線開通済み</li> <li>・中国縦貫自動車道 L= 22km 全線開通済み</li> <li>・尾道松江線 L= 51km 全線開通済み</li> <li>・山陰道 L=197km<sup>※</sup> 開通率 66%</li> </ul> <p>※尾道松江線（宍道 JCT～松江玉造 IC 15.7 km）及び広島浜田線（浜田 JCT～浜田 IC 間 1.3 km）との重複延長を含めている</p> <p>(2) 山陰道の現状</p> <p>①事業中区間</p> <p>出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、大田静間道路、静間仁摩道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田道路（久城～高津）、益田西道路、益田田万川道路</p> <p>②今後の開通見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 5 大田～仁摩間 12.9km （大田静間道路、静間仁摩道路）</li> <li>・ R 6 出雲～多伎間 8.9km （出雲湖陵道路、湖陵多伎道路）</li> <li>・ R 7 三隅～益田間 15.2km （三隅益田道路）</li> </ul> <p>(3) 高速道路（有料区間）の4車線化の現状</p> <p>①優先整備区間 5区間 L=約69km</p> <p>②事業中区間</p> <p>山陰道（安来道路）米子西 IC～安来 IC（約6.6km） 浜田自動車道 大朝 IC～旭 IC（26.6kmのうち約11.2km）</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 山陰道の早期全線開通</p> <p>島根県内の山陰道の開通率は66%にとどまり、出雲市以西は開通区間と未開通区間が交互に存在しミッシングリンクとなっており、安全安心の向上や地域経済の活性化のため、早期の全線開通が必要。また、開通効果を最大限に発現させるため、地域が連携して活用拡大に取り組むことが必要</p>

		<p>(2)山陰道（益田～萩間）の事業促進          高速道路ネットワークの多重性の観点から、山口県と連携し、両県の事業中区間の整備促進が必要。また、山口県側に残る未着手区間については早期に計画段階評価の手續きに着手することが必要</p> <p>(3) 4車線化優先整備区間          暫定2車線区間における高速道路の安全性、信頼性向上のため、4車線化優先整備区間の早期整備が必要</p>
河川課	1. 河川の整備 〔VIII-1-(1)〕	<p>1. 概要          改修を要する県管理河川の整備率(50mm/h対応)は、32.1%(令和3年度末)と低く、平成18年には、県東部を中心に大きな浸水被害が発生し、平成25年には、県西部の集中豪雨により津和野町等で甚大な被害を受けた。          また、平成30年7月、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨により江の川下流域において浸水被害を受けている。</p> <p>2. 今後の課題          ・河川事業では県東部の低平地の整備が遅れているが、整備には多大な費用と時間を要するため、重点的、効果的に実施することが必要          ・近年の豪雨により度重なる浸水被害が発生した江の川の支川については、優先的・重点的に整備を進めることが必要          ・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト対策を一体的に進めることが必要</p>
	2. 海岸侵食対策事業 〔VIII-1-(1)〕	<p>1. 概要          山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。</p> <p>2. 今後の課題          海岸侵食が著しい箇所は、人工リーフ等の整備を行った後に養浜等を段階的に行うことが必要</p>
	3. ダム建設事業 〔VIII-1-(1)〕	<p>1. 概要          矢原川ダムについては、令和元年度から用地買収に着手しており、令和3年度から付け替え道路工事が本格化している。波積ダムは令和5年度完成予定</p> <p>2. 今後の課題          矢原川ダムについては、早期完成に向け、地元調整、予算の確保が必要</p>

<p>斐伊川神戸川対策課</p>	<p>1. 斐伊川・神戸川治水対策の促進 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 昭和 54 年 11 月の「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画（具体的内容）」に基づき、①志津見ダム・尾原ダムの建設、②斐伊川放水路の建設、③大橋川の改修（宍道湖・中海の湖岸堤防の整備を含む）の、いわゆる 3 点セットによる治水対策が国の直轄事業として実施されている。 このうち、志津見ダムは平成 23 年 6 月、尾原ダムは平成 24 年 3 月、斐伊川放水路は平成 25 年 6 月に完成。 大橋川改修については、平成 21 年 12 月に鳥取県と事業着手の合意が行われ、平成 22 年 9 月に「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、平成 23 年 8 月に追子地区で現地着手された。 平成 30 年 3 月に向島地区築堤護岸、同年 7 月に上追子川水門が完成。令和 3 年 9 月に上追子川排水機場が完成。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下流部では、大橋川改修事業の推進のため、引き続き国や松江市と連携し、地元や関係機関との調整等に取り組むことが必要</li> <li>・中流部では、放水路事業に関連した、出雲市内の県管理河川の改修を着実に進めること及び、グリーンステップの利活用について、地元や出雲市と緊密に連携し検討することが必要</li> <li>・上流部では、ダムと周辺施設等を活用した、地域づくりへの取組が必要</li> </ul>
<p>港湾空港課</p>	<p>1. 空港・港湾の維持・整備 〔Ⅲ-4-(2)〕</p>	<p>1. 概要 物流や人の交流を支える空港・港湾として、適切な維持管理を行うとともに利用促進に向けた機能強化や環境整備を図る。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 空港・港湾の機能維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した空港・港湾施設の計画的な更新補修が必要</li> <li>・滑走路端安全区域（R E S A）の整備</li> <li>・空港利用者の利便性向上や利用促進に向けた環境整備</li> </ul> <p>(2) 国際物流拠点浜田港における機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新北防波堤」について、早期の完成に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施</li> <li>・その他港湾計画に盛り込まれた施設について、早期事業実施に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施</li> </ul>
	<p>2. 港湾海岸保全事業 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。</p>



		<p>2. 今後の課題</p> <p>海岸侵食が著しい箇所は、人工リーフ等の整備を行うことが必要</p>
砂防課	<p>1. 土砂災害対策の推進</p> <p>〔VIII-1-(1)〕</p> <p>〔VIII-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>近年、気象変動の影響で土砂災害が頻発化・激甚化する中、土砂災害危険箇所が多く存在する本県では、県民の安全・安心した暮らしを守るため、ハード・ソフトを合わせた総合的かつ効果的な土砂災害対策を推進する必要がある。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1)ハード対策</p> <p>危険箇所が多いことや、施設整備に多額の費用と時間を必要とすることから、災害発生時の県民生活や経済活動への影響が大きい施設（医療・福祉の拠点、避難活動の拠点等）を保全する対策について優先的・重点的に実施することが必要</p> <p>(2)ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の周知に取り組むとともに、土砂災害防止法に基づき定期的に土砂災害警戒区域等の見直しを行うことが必要</li> <li>・県民の避難行動の判断材料となる情報（土砂災害警戒情報・危険度情報）の精度向上に努めることが必要</li> <li>・県民の防災意識向上のため、防災学習会などの啓発活動に取り組むことが必要</li> </ul>
都市計画課	<p>1. 地域の魅力を活かした暮らしやすいまちづくりの推進</p> <p>〔VII-2-(1)〕</p>	<p>1. 概要</p> <p>人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心・安全に暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが必要となっている。</p> <p>また、観光振興や都市の活性化のために、まちなかの魅力を高めることが必要であり、本県の特徴である歴史文化などの地域資源を活かしたまちづくりを進めることが重要である。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトなまちづくりを実現するため、市町の取組の支援及び土地利用規制の適切な運用や誘導により、計画的な市街地整備を進めることが必要</li> <li>・医療・福祉・商業などの生活機能の立地の集約化等による市街地のコンパクト化、災害に強いまちづくり、活性化に取り組む市町の施策と連携した都市整備を推進することが必要</li> <li>・歴史まちづくり法や景観法などを活用し、地域の特色を活かしたまちづくりを推進することが必要</li> </ul>

下水道推進課	1. 汚水処理施設の普及促進 〔VII-1-(3)〕	<p>1. 概要</p> <p>快適な生活環境の提供や水環境の保全に汚水処理施設は重要であり、事業主体である市町村と連携して基本構想（「島根県生活排水処理ビジョン 第5次構想」）を平成31年1月に策定し、施設整備と普及を促進している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理人口普及率の向上 島根県:82.6% 全国平均:92.6% (R3年度末)</li> <li>・県内の地域別普及率の向上 東部地区:93.4% 西部地区:55.2% 隠岐地区:80.5% (R3年度末)</li> <li>・生活排水処理ビジョンでの目標 (R8年度末) 普及率:87%以上</li> </ul>
	2. 宍道湖流域下水道の持続的な運営の確保 〔VII-1-(3)〕	<p>1. 概要</p> <p>宍道湖流域下水道は、東部処理区及び西部処理区からなり、松江市、出雲市及び安来市の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、東部処理区は昭和56年4月、西部処理区は平成元年1月に供用開始されて以来、供用区域を拡大しながら適切な運転管理に努めている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部処理区は供用開始から約42年、西部処理区は約34年が経過し、今後大規模な改築・増築が控えている</li> <li>・中長期的な財政見通しを踏まえた事業運営</li> <li>・「島根県汚水処理事業 広域化・共同化計画」(令和5年2月策定)に基づく取組の推進</li> </ul>
建築住宅課	1. 県営住宅建替事業 〔II-1-(2)〕 〔VII-2-(1)〕	<p>1. 概要</p> <p>「島根県営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化し、居住水準の低い住宅について建替事業を実施している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年代に建設された5団地は、特に老朽化が著しく、居住環境の改善を図るため、早期の建替事業の実施が必要(全戸数のうち8.9%)</li> <li>・現地建替は敷地に余裕がなく、建替用地の確保等が必要</li> <li>・地域の実情や団地の特性に応じた施設整備が必要(高齢者・子育て世帯への対応、良好な地域コミュニティの形成)</li> </ul>

	<p>2. 建築物の耐震改修の促進 〔Ⅷ-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 島根県建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）で定めた耐震化率の目標達成に向けて、県民向けの地域学習会、耐震技術者（設計・施工者）の育成、耐震診断・改修等の補助制度を創設するなどの取組を実施している。</p> <table data-bbox="762 405 1299 517"> <tr> <td>《耐震化率》</td> <td>R 3</td> <td>R 7（目標）</td> </tr> <tr> <td>・住宅</td> <td>75%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>・公共建築物</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震化率の向上</li> <li>・緊急輸送道路沿いの建築物対策</li> <li>・所有者の耐震に関する意識改革</li> <li>・耐震診断・改修技術者の養成</li> </ul>	《耐震化率》	R 3	R 7（目標）	・住宅	75%	90%	・公共建築物	95%	100%
《耐震化率》	R 3	R 7（目標）									
・住宅	75%	90%									
・公共建築物	95%	100%									



## (10) 出納局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
出 納 局	515,752	486,314	29,438	106.1

(特別会計)

(単位 千円)

課 名	会 計 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
出 納 局	証紙特別会計	1,188,679	1,167,237	21,442	101.8

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
会 計 課	10		10		10
審 査 指 導 課	22		22		22
計	32		32		32

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 会計課

- ① 出納員その他の会計職員に関すること。
- ② 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- ③ 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- ④ 庁用車の運行管理等に関すること。
- ⑤ 財務会計システムの運用に関すること。
- ⑥ 新財務会計システムの開発に関すること。

#### (2) 審査指導課

- ① 会計事務の指導及び監察に関すること。
- ② 会計検査に関すること。
- ③ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。
- ④ 歳計現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
- ⑤ 有価証券（公有財産に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- ⑥ 基金に属する現金（現金に代えて納付された証券を含む。）及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- ⑦ 歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
- ⑧ 現金及び財産の記録管理に関すること。
- ⑨ 支出負担行為の確認に関すること。
- ⑩ 決算に関すること。
- ⑪ 国費の審査及び国の債権管理に関すること。
- ⑫ 一時借入金に関すること。



## (11) 企業局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
企 業 局	193,931	195,510	△ 1,579	99.2

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
総 務 課	12	2	14		14
経 営 課	5	3	8		8
施 設 課		14	14		14
計	17	19	36		36

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
東 部 事 務 所	4	29	33		33
西 部 事 務 所	1	19	20		20
計	5	48	53		53

合 計	22	67	89		89
-----	----	----	----	--	----

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 総務課

- ① 公文書の收受、発送及び保存並びに公印の管守に関する事。
- ② 管理規程の制定及び改廃に関する事。
- ③ 職員の進退、服務その他職員の身分に関する事。
- ④ 職員の給与及び福利厚生に関する事。
- ⑤ 労務管理に関する事。
- ⑥ 予算及び財政に関する事。
- ⑦ 予算に関する現金等の出納及び保管に関する事。
- ⑧ 決算に関する事。
- ⑨ 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- ⑩ 局内事務の連絡調整及び他課の所掌に属しない事項に関する事。

#### (2) 経営課

- ① 電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業の経営に関する事。
- ② 経営計画に関する事。
- ③ 施設の管理に関する事（施設課の所掌するものを除く。）。
- ④ 電気、工業用水及び水道用水の料金に関する事。
- ⑤ 新規事業の調査、計画及び開発に関する事（施設課の所掌するものを除く。）。
- ⑥ 工事に係る入札及び契約に関する事。

#### (3) 施設課

- ① 施設の整備及び管理の計画に関する事。
- ② 工事の執行に関する事。
- ③ 施設の管理に関する事。
- ④ 施設の長寿命化の推進に関する事。
- ⑤ 電気事業の新規事業の調査、計画及び開発に関する事（発電事業推進室）。
- ⑥ 水力発電所のリニューアル事業に関する事（発電事業推進室）。
- ⑦ 技術支援に関する事（発電事業推進室）。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
<p>1. 経営計画</p> <p>計画のフレーム</p>		<p>1. 計画策定の位置づけ            企業局の取組の方向性や目標を明らかにした経営の指針として、平成 28 年 3 月に第 3 次島根県企業局経営計画を策定（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）し、令和 3 年 3 月に中間見直しを実施</p> <p>2. 経営理念            常に企業としての効率性を発揮し、企業局が行う電気・水道水の供給・工業水の供給及び工業団地の整備の 4 つの事業を通じて、地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与</p> <p>3. 計画の概要            4 つの基本方針に基づき 15 の目標を掲げ、目標達成のために 30 の行動計画を設定するとともに、23 の成果指標により達成度を評価</p>	<p>総務課            経営課            施設課</p>
<p>The diagram illustrates the business plan framework. At the top, a box labeled '4つの基本方針' (4 Basic Policies) contains four sub-boxes: '顧客本位の経営' (Customer-oriented management), '経営基盤の強化' (Strengthening the management base), '環境の保全や地域への貢献' (Environmental protection and contribution to the community), and '信頼される公営企業経営' (Trustworthy public enterprise management). Below this, three main boxes are arranged horizontally: '15の目標' (15 Goals), '30の行動計画' (30 Action Plans), and '23の成果指標' (23 Performance Indicators). Arrows indicate a flow from goals to action plans, and from action plans to performance indicators. A '目標達成手法' (Goal Achievement Method) box is positioned between the goals and action plans, with a '検証見直し' (Verification and Review) box below it. A '達成度の評価' (Evaluation of Achievement) box is positioned between the action plans and performance indicators. A feedback loop arrow at the bottom points from the performance indicators back to the goals.</p>			
		<p>4. 計画の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業局内に設置した企業局経営計画推進会議で取組実績を評価</li> <li>外部委員による「経営計画評価委員会」での意見を計画推進に反映</li> <li>企業局の経営状況を含め、企業局ホームページやSNSを活用した情報提供</li> </ul>	

<p>2. 電気事業 〔VII-2-(2)〕</p>	<p>収益的収入 4,801,516 収益的支出 3,116,305</p> <p>資本的収入 793,018 資本的支出 2,640,794</p>	<p>地域の資源である水力、風力、太陽光といった再生可能エネルギーを利用し、地域におけるエネルギーの確保や安定供給、二酸化炭素排出量削減による地球環境の保全及び環境保全意識の啓発に寄与</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○発電施設の運営・管理 15の水力発電所と1つの風力発電所、4つの太陽光発電所で発電した環境にやさしい電気を供給</p> <p>○水力発電所のリニューアル 国FIT制度を活用し、老朽化した水力発電所のリニューアル工事を計画的に実施(勝地・八戸三)</p> <p>○小水力発電所の新規開発検討 水力発電所の新規開発に向けて、企業局の知識と経験を生かし、開発地点の調査、検討</p> <p>○利益の活用 水力発電所リニューアル後に見込まれる利益については、企業局における新規電源開発や既存発電所の整備に充てるほか、一般会計における再生可能エネルギーの導入促進や県全体での地域振興に活用</p> <p><b>【施設概要】</b></p> <p>1. 水力発電施設 (単位 最大出力:kW 年間電力量:kWh)</p> <table border="1" data-bbox="592 1126 1206 2022"> <thead> <tr> <th>発電所名</th> <th>運転開始</th> <th>最大出力</th> <th>年間電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>三成</td><td>S28.10</td><td>3,150</td><td>16,498,000</td></tr> <tr><td>八戸川第一</td><td>S33.1</td><td>6,300</td><td>31,182,000</td></tr> <tr><td>八戸川第二</td><td>S51.4</td><td>2,500</td><td>7,902,000</td></tr> <tr><td>八戸川第三</td><td>H12.10</td><td>240</td><td>170,000</td></tr> <tr><td>勝地</td><td>H12.10</td><td>770</td><td>1,461,000</td></tr> <tr><td>三隅川</td><td>S36.4</td><td>7,900</td><td>35,825,000</td></tr> <tr><td>矢原川※</td><td>S36.9</td><td>100</td><td>107,000</td></tr> <tr><td>御部</td><td>H2.4</td><td>460</td><td>2,019,000</td></tr> <tr><td>飯梨川第一</td><td>S43.4</td><td>3,000</td><td>13,977,000</td></tr> <tr><td>飯梨川第二</td><td>S43.11</td><td>1,400</td><td>6,830,000</td></tr> <tr><td>飯梨川第三</td><td>H3.4</td><td>270</td><td>1,652,000</td></tr> <tr><td>志津見</td><td>H23.4</td><td>1,700</td><td>12,264,000</td></tr> <tr><td>田井</td><td>H28.8</td><td>110</td><td>838,000</td></tr> <tr><td>大長見</td><td>R1.11</td><td>199</td><td>1,268,000</td></tr> <tr><td>山佐</td><td>R2.9</td><td>199</td><td>1,317,000</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>28,298</td><td>133,310,000</td></tr> </tbody> </table> <p>※矢原川ダム建設に伴い6/30に廃止予定</p>	発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量	三成	S28.10	3,150	16,498,000	八戸川第一	S33.1	6,300	31,182,000	八戸川第二	S51.4	2,500	7,902,000	八戸川第三	H12.10	240	170,000	勝地	H12.10	770	1,461,000	三隅川	S36.4	7,900	35,825,000	矢原川※	S36.9	100	107,000	御部	H2.4	460	2,019,000	飯梨川第一	S43.4	3,000	13,977,000	飯梨川第二	S43.11	1,400	6,830,000	飯梨川第三	H3.4	270	1,652,000	志津見	H23.4	1,700	12,264,000	田井	H28.8	110	838,000	大長見	R1.11	199	1,268,000	山佐	R2.9	199	1,317,000	計		28,298	133,310,000	<p>総務課 経営課 施設課</p>
発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量																																																																				
三成	S28.10	3,150	16,498,000																																																																				
八戸川第一	S33.1	6,300	31,182,000																																																																				
八戸川第二	S51.4	2,500	7,902,000																																																																				
八戸川第三	H12.10	240	170,000																																																																				
勝地	H12.10	770	1,461,000																																																																				
三隅川	S36.4	7,900	35,825,000																																																																				
矢原川※	S36.9	100	107,000																																																																				
御部	H2.4	460	2,019,000																																																																				
飯梨川第一	S43.4	3,000	13,977,000																																																																				
飯梨川第二	S43.11	1,400	6,830,000																																																																				
飯梨川第三	H3.4	270	1,652,000																																																																				
志津見	H23.4	1,700	12,264,000																																																																				
田井	H28.8	110	838,000																																																																				
大長見	R1.11	199	1,268,000																																																																				
山佐	R2.9	199	1,317,000																																																																				
計		28,298	133,310,000																																																																				

		<p>2. 風力発電施設 (単位 最大出力:kW 年間電力量:kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所名</th> <th>運転開始</th> <th>最大出力</th> <th>年間電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江津高野山風力</td> <td>H21. 2</td> <td>20,700</td> <td>30,774,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 太陽光発電施設 (単位 最大出力:kW 年間電力量:kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所名</th> <th>運転開始</th> <th>最大出力</th> <th>年間電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江津浄水場太陽光</td> <td>H26. 3</td> <td>430</td> <td>437,000</td> </tr> <tr> <td>江津地域拠点工業団地太陽光</td> <td>H28. 3</td> <td>1,200</td> <td>1,556,000</td> </tr> <tr> <td>三隅港臨海工業団地太陽光</td> <td>H28. 3</td> <td>1,800</td> <td>2,137,000</td> </tr> <tr> <td>石見空港太陽光</td> <td>H29. 6</td> <td>3,490</td> <td>4,133,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6,920</td> <td>8,263,000</td> </tr> </tbody> </table>	発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量	江津高野山風力	H21. 2	20,700	30,774,000	発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量	江津浄水場太陽光	H26. 3	430	437,000	江津地域拠点工業団地太陽光	H28. 3	1,200	1,556,000	三隅港臨海工業団地太陽光	H28. 3	1,800	2,137,000	石見空港太陽光	H29. 6	3,490	4,133,000	計		6,920	8,263,000	
発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量																																
江津高野山風力	H21. 2	20,700	30,774,000																																
発電所名	運転開始	最大出力	年間電力量																																
江津浄水場太陽光	H26. 3	430	437,000																																
江津地域拠点工業団地太陽光	H28. 3	1,200	1,556,000																																
三隅港臨海工業団地太陽光	H28. 3	1,800	2,137,000																																
石見空港太陽光	H29. 6	3,490	4,133,000																																
計		6,920	8,263,000																																
<p>3. 工業用水道事業 〔Ⅲ-4-(3)〕</p>	<p>収益的収入 241,719 収益的支出 277,667 資本的収入 300,391 資本的支出 372,293</p>	<p>地域の産業を支える重要インフラの一つである工業用水を安定して供給</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○工業用水道施設の運営・管理 工場で洗浄や冷却等に使用される工業用水を飯梨川及び江の川の2工業用水道で、31企業に供給</p> <p>○施設の長寿命化 安定的な工業用水の供給のため、「施設管理基本計画」及び「中期事業計画」に基づき、施設の点検や修繕・更新を計画的に進め、長寿命化や耐震化の取組を実施(布部系送水管路耐震化)</p> <p>○新規需要の開拓 江の川工業用水道は、供給先が江津地域拠点工業団地内の企業に限られることから、江津市や商工労働部ともに用水型企業の誘致の取組を実施</p> <p><b>【施設概要】</b></p> <p>1. 飯梨川工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給開始：昭和44年6月</li> <li>・水源：布部ダム</li> <li>・供給先：松江市、安来市の27企業 (28事業所)</li> </ul>	<p>総務課 経営課 施設課</p>																																

		<table border="1" data-bbox="611 163 1214 434"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>水量等</th> <th>料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</td> <td>34,000</td> <td rowspan="2">基本料金 17 円 50 銭 超過料金 35 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約水量 (m<sup>3</sup>/日)</td> <td>18,571</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="619 477 930 506">2. 江の川工業用水道事業</p> <ul data-bbox="655 512 1214 658" style="list-style-type: none"> <li>・ 供給開始：平成 8 年 8 月</li> <li>・ 水 源：八戸ダム</li> <li>・ 供 給 先：江津地域拠点工業団地で工業用水 を利用する 4 企業</li> </ul> <table border="1" data-bbox="611 667 1214 1128"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>水量等</th> <th>料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</td> <td>15,000</td> <td>基本料金 45 円 (400m<sup>3</sup>/日以下) 20 円</td> </tr> <tr> <td>契約水量 (m<sup>3</sup>/日)</td> <td>8,932</td> <td>(400m<sup>3</sup>/日超) 9 円 (原水) 超過料金 90 円 (400m<sup>3</sup>/日以下) 40 円 (400m<sup>3</sup>/日超) 18 円 (原水)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	水量等	料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	34,000	基本料金 17 円 50 銭 超過料金 35 円 00 銭	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	18,571	区 分	水量等	料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	15,000	基本料金 45 円 (400m <sup>3</sup> /日以下) 20 円	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	8,932	(400m <sup>3</sup> /日超) 9 円 (原水) 超過料金 90 円 (400m <sup>3</sup> /日以下) 40 円 (400m <sup>3</sup> /日超) 18 円 (原水)	
区 分	水量等	料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																		
給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	34,000	基本料金 17 円 50 銭 超過料金 35 円 00 銭																		
契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	18,571																			
区 分	水量等	料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																		
給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	15,000	基本料金 45 円 (400m <sup>3</sup> /日以下) 20 円																		
契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	8,932	(400m <sup>3</sup> /日超) 9 円 (原水) 超過料金 90 円 (400m <sup>3</sup> /日以下) 40 円 (400m <sup>3</sup> /日超) 18 円 (原水)																		
<p data-bbox="151 1223 311 1290">4. 水道事業 〔VII-1-(3)〕</p>	<p data-bbox="440 1223 568 1368">収益的収入 2,335,609 収益的支出 2,321,220</p> <p data-bbox="440 1413 568 1559">資本的収入 1,145,066 資本的支出 1,878,875</p>	<p data-bbox="596 1223 1209 1290">県民生活に不可欠な安全で良質な水道用水を安定して供給</p> <p data-bbox="608 1301 743 1330">【事業概要】</p> <p data-bbox="619 1339 994 1368">○水道用水道施設の運営・管理</p> <ul data-bbox="655 1377 1214 1518" style="list-style-type: none"> <li>・ 砂や微生物の力を利用した緩速ろ過により安全で良質な水道水を 6 市・1 企業団に供給</li> <li>・ 増大する水需要に対応するため三代浄水場施設 (緩速ろ過池・取水ポンプ等) を増設</li> </ul> <p data-bbox="619 1527 834 1556">○施設の長寿命化</p> <p data-bbox="646 1565 1214 1706">安定的な水道用水を安定的に供給するため、「施設管理基本計画」及び「中期事業計画」に基づき、施設の点検や修繕・更新を計画的に進め、長寿命化や耐震化を実施</p> <p data-bbox="608 1715 743 1744">【施設概要】</p> <p data-bbox="619 1753 959 1783">1. 島根県水道用水供給事業</p> <p data-bbox="630 1792 799 1821">①飯梨川水道</p> <ul data-bbox="667 1830 1102 1971" style="list-style-type: none"> <li>・ 供給開始 水源：布部ダム 昭和 44 年 6 月 水源：山佐ダム 昭和 55 年 5 月</li> <li>・ 供 給 先：松江市、安来市</li> </ul>	<p data-bbox="1267 1223 1406 1328">総 務 課 経 営 課 施 設 課</p>																	



(単位：m<sup>3</sup>/日)

給水能力	供給先	契約水量
52,000	松江市	24,871
	安来市	8,958
計		33,829

注) 契約水量は令和5～7年度の日平均水量

②斐伊川水道

- ・供給開始：平成23年4月
- ・水源：尾原ダム
- ・供給先：松江市、出雲市、雲南市、  
斐川宍道水道企業団

(単位：m<sup>3</sup>/日)

給水能力	供給先	契約水量
35,400	松江市	20,001
	出雲市	2,302
	雲南市	800
	斐川宍道 水道企業団	36
計		23,139

注) 契約水量は令和5～7年度の日平均水量

2. 江の川水道用水供給事業

- ・供給開始：昭和60年4月
- ・水源：八戸ダム
- ・供給先：大田市、江津市

(単位：m<sup>3</sup>/日)

給水能力	供給先	契約水量
27,000	大田市	4,647
	江津市	5,977
計		10,624

注) 契約水量は令和5～7年度の日平均水量

5. 宅地造成事業  
〔Ⅲ-4-(3)〕

収益的収入  
448,615  
収益的支出  
453,398  
資本的収入  
154,120  
資本的支出  
386,843

地域産業の振興、雇用の場の確保及び地域における定住を促進するため、企業の進出の受け皿となる工業団地を整備・分譲

【事業概要】

- 工業団地の管理・分譲  
地元市や県関係機関等と連携による分譲促進
- 江津地域拠点工業団地の第3期造成  
一層の企業立地が期待される江津地域拠点工業団地の第3期造成の実施

【施設概要】

1. 江島工業団地（松江市）
  - ・造成工事：昭和48年度着手  
平成3年度完成

総務課  
経営課  
施設課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度末の分譲状況 (平成30年度完売)</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲対象面積 21.7ha</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲済面積 21.7ha</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲率 100%</li> <li style="padding-left: 20px;">進出企業 20社</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲単価 14,300円/m<sup>2</sup></li> </ul> <p>2. 江津地域拠点工業団地（江津市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期造成工事：昭和55年度着手 昭和63年度完成</li> <li>・第2期造成工事：平成28年度着手 令和3年度完成</li> <li>・令和4年度末の分譲状況</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲対象面積 33.1ha</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲済面積 21.9ha</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲率 66.0%</li> <li style="padding-left: 20px;">進出企業 12社</li> <li style="padding-left: 20px;">分譲単価 20,000円/m<sup>2</sup></li> <li>・令和5年度より第3期造成に着手</li> <li style="padding-left: 20px;">造成面積 12.9ha</li> <li style="padding-left: 20px;">工期 令和5～9年度</li> </ul>	
--	--	---	--

## 5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
総 務 課 経 営 課 施 設 課	1. 江津高野山風力発電施設の適切な維持管理及びF I T期間終了後の方針検討	1. 概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・江津高野山風力発電所は、平成 21 年の運転開始から 13 年が経過し施設の老朽化や立地地点特有の乱流による機器への疲労蓄積も進み、故障と修理に伴う長期停止及び修繕費が増大傾向</li> <li>・同発電所に対する F I T適用期間は令和 11 年 4 月までであり、以降の単価や国の制度が不透明な状況</li> </ul> ※F I T：再生可能エネルギーの固定価格買取制度 2. 今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障原因の追求、保守点検による設備の状態の監視及び予防保全の考えに基づく故障停止時間縮減や再発防止に取り組む。また、過去の故障履歴から予め交換頻度の高い部品、納期の長い部品の確保・継続</li> <li>・F I T適用期間終了後を見据え、事業の採算性等を精査したうえで、将来的な事業の継続の可否など今後の方針について検討が必要</li> </ul>
	2. 飯梨川工業用水施設の老朽化への対応及び経営改善に向けた取り組み	1. 概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯梨川工業用水道事業については、昭和 44 年の給水開始から 54 年が経過し老朽化が進行しており、給水制限には至っていないが設備の故障や送水管の腐食等による漏水が増加</li> <li>・工業用水の需要が伸び悩むなか、施設・管路の老朽化に伴う更新費用や電力料金などの諸経費が増大</li> </ul> 2. 今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化対策のほか耐震化する必要もあり、施設管理基本計画及び中期事業計画に基づき、施設の長寿命化を計りつつ必要な更新、大規模修繕、耐震化等の工事を行い、安定的な給水を継続</li> <li>・コスト削減や料金のあり方についての検討が必要</li> </ul> なお、施設の耐震化や長寿命化に対する国の補助制度は、予算額が少なく単年度ごとの採択であることから、計画的な事業運営が難しいため、国に対して予算の拡充と複数年度での事業採択を要望中

	<p>3. 水道施設の老朽化への対応</p>	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯梨川水道については昭和 44 年の給水開始から 54 年、江の川水道については昭和 60 年の給水開始から 38 年が経過し老朽化が進行しており、給水制限には至っていないが設備の故障や送水管の腐食等による漏水が増加</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化対策のほか耐震化する必要もあり、施設管理基本計画及び中期事業計画に基づき、施設の長寿命化を計りつつ必要な更新、大規模修繕、耐震化等の工事を行い、安定的な給水を継続</li> </ul>
	<p>4. 水道広域化の取組</p>	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う水需要の減少や施設の更新経費の増大が予想されるなか、水道事業体の経営基盤の強化が必要</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の水道事業の多様な広域化の推進に向け、その方針やこれに基づく当面の具体的取組等を「島根県水道広域化推進プラン」として策定（R 4）</li> <li>・令和 5 年度以降、県及び各事業体からなる島根県水道広域化推進協議会において、プランの実施に向けた取組等について引き続き検討</li> </ul>

## (12) 病院局



## 1. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
県 立 病 院 課	12	1	13		13

### (2) 地方機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
中 央 病 院	25	982	1,007		1,007
こころの医療センター	10	161	171		171
計	35	1,143	1,178		1,178

合 計	47	1,144	1,191		1,191
-----	----	-------	-------	--	-------

## 2. 各課別分掌事務

### (1) 県立病院課

- ① 病院事業の総合的な企画調整に関する事。
- ② 病院事業の中期計画に関する事。
- ③ 病院事業の危機管理並びに広聴及び広報に関する事。
- ④ 公文書の収受、発送及び保存並びに公印の管守に関する事。
- ⑤ 管理規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑥ 病院局の組織及び職員の定数に関する事。
- ⑦ 職員の進退、服務その他職員の身分に関する事。
- ⑧ 職員の給与及び福利厚生に関する事。
- ⑨ 職員の勤務条件、労働協約等に関する事。
- ⑩ 個人情報保護及び情報公開に関する事。
- ⑪ 予算及び財政に関する事。
- ⑫ 重要な出納その他会計事務に関する事。
- ⑬ 決算に関する事。
- ⑭ 病院事業の使用料及び手数料に関する事。
- ⑮ 重要な資産の取得、管理及び処分に関する事。
- ⑯ 他の行政機関との連絡調整に関する事。
- ⑰ 局内事務の連絡調整に関する事。



### 3. 課題

課 名	事 項 名	概 要
<p>県立病院課</p>	<p>1. 県立病院の運営 〔V-1-(2)〕</p>	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立病院の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全域をエリアとした高度・特殊・専門医療や救急医療等の政策医療の実施</li> <li>・地域医療に対する積極的な支援</li> <li>・県内医療従事者の研修・研究機能</li> </ul> </li> <li>○病院の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公営企業法全部適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 4 月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業の運営を病院事業管理者の権限と責任において実施</li> </ul> </li> <li>(2) 公立病院経営強化プランの策定（令和 5 年度末） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年 3 月に総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、公立病院を対象に「経営強化プラン」を策定するよう要請があり、現在策定作業中（計画期間は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○病院の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中央病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>①診療科：25 科 内科・外科・産婦人科・小児科 ほか</li> <li>②病床数：568 床 一般 522 床、精神 40 床、感染症 6 床</li> <li>③主な医療機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救命救急センター</li> <li>・地域周産期母子医療センター</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) こころの医療センター <ul style="list-style-type: none"> <li>①診療科：3 科 精神科・神経内科・心療内科</li> <li>②病床数：224 床</li> <li>③主な医療機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急医療施設</li> <li>・精神科救急情報センター</li> <li>・医療観察法指定入院医療機関</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両病院共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>収入：患者数の増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドコントロールの適正化</li> <li>・患者サービスの向上</li> <li>・広報の充実等による紹介患者の確保 など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

		<p>支出：経費の削減に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容見直し</li> <li>・薬品費及び診療材料費の削減 など</li> </ul> <p>・地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化</p> <p>・医療従事者の確保</p> <p>(2) 中央病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新興感染症の感染拡大時等に備えた機能整備</li> </ul> <p>(3) こころの医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療観察法病棟の安定的な運営</li> </ul>
--	--	--

## (13) 議会議務局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
議 会 事 務 局	1,005,600	993,375	12,225	101.2

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
総 務 課	7	1	8		8
議 事 調 査 課	6		6		6
政 務 調 査 課	5	2	7		7
計	18	3	21		21

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 総務課

- ① 栄典及び表彰に関すること。
- ② 正副議長秘書に関すること。
- ③ 人事に関すること。
- ④ 公印の管守に関すること。
- ⑤ 文書の收受及び発送に関すること。
- ⑥ 公文書の編さん及び保存に関すること。
- ⑦ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑧ 現金の出納及び物品の受払に関すること。
- ⑨ 備品等の購入及び管理に関すること。
- ⑩ 議員の福利及び厚生に関すること。
- ⑪ 議長会及び局長会に関すること。
- ⑫ 議員の資産公開に関すること。
- ⑬ 政務活動費に関すること。
- ⑭ 職員の福利及び厚生に関すること。
- ⑮ 各課の連絡調整に関すること。
- ⑯ 議事堂別館の管理及び運営に関すること。
- ⑰ その他庶務及び他課の所掌に属しない事務に関すること。

#### (2) 議事調査課

- ① 本会議に関すること。
- ② 委員会に関すること（政務調査課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 全員協議会、各派代表者会議その他諸会議に関すること。
- ④ 請願、陳情等に関すること。
- ⑤ 会議の記録に関すること（政務調査課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 会議場及び傍聴人の整理に関すること。
- ⑦ 議会広報に関すること。
- ⑧ 各種議長協議会に関すること（政務調査課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑨ 各種調査関係書類及び資料等の整理に関すること（政務調査課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑩ その他議事及び調査に関すること。

### (3) 政務調査課

- ① 委員会に関すること（特別委員会（決算特別委員会を除く。）に係るものに限る。）。
- ② 会議の記録に関すること（特別委員会（決算特別委員会を除く。）に係るものに限る。）。
- ③ 重要事案の調査、研究及び企画に関すること。
- ④ 議員提出議案に関すること。
- ⑤ 議会資料等の刊行に関すること。
- ⑥ 各種議長協議会に関すること（原子力発電関係道県議会議長協議会に係るものに限る。）。
- ⑦ 各種調査関係書類及び資料等の整理に関すること（特別委員会（決算特別委員会を除く。）に係るものに限る。）。
- ⑧ その他政務調査に関すること。





## (14) 教育委員会



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
総 務 課	69,737,206	70,759,604	△ 1,022,398	98.6
教 育 施 設 課	907,138	1,515,185	△ 608,047	59.9
学 校 企 画 課	5,747,249	5,656,986	90,263	101.6
教 育 指 導 課	1,955,162	1,520,609	434,553	128.6
特 別 支 援 教 育 課	1,163,955	1,149,042	14,913	101.3
保 健 体 育 課	116,656	113,833	2,823	102.5
社 会 教 育 課	451,621	427,606	24,015	105.6
人 権 同 和 教 育 課	44,810	36,276	8,534	123.5
文 化 財 課	1,150,764	1,365,832	△ 215,068	84.3
福 利 課	222,763	231,141	△ 8,378	96.4
教育委員会 合計	81,497,324	82,776,114	△ 1,278,790	98.5

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

### (1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
総 務 課	29		29		29
教 育 施 設 課	13	2	15		15
学 校 企 画 課	15	24	39	18 ( 2 )	57 ( 2 )
教 育 指 導 課	13		13	12 ( 16 )	25 ( 16 )
特 別 支 援 教 育 課	3		3	2 ( 6 )	5 ( 6 )
保 健 体 育 課	4		4	4 ( 9 )	8 ( 9 )
社 会 教 育 課	5		5	6	11
人 権 同 和 教 育 課				4 ( 4 )	4 ( 4 )
文 化 財 課	26		26		26
福 利 課	4	3	7		7
計	112	29	141	46 ( 37 )	187 ( 37 )

### (2) 教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
松 江 教 育 事 務 所	3		3	4 ( 15 )	7 ( 15 )
出 雲 教 育 事 務 所	3		3	4 ( 21 )	7 ( 21 )
浜 田 教 育 事 務 所	3		3	5 ( 24 )	8 ( 24 )
益 田 教 育 事 務 所	2		2	5 ( 12 )	7 ( 12 )
隠 岐 教 育 事 務 所	2		2	3 ( 13 )	5 ( 13 )
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー	18		18		18
教 育 セ ン タ ー	5		5	6 ( 34 )	11 ( 34 )
東 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー				3	3
西 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー				3	3
図 書 館	16		16		16
青 少 年 の 家	3		3	7	10
少 年 自 然 の 家				3	3
古 代 出 雲 歴 史 博 物 館	15		15		15
計	70		70	43 ( 119 )	113 ( 119 )

### (3) 県立学校

区 分	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
県 立 学 校	171	14	185	2,038	2,223
合 計	353	43	396	2,127 ( 156 )	2,523 ( 156 )

※ ( ) は外数で派遣社会教育主事及び充て指導主事等の高等学校教職員・  
小中学校教職員との兼務者。

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 総務課

- ① 教育委員会の会議に関すること。
- ② 教育行政の全体計画及び総合調整に関すること。
- ③ 教育の広報、広聴及び教育行政に関する相談に関すること。
- ④ 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の職員（以下「教育庁等職員」という。）並びに県立学校の教職員のうち教育職員を除く職員（以下「県立学校事務職員等」という。）の任免、分限、懲戒その他の人事（以下「任免等」という。）及び服務に関すること。
- ⑤ 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の組織に関すること。
- ⑥ 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の定数に関すること。
- ⑦ 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ⑧ 教育庁等職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員（以下「教職員等」という。）の給与に関すること。
- ⑨ 教職員等の公務災害補償に関すること。
- ⑩ 教育委員会の所掌に係る予算の調整に関すること。
- ⑪ 教育委員会の所掌に係る予算の管理及び決算に関すること。
- ⑫ 規則その他の規程の制定又は改廃に関すること。
- ⑬ 文書の收受、発送、編さん及び保存並びに公印の管守に関すること。
- ⑭ 栄典及び褒章に関すること。
- ⑮ 秘書事務に関すること。
- ⑯ 教育に関する法人に関すること。
- ⑰ 教職員等の職員団体に関すること。
- ⑱ 義務教育費国庫負担金事務に関すること（教職員給与費等に係るものに限る。）。
- ⑲ 市町村教育委員会に関すること。
- ⑳ 教育の調査及び統計に関すること。
- ㉑ 教育事務所に関すること。
- ㉒ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- ㉓ 前各号に掲げるもののほか、本庁各課等との連絡調整及び他課の所掌に属しない事務に関すること。

## (2) 教育施設課

- ① 教育財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ② 県立学校及び教育機関の施設及び設備の整備に関すること。
- ③ 県立学校及び教育機関の施設の維持管理及び保全に関すること。
- ④ 県立学校及び教育機関の施設の長寿命化に関すること。
- ⑤ 産業教育及び理科教育に関する設備の整備に関すること。
- ⑥ 市町村立学校の施設整備に関する指導に関すること。
- ⑦ 公立学校・幼稚園、学校給食施設及び社会体育施設の施設設備に関する国庫負担金及び交付金事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑧ へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費を除く。）に関すること。

## (3) 学校企画課

- ① 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の任免等に関すること。
- ② 県立学校の教育職員の服務に関すること。
- ③ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- ④ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ⑤ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の評価制度に関すること。
- ⑥ 教育職員の免許状に関すること。
- ⑦ 教育職員の免許法認定講習に関すること。
- ⑧ 公立の専修学校及び各種学校、市町村立の小中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）並びに市町村立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置、廃止等に関すること。
- ⑨ 県立高等学校（以下「高等学校」という。）及び小中学校等の管理及び運営に関すること。
- ⑩ 高等学校の生徒の修学奨励並びに小中学校等の児童及び生徒の就学奨励補助に関すること。
- ⑪ 高等学校の水産練習船に関すること。
- ⑫ 高等学校等奨学事業に関すること。
- ⑬ 県立学校の情報化推進に関すること。
- ⑭ 県立学校の再編成に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑮ 高等学校の通学区域の指定に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑯ 県立学校改革の企画に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校等に係る管理並び

に県立学校及び小中学校等に係る人事に関すること。

#### (4) 教育指導課

- ① 高等学校の教育に係る指導及び小中学校等の教育に係る指導及び助言に関すること。
- ② 高等学校及び小中学校等の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- ③ 高等学校及び小中学校等の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- ④ 高等学校の教育職員及び県費負担教職員の研修に関すること。
- ⑤ 公立高等学校の入学者選抜に関すること。
- ⑥ 高等学校の生徒並びに小中学校等の児童及び生徒の学力の育成に関すること。
- ⑦ キャリア教育の推進に関すること。
- ⑧ 県立学校及び小中学校等の教育魅力化に関すること。
- ⑨ 心の教育の推進に関すること。
- ⑩ 教育センターに関すること。
- ⑪ 幼稚園の教育に係る指導及び助言に関すること（幼児教育推進室）。
- ⑫ 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（幼児教育推進室）。
- ⑬ 幼児期における教育と小学校の教育の連携の推進等に関すること（幼児教育推進室）。
- ⑭ 地域教育の推進に関すること（地域教育推進室）。
- ⑮ 県立学校及び小中学校等の生徒指導に関すること（子ども安全支援室）。
- ⑯ 県立学校及び小中学校等の学校安全に関すること（子ども安全支援室）。
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校等に係る教育指導に関すること。

#### (5) 特別支援教育課

- ① 特別支援学校の管理及び運営に関すること。
- ② 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる幼児、児童及び生徒の教育に係る教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- ③ 通常の学級に在籍する発達障がいを含め、障がいのある幼児、児童及び生徒の教育（以下「特別支援教育」という。）に係る指導及び助言に関すること。

- ④ 特別支援教育に係る学習指導及び進路指導に関すること。
- ⑤ 幼児、児童及び生徒の教育支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 特別支援教育担当教育職員の研修に関すること。
- ⑦ 特別支援学校の幼児、児童及び生徒の就学奨励に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育に関すること。

## (6) 保健体育課

- ① 学校体育に関すること。
- ② 保健体育関係諸団体に関すること。
- ③ 食育に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（健康づくり推進室）。
- ④ 子どもの基本的な生活習慣づくりに関すること（健康づくり推進室）。
- ⑤ 学校保健に関すること（健康づくり推進室）。
- ⑥ 学校給食に関すること（健康づくり推進室）。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、保健体育に関すること。

## (7) 社会教育課

- ① 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
- ② 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- ③ 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ④ 青少年団体、女性団体、PTAその他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。
- ⑤ 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 公民館、図書館（学校の図書館を除く。）その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。
- ⑦ 県立生涯学習施設に関すること。
- ⑧ 県立図書館に関すること。
- ⑨ 県立青少年社会教育施設に関すること。
- ⑩ 地域を担う人づくりに資する教育魅力化に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。



**(8) 人権同和教育課**

- ① 人権・同和教育の企画連絡調整に関すること。
- ② 学校教育における人権・同和教育に関すること。
- ③ 社会教育における人権・同和教育に関すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、人権・同和教育に関すること。

**(9) 文化財課**

- ① 文化財の指定、管理及び活用に関すること。
- ② 文化財の保護に係る調査及び調整に関すること。
- ③ 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- ④ 埋蔵文化財調査センターに関すること。
- ⑤ 県立八雲立つ風土記の丘に関すること。
- ⑥ 県立古墳の丘古曾志公園に関すること。
- ⑦ 博物館及び博物館に相当する施設に関すること。
- ⑧ 世界遺産に関すること（世界遺産室）。
- ⑨ 古代文化の調査、研究及び活用に関すること（古代文化センター）。
- ⑩ 古代出雲歴史博物館に関すること（古代文化センター）。
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、文化財に関すること。

**(10) 福利課**

- ① 教職員等の福利厚生に関すること。
- ② 教職員住宅の整備及び維持管理に関すること。
- ③ 教職員等の健康管理に関すること。
- ④ 公立学校共済組合に関すること。
- ⑤ 教職員互助会に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、福利に関すること。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 障がい者就業支援事業 〔VI-1-(1)〕	155,952	特別支援学校卒業者等を特別支援学校等の会計年度任用職員として任用し、職業能力や職業意識の向上を図り数年以内の就労を支援。 〔特別支援学校〕 全 12 校 〔教育事務所〕 出雲 〔その他〕 教育庁総務課、県立図書館、埋蔵文化財調査センター	総務課 特別支援教育課
2. 教育財産維持管理事業 〔VI-1-(3)〕	76,638 〔うち補正 76,638〕	学校施設の省エネルギー化実現のため、特別支援学校における照明器具のLED化を推進。	教育施設課
3. 産業教育設備整備事業 〔VI-1-(3)〕	85,257	技術革新の進む産業構造の変化に対応するため、専門高校への教育設備の整備及び更新を実施。	教育施設課
4. 特色ある学校づくりを支援する少人数学級編制 〔II-1-(2)〕 〔VI-1-(3)〕	1,034,008	国において小学校の学級編制の基準を令和3年度から学年進行で見直し、全学年を35人にする方針を踏まえ、以下のとおり対応。 【事業概要】 ①小学1・2年及び中学1年 令和2年度の県の見直し方針に基づき、少人数学級編制を実施（学校の実態等を踏まえ、常勤講師又は非常勤講師を配置することも可能） ・小学1年 30人学級編制 （国編制基準 35人） ・小学2年 32人学級編制 ・中学1年 35人学級編制 （国編制基準 40人） ②小学5・6年 国制度変更を踏まえた対応として、35人学級編制を実施 （国編制基準 40人） ③中学2・3年 令和2年度の県の見直し方針に基づき、38人学級編制を実施 （国編制基準 40人） ④課題解決・制度改正対応のための加配 児童生徒支援、教科指導方法工夫改善及び人材育成に関わる、学校の抱える課題の解決に取り組む指導体制を支援するための加配 ※上記による県独自の少人数学級編制等に伴う加配教員数 132人	学校企画課

		<p>※国による学級編制の基準見直し  R 3 見直し 小学2年 40人→35人  R 4 見直し 小学3年 40人→35人  R 5 見直し 小学4年 40人→35人</p>	
<p>5. 学びの場を支える  非常勤講師配置事業  〔VI-1-(3)〕</p>	497, 425	<p>不登校・いじめ・問題行動等の未然防止や、特別な配慮を要する児童生徒への対応等のため非常勤講師を配置。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①中1ギャップに対応するための非常勤講師配置事業（中学校クラスサポート事業）  環境が大きく変化する中学校1年生を対象に、生活面・学習面からきめ細かい支援を行うため、必要性の高い大規模校に非常勤講師を配置  〔R 5〕29人</p> <p>②特別な支援のための非常勤講師配置事業（にここサポート事業）  ・通常の学級にLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など特別な支援を要する児童が在籍し、特に対応が困難な小学校を対象に非常勤講師を配置  〔R 5〕100人  ・児童生徒の障がいの多様性や突発的な行動にきめ細かに対応するため、小・中学校の特別支援学級のうち多人数の学級に非常勤講師を配置  〔R 5〕53人</p> <p>③自学教室等での個別指導の充実に係る非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業）  自学教室等を設置して個別に指導を行う必要のある中学校に非常勤講師を配置  〔R 5〕30人</p> <p>※市町村教育委員会の判断で、1人の非常勤講師が複数校兼務を行うことも可能とする。</p>	学校企画課
<p>6. 教員確保対策事業  〔VI-1-(3)〕</p>	12, 783	<p>深刻な教員不足に対応するため、他県の教員や異業種へ就職した人材の取り込みや教育職の魅力発信強化等の取組を総合的に実施。</p> <p>【事業概要】</p> <p>①教員に関心を持つ高校生・大学生に向けた情報発信  ②異業種に就職した教員免許状保有者や他県の教員等の確保に向けた取組を強化  ③若手教員のサポート体制強化</p>	学校企画課

<p>7. 緊急校務支援員配置事業 〔IV-1-(1)〕 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>27,689</p>	<p>公立小中学校において、県が配置すべき常勤の教員に未配置が発生した場合に、教員の校務負担を軽減するため、緊急校務支援員を任用する市町村に対して、その経費を支援。 〔負担割合〕 県 10/10</p>	<p>学校企画課</p>
<p>8. 高等学校等就学支援事業 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>1,451,862</p>	<p>家庭の教育費負担を軽減し高等学校等への就学を支援。 【事業概要】 1 高等学校等就学支援金（授業料支援） ①高等学校等就学支援金（国 10/10） 高等学校等に在籍する生徒等（年収約 910 万円未満の世帯）に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減 ②家計急変世帯への支援（国 10/10） 保護者の失職、倒産等により家計が急変し、急変後の年収見込みが約 590 万円未満の収入状況となった場合に授業料を支援 2 その他の授業料支援 ①学び直しへの支援（国 10/10） 高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に 36 月経過後も継続して授業料を支援（最長 2 年間） ②専攻科生への支援（国 1/2） 高等学校等の専攻科に在籍する生徒（年収約 380 万円未満の世帯）に対し授業料を支援 3 奨学のための給付金（国 1/3） 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯（年収約 270 万円未満の世帯（家計急変世帯を含む））の授業料以外の教育費負担を軽減</p>	<p>学校企画課</p>
<p>9. 高校生の住まい確保支援事業 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>47,674</p>	<p>市町村が行う地域の実情に沿った高校生の住まい確保のための取組を支援。 【事業概要】 ①みなし寄宿舎に対する運営費支援 市町村が整備した公共的施設を県立高校の寄宿舎として活用する場合に、その運営に要する費用を補助 〔助成割合・助成額〕 県が算定した標準的運営経費の 10/10 （1 施設 450 万円～750 万円程度） ②共同下宿に対する運営費支援 市町村が古民家等の地域資源を共同下宿として活用する場合に、その運営に要する費用を助成 〔助成割合・助成額〕 県が算定した標準的運営経費の 1/2 （1 施設上限 400 万円まで）</p>	<p>学校企画課</p>

<p>10. 学力育成推進事業 〔IV-1-(1)〕 〔VI-1-(1)〕</p>	<p>122,919</p>	<p>児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①学力定着状況の把握 小学校5年生～中学校2年生の児童生徒を対象に学力調査を実施</p> <p>②グローバル人材育成に向けた取組 英語によるコミュニケーションの推進</p> <p>③外国語（英語）教育における授業改善 外国語指導助手の活用</p>	<p>教育指導課</p>
<p>11. 未来の創り手育成事業 〔IV-1-(1)〕 〔VI-1-(1)〕</p>	<p>826,865 〔うち補正 54,481〕</p>	<p>地域を担う未来の創り手を育成するため、大学等での学びや理系分野への進学など進路選択の幅を広げる機会を充実するとともに、学校図書館やICT機器を活用した教育を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①しまねの高校生学力育成事業 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランス良く育むために、各県立高校が主体的に取り組む教育実践を実施</p> <p>②しまねの小中学生学力育成プロジェクト 小中学校の段階から算数・数学や理科への興味関心を高めるための取組を実施</p> <p>③理数教育の充実に向けた取組 ・しまね数リンピックの開催 ・科学の甲子園（ジュニア）県予選の開催</p> <p>④学校図書館活用教育研究事業 児童生徒の言語能力、情報活用能力を育成するため、小中学校6校をモデル校に指定し研究を実践</p> <p>⑤県立高校図書館活用教育推進事業 12学級未満の高等学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置</p> <p>⑥司書教諭養成事業 学校図書館の経営や指導について専門的な知識を持つ司書教諭を養成</p> <p>⑦ICT活用教育推進事業 生徒一人一台端末環境に対応するための環境を整備</p> <p>⑧COREハイスクール・ネットワーク構想 中山間地域・離島の小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークを構築</p>	<p>教育指導課</p>

<p>12. 学校司書等による 学びのサポート事 業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	<p>160, 138</p>	<p>学校図書館を拠点に児童生徒一人一人に寄り添った学びの支援を行う「学びのサポーター」または「学校司書」を配置する市町村を支援。 【事業概要】 ①市町村配置経費への助成 〔助成率〕 ・学びのサポーター 市 1/2、町村 2/3 ・学校司書 市町村 1/3 ②市町村職員への研修支援 学びのサポーターの資質向上に向けた研修会を開催</p>	<p>教育指導課</p>
<p>13. 子ども読書活動推 進事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(6)〕</p>	<p>196, 781</p>	<p>学校図書館の充実と活性化による図書館を活用した教育を推進するとともに、家庭や地域における子ども読書活動を推進。 【事業概要】 ①小中学校等 小中学校の学校図書館を拠点に児童生徒一人一人に寄り添った学びの支援を行うため、「学びのサポーター」または「学校司書」を配置する市町村を支援 〔助成率〕 ・学びのサポーター 市 1/2、町村 2/3 ・学校司書 市町村 1/3 ②特別支援学校 ・全校に学校司書を配置 ・学校司書の研修、図書の整備を実施 ③県立図書館 ・学校司書・読書ボランティアの研修 ・子ども向け図書の充実 ④読み聞かせや親子読書の普及 ・しまね子ども読書フェスティバル等の実施 ・読み聞かせの記録手帳の作成・配布により家族による読み聞かせを推進</p>	<p>教育指導課 特別支援教育課 社会教育課</p>
<p>14. 帰国・外国人児童 生徒等教育の推進 支援事業 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	<p>160, 978</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒への支援。 【事業概要】 ①帰国・外国人児童生徒に対し支援体制を整備する市町村を支援 ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・拠点校の設置等による指導体制の構築</p>	<p>学校企画課 教育指導課</p>

		<p>②日本語指導が必要な小中学校に教員を配置 〔R 5〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 12人</li> <li>・中学校 8人</li> </ul> <p>③宍道高校における日本語指導体制の強化（日本語指導員増員）</p> <p>④教職員研修の充実</p>	
<p>15. 幼児教育推進事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	17,166	<p>幼稚園教諭・保育士等及び市町村担当者の研修支援の充実やアドバイザー等による訪問指導等により、全県的に幼児教育の質を向上。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育担当指導主事及び幼児教育アドバイザーによる訪問指導の実施</li> <li>○幼児教育施設と小学校の連携に向けた取組を推進</li> <li>○県主催研修の実施や市町村が実施する研修の支援</li> <li>○未就学児への体力向上や読み聞かせの取組を推進</li> </ul>	<p>教育指導課 保健体育課 社会教育課</p>
<p>16. 県立高校主幹教諭等の配置 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	146,937	<p>県立高校に高大連携を推進するための主幹教諭等を配置。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①主幹教諭の配置（県単加配）</p> <p>学校全体での授業改善の取組や、地域との協働に加え、県内大学等との高大連携や入試改革に適応した学力の底上げなどの取組を推進するため、教科・分掌の垣根を越えてリードできる管理的職階にある主幹教諭を全ての普通科高校に配置</p> <p>〔R 5〕21人</p> <p>②高大連携推進員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型・学校推薦型選抜による県内大学への入学を希望する生徒の進路実現を図るため、松江、出雲、石見エリアに各1名配置</li> <li>・島根大学新学部「材料エネルギー学部」の魅力を県内高校生に発信するため、1名を追加配置</li> </ul> <p>〔R 5〕4人</p>	<p>学校企画課 教育指導課</p>
<p>17. 教育魅力化人づくり推進事業 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(2)〕</p>	278,018	<p>学校と地域が協働して取り組む「教育の魅力化」を支援。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①学校と地域が一体となって子どもたちを育む協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の運営を支援</p>	<p>教育指導課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働体制に係る運営マネージャーの配置を支援</li> <li>・協働体制の運営に係る経費を支援</li> <li>②地域資源を活用した特色ある教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域の協働による探究学習の取組を支援</li> <li>・県外生徒募集の取組を支援</li> <li>・大学や企業等と連携した先駆的な取組を支援</li> </ul> </li> <li>③探究学習に携わる人材の育成、確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と学校をつなぐ魅力化コーディネーター等の養成・育成を目的とした研修会等を実施</li> </ul> </li> <li>④教育魅力化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の魅力化」の成果を図る取組を実施</li> </ul> </li> </ul>	
<p>18. 悩みの相談・不登校対策事業 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>272, 119</p>	<p>いじめ、不登校等の課題に対し、未然防止や早期発見・対応の取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①生徒指導体制充実強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するアンケートQ Uをいじめの未然防止、早期発見等に活用 〔小中学校〕 小学校3年生～中学校3年生を対象に、市町村へ実施経費の1/2を助成</li> <li>・弁護士、臨床心理士等の外部人材をアドバイザーとして学校等に派遣</li> <li>・「島根県生徒指導審議会」、「島根県いじめ問題対策連絡協議会」の開催</li> </ul> <p>②悩みの相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー配置</li> <li>・子どもと親の相談員配置</li> <li>・いじめ等に関する相談窓口 (来所・電話・SNS)</li> <li>・スクールソーシャルワーカー活用</li> <li>・「こころ・発達」教育相談</li> <li>・教育相談員の配置</li> </ul> <p>③不登校対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターへの支援 不登校児童生徒に対する学校復帰や社会的自立への支援を行う教育支援センターの運営等を支援(10市町)</li> <li>・連絡調整員の活用 中学校卒業者や高校中退者でひきこもり等が懸念される者に対する支援</li> <li>・居場所・絆のある学校づくり研修</li> </ul>	<p>教育指導課</p>



<p>19. インクルーシブ教育システム構築事業 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(3)〕</p>	<p>122,084</p>	<p>全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業 特別支援学校の教員などの専門性を活用し、小中学校等への相談・支援を充実</p> <p>②高等学校特別支援教育充実事業 ・県立高校において、障がいにより学習や生活に困難さがある生徒が適切な指導を受けられるよう、巡回指導を行う教員を拠点校に配置し、通級指導を充実 ・合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置</p> <p>③切れ目ない支援体制整備事業 関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成などによる引継ぎ体制を充実</p> <p>④特別支援学校機能向上事業 安全で安心な医療的ケア実施に向けた学校看護師の配置等の体制を整備</p> <p>⑤特別支援学校と地域の連携強化事業 地域活動やスポーツ文化活動を通じて、教育活動を地域に広げる取組を実施</p> <p>(注) インクルーシブ教育システム：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み</p>	<p>総務課 学校企画課 特別支援教育課</p>
<p>20. 特別支援学校職業教育・就業支援事業 〔Ⅰ-3-(1)〕 〔Ⅳ-1-(1)〕 〔Ⅵ-1-(1)〕</p>	<p>13,408</p>	<p>特別支援学校高等部において、生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①進路指導の充実 特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路指導に必要な時間を確保することで、卒業生のアフターケアや在校生の職場体験受入先の開拓などを実施 〔実施校〕 6校（松江、出雲、浜田、石見、益田、隠岐）</p> <p>②技能の向上 合同学習や学習成果の発表を通じて、生徒の意欲や職業スキルの向上を促進</p>	<p>特別支援教育課</p>
<p>21. 特別支援学校における通学支援 〔Ⅱ-1-(2)〕 〔Ⅵ-1-(3)〕</p>	<p>29,500</p>	<p>通学を要因とした保護者の負担を軽減するため、スクールバスの増便や、朝の早い時間から児童生徒を預けられる環境を整備。</p>	<p>特別支援教育課</p>

<p>22. 食育推進事業 〔VI-1-(1)〕 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>3,105</p>	<p>食育を通じて次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成を推進。 【事業概要】 ①食の学習ノート活用事業 副教材「食の学習ノート」(小中高生版)の作成 ②栄養教諭を対象とした研修 ③高校生を対象とした啓発の取組 朝食欠食などの課題に対応するため、「みそ汁コンテスト」を実施</p>	<p>保健体育課</p>
<p>23. インターハイ実施 競技支援事業 〔VI-1-(1)〕</p>	<p>19,222</p>	<p>令和7年度全国高校総体中国ブロック大会の開催準備や選手強化の実施。 【事業概要】 ○開催準備会の設置 ○高校生の選手強化 等</p>	<p>保健体育課</p>
<p>24. 社会教育士確保・ 養成事業 〔IV-1-(3)〕 〔VI-1-(6)〕</p>	<p>8,720</p>	<p>高等教育機関等と連携・協働し、県内における人づくり・地域づくりを推進していく人材(社会教育士)の育成と社会教育主事資格取得者の計画的養成により、社会教育を振興する人的基盤を確保。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>25. ふるさと人づくり 推進事業 〔IV-1-(1)〕 〔IV-1-(3)〕 〔VI-1-(6)〕</p>	<p>9,033</p>	<p>島根の未来を担う次世代の子どもたちが、地域にある資源を活かして主体的に地域でのつながりをつくっていくふるさと活動や、公民館と地域団体が連携しながら学習・実践活動を行うことにより、地域課題の解決に向かう人材育成に取り組む市町村を支援。 【事業概要】 ①つながりづくり「ふるさと活動」実践事業 〔助成率〕新規 1/2、継続 1/3 〔助成上限額〕50万円 ②「学びのサイクル」による人づくり促進事業 〔助成率〕1/2 〔助成上限額〕30万円</p>	<p>社会教育課</p>
<p>26. 結集!しまねの子 育て協働プロジェ クト事業 〔II-1-(2)〕 〔IV-1-(1)〕 〔VI-1-(2)〕</p>	<p>66,848</p>	<p>市町村が実施する学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の経費を助成。 〔負担割合〕国 1/3・県 1/3・市町村 1/3</p>	<p>社会教育課</p>

<p>27. ふるさと教育推進事業 〔IV-1-(1)〕 〔VI-1-(2)〕</p>	<p>26,229</p>	<p>地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、子どもたちのふるさとへの愛着・誇り、貢献意欲や、確かな学力、実行力の育成に取り組む市町村を支援。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>28. 子どものセーフティネット推進事業 〔II-1-(2)〕 〔V-2-(5)〕</p>	<p>1,000</p>	<p>生活困難層の子どもの抱える困難さに対応し、支援につなげる機会を確保するため、家庭での学習が困難な子どもを対象とした学習支援を行う市町村の取組を支援。 〔助成率〕 1/2 〔助成上限額〕 50万円</p>	<p>人権同和教育課</p>
<p>29. 島根の歴史文化活用推進事業 〔I-2-(2)〕 〔III-2-(2)〕 〔VI-4-(2)〕</p>	<p>33,974</p>	<p>調査研究によって磨き上げた島根の歴史文化について、市町村及びゆかりの深い他県と連携しながら県内外に情報発信し、文化財保存継承の気運醸成や、島根の認知度向上につなげる取組を推進。 【事業概要】 ①県内各地の多様な歴史文化をテーマとした講座やシンポジウムの開催とオンラインによる配信 ②他県と連携して古代歴史文化に関する共同調査研究を実施し、その成果を全国に発信 ③萩・石見空港を利用した県内の歴史スポットをめぐるバスツアーの実施 ④県内7つの日本遺産の魅力を全国に発信</p>	<p>文化財課</p>
<p>30. 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 〔III-2-(2)〕 〔VI-4-(2)〕</p>	<p>80,042</p>	<p>世界遺産「石見銀山遺跡」を適切に管理し、未来へ継承していくため、調査研究、保存整備、情報発信を実施。 【事業概要】 ①世界遺産総合調査研究事業 ・基礎調査研究 ・テーマ別調査研究 ②世界遺産保存整備事業 ・史跡等の整備・修理 ・拠点施設運営補助 ③世界遺産総合情報発信事業 世界遺産情報発信、講座等開催</p>	<p>文化財課</p>

## 5. 課題

課名	事項名	概要
教育施設課 特別支援教育課	1. 多様な学びの場における教育環境整備 [VI-1-(3)]	1. 概要 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」に基づき、特別支援学校の教育環境の充実に向け、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」を踏まえ、教室不足や狭隘化等の解消を図る。  2. 今後の課題 「特別支援学校設置基準」に定める校舎面積を満たしていない特別支援学校があり、今後も在籍者数の増加が見込まれ、慢性的な教室不足が続くため、施設整備等の対策が必要である。
学校企画課	1. 教員の確保 [VI-1-(3)]	1. 概要 近年の大量退職等に伴う教員不足により、教員が未配置となる学校や常勤講師の代わりに非常勤講師を配置せざるを得ない学校が増加。教員採用試験の受験者数・受験倍率も減少傾向にある。 このような中、教員採用試験の抜本的な見直しや募集広報の強化をはじめ、様々な対策を講じてきているが、引き続き厳しい状況にある。  2. 今後の課題 教員確保に向けて、引き続き、再任用等の促進や、教員採用試験の見直しによる新規採用促進、県内大学・高校と連携した教員志望者の裾野拡大等を進めるとともに、他業種からの転職促進や教員経験者の復帰促進など、新たな視点での取組も行っていく必要がある。 また、若手教員等の定着促進を図るためのサポート体制の強化や、教員籍の行政勤務者（指導主事等）の配置合理化による学校現場への教員配置促進等にも取り組んでいく必要がある。

	<p>2. 教職員の働き方改革 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要 平成30年度に策定した「教職員の働き方改革プラン」に基づき、学校の業務削減・効率化やサポート人材の配置等を進めてきており、令和4年12月には、重点期間（令和元～3年度）の取組検証を行い、成果・課題及び今後の対応の方向性をとりまとめて公表した。</p> <p>2. 今後の課題 これまでの取組により、全校種で時間外勤務が大きく減少し（3年間で平均44%減）、月45時間以内の目標を達成するなどの成果が出ているが、年次有給休暇の取得日数など未達成の目標も多く、時間外勤務については、学校種・学校規模・職種による差異や、教職員間での二極化傾向などの課題も明らかとなっている。</p> <p>全ての教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう、今後、よりきめ細かな実態把握を行いつつ、ICTを活用した業務効率化や、業務量に見合った適切な教員配置、サポート人材の配置充実、業務平準化の推進等に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>1. 学力育成推進 〔VI-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 「しまねの学力育成推進プラン」に基づき、県教育委員会と市町村教育委員会が協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識及び技能を身に付けるとともに、人生や社会で活かすことができる確かな学力と学び続ける意欲を育むよう取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 ICTやふるさとの地域素材を活用するなど、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業の質の充実、子どもたちの主体的な学びを支援する授業の在り方の研究、ICTの活用等による家庭学習の充実、総合的な学習（探究）の時間の充実などを図る必要がある。</p>
	<p>2. 幼児教育の推進 〔VI-1-(1)〕</p>	<p>1. 概要 島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教諭等及び市町村担当者等の研修などを通して、全県的に幼児教育の質を向上するとともに幼小連携・接続を推進する。</p> <p>2. 今後の課題 幼小連携・接続について、多くの地域で接続を見通したカリキュラムの編成・実施が十分に行われていない。また、接続期において十分な狙いをもった活動ができていない。接続期の教育について、より一層の理解促進を図る必要がある。</p>

	<p>3. いじめ・不登校など生徒指導上の諸課題 〔VI-1-(3)〕</p>	<p>1. 概要 県内では、児童生徒数 1,000 人あたりのいじめの認知件数は、全国平均より低い傾向が継続している。不登校を理由に年間 30 日以上欠席した児童生徒は、増加傾向にあり、令和 3 年度は過去最多を更新した。</p> <p>2. 今後の課題 いじめへの対応においては、早い段階から積極的ないじめの認知を行うことが重要であることから、学校毎にいじめの定義の理解や認識を再確認するよう、一層求めていく必要がある。</p> <p>生徒指導上の諸課題への対応として、未然防止に努め、早期発見・早期支援のため、関係諸機関とも連携しながら、相談支援体制の充実を図り、全ての児童生徒にとって居場所があると感じられる魅力ある学校づくりを進める必要がある。</p>
--	---	--

## (15) 警察本部





## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
警 察 本 部	21,414,514	20,635,242	779,272	103.8

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

課 名	一般職員			警察官	合 計
	事務	技術	計		
警 察 本 部	163	34	197	522	719
警 察 署	92	2	94	977	1,071
計	255	36	291	1,499	1,790

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 総務課

- ① 機密に関すること。
- ② 県議会との連絡に関すること。
- ③ 公印の管守に関すること。
- ④ 公安委員会規則案その他公文書類の審査に関すること。
- ⑤ 公安委員会の庶務に関すること（公安委員会補佐室）。
- ⑥ 公安委員会に対する苦情の取扱いに関すること（公安委員会補佐室）。
- ⑦ 公安委員会による監察の調査に関すること（公安委員会補佐室）。
- ⑧ 公安委員会の情報公開に関すること（公安委員会補佐室）。
- ⑨ 警察署協議会の事務に関すること（公安委員会補佐室）。
- ⑩ 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること（取調べ監督室）。
- ⑪ 留置業務の管理及び運営に関すること（留置管理室）。

#### (2) 広報県民課

- ① 広報及び広聴に関すること。
- ② 警察相談等の管理に関すること。
- ③ 情報公開及び個人情報保護に関すること（情報公開室）。
- ④ 公文書類の接受、発送、編集、保管及び保存に関すること（情報公開室）。
- ⑤ 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること（犯罪被害者支援室）。
- ⑥ 犯罪被害者等給付金に関すること（犯罪被害者支援室）。
- ⑦ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること（犯罪被害者支援室）。
- ⑧ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること（犯罪被害者支援室）。

#### (3) 会計課

- ① 予算、決算及び会計に関すること。
- ② 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- ③ 営繕に関すること。
- ④ 警察装備に関すること。
- ⑤ 会計の監査に関すること（監査室）。

- ⑥ 遺失物等に関すること（監査室）。

#### (4) 情報管理課

- ① 情報セキュリティ対策に関すること。
- ② 照会業務に関すること。
- ③ 情報管理システムの企画及び調整に関すること（ICT推進室）。
- ④ 情報管理システムの運営に関すること（ICT推進室）。
- ⑤ 電磁的記録の解析に関すること（ICT推進室）。
- ⑥ 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること（ICT推進室）。
- ⑦ 事務能率の増進に関すること（ICT推進室）。

#### (5) 警務課

- ① 警察職員（以下「職員」という。）の人事及び給与に関すること。
- ② 職員の募集及び試験に関すること。
- ③ 職員の勤務制度に関すること。
- ④ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- ⑤ 職員の海外研修及び海外派遣に関すること。
- ⑥ 有線通信施設の使用管理に関すること。
- ⑦ 所管行政に関する企画、調査及び総合調整に関すること（企画室）。
- ⑧ 警察の組織及び職員の定員に関すること（企画室）。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、警務部内の他の所掌に属しないこと。

#### (6) 人材育成課

- ① 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る職員の教養に関する事務一般に関すること。
- ② 職員の安全運転管理に関すること。
- ③ 警察教養施設の整備及び運営に関すること。

#### (7) 監察課

- ① 監察に関すること。
- ② 表彰及び懲戒に関すること。
- ③ 争訟事務の指導及び調整に関すること。
- ④ 苦情等（総務課において処理するものを除く。）の処理に関すること。

#### (8) 厚生課

- ① 福利厚生及び保健に関すること。

② 警察共済組合に関すること。

#### (9) 生活安全企画課

① 保護に関すること。

② 総合的な犯罪抑止対策の企画及び推進に関すること（安全まちづくり推進室）。

③ 安全なまちづくりに関連する犯罪の分析及び統計に関すること（安全まちづくり推進室）。

④ 安全なまちづくりに役立つ情報の収集及び提供に関すること（安全まちづくり推進室）。

⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑥ 古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑦ 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑧ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑩ 金属くずの取扱いに関する条例（昭和32年島根県条例第27号）の施行に関すること（生活保安室）。

⑪ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）（生活保安室）。

⑫ 核燃料物質等の運搬に関すること（生活保安室）。

⑬ 経済関係事犯の取締りに関すること（生活保安室）。

⑭ 環境関係事犯の取締りに関すること（生活保安室）。

⑮ 風俗関係事犯の取締りに関すること（少年女性対策課の所掌に属するものを除く。）（生活保安室）。

⑯ 危険物事犯及び保健衛生事犯の取締りに関すること（生活保安室）。

⑰ 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること（生活保安室）。

⑱ 第13号から前号までに掲げるもののほか、他の所掌に属さない特別法令違反の取締りに関すること（生活保安室）。

⑲ 前各号に掲げるもののほか、生活安全部内の他の所掌に属しないこと。

#### (10) 地域課

① 地域警察に関すること。

- ② 水上警察に関する事。
- ③ 鉄道警察に関する事。
- ④ 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。
- ⑤ 列車その他の交通機関への警乗に関する事。
- ⑥ 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。
- ⑦ 機動警らによる犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等の実施（自動車警ら隊）
- ⑧ 前号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命ずる事項（自動車警ら隊）
- ⑨ 地域警察官の指導教養に関する事（地域指導室）。

#### (11) 通信指令課

- ① 110番通報の処理に関する事。
- ② 通信指令業務に関する事。
- ③ 緊急配備に関する事。
- ④ 無線通信の運用に関する事。
- ⑤ 通信指令システムの保守管理に関する事。

#### (12) 少年女性対策課

- ① 少年非行の防止に関する企画及び立案に関する事。
- ② 少年指導委員等に関する事。
- ③ 少年の補導に関する事。
- ④ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。
- ⑤ 少年犯罪の捜査に関する事。
- ⑥ 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- ⑦ 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
- ⑧ 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関する事。
- ⑨ 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）の施行に関する事。
- ⑩ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事（人身安全対策室）。
- ⑪ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事（人身安全対策室）。

- ⑫ 前2号に掲げるもののほか、行方不明、虐待その他人身の安全を確保する必要の認められる事案の対処に関する事（人身安全対策室）。
- ⑬ 子ども及び女性を対象とする性的犯罪等の未然防止に関する事（人身安全対策室）。

### (13) サイバー犯罪対策課

- ① サイバー犯罪の取締り及び予防に関する事。
- ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関する事。
- ③ サイバーセキュリティ戦略に関する企画及び総合調整に関する事。

### (14) 刑事企画課

- ① 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関する事。
- ② 犯罪捜査の合理化及び適正化に関する事。
- ③ 指名手配に関する事。
- ④ 捜査共助に関する事。
- ⑤ 捜査技術の研究及び指導に関する事。
- ⑥ 刑事資料の調査、収集及び管理に関する事。
- ⑦ 刑事法令一般の調査及び研究に関する事。
- ⑧ 告訴及び告発に関する管理、調整、指導及び教養に関する事。
- ⑨ 取調べの高度化及び適正化を図るための指導、教養等に関する事。
- ⑩ 犯罪捜査に必要な情報の分析、調査及び総合調整に関する事（捜査支援分析室）。
- ⑪ 犯罪統計に関する事（捜査支援分析室）。
- ⑫ 犯罪手口に関する事（捜査支援分析室）。
- ⑬ 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関する事（捜査支援分析室）。
- ⑭ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する事（捜査支援分析室）。
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しない事。

### (15) 捜査第一課

- ① 犯罪の捜査（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- ② サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）の施行に関する事。

- ③ 移動警察に関すること。
- ④ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行に関すること。
- ⑤ 緊急に出動を要する事件の初動捜査（機動捜査隊）
- ⑥ 犯罪多発地域におけるよう撃捜査（機動捜査隊）
- ⑦ 殺人、強盗、強制性交等、放火その他の重要事件の捜査（機動捜査隊）
- ⑧ 前3号に掲げるもののほか、本部長が特に命じた事件の捜査（機動捜査隊）

#### (16) 捜査第二課

- ① 知能的犯罪の捜査に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- ② 選挙犯罪の捜査に関すること。
- ③ 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

#### (17) 組織犯罪対策課

- ① 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- ② 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- ⑤ 前2号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。
- ⑥ 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- ⑦ 国際犯罪に関する指導及び調整に関すること。
- ⑧ 国際犯罪に関する関係機関との連携及び国際共助に関すること。
- ⑨ 国際犯罪に関する情報収集及び分析に関すること。
- ⑩ 通訳官等の運用に関すること。
- ⑪ 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- ⑫ 知能的犯罪のうち広域にわたり、かつ、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関すること（特殊詐欺捜査室）。

#### (18) 鑑識課

- ① 犯罪鑑識に関すること。
- ② 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。
- ③ 機動鑑識に関すること。

**(19) 科学捜査研究所**

- ① 犯罪捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。
- ② 犯罪捜査についての科学的な研究及び実験に関すること。

**(20) 交通企画課**

- ① 交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- ② 交通事故防止対策に関すること。
- ③ 交通事故の分析及び統計に関すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、交通部内の他の所掌に属しないこと。

**(21) 交通指導課**

- ① 交通の指導及び取締りに関すること。
- ② 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- ③ 交通反則行為の処理に関すること（交通反則通告センター）。

**(22) 交通規制課**

- ① 交通規制に関すること。
- ② 交通安全施設に関すること。
- ③ 交通管制に関すること。
- ④ 交通管制システムの運用及び技術的研究に関すること（交通管制センター）。
- ⑤ 交通情報の収集及び提供に関すること（交通管制センター）。

**(23) 運転免許課**

- ① 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- ② 運転者に対する行政処分及び講習に関すること。
- ③ 運転免許試験場の維持及び管理に関すること。
- ④ 指定自動車教習所に関すること。
- ⑤ 西部運転免許センターに関すること。

**(24) 交通機動隊**

- ① 交通取締用自動車の運用等による交通の指導取締り及び交通整理
- ② 事件、事故及び災害等に対する初動措置並びに緊急配備時の検問及び検索等の警察活動
- ③ 警衛及び警護等における車両等の誘導活動

**(25) 高速道路交通警察隊**



- ① 高速自動車国道、国家公安委員会が指定する自動車専用道路その他本部長が定める道路（以下「高速道路等」という。）における交通の指導取締り、交通事故・事件の捜査及び処理、交通規制その他交通警察事務の処理
- ② 高速道路等における犯罪の初動措置その他必要な警察活動
- ③ 高速道路等に接続する周辺道路における交通の指導及び取締り並びに交通事故の初期的処理
- ④ 前3号に掲げるもののほか、本部長が特に命ずる事項

## (26) 公安課

- ① 警備警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- ② 警備情報の収集、整理等に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 警備犯罪の取締りに関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、警備部内の他の所掌に属しないこと。

## (27) 警備課

- ① 警備実施に関すること。
- ② 災害警備に関すること。
- ③ 警衛及び警護に関すること。
- ④ 管区機動隊及び第二機動隊の運営に関すること。
- ⑤ 警察法第71条第1項の緊急事態及び同法第5条第4項第4号に規定する事案に対処するための計画及び実施に関すること（危機管理対策室）。
- ⑥ 警察用航空機の運用に関すること（危機管理対策室）。

## (28) 外事課

- ① 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- ② 前号に掲げるもののほか、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- ③ 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。

④ 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 警備犯罪で外国人に係るもの及び前2号に規定する活動に関するもの

## (29) 機動隊

① 災害、雑踏又は騒じょうその他集団不法事案に対する警備、警戒、救護等

② 集団警ら等による各種一斉取締り、重要施設の警備、警衛、警護等

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 特殊詐欺被害防止対策事業 〔Ⅷ-2-(4)〕	8,241	特殊詐欺被害の未然防止対策を推進。 【事業概要】 ○特殊詐欺被害防止の防犯テキスト等による広報啓発 ○電話による注意喚起を行うコールセンター業務の委託 ○各種窓口等水際における被害の未然阻止に対する謝礼制度の実施	警察本部
2. サイバー犯罪対策強化事業 〔Ⅷ-2-(4)〕	19,214	悪質化・巧妙化するサイバー犯罪への対処能力の強化及びサイバー空間における安全・安心の確保に向けた対策を実施。 【事業概要】 ○捜査能力向上に向けた人材育成及び捜査用資機材の強化等の基盤整備 ○ボランティアや事業者と連携した被害防止啓発活動の実施	警察本部
3. 交通安全教育事業 〔Ⅷ-2-(3)〕	25,476	交通事故防止のため、県内全域で、歩行シミュレータ等の交通安全教育機器を活用した参加・体験型の交通安全教育活動を実施。 【事業概要】 ○交通安全教育業務の委託 ○交通安全教育機器の整備	警察本部
4. 出雲警察署整備事業 〔Ⅷ-2-(4)〕	1,231,221	庁舎の狭あい化、機能不足が顕著な出雲警察署について、現庁舎を活用しつつ治安維持の拠点としての機能を充足する新庁舎を整備。 【事業概要】 ○総事業費 約29億円 ○R3～4 地質調査及び設計委託 ○R4～6 庁舎建設工事	警察本部

## 5. 課題

課名	事項名	概要
警察本部	1. 交通安全対策の推進 〔VIII-2-(3)〕	<p>1. 概要</p> <p>県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数ともに低い水準で推移している中、令和4年の交通事故死者数は16人であり、前年比で6人増加した。このうち、高齢者の死者数12人(75%)を始め、夜間における死者数が5人(31%)、国道における死者数が9人(56%)といずれも高い割合を占めている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>「第11次島根県交通安全計画」に定められた令和7年までに県内の交通死亡事故死者数を15人以下とする等の目標を達成するため、本県の交通事故死者の特徴である高齢者の交通事故防止を始め、夜間及び国道を重点としながら、ドライバーや歩行者を安全運転・安全行動に導くための交通安全教育の充実など、総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体、ボランティアと連携の下で強力に推進していく必要がある。</p>
	2. 治安対策の推進 〔VIII-2-(4)〕	<p>1. 概要</p> <p>令和4年の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を更新し、凶悪犯罪の検挙率も高水準を維持するなど、一定の改善が見られる一方で、子供や女性を狙った声かけ・つきまとい事案及びDV・ストーカー等の人身安全関連事案並びに手口が多様化・巧妙化する特殊詐欺及びサイバー犯罪の被害は高止まりの状況である。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>少子高齢化の進展や地域との関わりの希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、広報啓発や防犯ボランティア等との連携等、県民の安全を守るための各種対策の強化等に取り組む必要がある。</p> <p>また、特殊詐欺を始めとする複雑・多様化する犯罪への被害防止及び検挙対策や深刻化するサイバー空間の脅威等に適切に対処するため、専門的知識を有する職員の育成、装備資機材の有効活用、各種犯罪発生時の情報分析の高度化等の対処能力の更なる充実を図っていく必要がある。</p>

## (16) 人事委員会事務局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初	令和4年度当初	比 較	(A) / (B)
	(A)	(B)	(A) - (B)	(%)
人 事 委 員 会 事 務 局	129,931	138,686	△ 8,755	93.7

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
企 画 課	14		14		14

### 3. 各課別分掌事務

- ① 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- ② 任用、給与、勤務時間その他の勤務条件その他職員に係る制度に関すること。
- ③ 職員の競争試験及び選考に関すること。
- ④ 職員の給与の支払監理に関すること。
- ⑤ 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ⑥ 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑧ 管理職員等の範囲、職員団体の登録等に関すること。
- ⑨ 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務に関すること。
- ⑩ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- ⑪ 職員の苦情の処理に関すること。
- ⑫ 職員の退職管理に関すること。
- ⑬ 退職手当の支給制限等の処分に係る調査及び審議に関すること。
- ⑭ その他法律又は条例に基づき定められた事務に関すること。
- ⑮ 人事委員会の議事に関すること。
- ⑯ 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
- ⑰ 文書管理及び公印の管守に関すること。
- ⑱ 予算及び経理その他庶務事務に関すること。



## (17) 監査委員事務局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
監 査 委 員 事 務 局	163,908	134,332	29,576	122.0

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
監 査 第 一 課	7		7		7
監 査 第 二 課	6		6		6
計	13		13		13

### 3. 各課別分掌事務

#### (1) 監査第一課

- ① 監査計画の調整及び委員協議に関すること。
- ② 一般会計、特別会計及び基金に係る財務監査に関すること。
- ③ 一般会計、特別会計及び基金に係る現金出納検査に関すること。
- ④ 一般会計及び特別会計に係る決算審査並びに運用基金運用状況審査に関すること。
- ⑤ 住民監査請求監査に関すること。
- ⑥ 職員の人事、研修及び庶務に関すること。
- ⑦ 監査基準に関すること。
- ⑧ 内部統制評価報告書の審査に関すること。
- ⑨ その他監査第二課の所掌に属さない事務に関すること。

#### (2) 監査第二課

- ① 公営企業会計に係る財務監査、現金出納検査及び決算審査に関すること。
- ② 行政監査に関すること。
- ③ 財政的援助団体等の監査に関すること。
- ④ 外部監査の事務の協力に関すること。
- ⑤ 境港管理組合の監査に関すること。
- ⑥ 健全化判断比率等に係る審査に関すること。
- ⑦ その他監査第一課の所掌に属さない監査に関すること。

(18) 労働委員会事務局



## 1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和5年度当初 (A)	令和4年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
労働委員会事務局	83,910	88,217	△ 4,307	95.1

※予算の移管を伴う機構改革該当課なし。

## 2. 人員配置表

(令和5年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
審 査 調 整 課	7		7		7

### 3. 各課別分掌事務

- ① 文書の收受、発送及び保存並びに公印の管守に関する事。
- ② 職員の人事、服務及び福利厚生に関する事。
- ③ 予算、決算及び会計に関する事。
- ④ 総会、公益委員会議その他の労働委員会の会議に関する事。
- ⑤ 労働委員会連絡協議会及び労働委員会連絡会議に関する事。
- ⑥ 不当労働行為の審査に関する事。
- ⑦ 労働組合の資格審査に関する事。
- ⑧ 労働協約の地域的、一般的拘束力の適用に関する事。
- ⑨ 不当労働行為に係る確定命令の不履行の場合の地方裁判所への通知に関する事。
- ⑩ 不当労働行為に係る訴訟に関する事。
- ⑪ 地方公営企業等における監督的地位にある職員等の範囲の認定及び告示に関する事。
- ⑫ 公益事業における争議行為予告通知義務違反に対する検察官への処罰請求に関する事。
- ⑬ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- ⑭ あっせん員候補者の委嘱及び名簿に関する事。
- ⑮ 労働争議の実情調査に関する事。
- ⑯ 争議行為発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に関する事。
- ⑰ 個別労働関係紛争の助言及びあっせんに関する事。





